

真鶴町地域防災計画

平成31年3月

真鶴町防災会議

目 次

[総 則 編]

第1章 計画について	
第1節 計画の目的・構成	3
第2節 計画の基本方針	3
第3節 計画の検討・修正	4
第4節 他の計画との関係	4
第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3章 真鶴町の概況	
第1節 自然条件	12
第2節 社会条件	15
第3節 地域条件	17
第4章 災害履歴	
第1節 風水害	19
第2節 地震災害	21
第5章 被害予測	
第1節 地震被害	22
第2節 津波浸水被害	34
第6章 防災対策の推進方向	
第1節 前提とする風水害	35
第2節 災害からみた真鶴町の特性	35
第3節 防災ビジョン	36

[震災対策編]

第1部 災害予防計画

第1章 地域防災力の向上	
第1節 防災意識の高揚	43
第2節 防災訓練の充実	44
第3節 自主防災組織等の育成強化	47
第4節 要配慮者の安全確保	49
第2章 防災体制の確立	
第1節 災害活動体制の整備	54
第2節 情報連絡体制の整備	56
第3節 消防・救援体制の整備	59
第4節 災害時医療体制の整備	62
第5節 緊急輸送体制の整備	64

第3章 防災まちづくりの推進

第1節	地震火災の防止	67
第2節	建物不燃化の促進	69
第3節	防災からの市街地整備	69
第4節	建築物等の耐震対策	70
第5節	道路及び港湾・海岸施設の安全化	72
第6節	ライフライン等の防災対策	73
第7節	地盤災害の防止対策	75
第8節	孤立化の対策	76
第9節	防災・減災のための調査・研究の推進	77

第4章 防災施設等の整備

第1節	防災拠点施設の整備	79
第2節	避難施設の整備	80
第3節	非常用物資の備蓄	83

第5章 津波災害への備え

第1節	津波危険予想地域の対策	85
第2節	津波に対する自衛体制の確立	85
第3節	津波広報、教育、訓練計画	88

第2部 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制

第1節	活動体制の確立	91
第2節	災害救助法の手続き等	100

第2章 情報の収集・伝達計画

第1節	情報連絡体制の確立	104
第2節	災害情報通信連絡系統	104
第3節	初動期災害情報収集と伝達体制	107
第4節	被害情報等の収集・報告	113
第5節	県への被害情報等の報告	118
第6節	災害時の広報	130

第3章 消防・救急救助・危険物等対策計画

第1節	応急消防活動	135
第2節	救急救助活動	137
第3節	危険物等の対策	140

第4章 避難計画

第1節	避難活動	143
第2節	避難所の開設と運営	148
第3節	津波避難対策	154

第5章 警備・交通規制計画	
第1節 災害警備計画	155
第2節 交通規制計画	158
第3節 緊急輸送路・車両の確保	159
第4節 緊急通行車両の確認等	160
第5節 交通情報の収集及び提供	162
第6節 地震発生時に運転者のとるべき措置	162
第6章 医療救護・防疫等活動計画	
第1節 医療救護活動	163
第2節 防疫等活動	168
第3節 保健衛生対策活動	169
第4節 行方不明者の捜索・死体の処理	171
第7章 救援計画	
第1節 応急給水	174
第2節 食糧の供給	176
第3節 衣料・生活必需品等の供給	178
第4節 緊急輸送計画	179
第8章 広域応援・自衛隊派遣要請計画	
第1節 広域応援要請	182
第2節 自衛隊災害派遣要請	184
第3節 ボランティアの受け入れ	187
第4節 労働力充足計画	190
第9章 生活関連施設等の応急復旧計画	
第1節 公共施設	191
第2節 ライフライン施設	192
第3節 通信・放送施設等	194
第4節 鉄道施設	197
第10章 被災地の応急対策計画	
第1節 清掃及び障害物の除去	199
第2節 応急仮設住宅の建設等	203
第3節 応急危険度判定の実施	207
第4節 二次災害の防止活動	209
第11章 応急教育計画	
第1節 応急教育の実施	210
第2節 学用品の調達及び給与	213
第3節 授業料の減免・給食の措置等	214
第4節 応急保育の実施等	215
第5節 文化財の保護	216

第12章 帰宅困難者対策

第3部 復旧・復興対策計画

第1章 復旧・復興への準備

第1節 復興体制の確立	221
第2節 復興のための事前対策	222
第3節 被害状況調査	223

第2章 復旧・復興計画の策定

第1節 復興計画のプロセス等	226
第2節 市街地復興	227
第3節 都市基盤施設等の復興対策	229
第4節 生活再建支援	230
第5節 地域経済復興支援	234

第3章 激甚災害の指定に関する計画

第4部 東海地震に係る事前対策計画

第1章 総 則

第1節 目 的	243
第2節 基本方針	243
第3節 地震防災対策強化地域	244

第2章 警戒宣言発令時の対策

第1節 東海地震に関する情報発表時の対応	245
第2節 地震災害警戒本部	246
第3節 警戒宣言・東海地震に関連する情報等の伝達等	252
第4節 広報対策	254
第5節 事前避難対策	255
第6節 帰宅困難者（滞留者）対策	259
第7節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等	259
第8節 医療機関の対策	260
第9節 文教対策	260
第10節 消防・水防・津波対策	262
第11節 警備対策	263
第12節 交通対策	265
第13節 緊急輸送対策	266
第14節 鉄道等の公共輸送対策	267
第15節 発災に備えた資機材・人員等の配備手配	268
第16節 電力確保対策	269
第17節 通信確保対策	269

第18節	町が管理又は運営する施設に関する対策	269
第19節	金融機関の措置	271
第20節	事業所等の措置	272
第3章	教育、広報及び訓練	
第1節	防災知識の普及	273
第2節	大規模な地震に係る防災訓練計画	276
第4章	地震防災上重要な施設等の整備推進	
第1節	政令指定事業の推進	277
第2節	政令指定外事業の推進	277
第5章	地域防災体制の整備推進	
第1節	自主防災組織の育成指導	278
第2節	自主防災組織の組織、運営及び活動基準	278

[風水害等対策編]

第1部 災害予防計画

第1章	地域防災力の向上	
第1節	防災意識の高揚	283
第2節	防災訓練の充実	283
第3節	自主防災組織等の育成強化	286
第4節	要配慮者の安全確保	286
第2章	防災体制の確立	
第1節	災害活動体制の整備	287
第2節	情報連絡体制の整備	287
第3節	消防・救援体制の整備	287
第4節	災害時医療体制の整備	290
第5節	緊急輸送体制の整備	292
第3章	防災まちづくりの推進	
第1節	防災からの市街地整備	293
第2節	建物等の安全性の確保	294
第3節	ライフライン等の防災対策	294
第4節	道路施設の安全化	295
第5節	孤立化の対策	295
第4章	火災予防計画	
第1節	火災予防査察	296
第2節	一般住宅等の防火対策の徹底	297
第3節	保安林に対する火災予防	298
第5章	土砂災害予防計画	

第1節	危険箇所の調査把握	299
第2節	急傾斜地崩壊危険区域の対策	301
第3節	砂防指定地の対策	301
第4節	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	301
第5節	宅地造成地災害対策	302
第6節	警戒避難体制の整備	302
第7節	防災知識の普及・啓発	303
第6章 水害予防計画		
第1節	浸水対策	304
第2節	高潮対策	304
第3節	下水道整備	305
第4節	水害予防施設の維持補修	305
第7章 風害予防計画		
第1節	農作物等の風害防止対策	307
第2節	気象（風等）の観測	308
第8章 防災施設等の整備計画		
第1節	防災拠点施設の整備	309
第2節	避難施設の整備	309
第3節	非常用物資の備蓄	309
第4節	水防用資機材の整備	309

第2部 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制

第1節	活動体制の確立	313
第2節	災害救助法の手続き等	322

第2章 情報の収集・伝達計画

第1節	情報連絡体制の確立	323
第2節	災害情報通信連絡系統	323
第3節	初動期災害情報収集体制	323
第4節	被害情報等の収集・報告	326
第5節	県への被害情報等の報告	326
第6節	災害時の広報	326

第3章 消防・救急救助・危険物等対策計画

第1節	応急消防活動	327
第2節	救急救助活動	327
第3節	危険物等の対策	327

第4章 水防活動計画

第1節	関係機関の措置	328
-----	---------	-----

第2節	危険区域の監視・警戒	328
第3節	避難勧告・指示	332
第4節	公費負担	332
第5章	避難計画	
第1節	避難活動	333
第2節	避難所の開設と運営	333
第6章	警備・交通規制計画	334
第7章	医療救護・防疫等活動計画	
第1節	医療救護活動	335
第2節	防疫等活動	335
第3節	保健衛生対策活動	335
第4節	行方不明者の捜索・死体の処理	336
第8章	救援計画	337
第9章	広域応援・自衛隊派遣要請計画	
第1節	広域応援要請	338
第2節	自衛隊災害派遣要請	338
第3節	ボランティアの受け入れ	338
第4節	労働力充足計画	338
第10章	生活関連施設等の応急復旧計画	339
第11章	清掃及び障害物の除去	340
第12章	応急教育計画	
第1節	応急教育の実施	341
第13章	帰宅困難者対策	342

第3部 復旧・復興対策計画

第1章	復旧・復興への準備	345
第2章	復旧・復興計画の策定	345

[大規模事故対策編]

第1章	大規模火災対策計画	
第1節	災害予防計画	349
第2節	災害時の応急活動計画	351
第2章	林野火災対策計画	
第1節	災害予防計画	354
第2節	災害時の応急活動計画	355
第3章	危険物等災害対策計画	
第1節	災害予防計画	358

第2節	災害時の応急活動計画	360
第4章	鉄道災害対策計画	
第1節	災害予防計画	363
第2節	災害時の応急活動計画	365
第5章	道路災害対策計画	
第1節	災害予防計画	368
第2節	災害時の応急活動計画	369
第6章	海上災害対策計画	
第1節	災害予防計画	372
第2節	災害時の応急活動計画	373
第7章	油流出等対策計画	
第1節	災害予防計画	377
第2節	災害時の応急活動計画	378
第8章	航空機災害対策計画	
第1節	災害予防計画	383
第2節	災害時の応急活動計画	383
第9章	放射性物質災害対策計画	
第1節	災害予防計画	387
第2節	災害時の応急活動計画	390
第10章	火山災害対策計画	
第1節	災害予防計画	392
第2節	災害時の応急活動計画	400

総 則 編

第1章 計画について

第1節 計画の目的・構成

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条及び真鶴町防災会議条例第2条の規定に基づき、真鶴町防災会議が作成する計画であって本町の区域に係る地震災害、風水害等に対して総合的な指針及び対策計画を定め、災害の予防、応急対策、災害復旧の対策等を実施することにより、防災関係機関が備えるその全機能と全能力を発揮して町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

なお、計画の主たる構成は、次のとおりである。

1. 真鶴町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災対策上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
2. 防災施設の新設又は改良、災害防止のための調査研究、教育及び訓練その他災害予防の計画
3. 災害応急対策に関する次の計画
 - ア. 防災組織に関する計画
 - イ. 情報の収集及び伝達に関する計画
 - ウ. 震災及び風水害等の防除に関する計画
 - エ. 被災者の救助保護に関する計画
 - オ. 災害警備に関する計画
 - カ. 自衛隊の災害派遣要請に関する計画
 - キ. その他災害発生時における応急対策に関する計画
4. 災害復旧に関する計画
5. その他必要な計画
 - ア. 東海地震に係る事前対策計画
 - イ. 大規模事故対策計画等

第2節 計画の基本方針

第1 災害予防対策

- ア. 町民への災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成と防災訓練の充実を図る。
- イ. 災害に強いまちをつくるため、地盤災害や気象災害等の防止策、公共及び民間の建築物や道路、橋りょう等の防災対策を図る。
- ウ. 防災拠点の整備を進め、各種資機材の備蓄と消防施設の整備を図る。
- エ. 気象災害や津波災害を減少するための施設整備や情報伝達体制の充実を図る。
- オ. 情報連絡手段となる防災行政無線等の整備・向上を図る。
- カ. 今後の災害対策に必要な各種調査研究の向上を図る。

第2 災害応急対策

- ア. 災害時に迅速な対応がとれるよう、防災関係機関の応急体制を整える。
- イ. 気象警報・注意報や被害情報等の災害情報の収集伝達体制を整える。
- ウ. 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食糧等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実を図る。
- エ. 消防、交通規制等の応急活動の充実を図る。
- オ. 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策の実施を図る。
- カ. 電気、水道等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- キ. 教育体制の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。
- ク. 災害時における要配慮者に対する適切な支援及び対応を図る。

第3 災害復旧・復興対策

- ア. 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、町民生活の安定を図る。
- イ. 生活関連施設等の迅速な復旧を図る。
- ウ. 地域経済の復興の支援を図る。

第3節 計画の検討・修正

真鶴町防災会議は、計画が常に実状に沿ったものとするため、地域に係る社会情勢の変化、関係法令の改正、他計画の修正及び各対策計画整備の進捗に応じ、計画を随時修正するものとする。

第4節 他の計画との関係

本計画は、町の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する防災業務計画や神奈川県地域防災計画等、他の計画との整合を図るものとする。

第 2 章 防災関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の主要なものは、次のとおりである。

1. 真鶴町

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 真鶴町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集、広報に関すること。 (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。 (5) 災害対策に関する自衛隊等への派遣要請に関すること。 (6) 救助、防疫等被災者の救助、保護及び保健衛生に関すること。 (7) 災害応急対策用資機材及び災害復旧資材の確保に関すること。 (8) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (9) 被災町営施設の応急対策並びに復旧に関すること。 (10) 災害時における文教対策に関すること。 (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (13) 被災施設の復旧に関すること。 (14) 被災者の生活再建支援に関すること。 (15) 町内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 (16) 行方不明者等の捜索に関すること。
2. 真鶴町消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害及び二次災害の予防警戒、防除に関すること。 (2) 行方不明者等の捜索に関すること。 (3) 人命の救出、救助及び応急救護に関すること。 (4) 消防、水防その他の応急処置に関すること。 (5) 災害時の救助、救急、情報の伝達に関すること。

2. 神奈川県機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災組織の整備に関すること。 (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (4) 防災訓練の実施に関すること。 (5) 防災施設の整備に関すること。 (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 地震に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 交通規制、その他社会秩序の維持に関すること。 (10) 保健衛生に関すること。 (11) 文教対策に関すること。 (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援に関すること。 (13) 災害救助法に基づく被災者の救済に関すること。
2. 県西地域県政総合センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管区内の市町、県機関及び関係機関等の総合調整に関すること。 (2) 広域防災活動拠点の運営に関すること。 (3) 広域防災活動備蓄拠点の運営に関すること。 (4) 構成機関の所管に係る災害応急対策の実施に関すること。 (5) 所管区域内の災害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他の災害情報の収集等に関すること。 (6) 所管区域内の県機関及び関係機関等に対する本部の司令等の伝達に関すること。
3. 県西土木事務所小田原土木センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における管内区域の道路及び橋りょう等の応急対策、緊急輸送道路の確保に関すること。 (2) 管内区域の道路、河川等の被害調査及び災害復旧に関すること。
4. 小田原保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管内の医療機関の被災状況、救護所等における医療ニーズに関する情報収集・整理に関すること。 (2) 救護チーム（医療チーム）の受け入れ・派遣調整、傷病者の搬送調整に関すること。 (3) こころのケアチームとの連絡調整等に関すること。 (4) 地域災害医療対策会議の開催に関すること。 (5) 市町が救護所等で行う医療救護活動への支援に関すること。
5. 小田原警察署 (県警察)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備活動に関すること。 (2) 防災関係機関との連携に関すること。 (3) 防災関係機関からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 (4) 被災者の救出及び避難に関すること。 (5) 行方不明者等の捜索に関すること。 (6) 交通規制及び交通施設等の保全に関すること。

3. 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
(近隣の部隊) ・ 第1 高射特科大隊 (御殿場市) ・ 第31 普通科連隊 (横須賀市)	(1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成 (3) 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 (4) 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧 (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与災害派遣の準備。

4. 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。 (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。 (5) 津波警報の伝達に関すること。
2. 関東農政局 (神奈川県拠点)	(1) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整
3. 関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材などの防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
4. 第三管区海上保安本部 (横須賀海上保安部湘南海上保安署)	(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。 (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること。 (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。 (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。
5. 東京管区气象台 (横浜地方气象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、突風等に関する情報を防災機関、報道機関に伝達すると共に、これらを通じて町民周知に努めること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)の利用等に関すること。 (4) ハザードマップ等の作成についての技術的支援等に関すること。 (5) 防災機関と連携し、防災気象情報の理解促進等の活動に関すること。

6. 国土交通省 (東京空港事務所)	(1) 災害時における空港の運用に関する事。 (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事。
7. 関東運輸局	(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事。 (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。 (3) 災害における不通区間における迂回輸送等の指導に関する事。 (4) 災害時における応急海上輸送に関する事。 (5) 応急海上輸送用船舶の応急修理に関する事。
8. 関東地方整備局	(1) 災害予防 a 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 b 通信施設等の整備に関する事。 c 公共施設等の整備に関する事。 d 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 e 官庁施設の災害予防措置に関する事。 f 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事。 (2) 災害応急対策 a 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達に関する事。 b 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。 c 建設機械の現況及び技術者の現況に関する事。 d 災害時における復旧資材の確保に関する事。 e 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事。 f 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事。 g 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事。 (3) 災害復旧 a 災害発生後の速やかな現況調査に関する事。 b 被災施設の二次災害の防止に関する事。 c 迅速かつ適切な復旧に関する事。
9. 関東総合通信局	(1) 電波及び有線電気通信の監理に関する事。 (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事。 (3) 災害時における非常通信の確保に関する事。 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施に関する事。 (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関する事。

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 東日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の整備及び点検に関すること。 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保に関すること。 (3) 災害時の応急輸送対策に関すること。 (4) 鉄道施設の被災調査及び復旧に関すること。
2. 東日本電信電話株式会社（神奈川県支部）	(1) 公衆電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 公衆電気通信の特別取扱いに関すること。 (3) 公衆電気通信施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
3. 日本赤十字社 （神奈川県支部）	(1) 医療救護班の派遣に関すること。 (2) 救援物資の配分及び備蓄に関すること。 (3) 血液製剤の確保及び備蓄に関すること。 (4) 義援金の受付及び配分に関すること。 (5) その他災害救護に必要な業務に関すること。
4. 日本放送協会 （横浜放送局）	(1) 気象予報、警報等の放送周知 (2) 緊急地震速報の迅速な伝達 (3) 災害状況及び災害対策に関する放送 (4) 放送施設の保安
5. 神奈川県道路公社	(1) 道路の耐震整備 (2) 災害時の輸送路の確保 (3) 道路の災害復旧
6. 東京電力パワーグリッド株式会社 （小田原支社）	(1) 電力供給施設の整備及び点検 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 被災施設の調査及び復旧
7. 日本通運株式会社 （小田原営業所）	(1) 災害対策用物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
8. 伊豆箱根バス株式会社	(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送対策
9. 小田原医師会	(1) 防疫その他保健衛生活動の実施 (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
10. 小田原薬剤師会	(1) 防疫その他保健衛生活動の実施 (2) 救急活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
11. 放送機関 （RFラジオ日本、 テレビ神奈川）	(1) 気象予報・警報等の放送周知 (2) 災害状況及び災害対策に関する放送 (3) 放送施設の保安
12. 神奈川県トラック協会 （小田原地区支部）	(1) 災害対策用物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策

13. 真鶴郵便局、真鶴港郵便局、岩郵便局	(1) 郵便局ネットワークを活用した広報活動 (2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (3) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
-----------------------	---

6. その他関係機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 農業協同組合	(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 農作物災害応急対策の指導 (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 (4) 被災農家に対する融資又は融資の斡旋
2. 漁業協同組合	(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋 (3) 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
3. 商工会等商工業関係団体	(1) 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
4. 医療施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容及び保護 (3) 災害時における被災負傷者の治療及び助産 (4) 災害時における収容者の保護及び誘導
5. 社会福祉施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における入通所者の保護及び誘導
6. 金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金融資
7. 危険物施設の管理者	(1) 安全管理の徹底 (2) 防護施設の整備

7. 町民及び事業所等

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
<p>1. 町 民 (自主防災組織)</p>	<p>自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図る。また、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具等の転倒防止、ガス器具等の適切な取り扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じるとともに、町民自らが隣近所、地域で協力し合い行動ができるよう、地域コミュニティーの形成に努める。</p> <p>町等が実施する防災対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に取り組み、災害の未然防止、被害の拡大防止、災害の復旧等に寄与すること。</p>
<p>2. 民間事業所等</p>	<p>事業所における防災対策の充実及び従業員の安全確保に努め、地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること。</p> <p>また、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努める。</p>
<p>3. ボランティア団体</p>	<p>普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援活動の実施に寄与すること。</p>

第3章 真鶴町の概況

第1節 自然条件

第1 位置及び面積

真鶴町は神奈川県西南部、東経 139 度 8 分 26 秒、北緯 35 度 9 分 15 秒、首都圏 100km 圏内に位置し、北は小田原市、西は湯河原町に接し、東と南は相模湾に面している。

町域は北西－南東に長軸形を有し、長さ約 7 km、幅約 1 km、面積 7.02 km²の神奈川県内で 2 番目に小さな町である。



総・図 3-1 真鶴町位置

第2 地形

真鶴町の町域全体が起伏に富んだ複雑な地形をなしており、平たん地はほとんどなく、JR 東海道本線を境にして、北部と南部に分れる。

北部は、小田原市と湯河原町に接し、箱根火山の山麓部であり、主として星ヶ山に源を発する岩沢川に沿う地域で、この岩沢川は岩漁港に注いでいるものの、降雨時以外はほとんど水が流れていない。

北部の高地部分は、一部で石材採掘が行われているが、大部分は森林に覆われており、約 1 km²は自然環境保全地域となっている。また、山裾の緩斜面には樹園地が広がり、みかんの栽培が行われている。最近では JR 真鶴駅北側地区を中心に住宅が増加し、新興住宅地を形成している。

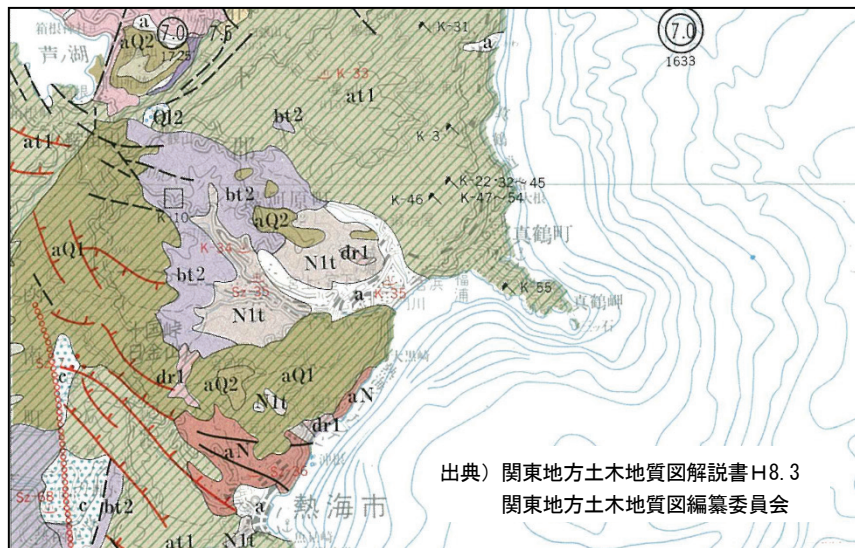
南部は、相模湾に面しており、箱根外輪山の岐脈が遠く突出し、真鶴半島を形成し、自然景観が豊かである。この半島部分と東部の新島高地との間に広がっている南東斜面が町の中心となっており、この地域は、更に小起伏により、真鶴地区と岩地区に分かれる。

なお、北部山麓部の面積は約 4 km²、南部半島部の面積は約 3 km²である。

第3 地質

真鶴町の地層分布は、主に第四紀更新世の箱根火山古期外輪山の噴出物である安山岩溶岩、火山砕石物である。

この箱根火山は、伊豆半島の付け根に位置するカルデラを持った三重式の成層火山である。その古期外輪山の活動は約 40 万年前に始まり、約 20 万年前に終了している。基底には玄武岩質の溶岩や集塊岩がみられるが、大部分は塩基性～中性の安山岩である。溶岩 (Os2) と火山砕屑岩類 (Os3) とを交互に噴出し、成層火山を形成している。外輪山の南東側は直接相模湾に面し、切り立った海食崖が連続する。また、岩沢川の流域には、崩壊堆積物、河床氾濫原がみられる。



総・図3-2 真鶴町周辺の地質図

第4 活断層

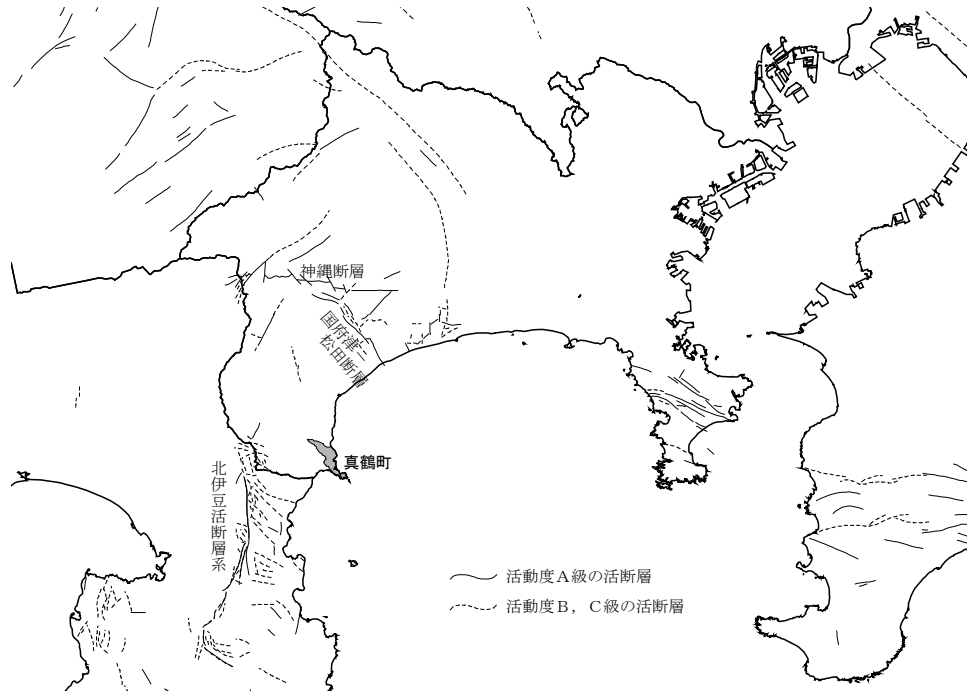
活断層とは、最近の地質時代（第四紀。約 200 万年前～現在をいう。「新編日本の活断層」）に繰り返し活動し、将来も活動すると推定されている断層をいう。真鶴町周辺には、南関東で最も著しい活断層の一つである国府津－松田断層、1930 年の北伊豆地震を引き起こした北伊豆活断層系が分布する。

1. 国府津－松田断層

大磯丘陵から丹沢山地南縁部に存在し、北西－南東方向の走向を持つ活動度 A 級の活断層である。平成 7 年度に国が行った活断層調査では、神縄断層とあわせて 25km の区間で最新活動時期が約 3,000 年前、再来間隔が 3,000 年と評価され、現在を含む今後数百年以内に変位量 10m 程度、マグニチュード 8 程度の規模の地震が発生するとしている。

2. 北伊豆活断層系

箱根火山南部より伊豆半島にかけて分布し、主に南北方向と北西－南東（西北西－東北東）方向の互いに共役の関係にある走向を持つ活断層群である。1930 年の北伊豆地震（マグニチュード 7.3）では、丹那断層等の地震断層があらわれた。このときの丹那断層の変位は 2m の横ずれであった。また、1980 年以降トレンチ調査が数多く実施され、平均して 700～1,000 年間隔で繰り返し活動してきたことが分かっている。

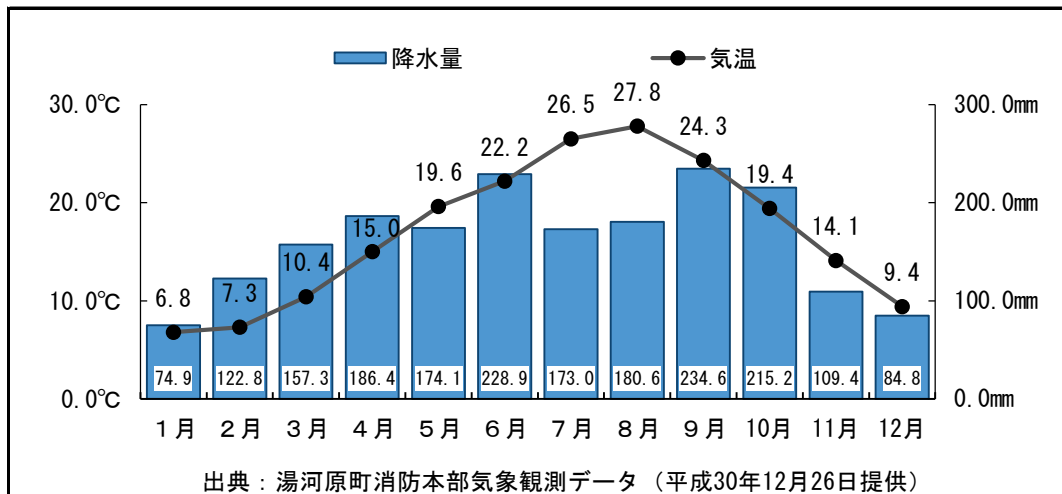


総・図3-3 真鶴町周辺の活断層

第5 気象

本町は、東南の相模湾を除いた部分が650mから150m前後の丘陵に囲まれているため冬期の寒風をさえぎり、また相模湾を黒潮の一部が西流しているため、気候は極めて温暖である。

平成20年から平成29年までの10年間の月平均気温は最も高い8月で27.8℃、最も低い1月で6.8℃である。また年間降雨量は1,941.8mmであり降雪は非常に少ない。



総・グ3-1 平成20年～29年の平均気象

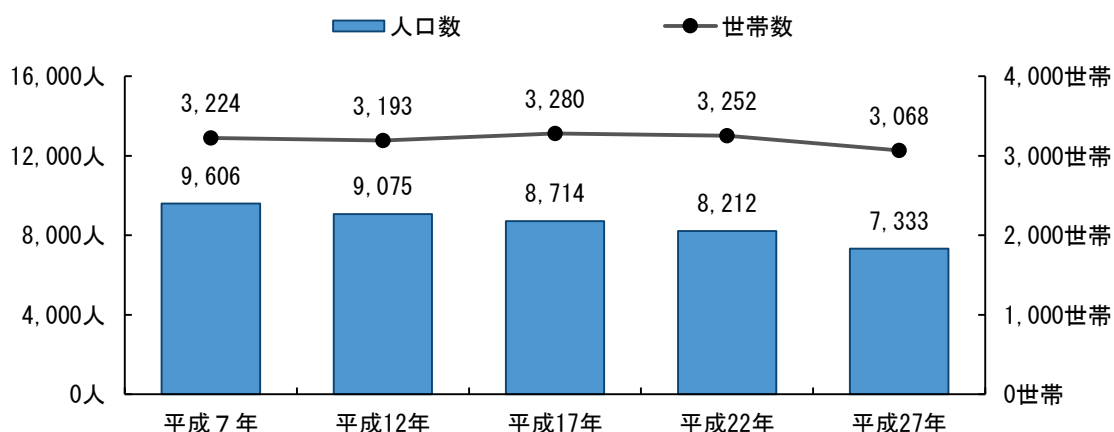
第2節 社会条件

第1 人口数・世帯数の推移

平成7年以降の国勢調査人口の推移をみると減少基調で推移し、平成7年で9,606人であったものが平成27年の国勢調査では2,273人減少して、7,333人となっている。

世帯数については、平成7年の3,224世帯から平成17年に増加したものの、以降は減少して平成27年には3,068世帯となっている。

総・グ3-2 人口数・世帯数の推移（国勢調査）



総・表3-1 人口数・世帯数の推移（人口統計調査）

	人口数	世帯数	世帯当たり人員
平成24年	7,869	3,219	2.4
平成25年	7,681	3,176	2.4
平成26年	7,549	3,154	2.4
平成27年	7,344	3,066	2.4
平成28年	7,169	3,052	2.3
平成29年	7,082	3,070	2.3

出典：まなづるの統計（平成29年度版）

第2 年齢3区分の推移

真鶴町の国勢調査における年齢3区分別の人口数及び割合の推移をみると、少子高齢化の進展が明らかであり、15歳未満人口は平成7年の13.7%（1,319人）から平成27年には7.8%（573人）で5.9ポイント、746人の減少、一方、65歳以上の高齢者の割合は、平成7年で18.6%（1,790人）から平成27年には38.7%（2,840人）で20.1ポイント、1,050人の増加となっている。

総・表3-2 年齢3区分の推移

(単位：人、%)

		総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成7年	実数	9,606	1,319	6,495	1,790
	割合	100.0	13.7	67.6	18.6
平成12年	実数	9,075	1,118	5,882	2,067
	割合	100.0	12.3	64.8	22.8
平成17年	実数	8,714	923	5,471	2,320
	割合	100.0	10.6	62.8	26.6
平成22年	実数	8,212	733	4,782	2,697
	割合	100.0	8.9	58.2	32.9
平成27年	実数	7,333	573	3,919	2,840
	割合	100.0	7.8	53.4	38.7

出典：国勢調査 ※総数は「不明」を含む

第3 昼夜間人口

国勢調査による平成12年の夜間人口（常住人口）は町全体で9,067人、昼間人口は6,665人で昼夜間人口比は0.74、同様に、平成27年の夜間人口は7,333人、昼間人口は5,470人で昼夜間人口比は0.75となっている。

すなわち、昼間時においては災害時の対応活動を担う年齢層である町民の多くが町外に出ており、この面から昼間時の地域防災力の低下が考えられる。

総・表3-3 昼夜間人口の比較

(単位：人)

平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比	夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比	夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比	夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比
9,067	6,665	0.74	8,714	6,301	0.72	8,212	6,008	0.73	7,333	5,470	0.75

※「昼夜間人口比」は、夜間人口を1とした場合の昼間人口の比率

出典：国勢調査

第4 外国人登録者数

平成31年2月1日現在での外国人登録者数は55人で人口の約0.8%を占めている。国別では中国人が最も多く19人（34.5%）、次に、韓国人が15人（27.3%）、3番目にはフィリピン人が8人（14.5%）である。

総・表3-4 外国人登録者数

(単位：人、%)

国名	人口	割合
中国	19	34.5
韓国	15	27.3
フィリピン	8	14.5
アメリカ	3	5.5
その他	10	18.2
合計	55	100.0

出典：庁内資料／2019年2月1日現在

第3節 地域条件

第1 地域構造

真鶴町は昭和31年9月30日に当時の真鶴町と岩村が合併することにより、現在の姿となった。また、町域はその性格によって大きく鉱業地区と臨海地区に分かれる。

1. 鉱業地区

真鶴町の石材業の歴史は古く、江戸城築城の際にも当地の石材が利用された記録もあるが、最近、特に機械の導入による採石量の増加に伴う残土の処理に苦慮している現状である。

関東大震災の際には、土砂の流出による家屋の倒壊と死亡事故の発生という苦い経験がある。採石法の改正と労働安全衛生規則により採石方法の規制が厳しくなったとはいうものの、大規模な地震の発生あるいは集中豪雨時の危険性は依然として残されている現状である。

採石場は主としてJR東海道本線の北方にある山地部に集中しており、その山麓にある集落は、必然的に危険の要因を内蔵しているといえる。

2. 臨海地区

真鶴町は相模湾に面し、面積の割合に比して海岸線が長く、真鶴、岩の二港が入り江をなしている。

また、古くから港町として発展してきた経緯もあり、港の近くは住家が密集し、過去においても関東大震災時に発生した津波や、キティ台風による被害を受け、その後、防波堤その他の港湾施設が整備されたが、依然として大自然の脅威は除去されたものとはいえない。

第2 交通状況

町内路線の主なものは、真鶴駅を起点として真鶴半島を一周する県道と岩地区に通ずる町道があり、駅の北西を県道740号線が、また駅の南東を国道135号が、それぞれ東海道本線に沿って町を横断している。

さらに、真鶴道路が岩大橋により岩漁港をまたぎ、半島部の付け根をトンネルで貫く形で湯河原町へ通じており、週末や行楽期には観光客による自動車の増加が著しく、災害発生時の混雑が懸念される。

第3 建物状況

真鶴町は地形上平坦地が少なく、古くからある住宅地では住宅が密集し、道は狭隘で石垣積も多い。このため災害時には道路での交通障害が懸念される。

また、近年は斜面地での宅地造成が進み、災害危険を随所に内包している。

第4 産業活動

真鶴町は古くから石材と漁業が中心的産業として営まれてきた。また、農業はそのほとんどがみかん生産である。さらに、恵まれた自然を活かした観光のまちとして来訪者も多い。

ちなみに、就業人口（平成27年国勢調査）は3,424人、うち第一次産業が2.9%、第二次産業21.0%、第三次産業76.0%である。

産業別の活動については、漁獲量 1,340 トン（平成 28 年）、農業生産額 130 百万円（平成 28 年）、製造品出荷額 959 百万円（平成 29 年）、商品販売額 4,176 百万円（平成 28 年）となっている。

総・表 3-5 経済活動

	就業者数 (人)	産業別就業者数 (人)			平成28年 漁獲量 (トン)	平成28年 農業産出額 (百万円)	平成29年 製造品出荷 額 (百万円)	平成28年 商品販売額 (百万円)
		第一次	第二次	第三次				
	3,424	101	720	2,603	1,340	130	959	4,176
割合 (%)	100.0	2.9	21.0	76.0	水産庁海面 漁業生産 調査	神奈川県生 産農業所得 統計	工業統計 調査結果 報告書	商業統計 調査結果
出典	平成27年国勢調査							

注) 就業者数には分類不能を含まず

なお、観光客入込総数については年間 100 万人以上を維持しており、平成 29 年には年間 130 万人を超えている。

総・表 3-6 観光客入り込み数

(単位：人)

	観光客入込総数	宿泊客総数	日帰り客総数
平成24年	1,105,000	49,000	1,056,000
平成25年	1,037,000	27,000	1,010,000
平成26年	1,000,000	30,000	970,000
平成27年	1,132,000	24,000	1,108,000
平成28年	1,121,000	24,000	1,097,000
平成29年	1,339,000	27,000	1,312,000

出典：神奈川県入込観光客調査

第4章 災 害 履 歴

第1節 風水害

真鶴町における平成2年以降の主な風水害を下表に示す。なお、風水害とは、台風・低気圧・たつ巻等をもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。

総・表4-1 過去の主な風水害一覧

NO.	年月日	災害原因	被害状況			被害規模
			NO.	被害名	被害場所	
1	H2. 9.30	台風20号	1	崖崩れ	小田原保健所真鶴支所前旧道135号線横	高さ25m×幅10m×0.50m
			2	崖崩れ	岩455	長さ2m,幅3m×0.05m
			3	崖崩れ	岩965-4	長さ5m,幅5m×0.05m
			4	崖崩れ	真鶴294	長さ6m,幅3m×0.05m 長さ10m,幅5m×0.05m
			5	崖崩れ	真鶴岩1628-3	長さ5m,幅5m×0.05m
			6	護岸崩壊	岩小学校岩沢川	高さ6m,幅3m 高さ3m,幅3m
			7	護岸崩壊	岩832-56	高さ1m,幅1m
			8	護岸崩壊	岩832	高さ1m,幅1m
			9	路面崩壊	岩839	長さ1m,幅0.60m 深さ3m
			10	浸水	真鶴1893	床下浸水
			11	浸水	真鶴1865-16	床下浸水
			12	浸水	岩294-1	床下浸水
			13	浸水	真鶴1900-29	床下浸水
			14	浸水	真鶴1933-5	床下浸水
			15	崖崩れ	真鶴1780	高さ6m,幅3m
2	H 3. 8.20	台風12号	1	崖崩れ	真鶴1247	高さ5m,幅15.0m
			2	崖崩れ	真鶴951	高さ5m,幅15.0m
			3	土砂崩れ	真鶴1695	高さ5m,幅15.0m
			4	道路崩壊	真鶴430	高さ5m,幅15.0m
			5	浸水	真鶴480	高さ5m,幅15.0m
			6	浸水	真鶴岩298-5	高さ5m,幅15.0m
3	H 3. 9.19	台風18号	1	崖崩れ	岩725	民家の一部と物置が崩壊高さ6.0m幅5.0m深さ1m
			2	崖崩れ	真鶴996	高さ6.0m幅10.0m深さ1m
			3	土砂崩れ	岩893-1	道路法面崩壊
			4	土砂崩れ	岩23-1	道路法面崩壊
			5	土砂崩れ	岩944-1	道路法面崩壊
			6	土砂崩れ	岩852	川床、床面の剥離
4	H 6. 9.30	台風26号	1	立木倒壊	真鶴字岬1174-5	φ140cmの大木が根元ごと倒れ道路を遮断する。

5	H 7. 9. 17	台風 12 号	1	風害	ひなづる幼稚園	園舎の屋根等損壊
6	H 9. 9. 19	台風 20 号	1	高潮	真鶴港	魚市場事務所・機械、 魚座テナント・倉庫、 マリーナ船舶等 浸水、損壊
			2	高潮	岩漁港	網干場一部破損、 ロープ・ブイ等損害、 一部船舶損傷
			3	高潮	真鶴岬遊歩道	三ツ石～番場浦間で約 15m 損壊
7	H10. 8. 28	豪雨	1	崖崩れ	真鶴字里地 1161	高さ 20m, 幅 15m
			2	浸水	国道 135 号線沿い 真鶴 1865 他	床下浸水等 6 件
8	H15. 8. 15	豪雨	1	崖崩れ	真鶴字水尻 1118	土砂約 30m ³
			2	崖崩れ	岩字口開 819	高さ 15m, 幅 30m
			3	崖崩れ	岩字新島 901	高さ 20m, 幅 5m 真鶴道路通行止
9	H19. 9. 6	台風 9 号	1	倒木	真鶴 1178-1	20 c m × 10m
			2	屋根破損	岩 756-26	個人宅
			3	屋根破損	真鶴 770-3	個人宅
			4	外周フェ ンス破損	真鶴 1947	ニッサンマリーナ
			5	窓ガラス、 プレハブ 壁破損	真鶴 21-1	小田原土木事務所真鶴港管 理事務所
10	H21. 2. 14	低気圧によ る風害	1	屋根破損	真鶴 464-12	個人宅
11	H21. 7. 24	—	1	がけ崩れ	真鶴 1368-2	10m × 4 m
12	H23. 9. 21	台風 15 号	1	屋根破損	真鶴 764-1	個人宅
			2	屋根破損	岩 251-6	個人宅
			3	倒木	岩 854	個人宅
13	H30. 7. 28	台風 12 号	1	高波被害	真鶴 1033	個人宅
			2	高波被害	真鶴 21-5	真鶴港管理事務所
			3	高波被害	真鶴 1947-4	法人事務所

資料：湯河原町消防本部・真鶴町

第 2 節 地震災害

真鶴町における近年での地震被害の記録は少なく、最も新しい地震被害としては、大正 12 年 9 月 1 日に発生した大正関東地震による関東大震災がある。大正関東地震の震源は、相模湾北西沖約 80km（北緯 35.1 度、東経 139.5 度）でマグニチュード 7.9 の大型地震であり、震源が真鶴町に比較的近いこともあり大きな被害を被った。

第 1 関東大震災での人的・建物被害

この地震による、人的・建物被害は総・表 4-2 に示す。

なお、現在の真鶴町は震災当時の旧真鶴村と旧岩村が合併したもので、人的被害については、旧真鶴村の当時人口 3,650 人に対して 200 人で被害率 5.5%、旧岩村は同様に 1,515 人に対して 137 人で 9.0%、建物被害については、旧真鶴村の 822 戸に対して 688 戸で 83.7%、旧岩村は 271 戸に対して 248 戸で 91.5%の高率を示し、ほとんどの家屋が被災したと言える。

総・表 4-2 関東大震災の被害

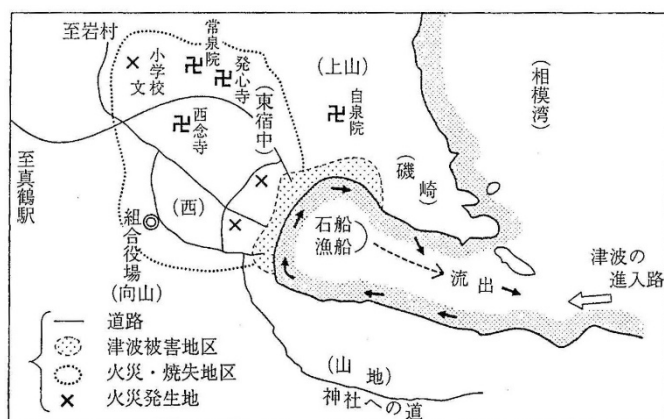
	人的被害(人)				建物被害(戸)					
	死者	負傷者	行方不明者	計	全壊	半壊	全焼	埋没	流出	計
旧真鶴村	78	117	5	200	49	163	467	—	9	688
旧岩村	41	88	8	137	91	96	—	11	50	248
合計	119	205	13	337	140	259	467	11	59	936

出典：真鶴町史

第 2 関東大震災での津波浸水被害

真鶴港では、津波が港口から西の浜にぶつかり、向きを右に回して磯崎にぶつかった。第一波で港に近い家々は次々に波にのみこまれ、潮はその後退いて、また押し寄せ、退いていくという動きを示し、結局津波は三回やってきたという。また、平時の波打ち際より約 20 間（約 36m）もの高地まで水が押し寄せたといわれている。（真鶴町史）

流出戸数は、旧真鶴村が総戸数 822 戸中 9 戸、旧岩村が総戸数 248 戸中 50 戸であった（真鶴町史）。



総・図 4-1 関東大震災での真鶴港の津波被害

真鶴町（中心部）大震災（1923 年 9 月 1 日）当時の様子 製作・中路脩平 出典：真鶴町史

第5章 被 害 予 測

被害予測については、想定地震による人的・建物等被害と津波による浸水被害を対象とした。
なお、人的・建物等被害の出典は「神奈川県地震被害想定調査報告書」平成27年3月のものを、
また浸水被害については「神奈川県が公表した津波浸水想定図」平成27年3月を採用した。

第1節 地震被害

第1 想定地震

本計画の前提となる想定地震については「神奈川県地震被害想定調査報告書／平成27年3月／
神奈川県地震被害想定調査委員会」に基づいている。

今回の調査における想定地震については、神奈川県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生
の切迫性などを考慮し、選定している。選定の視点は、次のとおり。

- ① 地震発生の切迫性が高いとされている地震
(例) 都心南部直下地震、神奈川県西部地震
- ② 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
(例) 東海地震、南海トラフ巨大地震
- ③ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
(例) 三浦半島断層群の地震、大正型関東地震
- ④ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な
対応となる地震
(例) 元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震

なお、発生確率が極めて低く、神奈川県防災行政やまちづくり行政などにおいて超長期的な対
応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの被害量は想
定されていない地震については、参考として被害等の想定を行っている。

第2 想定地震の概要

想定地震の概要は、下表のとおりである。

総・表5-1 想定地震の概要

都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、想定地震とした。
三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成22年3月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震とした。
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成22年3月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震とした。
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されていることから、想定地震とした。
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、想定地震とした。
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であることから、想定地震とした。
元禄型関東地震（参考）	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震だが、参考地震として被害量を算出している。
相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震だが、参考地震として被害量を算出している。
慶長型地震（参考）	南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.5の正断層型の地震。平成24年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出している。
明応型地震（参考）	南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.4の逆断層型の地震。平成24年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出している。
元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）	相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生するモーメントマグニチュード8.3の地震。平成24年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震とされていた「元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震」の断層モデルの一部を、最新の知見を基に変更した地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出している。

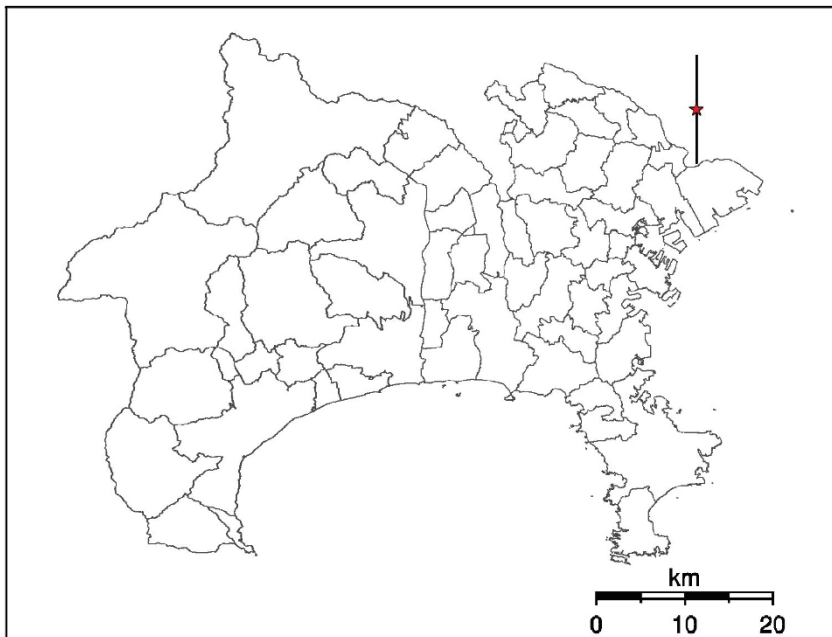
出典：「神奈川県地震被害想定調査報告書」H27年3月

第3 想定地震の発生位置

想定地震の発生位置を下の図に示す。

■ 発生位置及び断層モデル

都心南部直下地震

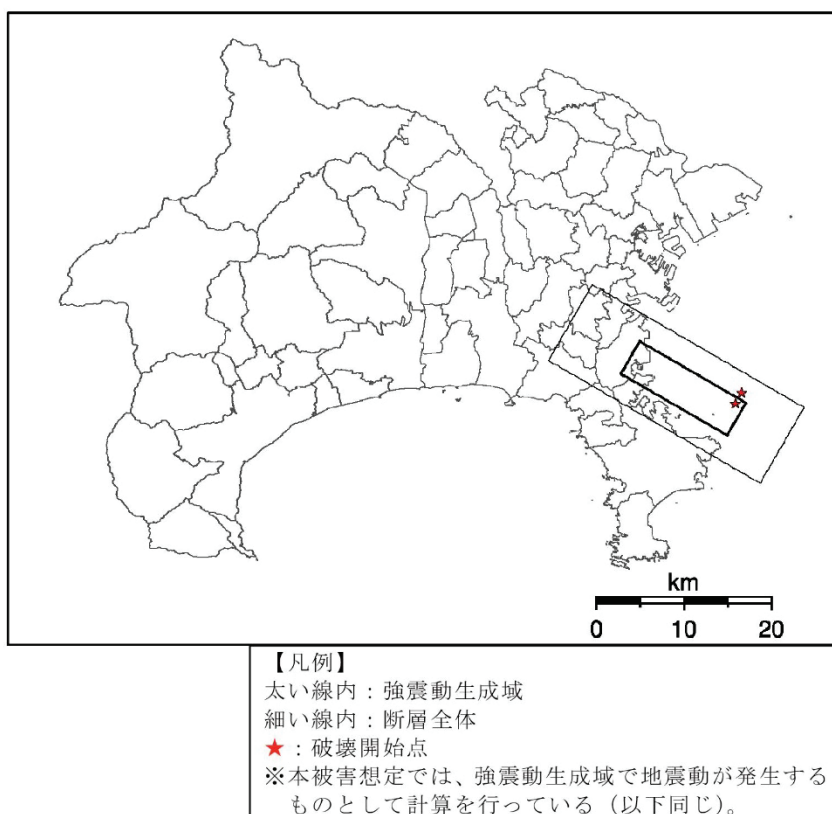


【凡例】

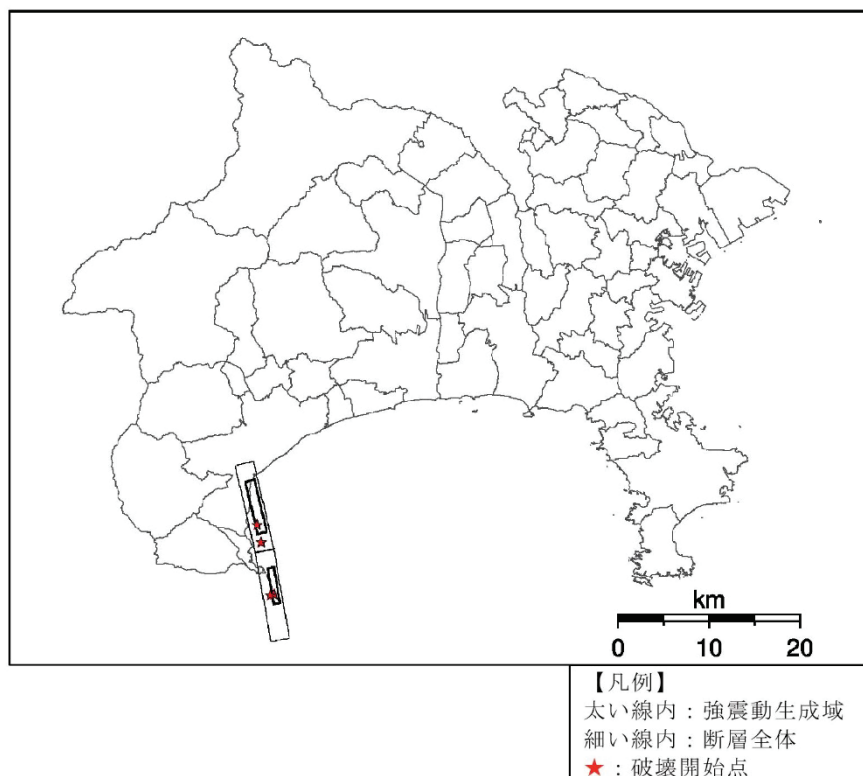
★：破壊開始点

※都心南部直下の地震は、傾斜が 90° であるため、地図上では直線的な位置図となっている。

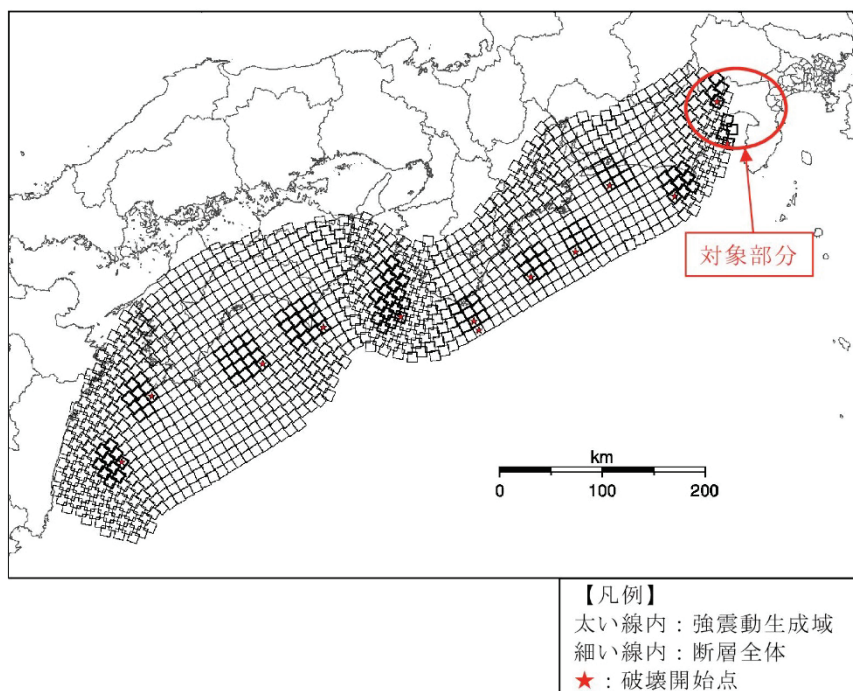
三浦半島断層群の地震



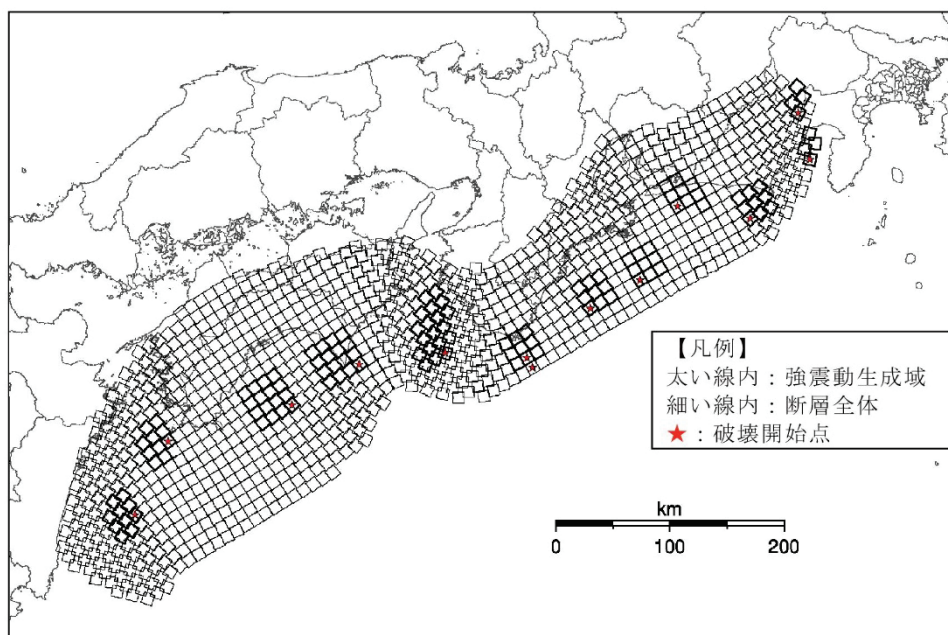
神奈川県西部地震



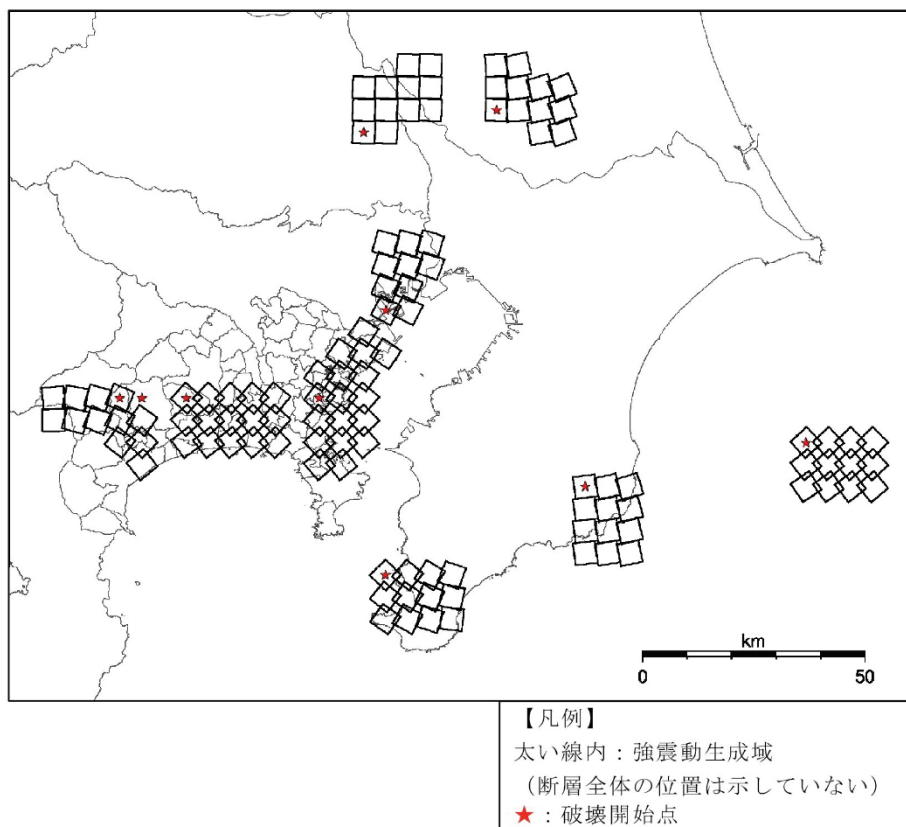
東海地震



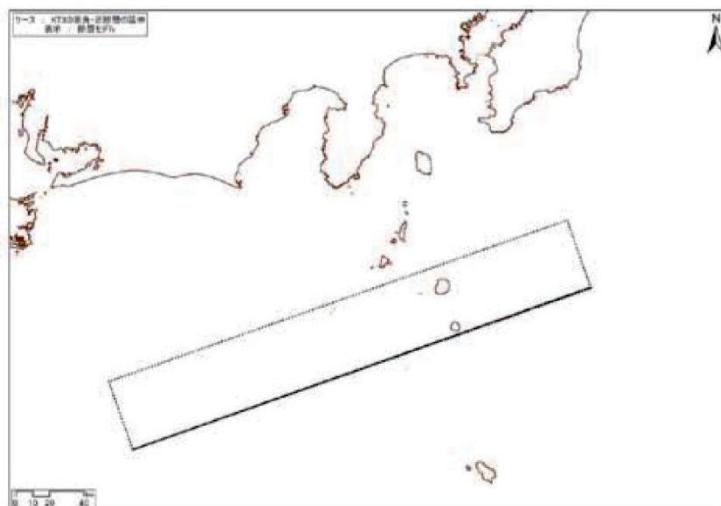
南海トラフ巨大地震



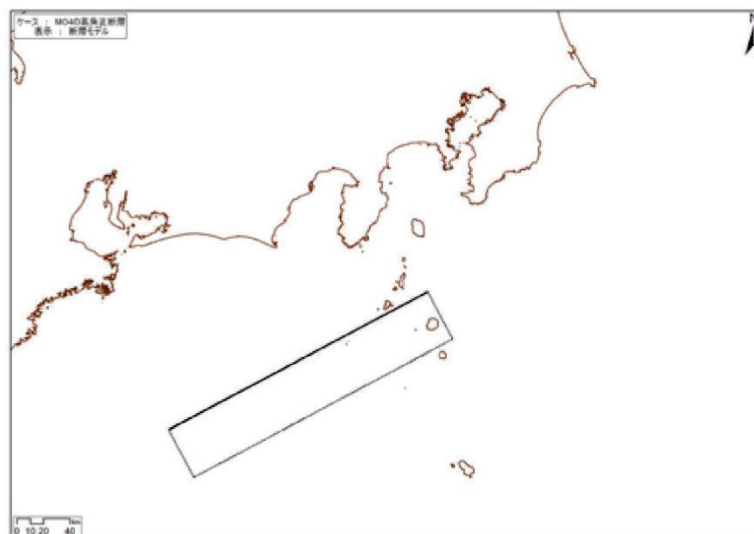
相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）



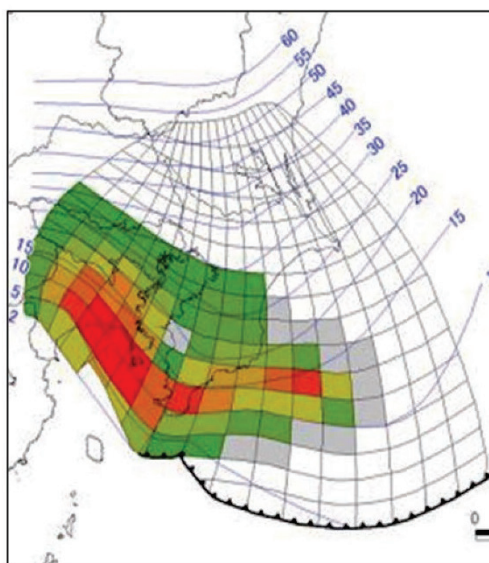
慶長型地震（参考）



明応型地震（参考）



元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）



総・図5-1 震源モデルの設定

出典：「神奈川県地震被害想定調査」H27年3月

第4 被害の想定

想定地震毎の被害想定結果を下表に示す。なお、この結果は、「神奈川県地震被害想定調査報告書／平成27年3月／神奈川県地震被害想定調査委員会」によって示されているものである。

また、取り上げている被害項目は、真鶴町地域防災計画を検討する上で重要と思われるものだけとした。

1 想定条件

火災被害等が最大となり、防災関係機関が初動体制を確立し難い条件を想定。

条件	設定
季節	冬
日	平日
発生時刻	18時
風速・風向	近年の気象観測結果に基づく平均

2 想定結果

(1) 想定震度

すべての想定地震（11地震）のうち津波のみの被害想定を算出している3地震をのぞく8つの想定地震について、本町では震度4以上の揺れが想定され、神奈川県西部地震及び相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）では、最大で震度6強の揺れが想定される。

(2) 液状化の可能性

すべての想定地震について、液状化の可能性は、町内大部分の地域で「なし」、ごく限定された地域で「可能性が極めて低い」ことが想定される。

(3) 津波

すべての想定地震（11地震）について、津波が観測されると想定され、特に、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（西側モデル）では、10m以上の最大水位になることが想定される。

(4) 建物被害

相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）では全壊棟数が740棟となり想定地震中最多になると想定される。

(5) 火災被害

想定地震のいずれの地震においても、焼失による被害は0棟になると想定される。

(6) 人的被害

死者数、重傷者数、中等症者数、軽症者数のいずれも、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）が想定地震中最多になると想定される。

(7) 避難者

想定地震のうち、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）では、1日目～3日目の避難者数が1,700人と想定され、その避難者のうち1,480人が1か月後にも避難生活が継続すると想定される。

(8) 帰宅困難者

すべての想定地震について、発災直後の帰宅困難者数は、170人と想定され、1日後の帰宅困難者数は、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震で170人が継続して帰宅困難者になっていると想定される。元禄型関東地震(参考)、大正型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)で2日後も170人が継続して帰宅困難者になっていると想定される。

(9) 震災廃棄物

想定地震のうち、相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)では、災害廃棄物の発生量が14万トンになると想定される。

真鶴町の被害想定結果一覧表(抜粋) (1/2)

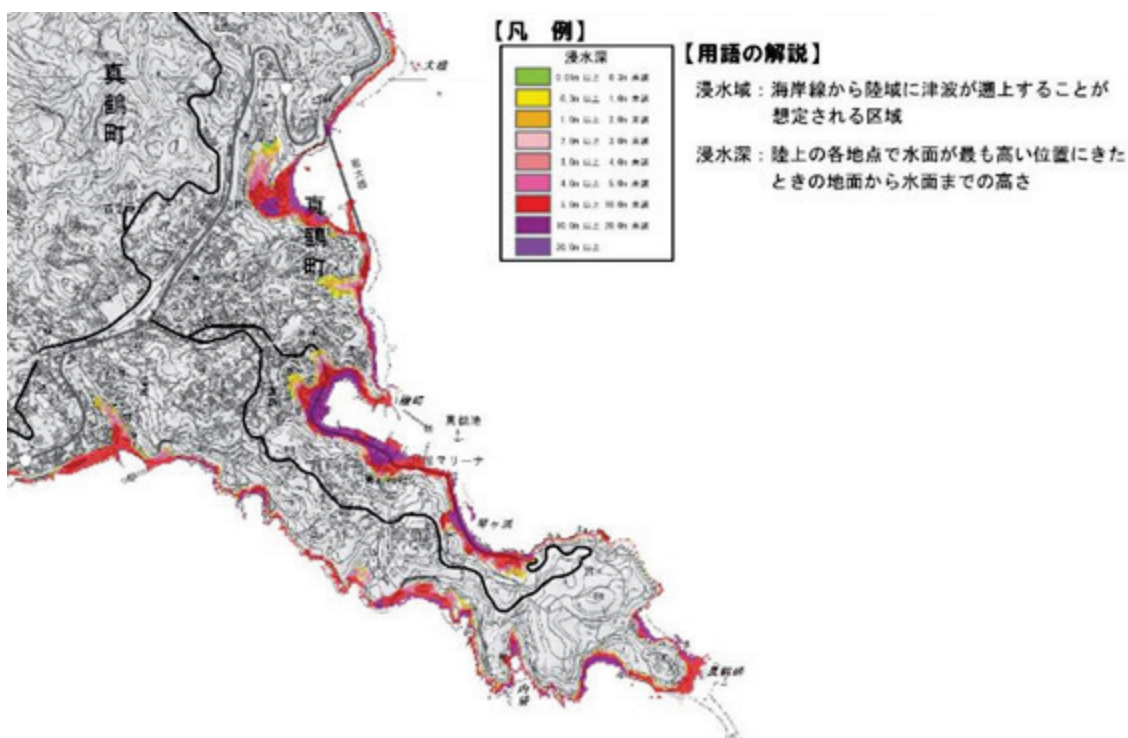
項目		想定地震		都心南部 直下地震	三浦半島 断層の地 震	神奈川県 西部地震	東海地震
建物被害	全壊棟数	(棟)	0	0	270	*	
	半壊棟数	(棟)	*	0	1,070	110	
火災被害	出火件数	(箇所)	0	0	0	0	
	焼失棟数	(棟)	0	0	0	0	
自力脱出困難者(要救出者)		(人)	0	0	10	0	
要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	0	0	250	40
		要介護者数	(人)	0	0	60	*
	断水人口	高齢者数	(人)	0	0	290	0
		要介護者数	(人)	0	0	70	0
	家屋被害	高齢者数	(人)	0	0	250	30
		要介護者数	(人)	0	0	60	*
死傷者数	死者数	(人)	0	0	30	*	
	重症者数	(人)	0	0	*	0	
	中等症者数	(人)	0	0	50	*	
	軽症者数	(人)	0	0	80	*	
エレベーター停止台数		(台)	0	0	*	0	
ライフライン	上水道	断水人口(直後)	(人)	*	0	2,580	20
	下水道	機能支障人口	(人)	10	0	50	20
	都市ガス	供給停止件数	(戸)	0	0	0	0
	LPガス	供給支障数	(戸)	0	0	40	0
	電力	停電軒数	(軒)	0	0	11,570	11,570
	通信	不通回線数	(回線)	0	0	2,890	2,890
避難者数	1日目～3日目		(人)	0	0	1,650	230
	4日目～1週間後		(人)	0	0	1,110	230
	1ヶ月後		(人)	0	0	970	90
帰宅困難者数	直後		(人)	170	170	170	170
	1日後		(人)	0	0	170	170
	2日後		(人)	0	0	0	0
災害廃棄物量		(万トン)	*	0	8	*	

真鶴町の被害想定結果一覧表(抜粋) (2/2)

項目		想定地震		南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄型関東地震(参考)	相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)
建物被害	全壊棟数	(棟)		*	240	230	740
	半壊棟数	(棟)		150	450	460	760
火災被害	出火件数	(箇所)		0	0	0	0
	焼失棟数	(棟)		0	0	0	0
自力脱出困難者(要救出者)		(人)		0	*	*	*
要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	40	110	110	260
		要介護者数	(人)	10	30	30	70
	断水人口	高齢者数	(人)	0	0	0	110
		要介護者数	(人)	0	0	0	30
	家屋被害	高齢者数	(人)	40	140	140	300
		要介護者数	(人)	*	40	40	70
死傷者数	死者数	(人)		*	240	230	800
	重症者数	(人)		0	*	*	*
	中等症者数	(人)		*	20	20	30
	軽症者数	(人)		*	30	30	60
エレベーター停止台数		(台)		0	*	*	*
ライフライン	上水道	断水人口(直後)	(人)	60	740	740	1,720
	下水道	機能支障人口	(人)	20	40	40	40
	都市ガス	供給停止件数	(戸)	0	0	0	0
	LPガス	供給支障数	(戸)	0	40	40	40
	電力	停電軒数	(軒)	11,570	11,570	11,570	11,570
	通信	不通回線数	(回線)	2,890	2,900	2,900	2,930
避難者数	1日目～3日目	(人)		270	700	700	1,700
	4日目～1週間後	(人)		270	700	700	1,500
	1ヶ月後	(人)		120	610	610	1,480
帰宅困難者数	直後	(人)		170	170	170	170
	1日後	(人)		170	170	170	170
	2日後	(人)		0	170	170	170
災害廃棄物量		(万トン)		1	5	5	14

第 2 節 津波浸水被害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、太平洋沿岸を中心に甚大な津波被害を受けた。そのため、内閣府中央防災会議専門調査会は、防災対策の際の地震・津波の想定について、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討する」ことを基本方針とした。これを受けて、神奈川県は、平成 18 年に公表した津波浸水予測区域を見直し、平成 24 年 3 月、津波浸水予測区域図を更新した。平成 27 年 2 月には、国の新たな知見を取り入れた津波浸水予測図を公表した。想定した地震のうち、真鶴町の浸水区域が最大となったのは「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」である。また、これらの津波浸水予測図を基に、浸水域と浸水深が最大となるよう重ね合わせた図面「津波浸水想定図」を作成した。



総・図 5-2 津波浸水想定図 平成 27 年 3 月神奈川県

第6章 防災対策の推進方向

第1節 前提とする風水害

災害による被害を予防、軽減するために防災計画を策定するにあたって、真鶴町及びその周辺でどのような風水害が発生するのかを想定し、これを防災対策上の前提条件とする。

風水害は、過去の大型台風を勘案して、台風X号（伊勢湾台風と同規模）が、昭和24年8月末から9月上旬にかけて通過したキティ台風よりやや東のコースを進むとした場合の災害を想定する。

その前提とする台風の諸元は、次表のとおりである。

総・表6-1 風水害の前提となる台風の諸元

中心気圧	929.5hPa
速度	55km/h
台風の半径	300km
風向	NNEないしSSE
最大風速	37m/s（瞬間最大風速 60m/s）
総雨量	400mm
波高	東京湾 3.07m, 相模湾 2.87m

第2節 災害からみた真鶴町の特性

第1 地形・地質からの特性

真鶴町の北部は箱根連山に連なる海拔 650m の山地で、東南の集落に向かって漸次傾斜した単調な地形をなしている。

山地の形状は西部にやや急であるが漸次緩地に移り、ほぼJR東海道本線付近を境として、その東部は緩やかな丘陵となり、高さ 115m 以下の丘陵性山地を形成し海岸に至る。このところはおおむね高さ十数メートルの断崖をなしている。このため崩壊や地すべり等地盤災害の危険性が指摘されよう。

なお、地層分布は、主に第四紀更新世の箱根火山古期外輪山の噴出物である安山岩溶岩、火山砕石物であり、浸食しやすく地域によっては液状化の危険性も考えられるところもある（なお、前掲されている神奈川県が平成27年度に公表した「神奈川県地震被害想定調査」では、想定される地震において、町内では液状化の危険性は指摘されていない。）。

このため、長雨や地震での崖崩れや河川部での土石流の危険性があり、人家への被害のほか、道路やライフラインの被害の危険性が高い。

第2 過去の災害履歴からの特性

真鶴町の過去の災害履歴では関東大地震による災害以外はなく、ほとんどが台風と豪雨によるものである。被害の内容からは昭和50年代、60年代には台風による崖崩れが多く、一部浸水被害がある。

平成に入ると災害の誘因は同じく台風と豪雨によるものであり、被害の多くは崖崩れか浸水であるが、新たに土砂災害や高潮のほか護岸崩壊、また風による倒木、屋根の破損などの被害が出ている。

なお、このような風水害の被害区域は地震と異なり限定的なものであり、大きな災害にはなっていない。このことから真鶴町は比較的自然災害の少ない地域といえよう。

第3 社会条件からの特性

真鶴町の人口は現在約7,000人台で減少基調にある。また、少子高齢化の進展によって65歳以上の高齢者人口は全体の約4割を占めるほか、昼夜人口比は0.75（平成27年国勢調査による）と低く、このことから昼間時を主とした災害時の人的対応力の低下がみられる。

一方、町域面積に比較して人口や建物の集積が低いために、地震時での被害の拡大や火災等の二次災害の拡大要因は少ないものの、被害が広範囲に亘るなどの懸念がある。さらに、町役場の職員規模や防災関係機関の能力などからはその対応に限界がある。

第3節 防災ビジョン

真鶴町における過去の災害や災害上の地域特性等を踏まえ、災害時における町民の生命・財産及び身体の安全を確保し、災害の低減と二次災害の拡大防止を図るために、本町における防災上の大綱を次のように定める。

第1 町民防災力の向上

災害に対する日頃の備えの啓発を通して災害への関心を高めるとともに、自主防災組織活動の充実、民間事業所等での取り組みの向上を促進し、災害時の町民の災害対応力の向上を目指す。

また、昼間時には災害時の町民対応の中心となる町内居住の男子の青年・成人層が町外に就学・就業のために流出する割合が高く、このため町の防災力の低下が考えられる。これを補うための、町民の災害への関心と日頃の備えは、非常に重要である。

第2 防災まちづくりの推進

市街地を中心として老朽木造建築の立地密度の高い地域の改善が必要であり、また、町の道路状況は国道等の幹線道路以外は狭隘で災害時での緊急車両等の交通を阻害する可能性がある。さらに地震、豪雨による土砂災害からの交通の遮断により、災害時において町及び各集落での対応活動に大きな支障が生じる可能性が高い。

このため、道路の災害に対する強化、一般建築物の耐震性の向上、不燃化等をとおして、災害に強いまちづくりを推進する。

第3 情報収集・伝達能力の向上

災害時において町民の生命・財産の保護を行うためには、災害に関する正確な情報の収集と町民への伝達が重要である。災害時に町として必要な能力を向上させるため、災害時の応急体制はもとより、防災行政無線等の整備と情報収集・伝達能力の向上と連絡機材の充実に努める。

第4 防災関係機関の連携強化

災害時においては、防災関係機関の円滑な連携が必要である。特に、真鶴町は町域面積や市街地、集落の分布状況からは町役場の対応には組織的な制限がある。

これを補うためには、日頃から自主防災組織をはじめ防災関係機関の連携強化のための情報交換や訓練・研修機会の拡大等を図っていく。

第5 孤立化危険への対応

町域が相模湾に突き出た半島となっているため、半島部の根本部分を通過する幹線道路、鉄道の交通障害により町全体が孤立化する危険性がある。

このため、幹線道路等の防災化、物資輸送の受け口となる港の耐震防災化等の強化のほか、各地域において災害時の臨時ヘリポートの確保や災害備蓄の充実に進めていく。

震 災 对 策 編

第 1 部 災害予防計画

第1章 地域防災力の向上

計画方針

町は、「自分の生命・財産は自分自身が守る」という災害に対する基本的姿勢から、町民等に対し防災知識の普及、啓発活動と防災意識の高揚を図り、町の防災力の向上を進める。さらに、町民・民間事業所の防災活動が十分に発揮できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

■ 対策

第1節 防災意識の高揚

第2節 防災訓練の充実

第3節 自主防災組織等の育成強化

第4節 要配慮者の安全確保

第1節 防災意識の高揚

◆担当部署等◆ 総務課、企画調整課、政策課、町民生活課、健康福祉課、湯河原町消防本部、小田原警察署、（消防団）、（自主防災組織）、（民間事業所）、（町民等）

第1 啓発活動の推進

町は、町民等の一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害に対する意識と防災への備えを図るべく、防災についての啓発を多様な媒体を用いて行う。

なお、啓発にあたっては次の内容を主とし、そのための広報やパンフレットの作成については、要配慮者にも十分配慮した分かりやすい内容とする。

■ 啓発の内容

- ① 「真鶴町地域防災計画」の周知
- ② 地震、津波に関する一般的知識
- ③ 出火の防止及び初期消火の心得
- ④ 木造建築・非木造建築の室内外等における地震発生時の心得
- ⑤ 避難経路、避難地（避難所）の場所や位置、避難方法、避難時の心得
- ⑥ 食糧（2～3日、推奨1週間程度）の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ⑦ 救助・救護の方法
- ⑧ 地震発生時の運転者の心得
- ⑨ 電気、ガス等における震災時の心得
- ⑩ ライフライン施設の耐震性
- ⑪ 建物の耐震対策、家具の固定
- ⑫ 町内の災害危険箇所
- ⑬ 自主防災活動の内容、防災訓練の実施

第2 啓発媒体

1. 広報紙

防災に関する意識と知識を深めるため、町の広報紙「広報真鶴」に防災知識に関する内容を掲載する。このほか、パンフレット、ハザードマップ等の作成に努める。

2. 防災に関する講演会、説明会、座談会の開催

地震、津波、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を町民や職員、その他関係者を対象に開催して防災意識の高揚を図り、災害の予防対策に役立たせる。

3. 防災教育

児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、災害時の防災行動力の向上に努める。

4. インターネットの活用

インターネットを利用し、町のホームページをとおして防災知識の普及を図る。

5. 他の媒体

以上の媒体以外に、広報車、ラジオやテレビ等のマスメディアの多様な媒体の活用を図る。

第2節 防災訓練の充実

震災時の防災活動の円滑な遂行を期するため、防災関係機関相互及び地域住民との協力体制の確立に重点を置く実践的な防災訓練を実施し、町民及び事業所の防災意識の高揚に努める。

また、訓練後は訓練の評価を行い、課題等を明らかにしてその改善を図るものとする。

◆担当部署等◆ 総務課、企画調整課、政策課、町民生活課、健康福祉課、湯河原町消防本部、小田原警察署、(消防団)、(自主防災組織)、(民間事業所)、(町民等)

第1 総合防災訓練

町は、大規模な地震の発生を想定して、地震災害時の応急復旧対策を含む総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

1. 訓練の実施の時期及び回数

国が定めた「防災の日」等、訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

2. 訓練の実施方法

町の主催又は神奈川県並びに他市町との共催により、防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て以下のような内容で実施する。

■ 防災訓練の内容

◇ 町が行う防災訓練	◇ 自主防災組織・町民が行う防災訓練
① 災害対策本部等の設置運営訓練	① 初期消火訓練
② 災害情報の伝達収集・広報訓練	② 応急救護訓練
③ 災害現地調査訓練	③ 炊き出し訓練
④ 避難誘導訓練	④ 巡回点検訓練
⑤ 避難所・救護所運営訓練	⑤ 高齢者・身体障がい者（児）等の安全確保訓練
⑥ 応援派遣受け入れ訓練	⑥ 避難訓練
⑦ 道路応急復旧訓練	⑦ 避難誘導訓練
⑧ 津波避難訓練	⑧ その他
⑨ 自主防災組織等の活動支援訓練	
⑩ その他	

第2 町及び防災関係機関が実施する訓練

町及び防災関係機関は、震災時の対策活動を迅速かつ的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し、実施する。

1. 消防訓練

消防機関は、町民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害を想定した実践的な訓練を実施する。実施方法は、消防職員、消防団員を中心とし、必要に応じて関係機関の協力を得るものとする。

2. 避難救助訓練

災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、町が中心となり警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び町民の協力を得て毎年1回以上実施する。実施場所は、役場庁舎、町情報センター、町民センター、学校、社会教育施設、病院、民間事業所等、収容人員の多い場所など訓練効果のある場所とする。なお、訓練のための避難誘導マニュアル等の作成を行う。

3. 災害通信連絡訓練

震災時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期すため、災害に関する警報の通知及び伝達、被害状況報告及び災害応急措置についての報告・連絡等について通信連絡訓練、非常無線通信訓練等の災害通信連絡訓練を行う。

4. 非常招集訓練

各防災関係機関は、災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに、災害時の即応体制の強化に努める。また、非常招集訓練と同時に、災害対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練もあわせて実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び町民の訓練

地震災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日ごろから町民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。そのため、民間事業所、自主防災組織及び町民は、平常時からの訓練をとおして関連する防災機関との連携を高めるものとする。

1. 業所の訓練

学校、病院、事業所等、その他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、町及び地域の防災組織の実施する防災訓練に積極的に参加する。

2. 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関連機関との連携を図るため、町及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火、避難、通報、救護などのほか、それらを組み合わせた総合防災訓練とする。

また、防災関係機関は、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3. 町民の訓練

町民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災訓練の実施等の防災行動を継続的に実施する。

第4 津波避難訓練

1. 津波避難計画の策定

町は防災関係機関と協力し、以下の点に留意して津波避難計画を策定し、町民等に対し周知徹底する。

(1) 一般町民の避難行動

町は、津波浸水予測図を活用し、個人の避難行動が容易に行えるよう安全な避難場所や避難経路を指定し、日常から町民への周知に努める。

また、自主防災組織や警察の協力を得て、避難者の掌握や必要な応急救護活動を実施するための体制整備を図る。

(2) 海水浴客等の避難誘導

町の海岸及び海浜地域には、夏季になると多くの海水浴客等が訪れる。これら観光客等に対しては海浜施設の管理者、事業者及び自主防災組織等と、あらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及びオレンジフラッグを活用した避難誘導の手段を定める。

また、場所に応じて、案内板等により地形や津波に関する特徴を周知する。

(3) 要配慮者施設等における避難行動

要配慮者施設等の管理者は、津波に対して安全な避難場所を確保するとともに、必要に応じて、鉄筋コンクリート等の強固な建物を、緊急避難施設として指定する。

また、要配慮者の避難誘導について、自主防災組織や地域住民から協力を得られるよう体制の整備に努める。

2. 津波避難訓練の実施

防災関係機関は、津波による被害を防止するため、迅速かつ的確に津波に対する避難活動が行えるよう、自主防災組織等を含めた防災訓練を実施する。特に、津波からの避難は、個人による自主的な行動が重要となることから、その啓発を訓練の重点事項として取り組む。

(1) 一般町民の避難訓練

町は、津波による被害のおそれのある地域の住民に、日常から避難場所や避難経路を周知するとともに、自主防災組織等を中心とした避難訓練を行う。

(2) 教育機関における避難訓練

教育機関における津波に対する防災訓練は、日常の教育で津波に対する避難方法を教えるとともに、個人避難ができるよう定期的な訓練を行う。

また、野外活動時の津波対策として、引率者となる者に津波に対する心構えを周知する。

第3節 自主防災組織等の育成強化

大地震が発生した場合、災害が広域にわたるために防災機関のみの対処では困難であることから、地域住民による自主防災組織の充実を図るため、日ごろから災害が発生した場合を予測した訓練の実施を推進し、併せて事業所の防災体制の強化を図る。

◆担当部署等◆ 総務課、企画調整課、政策課、町民生活課、健康福祉課、湯河原町消防本部、小田原警察署、(消防団)、(自主防災組織)、(民間事業所)、(町民等)

第1 現況

現在、町の自主防災組織は町内9自治会ごとに組織されている。

東自治会・西自治会・丸山自治会・城口自治会・城北自治会・みさき自治会・土肥道自治会・岩中央自治会・山ゆり自治会

第2 地域の自主防災組織の育成・指導

1. 地域の自主防災組織の育成・指導

町は、地域の自主防災組織に対し、次のような支援を行う。

- ア. 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- イ. リーダー養成のための講習会等の開催
- ウ. 情報伝達訓練、避難訓練の実施指導
- エ. その他の自主防災組織の育成、指導に必要な事項

2. 自主防災組織の編成

- ア. 自主防災組織は、原則として既存のコミュニティである自治会を単位として編成する。
- イ. 昼間と夜間で人口が大きく異なる地域においては、昼夜間及び休祭日・平日においても支障がないように組織を編成する。

3. 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時においても支障がないように組織を編成する。また、自主防災組織の災害時における的確かつ迅速な行動力の養成等を図るため、これらに重要な役割を担う自治会防災部を対象とした研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。

なお、自治会防災部の組織及び運営については次のとおりである。

■ 自治会防災部の活動内容

区分 班編成	非常時	平常時
総務班 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 情報の収集・伝達 町民への正確な情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及 地区内の危険箇所調査 防災対策の検討
施設班 初期消火	<ul style="list-style-type: none"> 町民への出火防止の呼びかけ 出火時の初期消火 	<ul style="list-style-type: none"> 火の正しい使い方及び家庭での消火方法の習得 町民への消火教育
救護班 救出救護	<ul style="list-style-type: none"> 救出救護活動 負傷者等の医療機関仮設救護所等への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の救出技術 応急救護法の習得
救護班 避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 町長等からの避難指示や火災の延焼等の町民への周知徹底 避難所への誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 避難要領の習得 安全な避難経路の検討 避難所への誘導訓練
食料物資班 給食給水	<ul style="list-style-type: none"> 水、備蓄食料等の配布 町が実施する給水、炊き出し、救援物資等の配布活動への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 非常時持出品の広報 必要物資の斡旋 炊き出し訓練
隣保班	<ul style="list-style-type: none"> 各班の業務に準ずる活動 	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所での災害時協力についての話し合い 非常時の役割分担の検討

第3 事業所防災体制の強化

大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、町内にある事業所での組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要となることから、町内の事業所の防災組織の育成指導を図る。

1. 防火管理体制の強化

学校や不特定多数の人が出入りする病院、観光施設等の施設管理者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっている。このことから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

2. 危険物取扱施設等の防災組織

危険物取扱施設等における予防規定及び自衛消防組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

第4 災害ボランティアの育成・確保

大規模な災害が発生した場合には、避難所の運営支援などの一般支援や建物被害評価、負傷者への医療支援等の専門支援のための人材確保が必要である。

そのため町は、県及び周辺市町と連携し、災害ボランティアの育成・確保を進めるものとする。

1. ボランティア意識の醸成

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、町民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や、各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求め、その重要性を広報し、ボランティア意識の醸成を図るものとする。

2. ボランティアの育成・確保

災害時でのボランティア活動に関心を持ち、かつ参加ができる人材を登録し、「防災とボランティアの日」等に、ボランティア間の交流会、活動報告、講演会等を催して、ボランティアの重要性と必要性を周知させることにより人材の育成と確保を図る。

第4節 要配慮者の安全確保

近年、高齢化の進展等により、災害時には高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者（児）、外国人等の防災上の配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）や要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」）の犠牲が目立っている。

このため、町や医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民の協力を得ながら、要配慮者の防災対策を国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき積極的に推進していく。

◆担当部署等◆ 総務課、町民生活課、健康福祉課、（消防団）、（自主防災組織）、（町民等）

第1 在宅要配慮者に対する対応

1. 要配慮者の把握

避難行動要支援者情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活の自立度、かかりつけ医師等）の整理・保管による避難行動要支援者の所在や介護体制を把握する。

（1）対象者の範囲

防災上介護が必要な町民の範囲は、在宅で生活を営む障がい者（児）、高齢者（常時寝たきりの状態にあるもの、中度以上の認知症を有するもの、常時一人暮らしのものなど）、外国人、乳幼児及び妊婦を対象とする。

(2) 介護を必要とする者の把握

町では、所管業務遂行上の必要から介護を必要とする者の名簿・資料を整理保管しておく。

■ 避難行動要支援者に関する情報について

◇ 避難行動要支援者の所在把握（法令を遵守する）

- ① 日常業務の中で住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から事前に避難行動要支援者をリストアップする。
- ② 避難行動要支援者がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて、事前に避難行動要支援者本人又はその家族に周知しておく。
- ③ 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に対しても、可能な限り把握しておく。

◇ 所在情報の管理

- ① 最新の情報を把握し、常に内容を更新しておく。
- ② 災害時における情報の開示時について、情報の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく。
- ③ 避難行動要支援者の所在情報は個人情報であり、プライバシー保護の観点からコンピュータを利用しての情報管理等の徹底を期する。

2. 支援体制の整備

町は、自主防災組織等の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

3. 防災設備等の整備

町は、一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、自動消火装置及び火災報知器等の設置や緊急通報システム及び聴覚障がい者（児）等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるものとする。

4. 避難施設等の整備

町は、要配慮者に特別な配慮をするための災害時での福祉避難所の整備に努め、要配慮者が避難生活を送るために必要となる次の資機材等をあらかじめ避難施設等へ配備するように努める。

また、高齢者、障がい者（児）等の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努める。

町は、要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

■ 要配慮者に必要な資機材等

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ① 簡易トイレ、おむつ | ④ 児童玩具 |
| ② 車椅子 | ⑤ ミルク |
| ③ 簡易ベッド等の障がい者（児）・高齢者用備品 | ⑥ ほ乳びん等の乳幼児備品 |

5. 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害時の対応に関する基礎知識等を高めるよう努める。

6. 気象情報及び警報・避難指示等の情報伝達

災害発生時の、自主防災組織等による要配慮者の状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、避難指示等の周知を図る。

7. 避難計画

(1) 避難誘導

町は、災害発生時には、自主防災組織、消防団員等による要配慮者の状態に応じた避難の誘導を行う。

■ 要配慮者の避難誘導の心得

- ① 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく消防団員、身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- ② 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ③ 状況により、老幼病要配慮者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。
- ④ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会等の単位で行う。
- ⑤ 高齢者、障がい者（児）等の要配慮者については、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行う。

(2) 避難順位

町は、避難誘導は要配慮者を優先して行うものとし、優先順位は、原則として次のとおりとする。

■ 避難順位

- | | |
|----------------------|------|
| ① 介護を要する高齢者及び障がい者（児） | ⑤ 児童 |
| ② 介助や看護を要する者 | ⑥ 女性 |
| ③ 乳幼児及びその母親・妊婦 | ⑦ 男性 |
| ④ 高齢者・障がい者（児） | |

(3) 避難後の対応

町及び県は、高齢者や障がい者（児）等の要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等の把握に努める。また、緊急入所が可能な社会福祉施設等の整備を促進するとともに、平素から入所可能状況等の把握に努める。

応急仮設住宅への入所については、高齢者・障がい者（児）等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障がい者（児）に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していく。

（４） 被災した要配慮者等の生活の確保

町及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、保健師、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

第2 社会福祉施設等における防災対策

1. 施設の安全対策

社会福祉施設や介護老人保健福祉施設の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

2. 組織体制の整備

社会福祉施設や介護老人保健福祉施設の管理者は、災害の予防や災害時において迅速、かつ、的確な対応を行うため、あらかじめ災害に備えて、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、県や町、ボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の状態に応じた支援協力体制の確立に努める。

3. 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設や介護老人保健福祉施設の管理者は、施設職員や利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動について理解と関心を深めるための防災教育を定期的実施する。

また、施設職員や利用者が発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4. 有料老人ホーム

老人福祉施設に含まれない有料老人ホームについては、原則、前掲の1.～3.の防災対策の実行に努める。

第3 外国人に対する防災対策

平成30年12月17日現在で、中国・韓国・フィリピン・米国人を中心に、55人の外国人が町内に居住している。

外国人については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速、かつ、的確な行動等に困難が生じるおそれがある。

このため、外国人に配慮した避難所や避難経路の多言語による表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める。

1. 情報提供体制等の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語による情報提供など外国人に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備に努める。

2. 防災の啓発・防災訓練への参加促進

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人等の参加推進などを通して、外国人に対する防災知識の普及を図る。

3. 避難所等における対応

町は、県の作成した「避難所マニュアル策定指針」を活用し、避難所等の整備に努める。

また、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、避難所（場所）、避難路標識等の表示の多言語化、通訳者の確保、通訳ボランティアの登録などの体制整備に努める。

第2章 防災体制の確立

計画方針

今後起こりうる地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するために、阪神・淡路大震災や東日本大震災が残した教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的及び一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

◆担当部署等◆ 総務課、企画調整課、政策課、教育課、湯河原町消防本部、小田原警察署、
(消防団)、(自主防災組織)

■ 対策

第1節 災害活動体制の整備

第2節 情報連絡体制の整備

第3節 消防・救援体制の整備

第4節 災害時医療体制の整備

第5節 緊急輸送体制の整備

第1節 災害活動体制の整備

第1 職員の初動体制の整備

1. 初動配備体制の整備

町は、突然の大地震に対しても、特に夜間・休日等の閉庁時であっても速やかに対応できるように、震度4以上の地震に対しては自動的に防災体制を立ち上げるべく初動体制の整備を図る。

2. 応急防災要員の配備

阪神・淡路大震災では、発災後、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じたこともあるため、町では、勤務時間内・外を問わず、震度4以上の地震が発生した場合、迅速に所定の部署に参集し、速やかに情報収集に当たるスタッフとして「応急防災要員」を配備するものとする。そのため、応急防災要員の選定に際しては、防災担当の所属部署だけでなく職員の居住地にも配慮するものとする。

3. 緊急連絡機器の整備

町は、勤務時間外や休日などの閉庁時における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や応急防災要員に対しては緊急連絡機器等を携帯させるなどの対応を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。

4. 行動マニュアルの整備

町における防災上実施すべき内容を記載した地域防災計画以外に、個々の職員レベルでの行動規範については、部署ごとに具体的かつ実践的な行動マニュアルを作成し、地震発生直後の初動期、及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう周知徹底を図るものとする。

■ 行動マニュアルの主たる記載事項

- ① 発災内容での職員の参集基準
- ② 災害時に各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- ③ 災害時における防災組織体制（動員・連絡体制等）
- ④ 防災関係機関の連絡リスト
- ⑤ 防災備蓄施設、備蓄リスト
- ⑥ 防災拠点リスト（対策本部、指定避難所、指定緊急避難場所、医療機関等）
- ⑦ 個人別覚書（携帯品、近隣の職員等）等

第2 職員の防災教育の強化

平時から職員に対し、本計画に対する十分な知識の修得を図るとともに、その知識に基づく適切な判断力及び行動力の充実に図るため、以下の防災教育を計画的に実施する。

- ア. 災害発生時での応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練などの各種訓練を継続的に実施する。
- イ. 学識経験者や防災関係機関の担当者等を講師または指導者として、過去の大震災等の教訓を生かした研修会、講演会を実施する。
- ウ. 部署ごとに、職員に対し活動マニュアルの周知徹底を図る。

第3 広域応援協力体制の充実

想定地震による被害の特徴は、周辺市町に本町以上の被害が発生することが想定されるため、周辺自治体からの防災応援が充分には期待できない事態も予想される。

そのため、地震災害時に相互援助を目的として、より広い範囲での他市町村及び防災関係機関との広域応援体制の整備が求められる。

1. 他市町村との間の広域的な相互応援

町は、災害時相互支援に関して「災害時相互応援協定（羽村市・清須市・大山崎町・忠岡町・田尻町・播磨町・真鶴町）」、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」、「神奈川県西部広域行政協議会災害時における相互援助に関する協定」、「災害時の相互支援に関する協定（安曇野市・真鶴町）」を結んでいる。

相互援助の内容は以下のとおりである。

- ア. 食糧、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- イ. 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ウ. 町民及び観光客等の滞留者を一時収容する施設への受入れ
- エ. 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- オ. ヘリコプターの臨時離発着場の相互利用
- カ. 前掲ア.～オ. に定めるもののほか、被災関係市町が特に必要があると認めたもの

2. 町と防災関係機関の応援協力

地震災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、担当職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

3. 指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県からの職員派遣要請に対応するための体制整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣に必要な資料を整備しておく。

また、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。

4. 公共的団体等との協力体制の確立

町は所掌事務に係る公共的団体に対し、地震災害時において応急対策等に積極的な協力が得られるように、防災に関する組織の充実を図るよう促し、また、相互の連絡を密にし、協力体制を整えるものとする。

なお、業務協力の主たる内容は、次のとおりである。

- ア. 地震災害時における広報等に協力すること
- イ. 衣料品・寝具の調達に協力すること
- ウ. 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること
- エ. 避難場所の提供に関すること
- オ. 避難誘導及び避難場所内での救援に関すること
- カ. 被災者の救助活動に協力すること
- キ. 被害状況の調査に協力すること

5. 応援体制の強化

町は、県及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の被災市町村への配分方法や各市町村での部隊の効率的運用方法等について検討する。

また、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進める。

第4 ボランティア受け入れ体制の整備

町は、県及び関係機関の協力のもと、災害時ボランティアの活動拠点となる場所の確保、ボランティアコーディネーターの養成、活動に必要な資機材の確保等に努める。

第2節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、町、県、国及び防災関係機関の間での緊密な情報伝達を取ることが対策の基本である。そのため平常時から施設の整備と運用の両面において情報連絡体制の整備充実を図る。

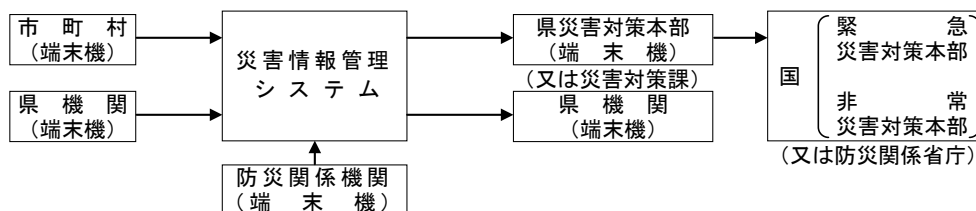
また、訓練等を通じて情報通信機器の操作・運用の習熟に努める。

第1 情報連絡体制の現況

1. 県防災行政通信網

県は、災害時の情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ、「防災行政通信網」、「災害情報管理システム」を整備している。

■ 神奈川県災害情報管理システム

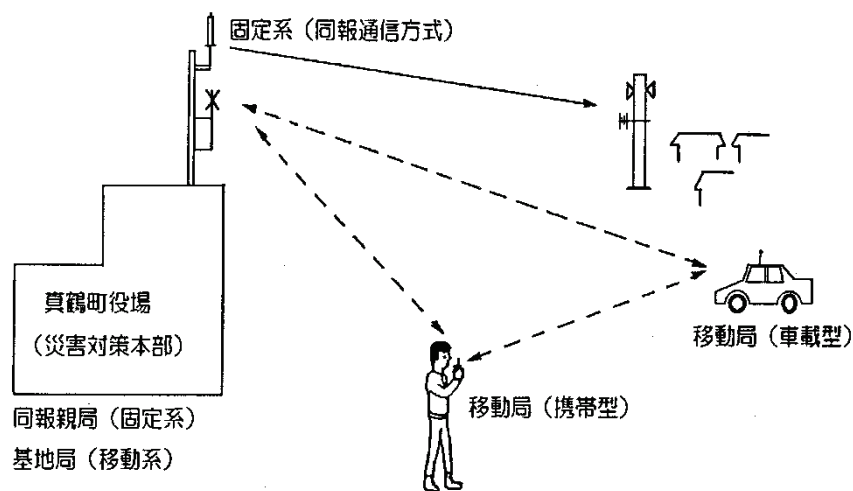


このほか、総理大臣官邸、国の非常（緊急）災害対策本部との直接連絡が可能な「中央防災無線網」及び国や他の都道府県との連絡を行う「消防防災無線システム」が整備されている。

2. 真鶴町防災行政無線

町では、防災行政無線施設を設置しており、固定系親局、移動系基地局を真鶴町役場に設置している。固定系子局（再送信子局を含む。）を町内 27 箇所に設置し、平常時における行政放送、地震災害時における非常通信手段として、町民生活に密着した無線の整備を行ってきている。移動系は全町を範囲とし、基地局を中心として、車載陸上移動局 3、携帯陸上移動局 19 で構成されている。

■ 真鶴町デジタル防災行政無線システム図



また、地震、津波の緊急情報を全国一斉に配信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備されている。このほか、各電気通信事業者による緊急情報の自動一斉メール配信システム（エリアメール）が構築されている。

3. 有線通信施設

有線通信は次のとおりである。

- ア. 電話・ファクシミリ通信
- イ. インターネット

4. 災害時優先電話

災害時優先電話は、有線通信施設の一つであるが、一般有線電話の輻輳又は通話不能の場合において災害時優先電話により通話を行う。災害時優先電話は、既設の電話番号を東日本電信電話株式会社に、「災害時優先電話」として登録する必要がある。

第2 災害情報連絡体制の整備

1. 災害情報受伝達体制の充実

町は、町民への確実な情報伝達のため、県等の支援により防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）及びLアラート（災害情報共有システム）の整備・拡充を進める。

2. 被災者支援に関する情報システムの構築等

町は、避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図る。

また、り災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備に努める。

町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努める。

第3 その他無線通信等の活用

1. アマチュア無線

災害時のアマチュア無線による災害情報の交換・伝達は大きな効果があることが阪神・淡路大震災において実証されている。このアマチュア無線の活用について、ボランティアであることを配慮のうえ、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用を図ることができるよう平常時から関係団体との連絡調整等により関係を密にし、その組織化を促進していく。

2. 民間の無線施設

町、県及びそのほかの防災機関の無線が災害により使用が困難な場合を想定し、民間の無線施設を活用できるよう、平常時から協力体制の整備に努める。

■ 主な民間の無線施設

機 関	無 線 施 設
東京電力パワーグリッド株式会社	東京電力パワーグリッド通信施設
タクシー会社	タクシー無線
運送業者	業務用無線

3. インターネット

災害時において、町民の安全や安心につながる各種の情報を町ホームページに掲載する。また、このホームページについては、携帯電話からのアクセスも出来るものとし、日頃から町民に対する災害時の情報提供サイトの整備と周知を図る。

4. 報道機関との連携

報道機関から防災に関する報道をするにあたり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うにあたり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

第4 災害時での無線通信等の円滑な運用に向けて

1. 通信施設の安全対策

地震災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

また、災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施すものとする。

2. 情報通信機器の操作・運用の習熟等

災害時に円滑で的確な情報の伝達等を確保するために、情報通信機器の操作に携わる職員に対して、無線従事者資格の習得を積極的に奨励し、無線従事者の増員、確保を図る。また、定期的に操作・運用の研修及び訓練を実施する。

なお、災害時の防災関係機関や民間等の協力機関に応援・協力要請を迅速、かつ、的確に行うために、応援・協力要請先の情報機器及び運用に関する最新情報の収集に努める。

3. 非常通信体制の強化

関東地方非常通信協議会は、非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、無線施設を有する官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。

当該協議会は平素から、「非常通信の運用の計画及び実施」、「非常通信の訓練の計画及び実施」、「非常通信に関する研究」等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

第3節 消防・救援体制の整備

地震に伴い発生する火災の特徴は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や住宅密集地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらす恐れがあることである。

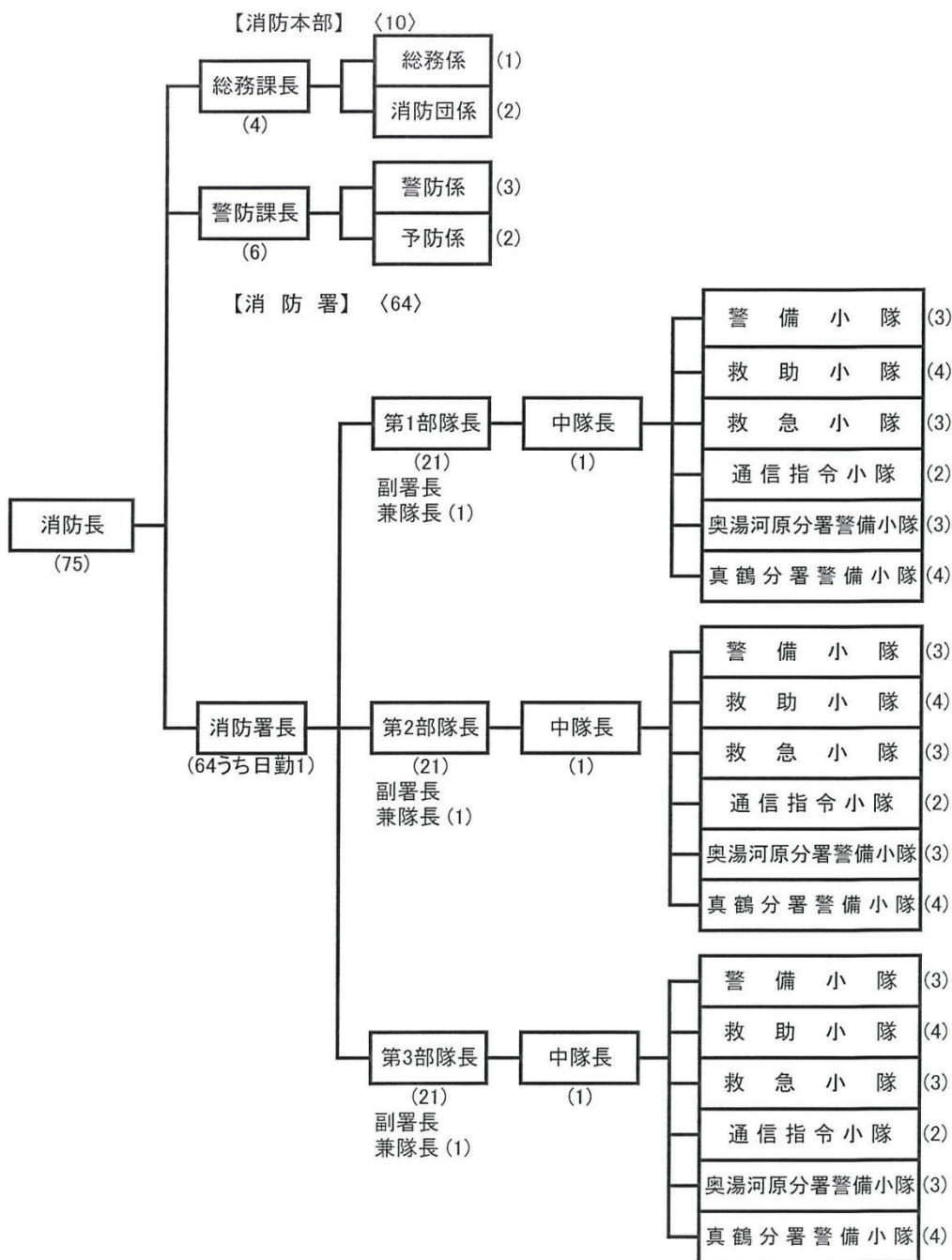
また、地震発生直後は、地震火災はもとより、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊を始め、看板・窓ガラスの落下等による多数の救急・救援を要する事態も予想されるため、町及び湯河原町消防本部（以下、「消防本部」という。）は、防災関係機関と連携を図り、救急・救援に万全を期するとともに、そのための体制・資機材等の整備を推進するものとする。

第1 消防救急体制の現状

1. 常備消防

真鶴町を管轄区域とする常備消防は、湯河原町消防本部で、町内には真鶴分署が設けられ、同消防署の第1部隊、同第2部隊、同第3部隊の各部隊に真鶴分署警備小隊が置かれている。隊員は各小隊4名、合計12名が配置されている。

■ 湯河原町消防本部組織図



■ 湯河原町消防署真鶴分署主要装備

装 備		数 量 (台)
ポンプ車	ポンプ自動車	1
その他車両	高規格救急車	1
	赤バイ (オフロード)	1
無線機	車載無線機	2
	携帯無線機	1

出典：湯河原町消防本部

2. 消防団

非常備消防である真鶴町消防団は4個分団によって構成され、平成31年2月末の団員は79名で条例定員数93名に達していない。

主要装備はポンプ自動車5台のほか、消火用の小型動力ポンプ5台を要し、携帯無線機は13台となっている。

■ 消防団の組織概要

項 目	内 容	備 考
消防団名	真鶴町消防団	—
消防団所管	真鶴町総務課	—
所在地	足柄下郡真鶴町 真鶴515-1	団本部
電話	0465(68)0613	団本部
FAX		
支団数(団)	0	—
分団数(団)	4	—
団員条例定数(人)	93	—
団員実数(人)	79	—

出典：町資料

■ 消防団の主たる装備

装 備		数 量 (台)
ポンプ車	ポンプ自動車	5
	小型動力ポンプ 付き積載車	4
	小型動力ポンプ	1
	その他	—
無線機	車載無線機	—
	携帯無線機	13
	受令機	—

出典：町資料

第2 消防力の強化

地震発生直後は、同時多発火災の発生あるいは救急救助要請が多数予想される。そのため、常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、地震による被害を軽減するため、以下に示す計画を推進する。

1. 消防活動体制の整備

大規模震災により地域構造の複雑化と生活様式の高度化によって、大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急車の整備及び救急救命士の養成と併せ、救急医療機関との連携を図り、警防、救助、救急体制の強化に努める。

2. 消防水利施設の整備

地震発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図る。なお、耐震性貯水槽は管理、利用の面から指定緊急避難場所に整備していくものとする。

3. 特殊車両、資機材の整備

地震災害時に機動力を発揮する電源照明車、小型動力ポンプ付き水槽車等の特殊車両の整備に努める。消防施設の増強とともに、救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防・救援力の強化充実を図る。

4. 消防団の活動力の強化

地震災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防隊との連携及び自主防災組織等との協力体制の充実を図る。

また、地震災害時に常備消防隊と一体となって活動する地域の消防拠点としての消防団器具・車庫の整備及び火災、人命救助事案の多発に対処するため、簡易救助資機材の増強を図り、地域における消火、救助救援活動の充実に努める。

また、消防団員の確保のため、つぎのことに留意する。

■ 消防団員の確保のため町の留意すべき事項

- ① 消防団に関する町民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・装備の改善
- ④ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- ⑤ 機能別団員・分団の充実の推進

第4節 災害時医療体制の整備

総則編での被害想定で示した地震が発生した場合、真鶴町における負傷者の最大数は約 140 人にのぼると予想されており、町は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。

しかし、町内の医療機関ではこれらの負傷者全てに対応するのは不可能であり、そのため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

◆担当部署等◆ 総務課、健康福祉課、湯河原町消防署真鶴分署、真鶴町国民健康保険診療所、湯河原町消防署、(小田原医師会)、(小田原歯科医師会)、(小田原薬剤師会)、(消防団)、(自主防災組織)

第1 初期医療体制の整備

1. 医療救護班の要請

被災によって医療処置が必要な場合、町長が小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会、県等に対して医療救護班の出動を要請する体制準備を整えておく。

2. 救護所の設置

町は、医療救護班による応急医療救護を実施するための救護所の設置場所を、医療施設又は指定緊急避難場所とし、必要な資機材の備蓄と環境整備を整える。

3. 救急医療機関の指定

町は、地震災害時の初期救急医療機関を、小田原医師会等と協議しあらかじめ指定しておく。

4. 医薬品等の備蓄・整備

町は、医療救護活動に必要な医薬品、資機材等の備蓄をしておくとともに、小田原薬剤師会等との物資調達協定締結により不足に備える。

第2 後方医療体制の整備

重傷者や特殊医療を要する患者については、後方医療施設に搬送して治療を実施する必要があることから、重傷者等を後方医療機関へ搬送する体制の整備を推進する。

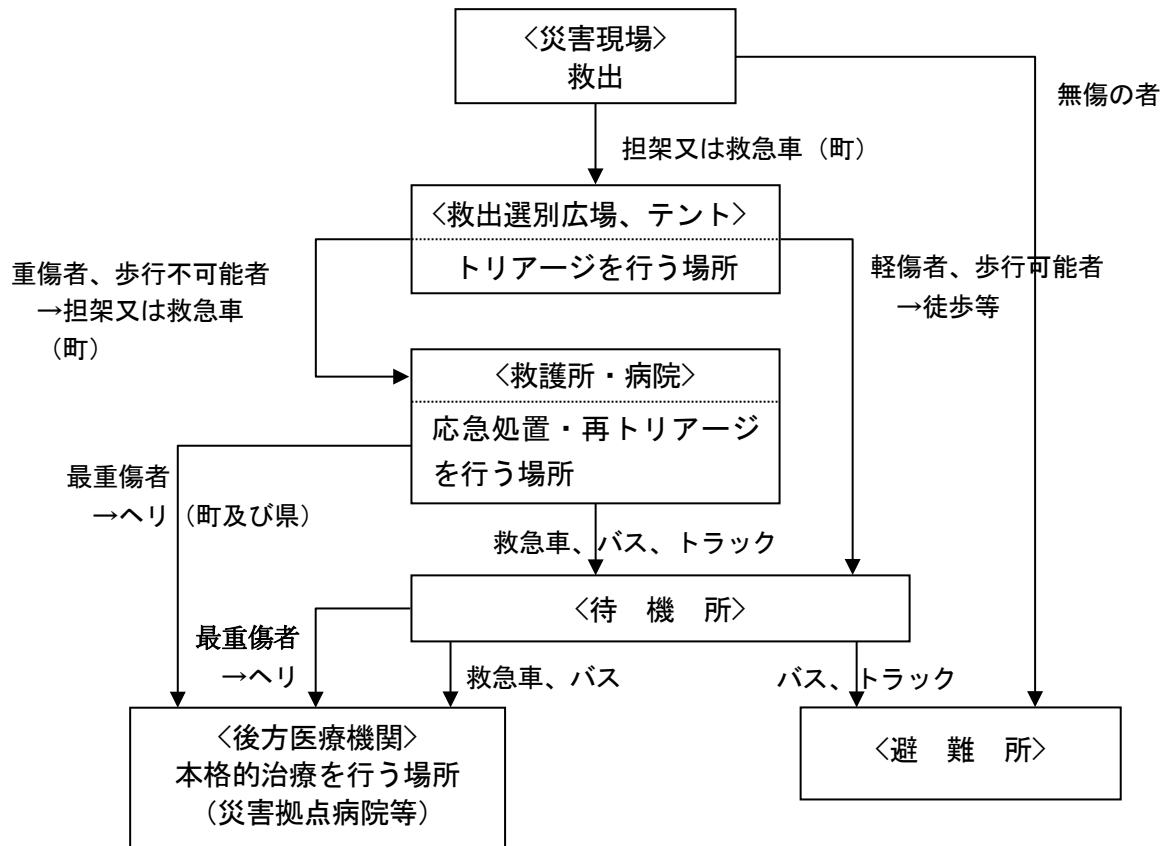
1. 後方医療支援体制の確立

町は、震災により救護所や救急医療機関では対応できない重症患者や、高度救命措置が必要な患者等が発生した場合、県に災害拠点病院等への搬送を要請する。

2. 搬送体制の整備

救護所等から最寄りの救急医療機関への負傷者の搬送、あるいは町外への広域搬送が必要な負傷者を想定して、庁用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図るものとする。

■ 大規模災害時における負傷者の取り扱い



注)「救護所」は、町内医療機関又は指定緊急避難場所に設置

「待機所」は、指定避難所又は集会所等に設置

3. 臨時ヘリポートの整備

負傷者の緊急搬送に供する臨時ヘリポートの整備を行う。なお、現在町が定めた臨時ヘリポートは次のとおりである。

■ 真鶴町の災害用臨時ヘリポート一覧

施設名	所在地	電話番号	施設代表者	備考
真鶴中学校	真鶴 1855	0465-68-2195	学校長	町の指定

第3 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災町民の心身に様々な影響を与え、なかでも、寝たきりの高齢者、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、傷病者等の要配慮者への影響は特に大きいものと考えられる。

このため、町は、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐため、要配慮者に対する医療対策の推進に努める。

1. 在宅療養者への対策

(1) 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進する。

(2) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

2. メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災町民に大きなストレスを与えることとなるため、被災町民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

3. 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受け入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、小田原医師会等関係機関と協議を行い、整備を図る。

第5節 緊急輸送体制の整備

町は、地震災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議の上、町内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

なお、海上輸送として真鶴港を物資受入港として指定し、海上からの輸送が可能となるように備える。また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

◆担当部署等◆ 湯河原町消防署真鶴分署、総務課、まちづくり課、小田原警察署

第1 緊急車両通行路の確保

地震災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、町は、地震災害時に緊急輸送に用いる道路の指定を検討し、交通規制の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備・備蓄を推進する。

1. 県指定の緊急輸送道路

神奈川県は真鶴町域における地震災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。ただし補給基地となる真鶴港と各指定避難所及び町役場を連結する道路が指定されておらず、町独自で選定及び指定する必要がある。

■ 県指定緊急輸送道路（真鶴町関連）

区分	該当道路	設定基準
緊急輸送道路 1次路線	国道 135 号 県道 739 号（真鶴半島公園）	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道をいう。
緊急輸送道路 2次路線	県道 740 号（小田原湯河原） 真鶴町町道第 1 号線（国道 135 号から役場までの区間）	1 次路線を補完し市町村役場を相互連絡する県道等をいう。

2. 町指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、町域内での災害応急活動を円滑に行うため、主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

以下に真鶴町指定緊急輸送道路の選定基準を示す。

■ 緊急輸送道路の指定要件

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| ① 町内で幹線道路になっている道路 | |
| ② 県指定緊急輸送道路、上記の災害時連絡道路及び以下に示す各施設を結ぶ道路 | |
| ・ 町役場 | ・ 指定避難所 |
| ・ 町の出先庁舎 | ・ 備蓄倉庫 |
| ・ 町の関係機関施設 | ・ 輸送の拠点となる施設 |
| ・ 防災活動拠点 | ・ 臨時ヘリポート |

第2 緊急車両の確保

大規模地震が発生した場合、緊急交通路指定路線（県指定緊急輸送道路）では一般車両の通行が禁止される。この場合、法に規定する緊急通行車両については、同法施行令又は大規模地震対策特別措置法施行令により知事又は公安委員会の確認により標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかし、発災後の緊急通行車両の届出は、迅速な災害応急対策の実施に支障をきたすと考えられる。そのため、町では緊急通行の交通需要を事前に把握するためにも緊急通行車両の事前申請を行うものとする。

1. 緊急通行車両の把握

地震災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、町が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、必要に応じて輸送車両の増強について長期的な

観点から検討を進める。

また、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、地震災害時に迅速に調達できるように関係機関、民間企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

2. 緊急通行車両等の事前届出の推進

町は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、緊急通行車両等の事前届出を推進する。

緊急通行車両等の事前届出に関する手続内容は以下に示すとおりである。

■ 参考：緊急車両の事前届出の申請内容

【事前届出の申請】

- 申請者
事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。
- 申請先
当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を經由し、公安委員会に申請するものとする。
- 申請書類
緊急通行車両等事前届出書2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。
- 届出済証の交付
審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。

第3 緊急ヘリポートの設置

前掲している町が設定した臨時ヘリポートの他に、県は、災害発生時の被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、緊急輸送路（道路）、物資受入港（港湾、漁港）及びヘリコプターの臨時離着陸場を指定している。

このうち、真鶴町近郊に指定されているものは、以下に示すヘリコプターの臨時離発着場である。

■ 県指定緊急ヘリポート

施設名	所在地	備考
酒匂川河川敷スポーツ広場	小田原市寿町5-22番地先	県の指定

第4 物資受入港

海路からの緊急物資受入港として真鶴港を指定する。

■ 緊急物資受入港

港湾名
真鶴港

第3章 防災まちづくりの推進

計画方針

地震時における町民の生命、身体及び財産の保護を図り、安心して住めるまちを実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちの実現を目指す。

また、要配慮者等の視点も踏まえながら防災まちづくり計画を策定し、加えて比較的建物密度の高い市街地での細かな防災対策を含めた総合的な防災対策を推進する。

■ 対 策

第1節 地震火災の防止

第2節 建物不燃化の促進

第3節 防災からの市街地整備

第4節 建築物等の耐震対策

第5節 道路及び港湾・海岸施設の安全化

第6節 ライフライン等の防災対策

第7節 地盤災害の防止対策

第8節 孤立化の対策

第9節 防災・減災のための調査・研究の推進

第1節 地震火災の防止

本町の市街地において、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱いの増大、木造密集市街地の拡大等、地震による火災発生の危険要因が増している。このことから、地震火災を最小限に抑えるため、地震時の出火の防止と町の防災不燃化促進事業を進める。

◆担当部署等◆ 湯河原町消防本部、まちづくり課

第1 出火の防止

1. 一般家庭に対する指導

町は、一般家庭内における地震時の出火を防止するため、自治会等各種団体を通じて一般家庭に対し、適切な火気使用及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。

また、消防本部や県等と連携し、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震時の心得の普及及び徹底を図る。

2. 住宅における火災警報器の設置

地震時の出火の拡大を防止するため、消防法に基づき住宅用火災警報器の設置が義務づけられたことから、すべての住宅(寝室、階段、台所等)に設置するように指導する。

3. 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策を効果的に行い得るよう行政指導を強化し、防火管理体制の整備を図る。

4. 予防査察の強化指導

消防本部は、消防法第4条及び第16条の5の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

5. 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、火災予防条例等の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

6. 化学薬品等の出火防止

町は県と連携し、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化について指導を行う。

7. 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築の許可、確認の同意時に、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

第2 初期消火

- ア. 町及び消防本部は、地震時における家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- イ. 町、消防団、消防本部及び県は、地域住民に対して地震時での初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

第3 延焼拡大の防止

町は、火災発生時の延焼の拡大を防止するため、常備消防、消防団の強化を図るとともに、延焼防止効果が期待できる、空地の確保、公園、防火林等の整備と、計画的に耐火建築物の整備促進を図る。

第4 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水または大幅な機能低下を被るおそれがあることから、町は耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

第2節 建物不燃化の促進

◆担当部署等◆ まちづくり課、総務課、教育課

第1 建築物の防火対策

市街地における延焼防止を次により推進する。

- ア. 建築物の不燃化対策としては、建築基準法に基づくもののほか、木造建築物の延焼防止策、耐火建築の促進を図る。
- イ. 町が将来建設する公共・公益施設は、原則として耐火構造とする。

第2 まちの防災不燃化促進

大規模な地震等に伴い発生する火災から町民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺における一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

第3 学校教育施設の不燃化・耐震化の推進

小学校、中学校を主とする学校教育施設は、児童・生徒の安全はもとより、大規模災害時には避難所となることから、不燃化を進めていく。

第3節 防災からの市街地整備

◆担当部署等◆ まちづくり課、総務課

第1 市街地整備

市街地の同時多発的な火災等への対応策として、比較的密集度の高い木造建築による市街地等への延焼拡大を防止するため、道路、公園などによる面的な都市基盤施設の整備により防災上危険な市街地を解消し、安全なまちづくりを進める。

また、要配慮者等の視点も踏まえた避難路、避難所等の整備や配置に留意する。

第2 防災空間の整備・拡大

1. 公園、緑地の整備

平常時には身近な憩いの場となる公園、緑地は、延焼防止帯、防災拠点や避難場所等として災害時の活動拠点となる。このように多目的に活用できる公園、緑地等の整備を推進する。

また、これらの公園においては、耐震性貯水槽や備蓄倉庫など災害応急対策施設の整備を行うことにより、防災機能の充実を図る。

2. 道路整備の推進

道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、緊急輸送のルート等の機能を有している。

そのため、幹線道路や地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を次のとおり推進する。

- ア. 主要幹線道路の耐震化等の整備を進める。
- イ. 可能な限り街路樹を設置し、落下危険物の緩衝や延焼遮断の効果を高める。

第4節 建築物等の耐震対策

◆担当部署等◆ まちづくり課、総務課、教育課

第1 建築物等の安全性の確保

1. 既存建築物の耐震性の向上

町は国の住宅・建築物耐震改修事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及、耐震相談窓口の開設、所有者向けの啓発事業等々の体制や環境の整備を図る施策を推進するとともに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び同法に基づく「神奈川県耐震改修促進計画」（平成19年3月）に沿い、真鶴町耐震改修促進計画（平成22年3月）を推進し、緊急性の高い施設の所有者に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

また、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

町における緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

(1) 用途や規模等の特性によって設定する建築物

- ア. 被災時にその機能確保が求められる建築物
例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等
- イ. 高齢者、身体障がい者（児）等要配慮者が利用する建築物
例：社会福祉施設、老人保健施設等
- ウ. 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物
例：特定用途に供される部分の延べ面積が3,000m²以上（学校教育法第1条に規定する学校を除く。）である建築物のうち、これら特定の用途以外に用いる部分の面積が特定の用途に用いる部分の面積の10%を超える建築物。

(2) 町が震災時の避難、救護復旧活動に使用する道路として定めた沿道区域内に存する建築物

(3) 耐震性が十分でない木造戸建住宅及び倒壊や延焼等により大火に至る危険性の高い区域内の建築物（木造建築物を含む。）

2. 耐震改修促進計画の推進

真鶴町耐震改修促進計画の推進を図るとともに、地震防災マップを作成して町民に周知することによって、建築物所有者の耐震改修を促進する。

3. 文化財等の保護対策

貴重な国民共有の財産である文化財、美術・工芸品等を災害から守るため、町は、自ら所有する文化財等の保護対策を図るとともに、民間の所有者又は管理者に対し、保護対策について必要な啓発を行う。

第2 ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策の推進

1. ブロック塀等の安全対策

(1) ブロック塀等の安全対策

- ア. 県は、適正な築造方法の啓発・普及に努めると共に、既設のブロック塀等に関しては、町は県と連携して、その所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。
- イ. 町及び県は、小学校・幼稚園の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を行う。
- ウ. 安全対策として、ブロック塀から生垣への転換を推進するため、「真鶴町生垣設置奨励補助制度」の周知・活用に努める。

(2) 落下物防止対策

- ア. 建築物の窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下を防止するための専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。
- イ. 商店街など人通りの多い道路や町が定める震災時の避難経路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改修や補修の指導を徹底する。

2. 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

なお、町は、県及び市町村とで組織する「神奈川県建築物震後対策推進協議会」を通じて、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を図る。

第5節 道路及び港湾・海岸施設の安全化

道路・鉄道、港湾等の公共施設は、町民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害時には応急対策、災害復旧の根幹となるものである。

したがって、これら公共施設の災害予防措置として施設ごとに耐震性を備えた設計指針を考慮し、防災性の強化及び災害発生の被害軽減のための諸施策を実施していく。

◆担当部署等◆ まちづくり課、総務課、港湾管理者、(東日本旅客鉄道株式会社横浜支社)

第1 道路防災計画

1. 道路の整備

道路の整備にあたっては、防災の観点から以下の路線について重点的に整備を進めていくものとする。

- ア. 指定緊急避難場所や主要な施設に連絡する道路
- イ. 災害応急対策活動の拠点となる町役場周辺の道路
- ウ. 緊急輸送路となる道路

2. 交通路確保路線の指定

地震後の避難、消火、輸送などの応急対策活動を円滑に進めるために、道路が被害を受けた場合、あるいは放置車両などで閉塞した場合に優先的に交通路を確保すべき以下の既存道路を交通路確保路線として指定するものとする。

- ア. 指定緊急避難場所と県の指定する緊急輸送路を連絡する路線
- イ. 港湾等の緊急輸送拠点へ連絡する路線

なお、国道135号線、真鶴道路については、それぞれの応急対策実施責任を有する管理者が交通路の確保を行うものとする。

3. 交通路確保等の安全性の向上

- ア. 予想される道路被害と路線の重要性を総合的に考慮し、耐震補強を推進し、被害の軽減に努めるとともに、代替路線についても配慮する。
- イ. 電柱、自動販売機、看板などの落下転倒による道路の閉塞を避けるために、危険箇所の改善を行う。
- ウ. 地震時に車両の放置などによって道路の有効幅員が狭められ、結果的に機能を発揮できなくなるおそれがある。このため、地震発生時にドライバーがとるべき行動について周知徹底するとともに、選定路線について駐車禁止措置に配慮する。
- エ. 町民に対して、避難場所へ至る避難道路の広報を行う。

4. 道路交通の混乱防止

(1) 運転者に対する広報

災害時において自動車運転者がとるべき措置の一層の周知徹底を図るなど、平常時からの啓発を推進するとともに、情報板の設置等、震災時の運転者への情報伝達について検討する。

(2) 違法駐車解消

地震時には、路上駐車車両が緊急車両の通行を阻害することが懸念されており、平常時から違法駐車車両の防止対策及び駐車場の整備を積極的に推進する。

第2 港湾・海岸施設防災計画

ア. 港湾施設は、災害時の緊急輸送など重要な役割を果たす。真鶴町はその地勢上、地震によるがけ崩れ等により陸上輸送路が被害を受け、孤立する可能性があり、このため港湾施設の安全性を確保する。

イ. 真鶴港においては、岸ぺき（-4.0m）等の耐震化工事は平成18年度で完了しているが、今後は津波の越波対策面から防波堤等の補強改修を推進する。

ウ. 海岸線背後地を津波・高潮の被害から守るため、対策として護岸等の整備を進める。

第6節 ライフライン等の防災対策

上下水道、電力、電話等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動及び町民生活において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、災害発生後直ちに機能回復を図るとともに、事前に予防措置を講じることが重要である。

第1 上下水道施設

◆担当部署等◆ まちづくり課

上下水道施設は、地震に対応するため、耐震設計、管路の改良、配水池の増強等による耐震性の強化が求められる。

しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新、又は、補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

1. 上下水道施設の耐震性確保

上下水道施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を参考としてさらに各施設の耐震化を図る。

2. 災害応急対策に必要な資機材の確保

応急対策の諸活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急用資機材を備蓄しておく。

また、被害状況の規模により、これら資機材が不足する場合を考慮して、平常時から外部団体、民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておく。

3. 速やかに復旧できる上下水道づくり

被災しても速やかに復旧できる上下水道とするため、重要施設や基幹施設の耐震化等の整備を行う。

第2 電力施設

◆担当部署等◆ (東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社)

東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社は、送電線の地中化をはじめとする安全対策を進めているが、地震時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、より一層の予防対策を実施する。

1. 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既応災害例を参考とした各施設の耐震性の確保を図る。

2. 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、次の防災資機材等を整備する。

- ア. 復旧用資材
- イ. 各種工具
- ウ. 無線
- エ. 車両・船艇・ヘリコプター

3. 要員の確保

災害時に備え要員の確保体制を確立する。

- ア. 緊急連絡体制の整備
- イ. 交通途絶時等の出動体制の確立

第3 電話施設

◆担当部署等◆ (東日本電信電話株式会社神奈川事業部)

災害が発生した場合において電気通信サービスを確保するために、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備の防災に関する計画を策定し実施する。

1. 電気通信設備等の耐災性向上対策

- ア. 耐震、耐水、耐火構造化等の推進

2. 電気通信システムの信頼性向上対策

- ア. 主要伝送路の多ルート化・ループ化
(ループ分割等によるサービス影響の極小化等)
- イ. 主要中継交換機の分散設置
- ウ. 通信ケーブル地中化の推進
- エ. 電気通信設備に対する予備電源の確保

3. 重要通信の確保に向けた通信手段の確保

- ア. 災害時のトラフィックコントロール
- イ. そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

第4章 ガス施設及び危険物施設

◆担当部署等◆ 湯河原町消防本部、(各施設管理者)

1. ガス施設

ガス事業者において安全性強化対策を進め、防災性の向上に取り組むものとする。

2. 危険物施設

危険物取扱い上における災害を未然に防止するため、消防法第13条に基づく危険物取扱者や危険物保安監督者及び湯河原町消防本部は、無資格者の保安監督に当たるほか、当該危険物施設の位置、構造、設備の維持管理に当たり、消防法第13条の23の規定により県知事が行う危険物の取扱い作業に関する保安講習を確実に受けるものとする。

第7節 地盤災害の防止対策

◆担当部署等◆ まちづくり課、総務課

真鶴町は、東南は相模湾中唯一の突出部を形成し、北部は箱根連山に連なる海拔650mの山地で、東南の集落に向かって漸次傾斜した単調な地形をなしている。

山勢は西部にやや急であるが漸次緩地に移り、ほぼJR東海道本線付近を境として、その東部は緩やかな丘陵となり、高さ115m以下の丘陵性山地を形成し、ここに前述の突出部をなし、海岸に終わるところはおおむね高さ10数メートルの断崖となっている。このため崩壊や地すべり等地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導等の措置を講じるものとする。

また、要配慮者施設に対する地盤災害の防止対策についても優先して取り組む必要がある。

第8節 孤立化の対策

町はその地勢的位置や交通施設の整備状況などから、地震での土砂崩れによって交通路の遮断による孤立状態が予想される。このため、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備などの環境整備を行う。

◆担当部署等◆ 総務課、まちづくり課、企画調整課、政策課

第1 町全体の孤立化対策

- ア. 孤立化に対処する緊急物資等の輸送確保のため、ヘリポートの確保、輸送船着岸のための港湾の整備・強化、海岸の整備とこれに通じる道路の整備を推進する。
- イ. 応急防災・減災活動に必要な資機材の町内備蓄の推進
- ウ. 飲料水、食料、医薬品等の町内分散備蓄の推進

第2 情報収集・伝達体制の確保

- ア. 防災行政無線等、地区の実情に応じた適切な非常通信手段の整備と多重化の推進
- イ. 非常用電源（燃料等を含む）などの確保
- ウ. 道路被害情報等の収集及び関係機関への情報提供を迅速に行うため、孤立化のおそれのある地区住民（自主防災組織など）との連携体制の確立

第3 物資供給、救助活動への備え

- ア. ヘリコプター臨時離着陸場の確保、その他離着陸が可能な場所（畑など）の把握
- イ. 自主防災組織での食糧及び医薬品、防災資機材などの備蓄の支援

第4 要配慮者等への支援

自主防災組織等と連携し、要配慮者に対しての情報収集及び伝達体制を整備する。

第5 啓発活動

孤立化が発生した場合に備え、世帯による食糧、燃料等の備蓄や孤立時の対応等を周知する。

第9節 防災・減災のための調査・研究の推進

町は、地震及び地震防災に関する上位機関及び調査研究機関との連携を図りながら、町の自然特性、社会的特性を正確に把握し、震災対策を効果的に推進していく。

◆担当部署等◆ 総務課、企画調整課、政策課、まちづくり課

第1 基礎的調査研究

防災・減災上の調査研究の基礎データとなる町の災害に係る自然条件、社会条件を把握してデータベース化を進める。

1. 自然条件

自然条件に関しては、次のような項目に関する情報の調査・収集及び活用を図る。

- ア. 地盤及び地質：ボーリング柱状図、表層地質図
- イ. 地震観測：県が設置する計測震度計や国の地震観測システムなどの活用
- ウ. 地形：土地利用条件図

2. 社会条件

社会条件に関しては、次のような項目に関して情報の調査・収集及び活用を図る。

(1) ハード面

- ア. 建築物の用途、規模、構造等の現況
- イ. 道路、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- ウ. ガソリンスタンド等危険物施設の現況
- エ. 耐震性貯水槽等消防水利の現況

(2) ソフト面

- ア. 昼夜間人口、要配慮者の分布
- イ. 町民の防災意識
- ウ. 土地利用状況

3. 災害事例

町内外で発生した震災、風水害、その他の災害による社会的混乱、復旧復興対策等、過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

第2 被害想定・地域危険度調査研究

1. 被害想定の実施

総合的な被害想定調査は、防災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県が実施した「神奈川県地震被害想定調査」等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。

また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを町民に公表し、防災意識の高揚を図る。

2. 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果について、社会状況の変化に応じるため、定期的に見直しを図る。

第3 災害対策調査・研究

災害に地域性、時代性があることは明らかであることから、過去の災害経験を基礎として、災害拡大原因、被害軽減方法を調査研究し、災害防止策の向上に努める。

■ 調査研究テーマ

- ・災害に強いまちづくりの調査研究
- ・被害軽減のための調査研究
- ・防災教育、訓練のための調査研究
- ・応援、派遣に関する調査研究
- ・災害情報の収集伝達に関する調査研究
- ・被災者生活支援のための調査研究
- ・応急復旧、事後処理のための調査研究
- ・復興のための調査研究
- ・災害時における町役場と防災関係機関の連携と情報伝達等の調査研究

第4章 防災施設等の整備

計画方針

町は防災関係機関と協力し、災害が発生した場合に、迅速、かつ円滑に災害応急対策を実施し、町民の安全と生活の確保を行うための活動拠点となる諸施設の整備の促進を図る。

◆担当部署等◆ 総務課、まちづくり課、企画調整課、政策課、健康福祉課、教育課、湯河原町消防本部、小田原警察署

■ 対策

第1節 防災拠点施設の整備

第2節 避難施設の整備

第3節 非常用物資の備蓄

第1節 防災拠点施設の整備

第1 現況

現在、町の災害時の防災活動拠点となる災害対策本部の設置場所として、第1順位が町役場本庁舎内、第2順位として町民センターが予定されている。

そのほか、消防・警察などの防災関係機関の施設及び町内各公共施設を中心に、避難拠点、救援物資の受入れ施設、負傷者等救護所、各防災関係機関の受け入れ場所などが設定されている。

■ 真鶴町の各種防災拠点

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
防災中枢拠点	・災害対策本部拠点として各拠点への連絡調整 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	第1順位：真鶴町役場内 第2順位：真鶴町民センター 第3順位：真鶴町国民健康保険診療所
消防活動拠点	・火災の消火活動 ・傷病者の救急・救護活動	湯河原町消防本部 真鶴中学校グラウンド
警察活動拠点	・被害者の救出救助活動 ・避難誘導、緊急交通路の確保、社会的混乱等の防止	小田原警察署 真鶴中学校グラウンド
自衛隊拠点	・自衛隊の活動拠点	真鶴中学校グラウンド 荒井城址公園（駐屯地）

避難拠点 (指定避難所)	・長期避難施設 ・食糧等の配給の拠点	真鶴中学校体育館、まなづる小学校体育館、岩ふれあい館体育館、ひなづる幼稚園園舎
防災備蓄倉庫	・食糧、生活必需品の備蓄拠点 ・防災用資機材の備蓄拠点	真鶴中学校、まなづる小学校、岩ふれあい館、ひなづる幼稚園
指定給水所	・水道断水時の給水場所	真鶴中学校、まなづる小学校、岩ふれあい館、ひなづる幼稚園
医療拠点	・傷病人に対する医療拠点	真鶴町国民健康保険診療所 小田原医師会医療救護班

第2 実施計画

町は、発災時の災害対策活動の拠点となる施設の整備について、耐震性の向上、活動に必要な資機材の備蓄、通信機能の整備・向上に努める。また、これら施設を結ぶ道路は応急活動に必要な人材・物資の輸送路であり、都市計画と連携し道路の拡幅・耐震化、法面の強化などを進める。

また、上空から防災拠点が把握できるよう、主な施設の屋上に施設名を表示するよう努める。

第2節 避難施設の整備

第1 避難計画の策定

地震による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者及び延焼拡大の危険性の迫った地域の住民の避難について、迅速かつ安全な避難を実行するための避難計画の策定が必要である。

また、園児、児童及び生徒（以下「児童・生徒等」という。）を預かる保育所、幼稚園及び学校（以下「学校等」という。）の施設管理者は、学校等の立地環境などを考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

1. 町の避難計画

避難地区分けは自治会を基本単位とし、地理的条件、被災状況等に応じ弾力的に避難先を選定できるよう考慮する。

町は、以下の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会を通じて町民の避難時行動の確立に努める。

■ 避難計画の主要な留意事項

- 避難の勧告または指示を行う基準及び伝達方法
- 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 避難場所への経路及び誘導方法
- 避難場所開設に伴う被災者救済措置に関する事項
 - ・給水措置
 - ・給食措置
 - ・毛布、寝具等の支給
 - ・衣料、生活必需品の支給
 - ・負傷者に対する応急救護
- 避難場所の管理・運営に関する事項
- 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ・平常時における広報
 - ・災害時における広報

2. 学校等の避難計画

地震災害が発生した場合に、児童・生徒等の生命の安全を確保するための避難計画を作成する。この計画作成に当たっては、公立小中学校管理規則等に従って計画化される学校等の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備及び建物等の耐震性を点検し、自校（園）の地震災害上の弱点を把握し、安全に児童・生徒等を避難させることを第一とする内容に留意した計画とする。

第2 避難所施設の整備

指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所である。

指定避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った住民が、一定期間避難生活を行うための施設である。

1. 避難施設の現況

現在、町内における避難場所は、町が指定する指定緊急避難場所5箇所、自治会が指定している一時避難場所がある。

■ 指定緊急避難場所（町指定）

番号	名称	所在地	面積	海拔高
1	まなづる小学校グラウンド	真鶴 543	3,876m ²	49.9m
2	真鶴中学校グラウンド	真鶴 1855	12,906m ²	57.8m
3	ひなづる幼稚園園庭	真鶴 1412-3	1,836m ²	67.8m
4	岩ふれあい館グラウンド	岩 706	4,268m ²	17.9m
5	真鶴町民センター	岩 172-8	2,670m ²	29.5m
合計面積			25,556m ²	—

また、町内における指定避難所は、町が指定する指定避難所4箇所がある。

■ 指定避難所（町指定）

番号	名称	所在地	面積	海拔高
1	まなづる小学校体育館	真鶴 543	778 m ²	49.9m
2	真鶴中学校体育館	真鶴 1855	1,062 m ²	57.8m
3	ひなづる幼稚園園舎	真鶴 1412-3	538 m ²	67.8m
4	岩ふれあい館体育館	岩 706	212 m ²	17.9m
合計面積			2,590 m ²	—

平成 27 年度に行った県の地震被害想定結果より、避難所避難者数は最大で 1,700 人と想定されており、帰宅困難者数も 170 人と想定され、全体で 1,850 人と考えられる。

2. 指定避難所の整備事項

指定避難所の整備については、以下の点に留意する。

- ア. 指定避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災町民を収容できる規模をもって適切に配置する。
- イ. 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ウ. 指定避難所における救護所、貯水槽、井戸、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- エ. 指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資などの備蓄に努める。
- オ. 避難生活の長期化、高齢者、障がい者（児）等の要配慮者に対応するため、既存の社会福祉施設等を利用し要配慮者の避難施設の整備に努め、簡易ベッド、簡易便所などの整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- カ. 被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

第3 避難路の整備

1. 避難路の選定

町は、指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう避難路の整備・指定を進める。

また、日頃から町民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な処置を講じておく。

なお、避難路の整備や選定については、以下の点に留意する。

- ア. 狭い路地、塀ぎわ、崖下、河川敷は避けて、適当な道路幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物取扱施設等がないこと
- イ. 道路、線路、河川を横切る避難は避けること
- ウ. 耐火建築物の多い道路であること
- エ. 地盤が耐震的で地下に危険な埋設物がないこと
- オ. 浸水などの危険のない道路であること
- カ. 自動車の交通量がなるべく少ないこと

2. 指定緊急避難場所標識の整備

一覧標識を用いて、町民や来訪者等に対し町内の避難場所を周知するため、役場や海水浴場入口等を中心に、本町の施設案内や観光案内との併記等を考慮して作成する。

3. 誘導體制の確立

避難誘導は、避難措置の中で最も重要な部分であり、避難の勧告、指示を実施した場合に備えて、あらかじめ避難順位、誘導體制を検討しておく必要がある。

第4 貯水施設等の整備

避難者に本格的な応急給水が行えるまでの間の飲料水を確保するため、指定緊急避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備を行う。

第5 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

指定緊急避難場所と緊急離着陸場を共用する施設については、特に、避難町民の安全性などを考慮し、指定緊急避難場所と緊急離着陸場の区別を明確にするなど所要の措置を講じる。

第3節 非常用物資の備蓄

第1 現況

町の備蓄物資の現況は、資料編に掲載。

【関連資料】

- 資料編 5. 5-2 備蓄資機材一覧
- 5. 5-3 非常用食糧備蓄状況

第2 飲料水・食糧・生活必需品の備蓄

災害時でのり災者の生命維持、人心の安定を図るために飲料水・食糧・生活用品の供給は重要である。町は公的備蓄のほか、関連業者との協力協定により食糧等の調達を行う体制の充実を図り、以下に示す内容で飲料水・食糧・生活必需品等の確保及び供給に関する整備を推進する。

1. 備蓄数量

町の備蓄数量は、「神奈川県地震被害想定調査、平成27年3月」において、真鶴町での避難所避難者数が最大値となる相模トラフ沿いの最大クラスの地震での1,700人（発災1日後）に観光客を加えた避難者数1,870人を参考として、食糧の備蓄数量の目標値は、3食3日分の16,830食とする。

また、必要に応じ近隣他市町村との備蓄情報の共有化と協力協定の締結を図るものとする。

2. 飲料水等の確保

町では町民が所有する井戸について、地震災害時に開放できるものを自治会や自主防災組織単位で利用できるように「災害時井戸」としての指定を検討し、地震災害時の町民の生活用水の確保を図るものとする。

飲料水等の給水量は、1人1日3リットルを目途とするが、被災後は次第に水の需要が増えるので、以下に表示するように復旧の状況に応じて逐次給水を増量する。

■ 一日当たりの給水目標

内容 順位	期 間	給 水 量 (リットル/人)	水 量 の 用 途 内 訳
第1次給水	地震発生から3日間	3	生命維持のため最小限必要水量
第2次給水	4から7日間	3～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量
	8日から1ヶ月まで	20～100	最低の浴用、洗濯に必要な水量
第3次給水	1ヶ月から完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

参考)「災害応急対策計画運用マニュアル」(旧自治省消防庁防災課監修)

3. 食糧の備蓄方法

食糧の備蓄については、発災後すぐに対応が必要になることから、きめ細かな単位で直接備蓄をするよう努めるとともに、町民・事業所に対しても備蓄の指導・啓発を行うこととする。

また、町の公的備蓄以外に下記に示すように関係業者との流通備蓄についても今後進めるものとする。

■ 備蓄方法

- 米 穀 類：備蓄食糧の活用（防災拠点からのアルファ米等の供出）
- パン、育児用調整粉乳類：備蓄食糧の活用
業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
- 副 食 類：業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

第3 防災用資機材等の備蓄

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な資機材についての備蓄を図るものとする。

第5章 津波災害への備え

計画方針

真鶴町は、相模湾にくさび状に突き出た地形を有するため、近年の沿岸地域の土地利用の高度化、市街化の進展から、津波による大きな被害が生じる可能性がある。

また、夏の観光シーズンに津波が発生した場合、海水浴客を中心として多くの人的被害が出ることも予測され、津波災害の防止を図るため関係機関と協力して避難対策等の充実を図る。

◆担当部署等◆ 総務課、まちづくり課、企画調整課、政策課、自主防災組織、湯河原町消防本部、(消防団)

■ 対 策

第1節 津波危険予想地域の対策

第2節 津波に対する自衛体制の確立

第3節 津波広報、教育、訓練計画

第1節 津波危険予想地域の対策

第1 津波危険予想地域の設定

「総則編、第5章、第2節 津波浸水被害」で示したように、真鶴半島沿岸は相模湾の中でも津波高が高く予想されている。このため、津波の浸水範囲を想定した津波ハザードマップを平成24年度に作成し、町民への配布を行った。

第2 津波避難地及び指定緊急避難場所の指定

津波から身を守るためには、地盤の高いところへの避難が極めて有効であるが、本町の場合、背後地が標高50m程度以上の丘陵地になっており、津波に対しては、海岸からできる限り遠くに離れるための避難路の整備、指定、公示が必要である。特に真鶴港周辺、岩の海水浴場周辺が重点地域となり、津波に対する注意を喚起するための標識を設置することに努める。

なお、現在、町が指定している指定緊急避難場所は、浸水予測区域外にあるため、津波による直接的な影響は小さいと考えられる。

第2節 津波に対する自衛体制の確立

第1 津波情報受伝達対策

1. 報道機関からの津波情報の伝達

地震発生後、約1分半後に震度3以上を観測した地域名と地震の発現時刻の発表につき、3分後を目標に発表された津波警報・注意報及び津波情報がテレビ・ラジオの報道機関から伝達される。

2. 休日・夜間の連絡体制

町役場等の公共機関及び民間事業所において、休日、夜間等の勤務時間外に、津波に関する情報を収集した場合に、迅速に情報の受伝達、予防対策がとれる体制を確立する。

3. 津波緊急同報システムの整備

津波情報から、町内に被害が予想される場合、職員及び地域住民の携帯電話に自動的に情報を伝達する体制整備を検討していく。

4. J-A L E R Tの活用

現在、国が国民保護事態等での迅速で円滑な避難を実現するための全国瞬時警報システム（J-A L E R T＝各自治体の同報系防災行政無線を国の当該機関が遠隔操作で立ち上げ、警報を伝達するシステム）によって、津波からの避難を迅速に行う体制の整備を推進する。

第2 町民等への情報伝達体制の確立

町内に被害が生じるおそれのある津波情報を入手した場合は、あらゆる広報媒体（有線・無線電話、防災行政無線、広報車、サイレン、オレンジフラッグ等）及び自主防災組織等を活用して、津波情報の迅速、かつ、適切な伝達に努める。

1. 同報系無線の整備活用

町は町民等への津波予報伝達手段として「神奈川県防災行政通信網」を活用して、気象官署が発表する地震・津波に関する情報、津波予報を速やかに収集し、町の防災行政無線を主要手段として、必要に応じて、サイレン及び広報車等多様な通報・伝達手段を用い、町民や海岸利用者への伝達の徹底を図る。

2. 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされたときに、これに迅速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に行動できる組織体制を育成する。

3. 海水浴場等の自主的情報伝達

海水浴場開設期間においては、海水浴場の管理者が委託業者と連携を図り、海面監視、ラジオ聴取等によって津波の予兆を積極的に情報収集等を行う。

4. 港湾及び沖合の船舶等の情報伝達

漁業協同組合、漁業無線局等に対して、相互協調のもとに役割分担を明確にして、伝達システム、手段、具体的実施方法等を検討のうえ、迅速な情報伝達体制を確立するよう努める。

5. 海岸線の情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等における広範囲の情報伝達、特に津波警報の発表、避難指示等は海上保安部、海上自衛隊等のヘリコプターを要請し、上空から効果的な情報伝達を実施する。

また、海岸部における同報系防災行政無線設備の整備を図っていく。

6. 津波の海面監視、情報連絡

沿岸地域では、町、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互協調のもとに役割分担を定め、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに安全な場所で海面監視を実施し、津波等の異常発見と情報連絡に努める。

第3 津波避難体制の確立

1. 町の避難勧告・避難指示

気象官署が発表する津波予報を基本とし、海面監視、地域住民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合的判断のもとに、早期に避難勧告・避難指示を行うよう努める。

なお、避難勧告・避難指示にあたっては、次の事項に留意する。

- ア. 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認める場合は、海浜にある者、海岸付近の町民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示する。
- イ. 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときは、町は海浜にいる者、海岸付近の町民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示する。

2. 行政機関の避難誘導

町は、同報系防災行政無線、広報車、メガフォンの連呼等による指示誘導を基本とし、自主防災組織、地域住民等の自主避難と連動し、迅速、かつ、的確に実施し得る体制を確立するとともに、自主避難等を容易にするため、避難地案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

また、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」などに基づき、日頃から自力避難の困難な高齢者、障がい者（児）などの要配慮者の所在把握や迅速、かつ、的確な避難誘導を行うために防災関係機関、近隣住民等と連携した安否確認・避難誘導體制を整備するとともに、これら要配慮者に配慮した構造・設備、運営体制を有する避難場所の確保に努める。

3. 地域住民等の自主避難

地域住民等の避難誘導を自治会、自主防災組織、消防団等の役割として明確に位置付け、これらと行政機関が連動し早期に自主的な避難ができる体制を確立する。

4. 海水浴場等の自主避難

海水浴場等の多数の人々が集まる場所については、行政機関の避難誘導に連動して、又は先行して海水浴場の管理者等が自主的、主体的に避難誘導を実施し得る体制の確立を指導する。

5. 船舶管理者等の自主避難意識の高揚

町及び町の港湾管理者は、津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、原則的な対応案を提示し、個々の船舶管理者等の有事における自主避難意識を高める。

第3節 津波広報、教育、訓練計画

第1 津波に関する共通認識の啓発

「地震イコール津波・即避難」の認識が、沿岸地域に限らず全域的に共通認識として定着するよう、町はその啓発に努める。

また、国の津波対策関係省庁連絡会議の「沿岸地域における津波警戒の徹底について」で示された「強い地震を感じたら、町民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本とした広報文例「津波に対する心得」を参考として、日頃から津波警報に関する周知徹底に努める。

第2 津波に対する防災意識の高揚

町は津波危険予想地域、海拔高標示板、避難場所等の標識（示）板等の掲出に努め、防災講演会等の開催を通じ、津波に関する意識の高揚を図る。

また、県が行った海岸調査（津波対策）に基づく津波浸水予測図や人的被害についての調査結果などを活用して、過去の津波遡上記録や現状の地形等を勘案し、津波危険予想地域や避難対象地域、指定緊急避難場所等を記載した津波ハザードマップにより、地域住民等への周知に努める。

さらに、観光地や海水浴場等の旅行者など外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地に津波ハザードマップの掲示、指定緊急避難場所・避難路の誘導表示などにより周知を図る。

第3 津波に関する広報の永続的、効果的实施

町は、広報紙、パンフレット、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の多種多様な広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講演会、地域の会合等あらゆる機会をとらえて繰り返し、分かりやすい広報に努めていく。

第4 津波防災訓練の実施

町、地域住民、宿泊施設等の事業所が一体となった津波に対する防災訓練を実施し、有事発生の際に迅速、かつ、正確な情報伝達や避難行動がとられるようにする。また、海水浴場では、海水浴客の協力参加を求める等、工夫した訓練の実施に努める。

訓練の実施に際しては、特に高齢者、障がい者（児）等の要配慮者に十分配慮したものとし、その所在把握、避難、救出救護等の訓練を取り入れるとともに、近隣住民等や、要配慮者とその家族にも訓練への積極的な参加を求め、津波災害に対する意識を高めていくことも重要である。

第 2 部 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制

第1節 活動体制の確立

活動方針

町及び防災関係機関は、町内及び周辺に地震が発生した場合、応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、町民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努める。また、被害の発生を最小限度に止めるため、災害規模に応じた防災体制をとり、全力を尽くし防災業務の遂行にあたり、町民の身体・生命・財産の安全確保に努める。

◆実施機関◆ 本部会議、統括部本部班、各対応活動部・班、湯河原町消防署真鶴分署、小田原警察署、(消防団)、(自主防災組織)

第1 動員基準及び配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準により、災害対策配備体制を整える。

■ 体制の種別及び配備体制

配備体制		配備基準	配備内容	配備職員
警戒 配備 体制	第1 配備	<ul style="list-style-type: none"> 町内に気象庁発表による震度4の地震が発生したとき。 気象庁が津波予報区の「相模湾・三浦半島」に津波注意報を発表したとき。 	災害の要因が発生した場合において、情報の収集及び警報の伝達等に備えて活動する体制	真鶴町非常配備編成表による。
		<ul style="list-style-type: none"> その他の状況により町長が必要と認めたとき。 		
警戒 配備 体制	第2 配備	<ul style="list-style-type: none"> 町内に気象庁発表による震度4の地震が発生し、町長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達 危険箇所の巡回 被害箇所の応急対策を円滑に行い、速やかに災害対策本部を設置できる体制 	真鶴町非常配備編成表による。

災害対策本部体制	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に気象庁発表による震度5弱の地震が発生したとき。 ・気象庁が津波予報区の「相模三浦半島」に大津波警報を発表したとき。 	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長が定める。	・全職員
		<ul style="list-style-type: none"> ・局地的又は大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合等で町長が第3配備の必要があると認めたとき。 		

第2 災害対策本部設置前の初動体制

ア. 震度3又は4が町内を対象に発表された場合、もしくは災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたときは、あらかじめ定められた職員は、町役場内所定の場所に参加し、次の措置を講じる。

- ・地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達
- ・被害状況の把握及び報告

イ. 総務課長は被害情報を取りまとめ、速やかに町長に報告する。また、必要に応じ、県に報告又は通報を行う。

第3 災害対策本部

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町内各地域における災害応急対策を円滑に行うため、災害対策基本法第23条の2に基づき真鶴町災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織及び編成は、次のとおりである。

【町災害対策本部の組織構成図】

本部会議	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	企画調整課長、総務課長、会計課長、税務収納課長、町民生活課長、健康福祉課長、まちづくり課長、産業観光課長、議会事務局長、教育課長、政策課長

対応活動部名	対応活動班名	対応職・担当部局
統括部 部長：総務課長	本部班 班長：総務課長	町長／副町長／教育長／各所属長
	総務班 班長：総務課長	総務課
	広報・財政班 班長：企画調整課長	企画調整課
町民対応部 部長：町民生活課長	医療・衛生班 班長：町民生活課長	町民生活課
	避難・援護班 班長：健康福祉課長	健康福祉課／（社会福祉協議会）／（自主防災組織）
	被害調査班 班長：税務収納課長	税務収納課
	受け入れ班 班長：政策課長	政策課／会計課／（社会福祉協議会）
応急活動部 部長：まちづくり課長	産業・観光班 班長：産業観光課長	産業観光課
	上下水道班 班長：まちづくり課長	まちづくり課
	施設班 班長：まちづくり課長	まちづくり課
教育部 部長：教育課長	避難所班 班長：教育課長	教育課
	教育班 班長：教育課長	教育課
議会対策部 部長：議会事務局長	議会対策班 班長：議会事務局長	議会事務局

1. 災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部会議及び対応活動部をもって構成する。

2. 本部会議

ア. 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ. 本部会議は、災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針、その他の重要事項について審議決定する。

ウ. 本部会議は町役場本庁舎内に設置する。

エ. 本部会議と各部との連絡方法

本部長又は本部会議で決定した事項は、統括部本部班の担当者が各対応活動部に連絡する。

各部で収集した情報又は各部で決定した事項のうち、本部会議又は各部が承知しておく必要がある事項は、本部員及び統括部本部班担当者が各部及び本部長に連絡する。

オ. 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講じるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のため必要があるときは職員の派遣を要請する。

3. 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 町長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

ア. 真鶴町及び周辺で震度5弱以上の地震が観測されたとき

イ. 東海地震の警戒宣言が発令されたとき

ウ. 町内に地震や津波による大規模災害が発生した場合や発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めたとき

エ. 気象庁が津波予報区の相模湾・三浦半島に「大津波」の津波警報を発表したとき。

(2) 設置後、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため災害対策本部を設置しておく必要がないと町長が認めたときは、廃止する。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止の手続きは次のとおりとする。

ア. 町長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「真鶴町災害対策本部」の標識で公示するとともに町防災行政無線等によって町民への周知を図る。

イ. 災害対策本部を設置した場合、町長は速やかに町防災会議を構成する各機関の長に電話又はその他の方法により通知する。また、知事（災害対策課）に報告する。

ウ. 本部を廃止した場合もア、イと同様の手続きを行う。

4. 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は町長とし、事務を総括する。副本部長は副町長、教育長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故ある時は、副町長、教育長の順でその職務を代理する。

本部員（各課長）に事故あるときは、部員のうち各課の上席のものが代理する。

5. 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合（例えば町役場本庁舎被災時）を除き、町役場本庁舎内に設置するものとし、設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておく。

また、町役場本庁舎が損壊等により使用が不可能になった場合には、第2順位として町民センター内、第3順位として真鶴町国民健康保険診療所内に災害対策本部を設置する。

■ 対策本部設置の場所

優先順位	指 定 場 所
第1順位	真鶴町役場本庁舎内
第2順位	真鶴町民センター
第3順位	真鶴町国民健康保険診療所

6. 災害対策本部対応活動部・班の分担業務

■ 対応活動部・班の分担業務

1/3

部班名		分 担 業 務
統 括 部	本部班	1 災害対応に関する組織運営の決定と指示及び庶務に関すること。 2 防災会議委員その他関係防災機関との連絡調整に関すること。 3 避難準備情報・避難勧告・避難指示（緊急）発令に関すること。 4 災害救助法の適用に関すること。 5 報道機関等への発表内容に関すること。 6 防災行政無線の統制・運用に関すること。 7 県・国への応援要請、自衛隊派遣、隣接市町等との相互協力・応援並びに民間協力団体等への協力要請に関すること。 8 災害対策の連絡調整の総括に関すること。 9 緊急事項のための予備要員の配置に関すること。 10 被害対策に必要な現金の出納に関すること。
	総務班	1 地震・津波情報の収集と伝達に関すること。 2 町内の被害状況等の収集と分析・評価に関すること。 3 外部情報の収集（上位機関・防災関係機関、マスコミ等）に関すること。 4 職員の食事・宿泊・健康管理等及びバックアップに関すること。 5 被害状況の記録に関すること。 6 避難準備情報・避難勧告・避難指示（緊急）発令の実行に関すること。 7 ライフラインに関する被害、復旧等の情報に関すること。 8 上位機関／消防機関／関係機関（ライフライン関係を含む。）との連絡と対応調整に関すること。 9 災害に伴う町内秩序の維持及び警備（警察と協同）に関すること。 10 町民への情報提供の実行に関すること。 11 緊急通行車両の標章及び確認証明書等に関すること。 12 災害対応機関及び団体の活動調整に関すること。 13 自主防災組織との連絡・調整に関すること。 14 避難民の避難所等の配分に関すること。 15 復旧に伴う作業員等の雇用に関すること。
	広報・財政班	1 報道機関等への対応に関すること。 2 災害対策の予算に関すること。 3 情報通信機器の復旧に関すること。 4 義援金品の受領及び配布に関すること。

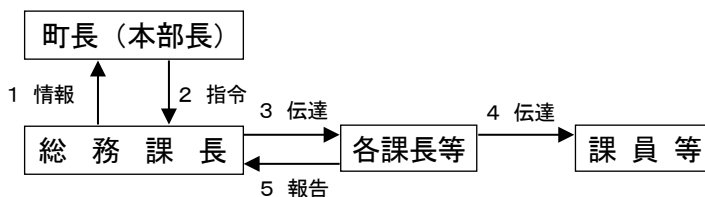
町 民 対 応 部	医療・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の収集に関する事。 2 仮設トイレに関する事。 3 遺体安置所の開設に関する事。 4 清掃及びし尿処理に関する事。 5 身元不詳死亡者に関する事。 6 医療機関への連絡調整に関する事。 7 医療関係施設の被害調査と復旧に関する事。 8 湯河原町真鶴町衛生組合との連絡調整に関する事。 9 医師会との連絡調整に関する事。 10 薬剤師会との連絡調整に関する事。
	避難・援護班	<ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者に関する事。 2 福祉避難所に関する事。 3 飲料水・食料調達・生活用品等の調達と配布に関する事。 4 被災者の収容に関する事。 5 被災者の生活再建支援に関する事。 6 日赤活動との連絡調整に関する事。 7 応急仮設住宅の入居に関する事。 8 避難所等における救護所の設置に関する事。 9 防疫に関する事。
	被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災証明に関する事。 2 被害の調査に関する事。 3 被害調査の集計に関する事。
	受け入れ班	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資に関する事。 2 災害ボランティアの受入及び活動活動内容等の調整に関する事。 3 義捐金の受理及び配布に関する事。

応 急 活 動 部	産業・観光 班	1 観光施設の被害状況の確認及び応急措置に関する事 2 農道及び漁港の被害状況の確認及び応急措置に関する事 3 観光客の避難誘導に関する事 4 一時帰宅困難者に関する事
	上下水道 班	1 上下水道施設の被害調査。 2 応急給水に関する事。
	施設班	1 町内被害状況の調査・障害物の除去。 2 通行支障箇所の情報収集及び関係機関への通報に関する事。 3 建設業組合との連絡調整に関する事。 4 緊急輸送路等の確保 5 応急仮設住宅の建設に関する事。
教 育 部	避難所班	1 指定避難所の被害状況の確認及び解錠に関する事。 2 被災者の収容確保に関する事。 3 社会教育施設の安全確保に関する事。
	教育班	1 学校施設の被害状況の確認に関する事。 2 園児・児童・生徒の安全避難に関する事。 3 教育委員、教育機関との連絡調整に関する事。 4 応急教育に関する事。 5 臨時給食施設に関する事。
議 会 対 策 部	議 会 対 策 班	1 議会議員との連絡調整に関する事。 2 議会の応急対策に関する事。

第4 配備指令の伝達及び対応

【平常時執務時の配備指令伝達及び対応】

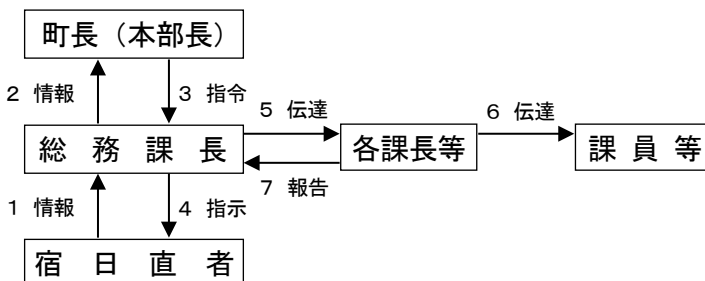
○庁内放送、電話等により行う。



※各課において、いつでも出動できる態勢で待機する。

【休日又は夜間の配備伝達及び対応】

○電話などにより行う。



※宿日直者の職務

宿日直者は、次に掲げる情報を察知したときは、総務課長に連絡し、その指示を受けて併せて関係職員に連絡する。

- ・地震発生のおそれのある情報が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に
応急措置を実施する必要があると認められるとき
- ・地震が発生し、緊急に
応急措置を実施する必要があると認められるとき
- ・地震発生のおそれのある予兆現象の通報があったとき

第5 自主登庁又は自主参集

勤務時間外に地震災害が発生し、電話等による伝達が不可能な場合の自主登庁又は自主参集は、次の方法による。

1. 自主参集基準

ラジオ、テレビ、防災行政無線等で町内に係る災害関連情報が流されたとき又は、自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無にかかわらず職員は自主的に参集し、真鶴町防災動員体制マニュアルに定められた所定の体制をとる。

2. 登庁時の注意

災害時の登庁について、災害応急活動に備えるよう次の事項に留意する。

- ア. 登庁時の手段 …… 可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。
- イ. 服 装 …… 応急活動に便利で安全な服装とする。
- ウ. 持 参 物 …… 災害初動マニュアル、職員証、食糧、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるものを持参する。
- エ. 情 報 収 集 …… 登庁経路での被害状況をメモし、その状況を対策本部又は、総務課に報告する。

3. 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において災害事故等に遭遇した時は、人命の救助を第一として付近の町民に協力するとともに、消防本部へ通報する。

4. 登庁が不可能な場合

交通等の断絶により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を災害時特設電話等により所属長に連絡し、自宅待機とする。その後、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

第6 初動期災害情報の収集

湯河原町消防本部、小田原警察署及びその他防災関係機関と密接な連携を図りながら、地震による被害発生状況など初動対応に必要な情報収集を行う。

第7 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、町長（本部長）は知事を補助し、法に基づく救助事務を行う。

第8 県・国の現地対策本部との連携

町長（本部長）は、県の現地災害対策本部（設置された場合）又は国の非常（緊急）災害現地対策本部（設置された場合）との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第2節 災害救助法の手続き等

活動方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令等の定めるところによるが、必要と認めるときは、町長（本部長）は知事に対し速やかに所定の手続きを行う。

◆実施機関◆ 本部班

第1 被害の認定基準

1. 住家の滅失等の認定

住家の滅失の認定基準は、次のとおりである。

(1) 住家が滅失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が著しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達したもの。

(2) 住家が半壊、又は半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

2. 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は次のとおりであり、被害状況は世帯単位である。

■ 被災世帯の算定

	被災状況	世帯算定
1	住家が全壊、全焼、流失した世帯	1世帯
2	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす
3	住家が床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住することができない状態になった世帯	3世帯で1世帯とみなす

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号に定めるところによるが、真鶴町における具体的適用基準は次のいずれか1つに該当する場合である。

- ア. 町内の住家滅失世帯数が40世帯以上であること
- イ. 県全区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上で、町内の住家滅失世帯数が20世帯以上であること
- ウ. 県全区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町内で多数の住家が滅失した場合
- エ. 多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

第3 適用手続き

7. 災害に対し、町内における被害が「第2 災害救助法の適用基準」に掲げた基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、町長（本部長）は直ちに次の事項を明確にしたうえで知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。なお、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請を行い、後日、文書によりあらためて処理する。

■ 災害救助法の適用手続き内容

- | |
|---------------------------|
| ① 災害発生の日時及び場所 |
| ② 災害の原因及び被害の状況 |
| ③ 法の適用を要請する理由 |
| ④ 法の適用を必要とする期間 |
| ⑤ 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置 |

4. 災害救助法の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、町長（本部長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指導を受ける。
5. 災害救助法の適用となる救助の項目と実施する期間は次頁表のとおりである。

■ 災害救助法の適用となる救助項目と期間等（県告示）

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者
避難所の設置	7日以内	町長（本部長）
応急仮設住宅の設置及び貸与	災害発生の日から20日以内に着工	敷地選定：町長 設置：知事
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	町長（本部長）
飲料水の供給	7日以内	町長（本部長）
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町長（本部長）
医療	14日以内	救護班派遣：知事、日赤神奈川県支部
助産	分娩の日から7日以内	
災害にかかった者の救出	3日以内	町長（本部長）
災害にかかった住宅の応急修理	完成1ヶ月以内	町長（本部長）
応急仮設住宅の供与	着工20日以内	対象者・敷地選定：町長、設置：知事
学用品の貸与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	調達・輸送：知事 調達・配布：町長
埋葬	10日以内	町長（本部長）
死体の搜索	10日以内	町長（本部長）
死体の処理	10日以内	知事
障害物の除去	10日以内	町長（本部長）
応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用	当該救助を実施する期間内	町長（本部長）

第4 義援物資及び義援金

1. 義援物資

(1) 民間企業や自治体等からの義援物資

町は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。町は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行う。

(2) 個人等からの小口の義援物資

町は、個人等からの小口義援物資については、原則受入れないこととし、その方針を周知するものとする。なお、周知にあたっては、記者発表や県及び町のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行う。

2. 義援金

町は、義援金の受入れ、配分に関して、町、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

3. 受け入れ配分に関する指針の策定

町は、義援物資、義援金の受け入れ、配分に関して、迅速な対応を図るための指針の策定を行う。

第5 災害弔慰金等

- ア. 町長は、一定規模以上の地震災害により死亡した町民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の地震災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対しては災害障害見舞金を支給する。
- イ. 町長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行う。
- ウ. 県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時に「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき低所得者世帯に生活福祉資金の貸し付けを行う。
- エ. 町長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。

第2章 情報の収集・伝達計画

活動方針

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するためには、災害の状況、被害の状況を的確、かつ、迅速に把握し、町民及び防災関係機関等に伝達するための体制を早期に確保する。

災害発生後、町は被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況を迅速に収集・連絡し、災害対策本部設置に向けて所要の体制の整備を行う。

災害対策本部設置後、町はまず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき、事態の推移に併せた災害応急活動を行う。

第1節 情報連絡体制の確立

◆実施機関◆ 本部班、総務班、広報・財政班、各活動班、湯河原町消防署真鶴分署、小田原警察署、(消防団)、(各事業所等)、(自主防災組織)

第1 通信機器の確保と統制

広報・財政班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。機器の破損等の支障が生じている場合は、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理を行う。

第2 窓口の統一

本部班は、防災関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

第2節 災害情報通信連絡系統

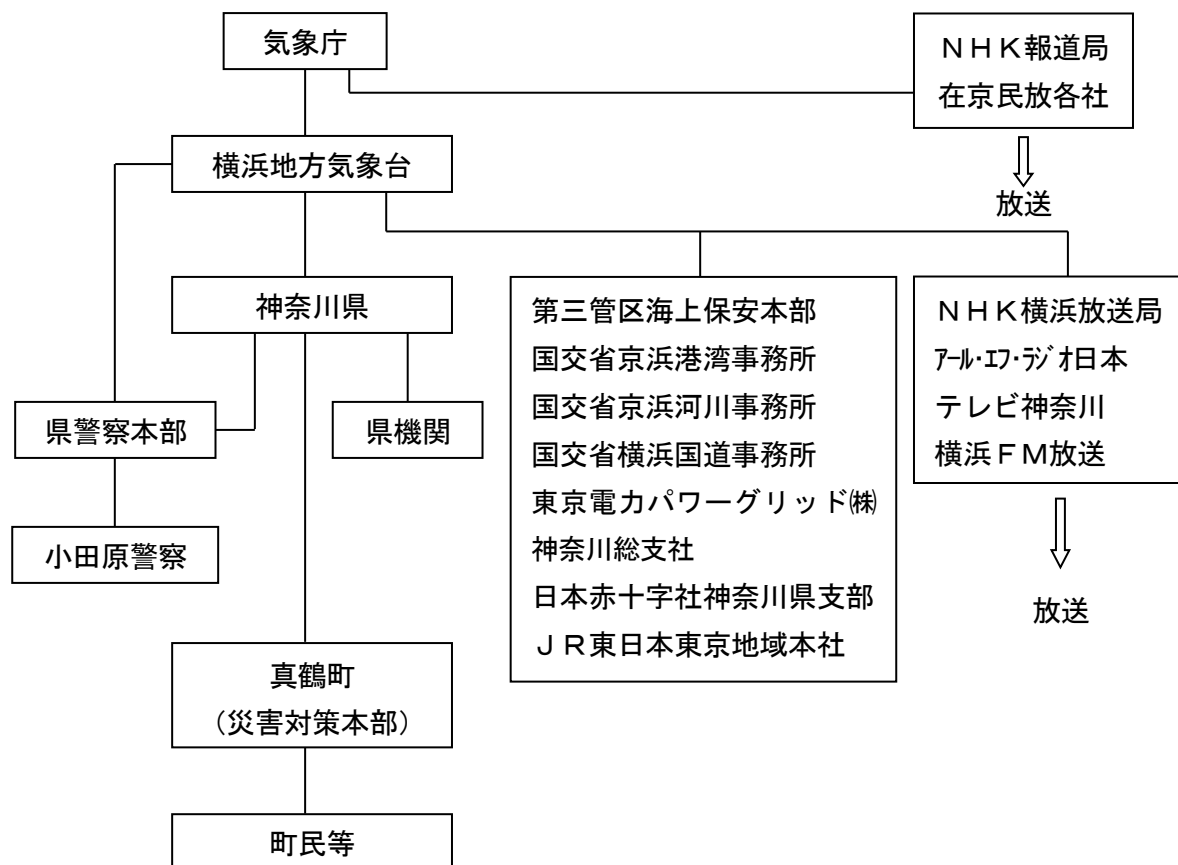
◆実施機関◆ 本部班、総務班、広報・財政班、各活動班、湯河原町消防署真鶴分署、小田原警察署、(消防団)、(各事業所等)、(自主防災組織)

第1 通信連絡網

平常時よりあらかじめ設定しておいた連絡網を軸に、各種連絡手段の特性を考慮し、災害情報を迅速かつ確実に収集・伝達する。

なお、地震災害時における情報連絡網は、次のとおりである。

■ 地震時での通信連絡系統



第2 通信連絡手段

1. 通信手段の確保

町は、災害発生時において、災害情報の連絡通信を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図る。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請する。

2. 町（対策本部）と出先機関等との通信手段

町（対策本部）と主要な出先機関等との連絡が地震による電話の輻輳等により途絶えた場合、既設の防災行政無線を活用するほか、総務班は、各班の協力を得て、移動系の防災行政無線を携帯した要員を出先機関等に派遣する。

なお、消防無線は、消防活動の程度により可能な場合使用する。

3. 国、県等との通信手段

町（対策本部）と県との通信手段は、電話、県防災行政通信網を使用して連絡する。

4. 防災関係機関との通信手段

町（対策本部）と防災関係機関との通信手段は、電話、県防災行政通信網、消防無線等を使用して連絡する。

5. 町民・事業所への広報

防災行政無線及び広報車により広報する。

第3 通途絶時の対処

1. 有線通信の途絶

- ア. 神奈川県防災行政通信網・神奈川県災害情報管理システム等により県と直接情報連絡を行う。
- イ. 神奈川県防災行政通信網等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- ウ. 保有する同報無線等を中心に、町内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。
- エ. 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。

2. 消防機関への通信連絡

- ア. 消防無線、消防電話等を活用して、湯河原町消防署真鶴分署等の消防機関と情報連絡を行う。なお、消防無線は状況により可能な場合に利用する。
- イ. 神奈川県消防防災無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

3. 他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

- ア. 関東地方非常通信協議会の構成機関の無線局
 - ・ 警察通信施設
 - ・ 国土交通省関係通信施設
 - ・ 海上保安庁通信施設
 - ・ 日本赤十字社神奈川県支部通信施設
 - ・ 東日本電信電話株式会社神奈川事業部通信施設
 - ・ 東京電力パワーグリッド株式会社通信施設
 - ・ 日本放送協会横浜放送局通信施設
 - ・ 東京ガス株式会社通信施設
 - イ. 県の無線通信施設（神奈川県防災行政通信網を除く）
 - ウ. 上記以外の機関又は個人の無線局
 - エ. 以上の通信設備使用できない場合
- 以上の通信設備が使用できない場合は、通信可能な地域まで、伝令を派遣する等あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

第3節 初動期災害情報収集と伝達体制

◆実施機関◆ 本部班、総務班、施設班、各活動班、湯河原町消防署真鶴分署、小田原警察署、(消防団)、(各事業所等)、(自主防災組織)

第1 情報収集体制の確立

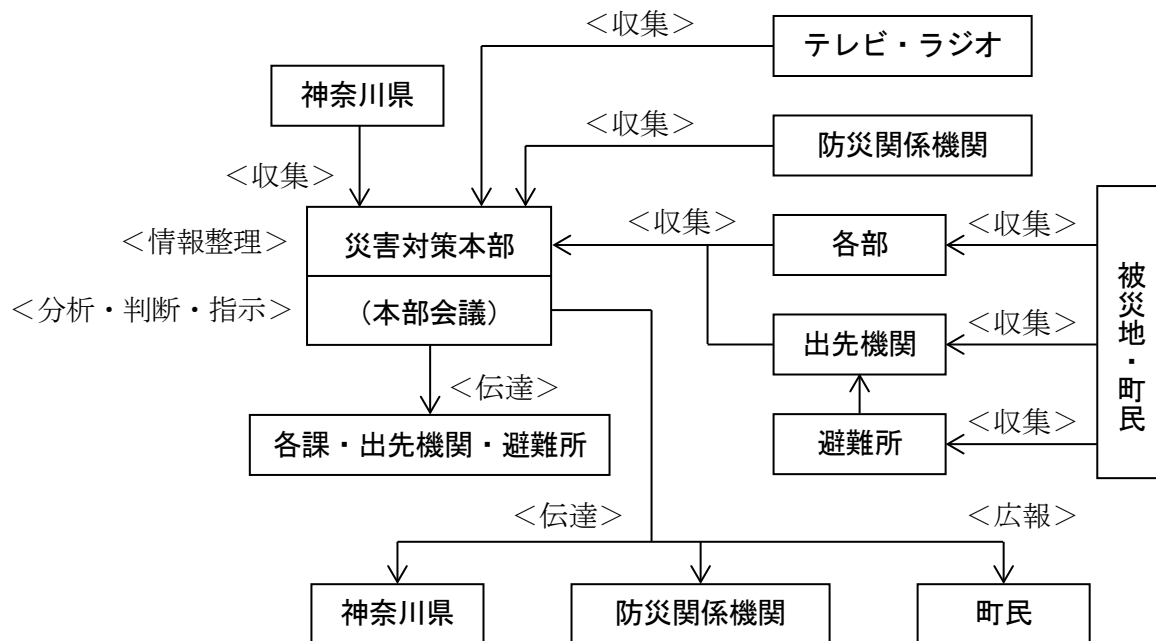
町は、防災関係機関との緊密な連携のもと、管内の被害状況及び応急復旧等の状況を正確に把握するための情報収集体制を速やかに確立し、情報収集活動を実施する。

情報収集は、原則として震度4の地震を観測したとき、配備要員は、神奈川県防災行政通信網及び関係管理施設の点検及び町民からの通報等を主体として被害情報を収集する。

また、原則として、震度5弱以上の地震を観測したとき、もしくは発生したと思われるとき(災害対策本部設置)には、被害の発生も想定されるため、総務班は、神奈川県防災行政通信網からの情報収集に加え、配備要員、消防団によるパトロールや自治会(自主防災組織)からの情報収集等を実施する。

また、必要に応じ総務班は、町内踏査を実施し、被害の状況を把握する。

■ 情報収集体制



(備考)

- 各部は、担当業務に関わる被害状況及び応急復旧状況等の情報を収集し、速やかに災害対策本部へ報告する。
- 災害対策本部は、神奈川県その他関係機関、各部から収集した災害情報を整理する。
- 本部会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等判断し、活動すべき内容を決し、各部に指示する。
- 本部班は、連絡調整し、本部会議指示内容を関係各班に伝達する。
- 本部班は、避難勧告、指示等必要な情報を町民に広報する。
- 本部班は、被害状況等必要な情報を県その他関係機関に報告する。

■ 災害情報項目及び収集担当班

情報項目	災害情報・被害内容	担当班等
地震・津波情報	地震・津波に関する情報、津波警報・注意報予報	総務班
火災等の被害・復旧	消防庁舎、火災及び危険物施設	総務班
人的被害	死者・行方不明者・負傷者	避難・援護班、医療・衛生班
役場庁舎等の被害・復旧	役場庁舎、公共施設	施設班
一般建築物被害	全壊・半壊・全焼・半焼・一部損壊・床上・床下浸水	被害調査班
公共土木・建築施設等の被害・復旧	道路、河川、水路、橋りょう等、公園施設	施設班
ライフライン施設の被害・復旧	上水道（下水道）・電気・電話施設	総務班、上下水道班、各事業者
公共交通施設の被害・復旧	町道・県道等	施設班
	鉄道・バス等交通施設	各事業所
保健医療施設の被害・復旧	医療機関	医療・衛生班
社会福祉施設の被害・復旧	保育所、高齢者福祉施設	避難・援護班
環境衛生施設	ごみ・し尿処理施設	医療・衛生班
商工・農林水産施設等の被害・復旧	農業施設、農産物商工業施設	産業・観光班
学校・社会教育施設等の被害・復旧	町立幼稚園・学校施設、集会所等施設、文化財	教育班

第2 災害情報等の伝達

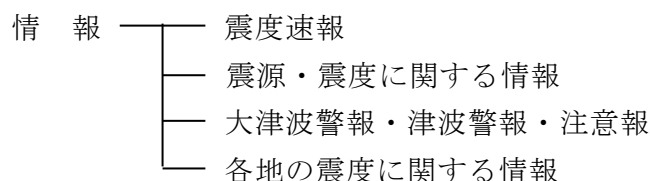
町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などにより地震情報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告や指示等の措置を行う。

町は、地震や津波の発生に伴い避難の勧告や指示等の措置を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努める。

第3 地震、津波に関する情報、津波予報

1. 情報等の種類

気象官署の地震に関する情報等の種類と内容については次のとおりとなっている。



2. 情報の発表

(1) 震度速報

地震発生から約2分後に、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。神奈川県内の地域名は気象注意報警報の発表区分（東部、西部）に同じ。この情報は気象庁から防災情報提供装置及び放送機関等を通じて伝達される。

(2) 震源・震度に関する情報

県内観測点で震度3以上の地震が発生したときには、震源の位置、規模、震度3以上の地域名、大きな揺れが観測された市町村名、震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない震度計のある市町村名を発表する。

津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。

(3) 津波情報

津波の到達予想時刻、予想される津波の高さ、津波を観測した場合は、観測時刻や高さを発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震源位置・規模、震度1以上の観測点、震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない観測点を発表する。

(5) 津波警報・注意報

津波が予想される地域と、予想されるおおよその津波の高さを発表する。予想される津波の高さにより、注意報と警報に分けて発表する。真鶴町は津波予報区の相模湾・三浦半島に属しており、気象庁本庁が担当する。

■ 津波警報・注意報の分類と想定される津波の高さ

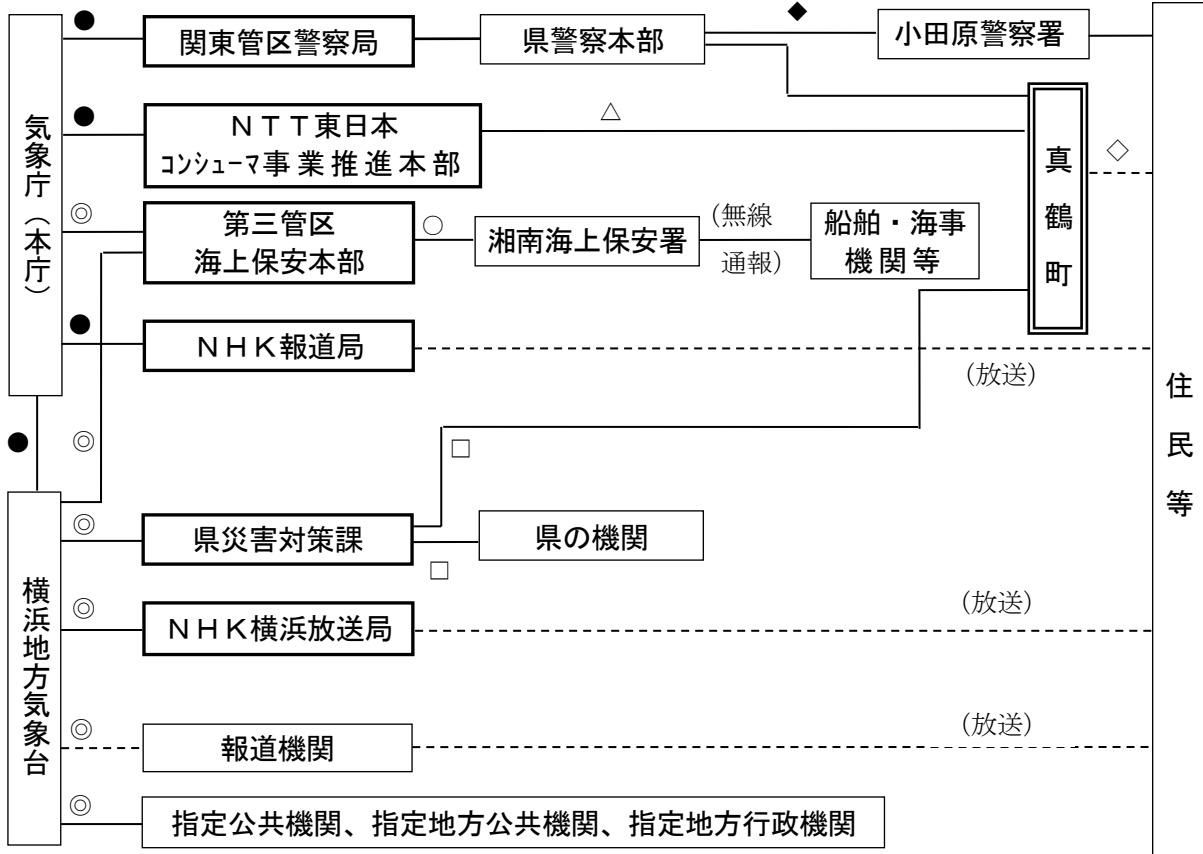
警報・注意報の種類	発表される津波の高さ		とるべき行動
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所への避難。
	10m (5m<高さ≤10m)		
	5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	
津波注意報	1m (20cm<高さ≤1m)	(表記しない)	

- 注) 1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 2 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は、「津波注意報解除」として速やかに通知する。
- 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3. 地震・津波情報の収集

総務班は、「神奈川県防災行政通信網」を軸に気象官署が発表する地震・津波に関する情報、津波予報を速やかに収集する。

■ 津波予報伝達系統図



凡例	
法令（気象業務法等）による警報事項の通知伝達	● オンライン
法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統	◎ 防災情報提供システム（専用線）
地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統	○ 専用電話・FAX
□ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関	△ 加入電話・FAX
	□ 県防災行政通信網等
	◇ 防災行政無線等
	◆ 自営無線等

出典：神奈川県地域防災計画—地震災害対策マニュアル・資料—（平成24年12月）

4. 津波情報の受理伝達

町及び防災関係機関は、津波警報、避難勧告等を確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図る。

- ア. 町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などにより津波警報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて、気象業務法に従ったサイレンにより、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告や指示等の措置を行う。
- イ. 町は、民間の団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる人たちに津波からの避難を促すため、オレンジフラッグのような視覚に訴える情報伝達も活用し、多様な手段で避難を呼びかける。
- ウ. 町は、強い地震（震度4程度以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認める場合、直ちに避難勧告を行うなど、速やかに的確な対応を行う。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- エ. 町は、予想される津波到達時間を考慮しつつ、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、防潮水門の閉鎖や要配慮者の避難支援などの緊急対策を行う。
- オ. 町は、津波のための避難勧告・指示等をした場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接沿岸市町に連絡するものとする。

5. 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむを得ないときは、横浜地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

第4 火災に関する情報

1. 初動期の火災情報の収集・伝達

(1) 消防本部の情報収集

地震発生直後、直ちに町民及び署所からの伝達情報及びパトロールからの情報、職員参集途上の情報、119番受信情報、駆け込み情報、加入電話での災害通報等により積極的な情報把握に努める。

(2) 火災情報の分析と伝達

火災情報を分析し、活動方針の決定と指揮、防災関係機関との連絡調整及び町民に対する広報等を行う。

収集した情報は、初動期の情報として、災害対策本部へ伝達する。

(3) 火災等の県等への報告

火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する災害の場合では、その状況を直ちに電話等により消防庁及び県に報告するものとする。

2. 二次災害防止のための情報収集・伝達

地震火災の延焼拡大、二次災害防止等に必要な情報を収集する。

- ア. 災害発生地域での二次災害防止啓発のための広報活動の実施
- イ. 災害発生地域のパトロールの強化等を継続し、出火情報の早期収集
- ウ. 道路復旧情報と交通渋滞に関する情報の収集
- エ. ライフラインの復旧情報の収集
- オ. 消防水利に必要な水道の復旧情報の収集

町は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。

ただし、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。

第4節 被害情報等の収集・報告

被害情報等の迅速、かつ、的確な把握は、あらゆる応急対策の基本となるものである。

このため、町は県及び防災関係機関と緊密に連携して、地震災害が発生した場合又は地震発生が予想される場合は、迅速、かつ、的確な情報収集・報告活動を行う。

◆実施機関◆ 本部班、総務班、施設班、各活動班、湯河原町消防署真鶴分署、小田原警察署、（消防団）、（各事業所等）、（自主防災組織）

第1 被害状況調査

被害状況の把握に関して、調査担当の各活動班は、人的・住家被害及び担当する施設等の被害調査を行う。その結果は、総務班に提出する。

なお、被害の判定は、次ページの別表1「被害認定基準」により、各活動班が行う。

■ 別表 1 被害認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要があるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要があるもののうち1月未満の治療を要する見込みの者とする。
住家被害	共通	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じること。以下同じ。）が著しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	半壊のうち、損壊部分がその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもので、または損壊割合が40%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊を受けたもののみ記入する。
	公共建物	町役場、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院(患者20人以上の収容施設を有するもの。)とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

被害区分		認定基準
その他の被害	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29条）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地滑り	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	水道	上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。
畑の流失・埋没 畑の冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。	
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	

被害区分		認定基準
被害額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産施設をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産施設をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産施設をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産施設をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

第2 人的被害に関する情報

1. 人的被害の情報源

人的被害に関する情報は、錯そう・混乱が生じないように十分留意する。人的被害の情報源は、以下のとおりとする。

- ア. 参集した職員からの情報
- イ. 役場、出先機関、消防本部等への町民からの通報
- ウ. 避難所からのり災者情報
- エ. 自治会（自主防災組織）等からの報告
- オ. 医療機関からの負傷者救護状況報告
- カ. 医療救護班からの死傷者の収容状況の報告
- キ. 小田原警察署からの情報、湯河原町消防本部、その他の関係機関からの報告

2. 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、情報別に整理する。人的被害情報の内容は以下のとおりとする。

- ア. 死者の情報
- イ. 要配慮者に係る情報
- ウ. 建物倒壊等による生き埋め情報
- エ. 火災被害からの情報
- オ. 傷病者発生情報

第3 一般建築物被害に関する情報

1. 初動期の建物被害情報

大規模な地震発生直後の初動期では、町域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、総務班は、庁舎や出先機関等及びその周辺地域について重点的に情報の収集を行い、その被害状況から町域の全体被害を推測する。

2. 初動期以降の建物被害情報

施設班は、被災した建物全棟について外観により被害状況を把握し、建物被害状況図を作成する。

第4 公共交通施設被害に関する情報

町道及び県道等の被害と交通規制情報については総務班が収集する。

なお、道路の交通確保と情報伝達は、次のとおり行う。

ア. 町は、町域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、県道等について交通路の確保作業が必要と判断される場合は、速やかに県に報告する。

また、所轄する道路については、県に準じて交通路の確保作業を実施する。

イ. 町は、県がとりまとめた緊急輸送道路被害状況・復旧状況、交通規制状況等の情報を収集し、関係各部・班に伝達する。

第5 公共建築・施設等の被害に関する情報

町及び県等が管理する公共施設（公共土木施設及び公共建築施設）の被害について、迅速に被害調査を実施し、生活に影響を与える施設については、その復旧状況を町民に広報する。

■ 公共建築・施設等の被害情報の対応

建築・施設区分	情報収集手段	情報管理等	担当班
町管理公共施設	被害調査の実施	現地写真等作成	総務班
県管理公共施設	関係機関からの情報収集		総務班
ライフライン施設		復旧情報の収集 と町民への情報 提供	
上水道	町民情報、被害調査の実施		上下水道班
下水道	被害調査の実施		上下水道班
電気	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社から		総務班
電話	東日本電信電話(株)神奈川事業部 設備部災害対策室		総務班
ガス	ガス供給者		総務班
保健医療施設	町内外の主要な医療機関・国保診療所		医療・衛生班
社会福祉施設	保育所、高齢者介護施設		避難・援護班
環境衛生施設	湯河原美化センター、藤乃衛生社	復旧情報の収集	医療・衛生班
商工・農林水産施設等	関係団体からの情報収集		産業・観光班
学校・社会教育施設等	幼稚園・学校施設、町民センター及び文化財等		教育班
役場庁舎			総務班

第5節 県への被害情報等の報告

町長（本部長）は、被害の状況の調査結果をまとめたうえ、県へ報告する。また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

◆実施機関◆ **本部班、総務班、施設班、各活動班、湯河原町消防署真鶴分署、小田原警察署、（消防団）、（各事業所等）、（自主防災組織）**

第1 報告の概要

1. 報告概要

町長（本部長）は、人的被害の状況（行方不明者数の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに「災害情報管理システム等」により県に報告する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡する。

その他の防災機関については、各種の被害情報等を防災行政通信網により県に報告する。

2. 通信途絶の場合

通信途絶等により県に報告できない場合は、消防庁に連絡する。

町は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

■ 消防庁への報告先

□ 消防庁への連絡先

(被害情報等の連絡に係る消防庁への連絡先)

[NTT回線] 電話 03-5253-7527 (平日 9:30~18:15)
03-5253-7777 (上記以外)

FAX 03-5253-7537 (平日 9:30~18:15)
03-5253-7553 (上記以外)

[地域衛星通信ネットワーク] (防災行政通信網)

電話 9-048-500-90-49013 (平日 9:30~18:15)
9-048-500-90-49012 (上記以外)

FAX 9-048-500-90-49033 (平日 9:30~18:15)
9-048-500-90-49036 (上記以外)

3. 行方不明者の数等に関する報告

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討上、必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、町の区域(海上も含む。)内で行方不明になった者について、県警察等関係機関として把握した者が、他の市町村に住民登録をおこなっていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は、県に報告する。

第2 報告の種類

報告の種類及び様式は、次のとおりである。

- ア. 災害発生報告
- イ. 災害中間報告
- ウ. 確定報告
- エ. 避難状況・救護所開設状況報告

以上の報告は、別表2に基づき行う。

■ 別表 2

被害区分	報告種類	(報告内容)	報告主体	※報告系統	
人的、建物被害等	災害発生・被害中間報告 確 定	(様式 1, 2)	市 町 村	(1)	
文 教 施 設			市 町 村	(2)	
			市町村を除く学校管理者	—	
病 院			市 町 村	(3)	
			市町村を除く病院管理者	—	
道路・橋りょう			市 町 村	(4)	
			市町村を除く道路管理者	—	
河 川			市 町 村	(5)	
			市町村を除く河川管理者	—	
港 湾 ・ 漁 港			市 町 村	(6)	
			市町村を除く港湾管理者	—	
砂防・がけ崩れ			(様式 3)	市 町 村	(7)
清 掃 施 設			市 町 村	(8)	
鉄 道 施 設			事業者	—	
船 舶			第三管区海上保安本部	—	
水 道 施 設	市 町 村	(9)			
電 話 施 設	事業者	—			
電 力 施 設	東京電力パワーグリッド (株)神奈川支店	—			
ガ ス 施 設	事業者	—			
避 難 勸 告	速報・中間	様式 4	市 町 村	第 4 1. (1)	
避 難 所 開 設 状 況	確定	様式 3			

注) ① 町所管以外の施設について、その施設管理者が独自の防災計画を策定している場合、当該計画書において県への報告が位置づけられているものは、報告系統について記載していない。
 ② 「※報告系統」は、次頁第4 被害報告フロー 2. 被害区分別報告系統に示す。

第3 報告責任者の選任

町では、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

■ 報告責任者の選任

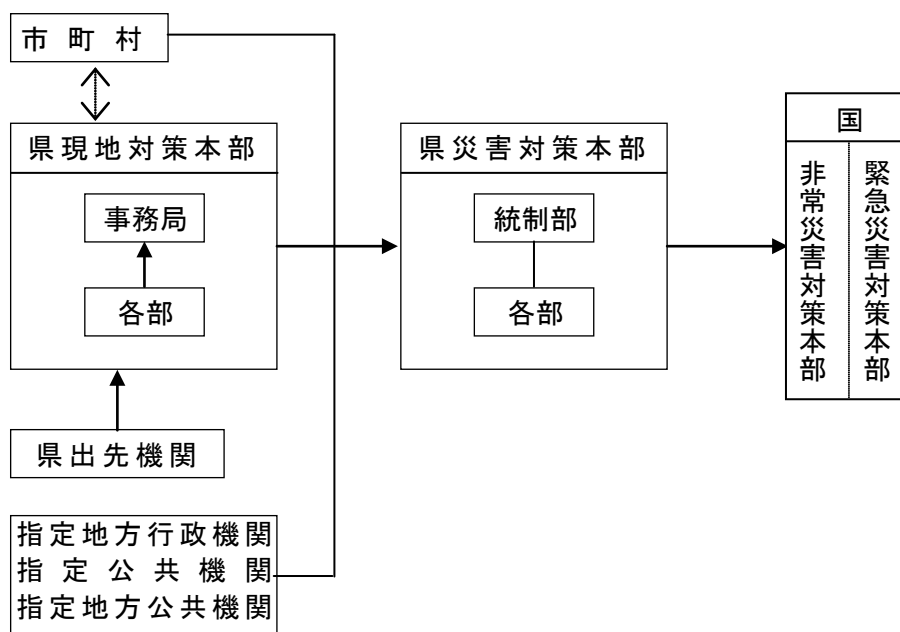
区 分	所 掌 事 務	町
総括責任者	町における被害情報等の報告を総括する。	本部長（町長）
取扱責任者	町における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	所掌事務等を 勘案して定める。

第4 被害報告フロー

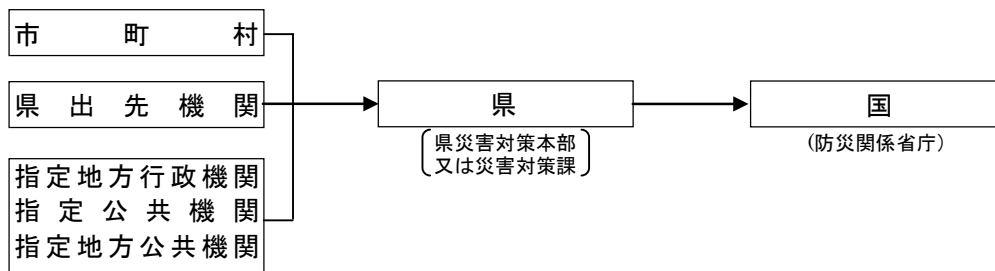
県への被害報告のフローは、以下のとおりである。

1. 被害状況等の報告

(1) 県の現地対策本部が設置された場合

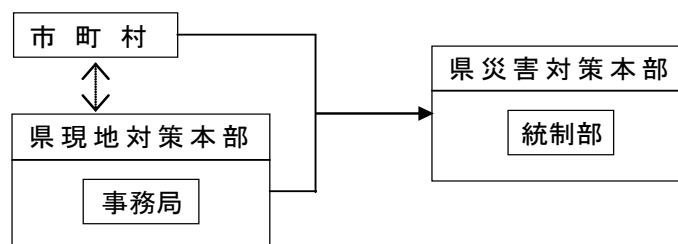


(2) 県の現地災害対策本部が設置されない場合

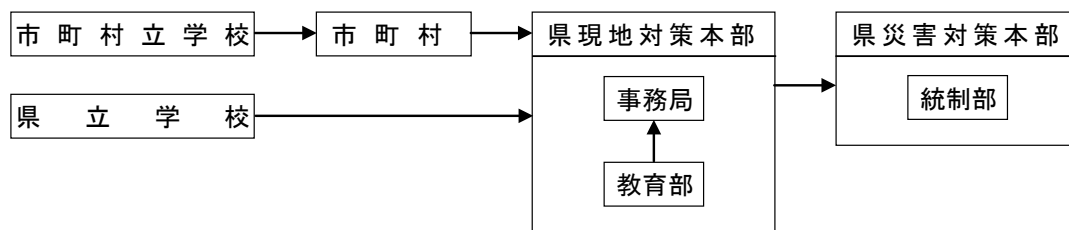


2. 被害区分別報告系統

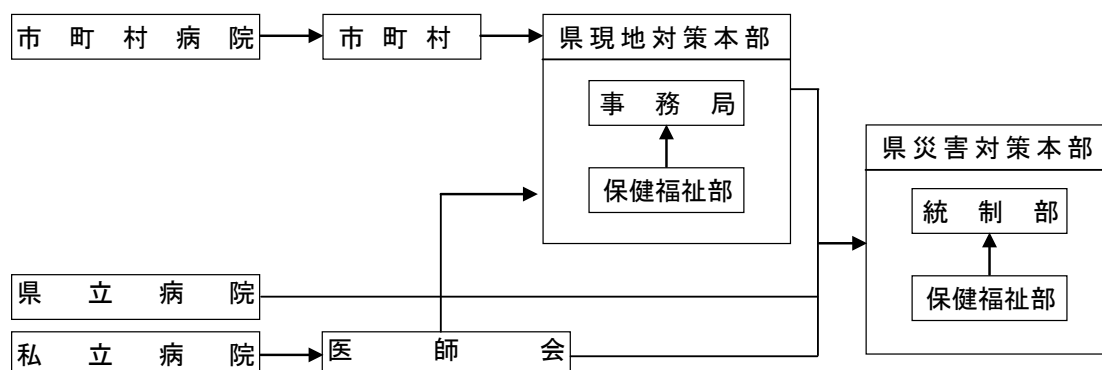
(1) 人的被害、建物被害等



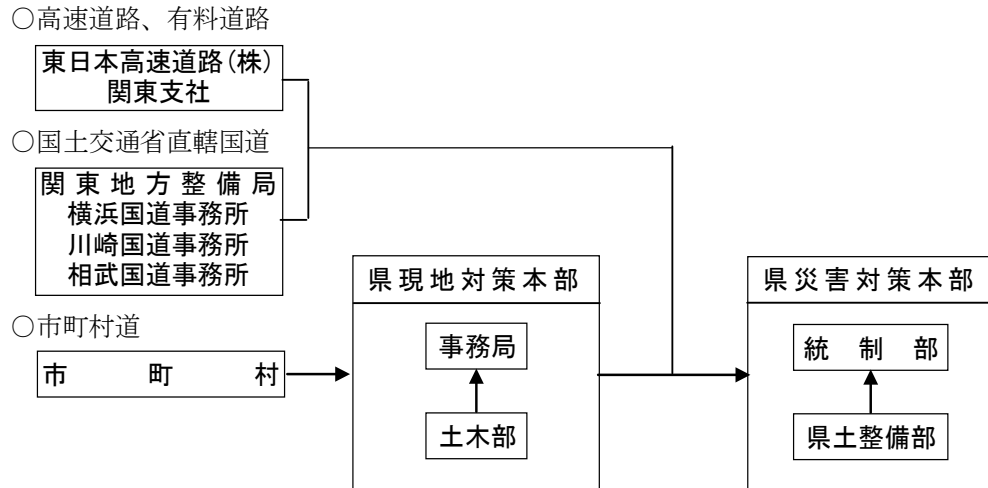
(2) 文教施設被害



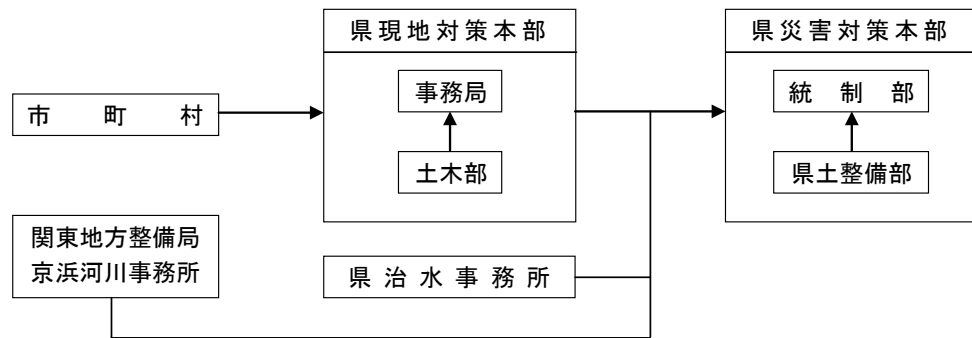
(3) 病院被害



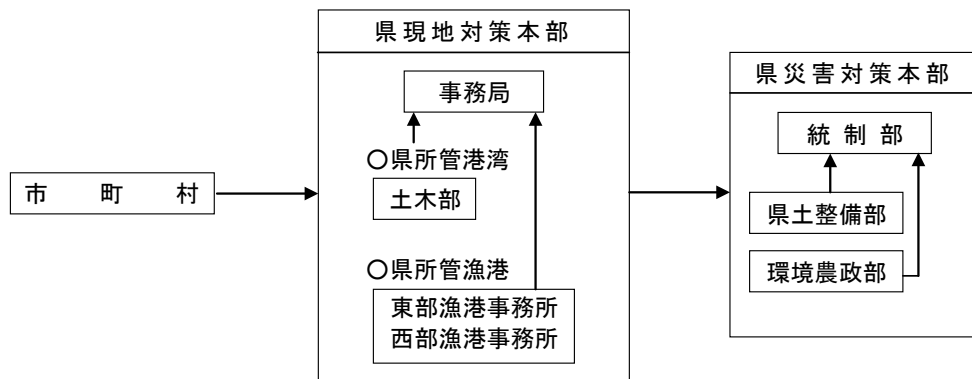
(4) 道路、橋りょう被害



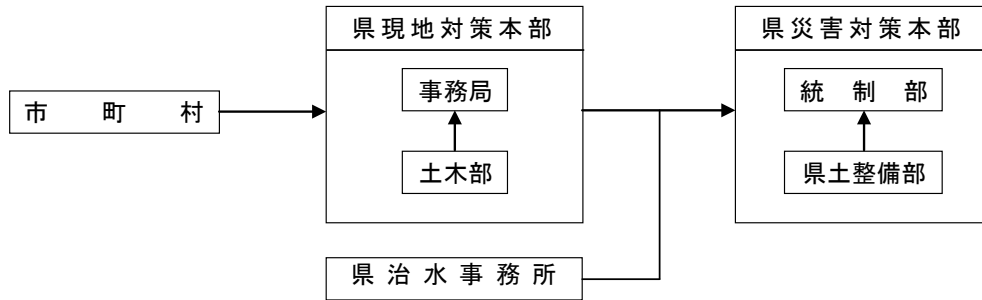
(5) 河川被害



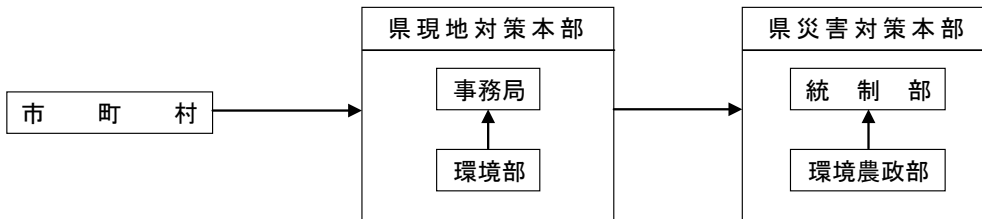
(6) 港湾・漁港被害



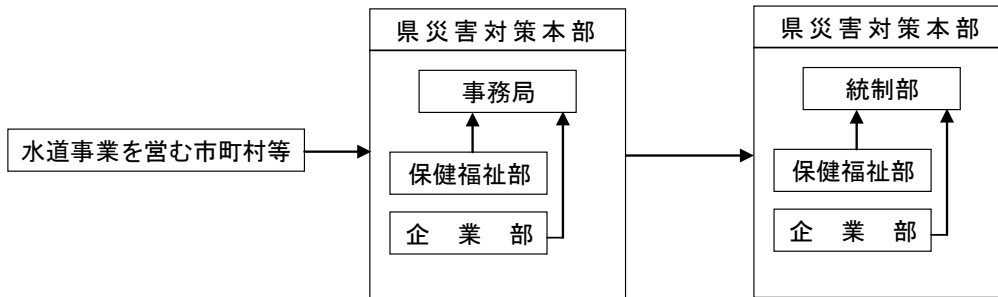
(7) 砂防、がけ崩れ被害



(8) 清掃被害



(9) 水道施設被害



人的・建物被害等 { 災害発生
被害中間 } 報告

報告の时限	日 時 分現在	受信時刻	時 分	
発信機関		受信機関		
発信者名	Tel	受信者名		
内 容				
発生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
人的被害	死 者	人		
	行方不明	人		
	負傷者	重 傷	人	
		軽 傷	人	
建物被害	全 壊	棟	世帯 人	
	半 壊	棟	世帯 人	
	一 部 損 壊	棟	世帯 人	
	公 共 建 物	棟 ()		
火災発生	り災世帯数	世帯		
	り災者数	人		
	建 物	棟		
	危 険 物	件		
	そ の 他	件		
その他参考事項				

公共施設等被害 (災害発生
被害中間) 報告

報告の时限	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名	Tel	受信者名	
内 容			
被害区分	・文教施設 ・病院 ・道路 ・橋りょう ・河川 ・港湾・漁港 ・砂防 ・がけ崩れ ・清掃施設 ・鉄道施設 ・船舶 ・水道施設 ・電話施設 ・電力施設 ・ガス施設 ・その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(Tel)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

確 定 報 告

市 町 村			区 分		被 害	
災 害 名			田	流出・埋没	h a	
確定年月日				冠 水	h a	
報告者名			畑	流出・埋没	箇所	
年 月 日				冠 水	箇所	
区 分			文 教 施 設		箇所	
死 者			病 院		箇所	
人的被害	行方不明者		道 路		箇所	
	負傷者	重 傷	橋 り よ う		箇所	
		軽 傷	河 川		箇所	
	全 壊		港 湾		箇所	
半 壊		砂 防		箇所		
一 部 破 損		清 掃 施 設		箇所		
床 上 浸 水		崖 く ず れ		箇所		
床 下 浸 水		鉄 道 不 通		箇所		
住宅被害	棟		被 害 船 舶		隻	
	世帯		水 道		戸	
	人		電 話		回線	
	棟		電 気		戸	
世帯		ガ ス		戸		
人		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
棟		り 災 世 帯 数		世帯		
世帯		り 災 者 数		人		
人		火 災 発 生	建 物		件	
棟			危 険 物		件	
棟			そ の 他		件	
非 住 家	棟					

区 分		被 害		市 町 村 災 害	対 策 本 部	名 称		
公立文教施設	千円					設 置		月 日 時
農林水産業施設	千円					解 散		月 日 時
公共土木施設	千円							
その他公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他	千円			消防職員出勤延人数	人			
被 害 総 額	千円			消防団員出勤延人数	人			
備 考	1. 災害発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の種類概況 4. 消防機関の活動状況 5. その他（避難勧告・指示の状況）							

避難状況・救護所開設状況 速報
中間 報告

報告の时限	日 時 分現在	受信時刻	時 分				
発信機関		受信機関					
発信者名	Tel	受信者名					
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難勧告、指示の種類及び日時	世帯数	人数	屋内屋外の別	今後の見通し
			(勧告、指示、自主、解除) 日 時 分	世帯	人		
			(勧告、指示、自主、解除) 日 時 分				
			(勧告、指示、自主、解除) 日 時 分				
			(勧告、指示、自主、解除) 日 時 分				
			(勧告、指示、自主、解除) 日 時 分				
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			

第6節 災害時の広報

◆実施機関◆ 総務班、広報・財政班、避難・援護班

第1 広報活動要領

町は、流言、飛語等による社会混乱を防止し、町民の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の適切かつ速やかな公表と伝達、広報・周知活動等を実施する。

町は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者の生活上の不安を解消するために、女性や外国人等にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る。

また、避難所以外（車中泊など）で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第2 広報内容

1. 災害発生前の広報

- ア. 災害の規模、動向、今後の予想に関する情報
- イ. 被害防止に必要な注意事項の呼びかけ
- ウ. 車の使用制限の呼びかけ

2. 災害発生時の広報

- ア. 二次災害防止に関すること
- イ. 災害情報及び被災状況に関すること
- ウ. 町の災害対策活動体制及び活動状況に関すること
- エ. 避難に関すること
- オ. 流言飛語の防止に関する情報
- カ. その他必要な事項

3. 被災者に対する広報

- ア. 救護所、避難所の開設状況
- イ. 医療救護、衛生知識の周知

- ウ. 給水、給食等の実施状況
- エ. 道路、交通機関等の復旧、運行状況
- オ. 被災地の状況
- カ. その他

4. 避難所での広報

- ア. 災害状況
- イ. 避難所生活でのルール
- ウ. 施設利用上の注意事項等
- エ. 生活支援対策のお知らせ
- オ. 避難所運営等の協力要請
- カ. その他

第3 広報方法

1. 一般広報活動

- ア. 真鶴町防災行政無線、広報車等を活用した広報
- イ. 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ウ. 町インターネット、ホームページによる広報
- エ. 自主防災組織との連携による広報

2. 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供して町の災害及びその対応活動等に関する広報を要請する。

3. 放送機関への放送要請

災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、神奈川県が放送事業者と締結している「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通して放送の要請を行う。

■ 放送要請協定機関及び窓口

放送機関名	室・課名	電話・FAX	夜間・休日	防災行政 通信網
日本放送協会横浜放送局	企画総務	TEL 045-212-2831 FAX 045-212-5540	TEL 045-212-0737	9-663-1
(株)アール・エフ・ラジオ日本	総務部	TEL 045-231-1531 FAX 045-231-1457	TEL 045-231-1531	—
(株)テレビ神奈川	報道部	TEL 045-651-1182 FAX 045-641-1911	TEL 045-651-1182	—
横浜エフエム放送(株)	ニュース室	TEL 045-224-1005 FAX 045-224-1013	TEL 045-223-2562	—

第4 防災関係機関の広報

防災関係機関の広報防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民、利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市町村及び報道機関に広報を要請する。

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者への広報を実施する。

第5 町民の生活再開に伴う広報

町民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

1. 第1時期（3日～1週間程度）

災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策について避難所を中心に広報する。広報内容は次に示すとおりとする。

- ア. 電気、水道等の復旧状況
- イ. 生活基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報）
- ウ. 電気の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報
- エ. 安否情報
- オ. 公共交通機関の復旧情報
- カ. 相談窓口開設の情報

2. 第2時期（2～3週間目）

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった町民は通常生活を再開するので、これらの町民に対する通常の行政サービス情報と避難収容者等に対する生活関連情報を広報する。

3. 第3時期（4週間目以後）

避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の町民が通常生活を送るような時期になり、仮設住宅生活者とそれ以外の町民に対してそれぞれ必要な情報を広報する。

4. 要配慮者への広報活動

聴覚・視覚障がい者（児）、外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるよう各種ボランティア団体等の協力を得るなどして適切な広報活動を実施する。

第6 町民の各種相談窓口

1. 活動体制

総務班は、苦情、要望等の相談に応じ、町民生活の不安解消を図るため、関係班及び関連機関と連携して相談窓口を開設する。

ア. 役場庁舎、集会所等での相談窓口の設置

イ. 各避難所の巡回相談

ウ. 電話相談窓口の設置

照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びファクシミリ等で対応する。

エ. 他機関（国、県その他関係機関等）との共同相談窓口の設置

2. 活動の内容

活動内容は、次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等について実施する。

ア. 水道等の復旧状況

イ. 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け

ウ. 倒壊家屋の処理

エ. 住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居

オ. その他生活相談

(2) 事業再建相談

事業再建のための、本町、県及び国による支援事業についての相談及び斡旋を行う。また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

ア. 中小企業関係融資

イ. 農業関係融資

ウ. その他融資制度

(3) 個別専門相談（法律、医療）

ア 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。

イ 医療相談

心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。特に、震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。水道、電気等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。

相談処理や事業者の指導に当たっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、町の広報紙や報道機関等の広報により、悪質商法への注意を啓発する。

(6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や町内の町民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供、広報を行う。被災者の安否情報について住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

また、町内の町民が町外に居住する家族、縁者等に安否を知らせる情報手段として、東日本電信電話(株)が提供する「災害用伝言ダイヤル」の利用についても併せて広報を行う。

第7 物価の安定、物資の安定供給

町は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

町は、コンビニエンスストアなどの小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、発災後速やかに営業を開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努める。

第3章 消防・救急救助・危険物等対策計画

第1節 応急消防活動

活動方針

震災時には、町民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した二次火災の拡大防止と早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難経路の安全確保を原則とした活動を実施する。

◆実施機関◆ 総務班、湯河原町消防本部、(消防団)、(自主防災組織)、(町民)

第1 活動体制

消防本部は、災害状況に応じて、通常時体制から非常時体制に切り替えて消防活動を実施する。

なお、通常時と非常時の区分は、全消防力を集中して対処しなければならない火災発生の場合を非常時とする。

非常時の消防機関の事務機構は、災害防御の各部隊の活動が、円滑にできる情報の報告、通報及び広報等が迅速にできるよう定めるものとする。

第2 常備消防の活動内容

1. 消防隊の出動

通常時火災では、消防隊は、出動指令に基づき消防（火災）出動計画書の定める区分に従い出動する。

2. 非常招集と消防隊の編成

消防長は、非常災害（異常気象、台風、地震等による大規模な火災）の発生のおそれのあるときは、消防職員（休暇、休日、非番日及び時間外にある者）の非常招集を発令する。

消防長は、消防職員を招集したときは、直ちに消防隊を編成する。

3. 消防活動

(1) 避難所、避難経路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難経路確保の消防活動を行う。

(2) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ延焼拡大要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

(3) 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先とする消火活動を行う。

町は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施するが、消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、最も効果的な運用を図る。

(4) 市街地火災の優先

工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、密集市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。

(5) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上必要な消防活動を優先する。

4. 救助・救出対策

- ア. 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送を行う。
- イ. 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導に努める。

5. 消防活動の応援対策

- ア. 消防長は、火災が拡大し、大火災になると判断したときは、その状況を町長（本部長）及び県等に速報する。
- イ. 消防長は、火災の状況により、「神奈川県下消防相互応援協定書」に基づき、隣接消防本部に応援を要請する。
- ウ. 大規模特殊災害時に他の都道府県のヘリコプターを用いた消防に関する応援要請を行う場合、大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する神奈川県の前記計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応をとる。

■ 応援部隊の受入施設等

名称	住所	電話	その他
真鶴中学校	真鶴町真鶴 1855	0465-68-2195	グラウンド面積=12,906 m ²

第3 消防団の活動と役割

1. 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の町民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、町民と協力して初期消火を図る。

2. 消火活動

常備消防の出動不能、もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難経路確保のための消火活動については、単独又は自主防災組織等と協力して行う。

3. 救急・救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

4. 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。

第4 町民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う。ただし、消火が困難な場合には、直ちに通報を行う。

第2節 救急救助活動

活動方針

町対策本部、湯河原町消防本部、消防団及び小田原警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、医療機関、日本赤十字社、災害派遣された自衛隊等との協力連絡体制を確保し、救助活動及び救護所の開設、医療機関への搬送等、迅速、的確な救助・救護活動を実施する。

◆実施機関◆ 医療・衛生班、施設班、湯河原町消防本部、小田原警察署、自衛隊、真鶴町国民健康保険診療所等、(消防団)

第1 救急・救助活動

1. 消防本部

(1) 被害状況の把握・報告

湯河原町消防本部は、119番通報、駆け付け通報、動員職員からの情報を総合し、被害の状況を把握し必要な初動体制を整える。

また、災害の状況を本部長に報告するとともに、応援要請手続きに遅れないよう努める。

(2) 救急・救助活動

ア. 救急・救助活動の原則

救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ. 出動の原則

救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- ・ 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ・ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ・ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ・ 傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(3) 救急搬送

- ア. 傷病者の救急搬送は、救命措置を要するものを優先とする。なお、搬送には湯河原町消防本部、施設班、医療関係車両等のほか、必要に応じてヘリコプターにより行う。
- イ. 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力のもとに行う。

(4) 傷病者多数発生時の活動

- ア. 災害の状況等を判断し、安全、かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療・衛生班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- イ. 救護能力が不足する場合は、関係機関等に医療機関への輸送について協力を求めるなど効率的な活動を行う。

2. 消防団

(1) 被害状況の把握

消防団は湯河原町消防本部等からの情報を総合し、被害の状況を把握し必要な初動体制を整える。

(2) 救急・救助活動

ア 救急・救助活動の原則

救急・救助活動は、活動の安全を確保したうえで、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ 出動の原則

常備消防と連携しつつ、消防団の管轄区域を優先とし、状況に応じて他の消防団の管轄区域への出動を実施する。

- ア. 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- イ. 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ウ. 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- エ. 傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

3. 町対策本部

町は、災害の規模、状態によって、消防団を出動させ、県その他関係機関の密接な連絡体制のもと、次の応急対策を実施する。

- ア. 町は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行う。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して、広域的な救急活動を実施する。
- イ. 町は、災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定める。
- ウ. 町は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行う。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努める。なお、職員等のストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。
- エ. 町は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡する。
- オ. 町は、南海トラフ地震に関連する情報が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の公表があった場合、必要な準備等を行う。

4. 要配慮者への救助等の対応救急活動

(1) 活動班の編成

本部においては、町民対策部医療・衛生班によって要配慮者支援班の編成と活動を実施する。

(2) 他の活動機関との協力と連携の確保

要配慮者支援は、自治会役員、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉施設職員等と協力連携し、要配慮者の安全確保と支援を行う。

第2 救急・救助資機材の調達

- ア. 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ. 装備資機材等に不足が生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救急・救助に万全を期する。

第3節 危険物等の対策

活動方針

地震による危険物等災害を最小限に止めるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺町民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

◆実施機関◆ 総務班、湯河原町消防本部、(消防団)、(各施設管理者)

第1 実施体制

危険物施設の応急対策は、当該施設の管理者等が関係機関と協力して行う。総務班は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力する。

第2 状況調査・報告

総務班は、危険物等取扱事業所から危険物等の流出・漏洩等の発生の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査するとともに、その結果を県に報告する。

第3 地域住民に対する広報

危険物等の流出・漏洩等が発生した場合もしくは発生するおそれのある場合には、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行う。

第4 応急措置

危険物等施設の各機関別対応措置は、以下のとおりである。

1. 石油类等危険物保管施設の応急対策

石油类等危険物保管施設の所有者、管理者及び占有者としてその権限を有する者及び危険物を移送運搬中の者は、災害発生と同時に直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(1) 連絡通報

- ア. 災害発生時には直ちに119番で消防署に連絡する。
- イ. 災害が発生した付近の町民並びに近隣企業・事業所に通報する。
- ウ. 責任者は被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 初期防除

- ア. 各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行う。特に近隣への延焼防止を最優先し、誘発防止に最善の方途を講じる。
- イ. 危険物の流出並びに爆発等の恐れのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を実施する。

(3) 医療救護

企業内の援護班又は消防機関により応急救護を実施する。

(4) 避難

企業自体の計画又は状況により、従業員の避難を実施する。

(5) 町民救済対策等

被災地区の僅少なものは、企業自体の保証で救済する。

2. 毒物・劇物保管施設

災害発生時における毒劇物の事故発生の場合は、取扱い者において回収、その他危険防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。

3. 高圧ガス保管施設

施設の管理者は、災害の規模、態様、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件を考慮し、消防機関等と連携を密にして迅速かつ適切な措置を講じる。

また、爆発火災又は可燃性ガスの漏洩に際しては、状況に応じて次の措置を講ずる。

- ア. 負傷者の救出救護
- イ. 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ウ. 避難誘導及び群衆整理
- エ. 死体の一時保管
- オ. 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動
- カ. 緊急輸送路の確保
- キ. 引火性、発火性、爆発性物質の移動

4. 危険物等輸送車両の応急対策

湯河原町消防本部に次の対策を行うよう要請する。

- ア. 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ. 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ウ. 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第5 町の応急対策

総務班は、災害の規模、状態によって、消防団を出動させ、県その他関係機関の密接な連絡体制のもと、次の応急対策を実施する。

■ 町の対策

対策項目	内 容
災害情報の収集及び報告	町は情報の収集、報告等の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の即報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。
災害広報	災害による不安、混乱を防止するため、各機関等は相互協力して広報活動を行う。
救急医療	傷病者等の救出は、当該事業所、消防本部、警察署、医療機関その他関係機関の協力のもとに医療救護業務を実施し、必要に応じて応援を求める。
消防応急対策	消防本部及び消防団は、危険物の特性に応じた消防活動を迅速に実施し、必要に応じて他の消防機関及び県に応援を求める。
避難	町長は警察と協力し避難のための立退きの指示、勧告、避難場所の開設並びに避難場所への収容を行う。
災害警備	警察署は、関係機関の協力のもとに、被災地における社会秩序の維持に万全を期するものとする。
交通応急対策	交通の安全、緊急交通路確保のため、道路管理者、警察署、その他の機関により被災地域の交通対策に万全を期するものとする。

第4章 避難計画

第1節 避難活動

活動方針

地震時には住居を含む建物被害、津波、火災等の発生が考えられ、多くの町民の避難が求められる地域が広範囲に出現する可能性がある。

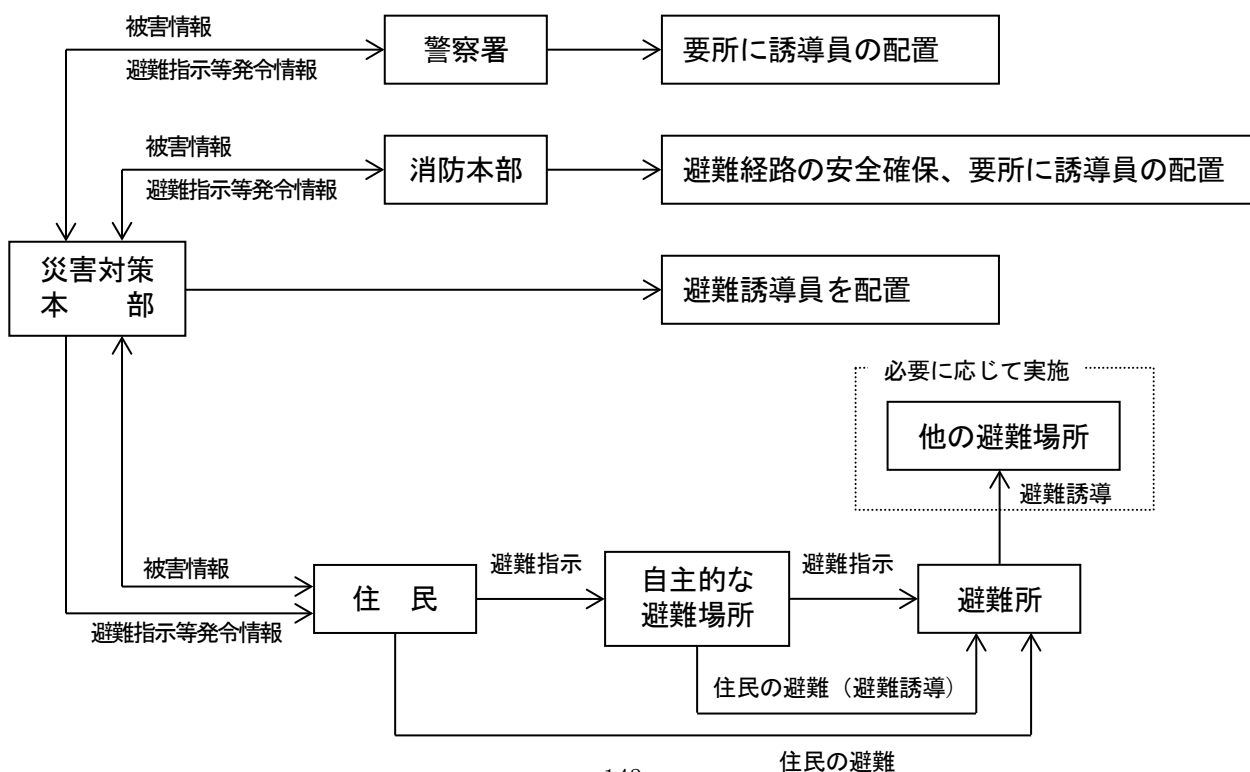
このため、避難に必要で可能な限りの措置をとり、町民の生命、身体の安全の確保に努める。中でも高齢者、障がい者（児）その他の要配慮者の安全避難については特に留意する。

町は、地震発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所及び避難路や津波による浸水が予想される区域、土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報の提供に努める。

◆実施機関◆ 本部班、総務班、避難・援護班、避難所班、湯河原町消防本部、小田原警察署、自衛隊、（消防団）、（自主防災組織）

避難活動の流れ

避難所：地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失等により生活の場を失ったり災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が、安全な避難生活を行うための施設で学校の体育館等が指定される。
避難場所：災害からの身の安全確保や災害情報の収集伝達や水・食糧等の給与を行い、また避難所に入る前の野外地を言い、空地、公園、学校のグラウンド等が指定される。



第1 計画内容

災害に際し、危険地域の町民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に指定した避難所に収容し、保護するための計画とする。

第2 実施体制と内容

1. 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示は、発すべき権限のある者が、国の作成した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長（本部長）を中心として、相互に連携をとり実施する。

なお、広報活動の実務は、総務班が、防災行政無線、広報車等を用いて実施する。

■ 避難勧告又は指示の実施責任者

実施者	勧告・指示区分	災害の種類、内容	根拠
市町村長	勧告・指示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項
警察官	指示	災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指示	同上	災害対策基本法第61条第1項
知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者	指示	洪水、高潮	水防法第29条
知事又は、その命を受けた職員	指示	地すべり	地すべり等防止法第25条
自衛官	指示	災害全般。災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができる。	自衛隊法第94条第1項

※警察官等は、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、指示のほか、状況に応じて、必要な警告を発する等の避難等の措置をとることができる。

2. 避難の勧告・指示等の発令基準及び伝達方法

避難勧告及び指示等の発令は、次の基準及び方法により町民等に伝達する。

なお、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様な方法で伝達する。

■ 避難勧告・指示の基準及び伝達方法

種 別	基 準	伝達内容	伝達方法
避難準備・高齢者等避難開始	災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要があると予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・発令者 ・避難準備対象地域 ・避難準備の理由 ・携帯品その他の注意事項 	防災行政無線 Lアラート 登録制メール エリアメール 広報車 サイレン 警鐘
避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・発令者 ・避難対象地域 	防災行政無線 Lアラート 登録制メール エリアメール 広報車 サイレン 警鐘 標識等 口頭伝達
避難指示（緊急）	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は危険区域に残留者がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 ・避難経路 ・避難の理由 ・その他必要事項 	登録制メール エリアメール 広報車 サイレン 警鐘 標識等 口頭伝達

町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3. 避難所の設置

ア. 避難所の設置は、町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

- ・ 町長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ・ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長（本部長）に救助を行わせることができる。

イ. 町のみでは避難所の設置が困難な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

第3 警戒区域の設定

1. 設定権限者

町長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限又は禁止、退去を命ずる。

なお、警察官等の次表に示す設定権限者は、町職員が現場にいない場合又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

■ 警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法
町長 (本部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第63条
知事	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長（本部長）に代わって実施しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第73条
消防長 消防署長	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第23条の2
消防吏員又は 消防団員	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第28条
消防機関に 属する者	<ul style="list-style-type: none"> ・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法第21条
警察官及び 海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> 次の場合、上記に記載する町長（本部長）等の職権を行うことができる。 ・町長（本部長）若しくは町長（本部長）の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき ・消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団長の要求があったとき ・消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第63条 ・消防法第23条の2 ・消防法第28条 ・水防法第21条
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、町長（本部長）若しくは町長（本部長）の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する本部長等の職権を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第63条

2. 関係機関の相互連絡

町が避難の措置を実施した場合は、県、警察、自衛隊及び海上保安部にその内容について報告しなければならない。

県及びその他の機関が避難の措置を実施した場合も同様に相互連絡を行う。避難の措置を実施した場合の県等へは以下の事項について報告を行う。

- ア. 災害の様態及び被害の状況
- イ. 勧告又は指示を発した日時
- ウ. 避難対象地域、町民数
- エ. 避難場所

3. 避難誘導

町は災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(1) 避難誘導の方法

- ア. 避難誘導は、自主防災組織が、町職員、自治会役員、消防本部及び警察等の協力を得て実施するものとする。なお、その際は、避難措置の実施者の安全確保に留意する。
- イ. 誘導者は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施する。屋外が危険な場合には屋内に留まり安全確保をとることも併せて伝達する。
- ウ. 誘導にあたっては、できるだけ自治会単位の集団避難を行うものとする。
- エ. 病弱者、傷病者、障がい者（児）又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合させ、車両等により輸送する。必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施する。また、在宅の避難行動要支援者の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努める。

(2) 避難順位

「震災対策編、第1部、第1章、第4節、第1 在宅要配慮者に対する対応、7. 避難計画、(2) 避難順位」に準じる。

■ 避難順位（再掲）

① 介護を要する高齢者及び障がい者（児）	⑤ 児童
② 介助や看護を要する者	⑥ 女性
③ 乳幼児及びその母親・妊婦	⑦ 男性
④ 高齢者・障がい者（児）	

第2節 避難所の開設と運営

活動方針

被災者の安全と心の落ち着きを確保するために、迅速な避難施設の開設と安心した避難生活を送れるようプライバシー、避難生活環境を確保すると共に、高齢者、障がい者（児）その他の要配慮者に配慮した運営に留意する。

災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

◆実施機関◆ 本部班、避難所班、総務班、避難・援護班、医療・衛生班、小田原警察署、自衛隊、（自主防災組織）

第1 避難所の開設

1. 活動体制

避難所の開設は、災害救助法の適用にかかわらず町長が実施する（あらかじめ知事から職権が町長に委任されている。）。

町は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所を開設する。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、避難所を開錠できるものとする。指定の避難所が、地震災害により使用不可能な場合や、倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、付近の安全な避難所、又は確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所を開設する。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者の生活環境を考慮して、介護保険施設や障がい者支援施設等の福祉避難所としての指定や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努める。

町は、避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

2. 避難所の開設準備

原則として、震度5弱以上の地震が発生した場合は、町民の自主避難が想定されるため、避難所関係者は、速やかに施設の開錠を行うとともに施設及び周辺の被害状況等を把握し、総務班へ報告する。

なお、参集した避難所関係者は、待機し、その後の本部班からの指示等を基に必要な応急活動を行う。

避難所開設準備の基準は、次のとおりとする。

- ア. 警戒配備の避難所開設準備（原則として震度4以上）
本部班が、災害状況に応じて開設準備を指示する。
- イ. 災害対策本部設置時の避難所開設準備（原則として震度5強以上）
真鶴中学校体育館、まなづる小学校体育館、岩ふれあい館体育館、ひなづる幼稚園園舎の開設準備を行う。

3. 避難所を開設した場合の知事への報告

町長は、避難所を開設した場合は、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡する。また、以下の事項について速やかに知事に報告する。報告方法は原則として、災害情報管理システムを使用する。ただし、災害情報管理システムが使用不能な場合は防災行政通信網等の別の手段により行う。

- ア. 避難所開設の目的
- イ. 箇所数及び収容人員
- ウ. 開設期間の見込み

4. 避難所の閉鎖

避難所は、災害がおさまり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅などによる生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。

なお、避難所を閉鎖した場合は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

第2 避難所の運営

1. 活動体制

町は、県の避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営を行う。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮する。避難所の運営にあたっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとする。

また、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施し、必要に応じ被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成し、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。

また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設候補地をリストアップする。

避難所の運営の基本を以下のとおりとする。

■ 避難所の運営の基本

避難所に係る町職員 (学校等施設職員を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡等 ・避難者の把握と一覧の作成及び記録作成 ・施設管理者との調整 ・運営等に関する相談と支援
自治(会)組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営方針の決定 ・生活ルールの決定と周知 ・避難世帯調査票の作成協力 ・清掃 ・食糧・物資等の配布 ・各種の情報伝達 ・避難者の要望のとりまとめと対策本部等との調整
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の生活支援

また、避難所における町職員等の活動内容の概要は、以下のとおりとする。

(1) 避難所運営責任者の任命

避難所運営責任者は、被災者が互いに助け合い、また自主的な避難生活が実施できるように、避難所内の自治組織の結成を促し、これを支援する。

また、避難者の氏名、住所等、必要事項及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を掌握し、対策本部へ報告するとともに、避難所において必要とする食糧、飲料水及び生活必需品等について、業務分担に基づく担当部(班)に連絡をする。

(2) 学校等施設職員の役割

学校等の施設が避難所になっている場合、学校職員及び教員は児童・生徒等の安全確保及び避難を最優先とするが、対策本部が設置された場合、教育委員会に所属する学校職員及び教員は、教育部避難所班として避難所の運営に携わる。また、町職員が到着するまでは施設管理者が避難所の運営を実施する。

(3) 要配慮者に対する配慮

避難所内において、介護を必要とする高齢者や身体障がい者、また、女性の更衣や授乳等のためのスペースや配置に配慮する。

また、指定避難所の運営にあたって、高齢者、障がい者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める。

(4) ボランティアの受け入れへの対応

避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応する。

2. 避難所の管理と安心の提供

町は、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置する。

避難所の適切な運営と避難者の安心に供するため、次のことを行う。

(1) 避難所事務・相談室の開設

避難所に避難所事務・相談室を開設し、運営の拠点とともに、避難者の各種の相談等に応じる体制をつくる。

(2) 避難者の把握と名簿の作成

自治会組織の協力を得て、避難世帯調査票、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。また、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、災害対策本部へ報告する。

(3) 避難所広報の実施

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。要配慮者に考慮し、自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

(4) 防犯対策

避難所では外来者の受け付け記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請する。また、警察官と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

(5) 男女のニーズへの配慮

被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努める。

また、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子どもに対する暴力等を予防するための照明の設置などにより安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

第3 避難所の設備整備

1. 居住スペースの確保

避難所職員（教育部避難所班等）は、施設管理者と協力して避難所のスペースを確保し、り災者のプライバシー及び安全の確保に努める。また、避難生活が長期化する場合、関係担当班と協議の上、避難所生活の環境整備に努める。

町は、避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。

また、要配慮者や妊産婦、母子のための専用スペースの確保に努めるとともに、巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努める。

さらに、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努める。

■ スペース例

- ・居住及び生活スペース
- ・休憩スペース及び更衣スペース
- ・洗面及び洗濯スペース
- ・救護センタースペース
- ・物資保管スペース
- ・配膳及び配給スペース
- ・駐車スペース

2. 設備・備品の整備

季節の特性や要配慮者に配慮しつつ避難生活に必要な設備・備品を整備する。なお、避難所班は、必要な設備を確保し設置する。

■ 避難所の設備例

- ・暖房器具 ・仮設トイレ ・公衆電話 ・給湯設備 ・掲示板及びテレビ
- ・間仕切り

第4 避難者への支援

1. 食糧・物資の供給

避難・援護班は、避難者名簿から必要数を把握し、本部事務局に供給を連絡する。食料は、アレルギー等に配慮する。避難者への配布は、自治組織及びボランティアが実施する。

2. 衛生対策

避難所職員（避難所班等）は、自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努める。自治組織は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

なお、し尿処理等についてはし尿処理くみ取り業者が行い、処理が間に合わない場合は、県に支援を要請する。

■ 衛生対策例

- ・ごみ箱及び清掃用具の設置 ・トイレ並びに洗面所の清掃及び消毒
- ・し尿処理

3. 食中毒の予防

避難所職員は、食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

4. 入浴対策

避難・援護班は、自衛隊の入浴支援、近隣のホテル、旅館等の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。

5. 健康管理対策

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。医療・衛生班は、インフルエンザ等の予防のため、手洗い、うがい等を励行する。また、避難所内に救護所を設置し、派遣医師・看護師等による健康診断や巡回医療などを実施する。さらに、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミッククラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行う。

第5 要配慮者等の避難対策

町及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障がい者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施する。

1. 重度在宅療養者の対策

医療・衛生班は、避難時に重度在宅療養者を町内の社会福祉施設等に一時的に受入れ、同施設での必要期間の受入れ又は他施設への転送などの措置をとる。

2. 人工透析者への対応

人工透析者への情報提供は、神奈川県が定めている「災害時透析患者支援マニュアル」により実施する。

3. 避難生活での配慮

避難所班及び避難・援護班は、要配慮者専用スペースや間仕切りの設置など、要配慮者の避難所生活に配慮する。

4. 福祉避難所の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、要配慮者の状況に応じて福祉避難所を開設する。避難・援護班及び医療・衛生班は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。

5. 観光客・滞留者への対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、観光客に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

また、町は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたって、外国人に十分配慮するものとする。

(1) 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。また、町、警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

(2) 施設等の提供

町は、滞留時間が長期に及ぶ見通しのときは、交通機関の管理者等と連携して、最寄りの避難場所等に滞留者を誘導し、必要な支援を行う。

第6 避難所の集約及び解消

避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

第7 避難所設置における災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額

1. 経費内容

- ア. 賃金職員等雇上費
- イ. 消耗器材費
- ウ. 建物の使用謝金
- エ. 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- オ. 光熱水費
- カ. 仮設トイレ等の設置費
- キ. 福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費

2. 限度額

避難所設置における災害救助法適用の場合の経費は、神奈川県が定める「災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年9月10日告示第561号）」に規定する範囲内とする。

3. 避難所開設の期間

避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内

第3節 津波避難対策

活動方針

津波予報区「相模湾・三浦半島」に津波の来襲が予想される場合には、町長は、速やかに避難勧告又は指示を発令し、町民等の安全避難を図る。

◆ 実施機関◆ 本部班、総務班、小田原警察署、湯河原町消防本部、（自主防災組織）

第1 活動体制

総務班は、地震発生直後の津波情報には特に注意して情報収集を行い、津波予報区に津波の来襲が予想される場合には、避難措置の即時対応を想定し、関係各部の職員の協力のもと、消防本部と緊密な連携を取り、海面異常を把握するための情報収集活動を行う。

第2 避難勧告・指示の発令及び伝達

町長は、津波により町民避難が必要と判断した場合は、直ちに危険区域の町民等に対して、避難勧告又は指示を発令する。

震源地が近海である場合は、地震発生から津波来襲までの時間は極めて短く、災害応急活動体制がほとんど整えられていないことを想定して、避難勧告又は指示の伝達は、町民等に対して迅速かつ一斉に伝達可能な防災行政無線を軸に広報活動を行うものとするが、最も危険な海岸部一帯は消防本部の協力のもと、津波の来襲時間を勘案しつつ広報車による広報活動に勢力を投入する。

なお、夏期等では、海水浴客等の来訪者に対する避難を考慮して、海の家等の施設管理、経営者に対して、避難勧告又は指示の伝達を要請し、周知の徹底を図る。

第3 広報における留意点

津波避難に対する広報活動は、震源の距離によっては広報活動に十分な時間が確保できない場合も想定されるため、「直ちに海浜から離れること」を強調し、簡潔な内容でかつ的確に伝達できるよう広報文の作成に配慮する。

このため、町は、平常時より町民等に対して、津波災害に関する知識及び適切な避難行動について周知しておき、避難勧告等が効果的に機能するよう努めるものとする。

第5章 警備・交通規制計画

活動方針

災害発生時には、様々な社会的混乱が予想される。このため町民の救助、避難誘導、犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施し、町民の生命、身体、財産の保護を図り、社会秩序の安定について万全を期するとともに、応急活動の円滑化を図る。

◆実施機関◆ 総務班、施設班、小田原警察署、湯河原町消防本部、第三管区海上保安本部

第1節 災害警備計画

第1 基本方針

総務班は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災機関と連携し、人命の保護に伴う情報の収集を行う。

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の関係機関と連携し、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締まり、その他社会秩序の維持にあたる。

第2 警備体制

県警察本部及び小田原警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ警備体制を確立し災害対応活動を行う。

第3 警備活動

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

警察本部の各警備体制下における活動内容は、次表のとおりである。

■ 警察本部での各体制下における活動内容

配備体制	時 期	活 動 内 容	
準備体制	津波注意報が発表された場合	○連絡室又は対策室要員の参集	○震災情報の収集及び伝達 ○関係機関との連絡
	東海地震準備情報を受理した場合	○津波注意報の伝達 ○判定会委員への便宜供与	○通信機材・装備資器材の準備
警戒体制	津波警報が発表された場合	○対策室要員若しくは警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集	○通信機材・装備資器材の重点配備 ○補給の準備
	東海地震予知情報（警戒宣言）が発令された場合	○津波警報の伝達 ○避難の指示、警告又は誘導 ○警備部隊の編成及び事前配置	○通信の統制 ○管内状況の把握 ○交通の規制 ○広報
発災体制	地震（地震に伴う火災及び津波を含む）による被害が発生した場合	○警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集（震度6弱以上の地震が県内で発生したときは、発災体制発令の有無にかかわらず、かつ、原則として全職員が自主参集する。） ○人命の救助	○被害情報の収集及び報告 ○交通規制 ○犯罪の予防 ○死体の検視 ○広報 ○補給の実施 ○警備部隊の応援要請 ○通信機材・装備資器材の支援要請
警備体制を解除したときの措置		ア. 被害状況等のまとめ イ. その他必要な事項	

第4 海上警備計画

第三管区海上保安本部が行う海上における警備活動に関する計画は、次のとおりである。

1. 活動体制

第三管区海上保安本部は、天災地変による非常事態の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、緊急非常事態を次の段階に分けて発令するとともに、必要に応じて、他の海上保安部（署）へ巡視船艇、航空機及び職員の応援を要請して警備救難に対処する。

■ 海上保安庁での状況に応じた体制

体 制	内 容
警 戒 配 備	管内に、大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置を実施し、要員の確保及び必要な巡視船・航空機等が出動可能な状態とする。
非 常 配 備	海上における暴動、騒乱等の社会的に著しく影響の大きい犯罪、大規模な海難及び海上におけるその他の災害の発生が予想されるときに、緊急に事前の措置を実施し、これに備える体制を確立する。

2. 活動内容

第三管区海上保安本部が、地震災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたる。

具体的には次表のとおりである。

■ 海上警備・救助対策の内容（要旨）

活動項目	内 容
警報等の伝達	気象、津波等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った時等において、航行警報、安全通報、水路通報、船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。
情報の収集及び情報連絡	被害状況等災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、情報収集活動を関係機関等と連携して行う。
活動体制の確立	必要な職員を直ちに参集し、対策本部の設置等、必要な体制を確立する。
海難救助等	船舶の海難等が発生した時は、船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を、船舶火災等が発生した時は、巡視船艇、機動防除隊等による消火活動を、危険物が流出した時は、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
緊急輸送	傷病者、医療関係者、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。
物資の無償貸与又は譲与	物資の無償貸与若しくは譲与についての要請等は、法律に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、又は譲与する。
関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援	関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援する。
排出油等の防除等	防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
海上交通安全の確保	船舶交通を整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の措置及び船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努める。
警戒区域の設定	人の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要が認められる時は、法律に基づき警戒区域を設定し、海上交通の制限又は禁止の指示を行う。
治安の維持	海上における治安を維持するため、必要に応じ情報の収集と巡視船艇等により犯罪の予防・取締り及び警戒を行う。
危険物の保安措置	危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限等を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行う。

第2節 交通規制計画

大地震が発生した場合、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制に係る区域又は道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

第1 道路管理者の交通規制

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。この場合は、道路利用者に対してビーコン（道路交通情報通信システム）、交通情報版等により迅速に情報を提供する。

第2 公安委員会の交通規制

1. 交通の規制

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

2. 緊急交通路の確保

公安委員会は、隣接もしくは近接する都県の地域にかかる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

第3 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

第4 警察官の交通規制等

1. 警察官による交通規制

警察官は道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。

この場合、信号機の表示する信号に係わらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

2. 通行禁止区域等における措置

警察官は、通行禁止区域等（前記第1 第2）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しく支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

このとき、警察官の命令に従わない場合、もしくは運転者等が現場にいないために命ずることができない場合は、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

第5 自衛官、消防吏員の措置命令及び措置等

7. 自衛官、消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記「第4 2. 通行禁止区域等における措置」の職務を執行することができる。

4. 自衛官等は、前項の命令、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

第6 海上保安部（署）の海上交通規制

7. 港湾内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況に応じ、海上交通情報の提供及び巡視船艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要ある場合には航行制限を実施する。

4. 航行制限の実施及び航路標識の流出、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとる。

第3節 緊急輸送路・車両の確保

応急対策に必要な人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送するため、緊急通行路の確保等必要な対策を実施する。

第1 活動体制

総務班は、関係機関より本町周辺の道路被害及び交通規制等の情報を収集するとともに、施設班は、管内の道路被害状況をパトロール等により把握し、必要な措置を講ずる。

第2 活動内容

1. 緊急輸送路の確保

総務班は、管内のパトロールにより、道路の損壊や障害物等による通行障害を確認した場合は、被害状況等について所管機関に通報する。

なお、あらかじめ設定しておいた緊急輸送道路のうち県管理道路が被害を受け、これにより応

急活動に大きな支障を及ぼすことが必至の場合は、施設班と緊密に連絡をとりながら、県と協力して、優先的に交通路の確保が出来るよう働きかけするものとする。

また、町道が被害を受けた場合は、同様に緊急度に応じて交通路確保を実施するための必要な措置をとる。

2. 緊急通行車両の識別

総務班は、緊急通行車両の事前届出・確認により交付された標章及び確認証明書を所定の緊急通行車両に配備し、その活用に備える。

3. 輸送力の強化

各班は、町有車両の弾力的な活用を行い、それぞれの応急活動に支障をきたすことがないよう努める。

施設班は、必要に応じて、町内の輸送業者及び町民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。

なお、本町では以下を臨時ヘリポートとして指定しており、関係機関への応援要請に対して迅速に対応できるよう備えるとともに、防災関係機関等への周知徹底を図る。

■ 真鶴町の臨時ヘリポート設置状況

ヘリポートの名称	所在地	施設管理者	面積 (m ²)
真鶴中学校グラウンド	真鶴 1855	学校長	9,000 (ヘリポート供用部分)

第4節 緊急通行車両の確認等

第1 緊急通行車両の確認等

- ア. 車両の使用人は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確、かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。
- イ. 前記ア.により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用人に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ. 前記イ.により交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

第2 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア. 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

- イ. 公安委員会は、前記ア.により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。
- ウ. 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記「第1 緊急通行車両の確認等 ア.」の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記「第1 緊急通行車両の確認等 イ.」の標章及び確認証明書を交付する。

■ 参考：緊急通行車両の対象と内容等

【緊急交通路を通行できる車両】

緊急交通路が指定された場合、緊急交通路を通行できる車両は、道路交通法で定める緊急自動車(パトカーや救急車等)のほか、知事又は公安委員会が発行する

○緊急通行車両確認証明書

(警察署で発行)

○緊急通行車両標章

(警察署で発行)

を掲げているものとなる。

【緊急通行車両の確認・証明手続き】

○申請者

災害応急対策に係る業務に従事する者

○対象車両

災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するための車両

○申請書類

・緊急通行車両確認申出書(警察署に備え付け)

・災害応急対策に使用されるものであることの証明資料

・自動車検査証の写し

○申請先

緊急通行車両として申請する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署

【事前届出制度について】

緊急通行車両標章は、災害発生時に、その都度、届出に基づいて審査を行い、災害従事車両の確認がとれれば標章を交付することとしているが、「災害に従事することが予想される公的機関の車両」については、円滑に災害応急対策に従事できるよう事前届出制度により、災害時には新たな審査をすることなく標章を発行することとしている。

《注意事項》

ボランティア等の一般車両に対しては、迅速・円滑な災害救助活動を行うため、公的機関等からの派遣要請があるもの以外については、標章を発行できないので、ボランティア等で被災地に援助に行かれる場合には、事前に最寄りの警察署に相談が必要。

第5節 交通情報の収集及び提供

第1 交通情報の収集

交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を極力活用して行う。

第2 交通情報の提供

交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

第6節 地震発生時に運転者のとるべき措置

地震発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

ア. 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること

- ・ 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
- ・ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
- ・ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動すること
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

イ. 避難のために車両を使用しないこと

ウ. 通行禁止区域などにおいては、次の措置をとること

- ・ 車両を道路外の場所に置くこと
- ・ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること
- ・ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること

第6章 医療救護・防疫等活動計画

第1節 医療救護活動

活動方針

災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護活動を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携のもとに迅速な医療救護活動を行う。

◆実施機関◆ 医療・衛生班、避難・援護班、総務班、真鶴町国民健康保険診療所、(小田原医師会)、(日本赤十字社等)

第1 情報の収集・提供

医療・衛生班及び避難・援護班は、以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ア. 要医治療者の概数と地域
- イ. 医療施設の被害状況・診療機能の確保状況
- ウ. 避難所、救護所の設置状況
- エ. 医薬品等医療資器材の需給状況
- オ. 医療施設、救護所等への交通状況
- カ. その他活動の参考となる事項

第2 医療救護活動

1. 活動体制

医療救護活動(助産救助を含む。)は、町が行い、本町のみでは処理できない場合は、小田原医師会等関係機関の応援を得て実施するものとする。災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めた時は、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行う。

災害救助法が適用された場合の医療救護については知事が行い、知事による救助のいとまがないときは、町長(本部長)が行う。

医療救護の実務に関しては、医療・衛生班が行う。

2. 医療救護班出動の要請

町長(本部長)は、医療救護の必要に応じて小田原医師会長、小田原歯科医師会長、日本赤十字社神奈川県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に応援を求めるなど必要な措置を講じる。

3. 救護所の設置

町長（本部長）は医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、小田原医師会等に対して医師、看護師、事務員により編成する医療救護班の出動を要請し、医療・衛生班は、救護所を医療施設、指定緊急避難場所等適切な場所に設置する。

なお、災害救助法が適用された際は、神奈川県知事を通じて日本赤十字社神奈川県支部等に医療救護班の派遣を要請することができる。

医療救護のための医療品等は、薬局等との物資調達協定締結により町が調達する。

■ 救護所の設置場所

救護所の場所等	住 所	電話番号
真鶴町国民健康保険診療所	真鶴町真鶴475-1	0465-68-2191
指定緊急避難場所		
真鶴中学校グラウンド	真鶴町真鶴1855	0465-68-2195
まなづる小学校グラウンド	〃 真鶴543	0465-68-0261
岩ふれあい館グラウンド	〃 岩706	—
ひなづる幼稚園園庭	〃 真鶴1412-3	0465-68-2085
真鶴町民センター	〃 岩172-8	0465-68-1131

4. 医療、助産の対象者

医療救護活動の対象となるものは、災害のため医療及び助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、その途を失った者とする。なお、助産に関しては、発災日以前又は以後7日以内に分べんした者を対象とする。

(1) 主な医療救護活動の内容

- ア. 傷病者の重傷度の判定
- イ. 重症患者に対する救急蘇生
- ウ. 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- エ. 転送困難な患者や被災患者に対する医療
- オ. 助産活動
- カ. 死亡の確認

5. 救急・救助、搬送体制及び災害拠点病院

(1) 救急・救助

救急・救助活動を行うにあたっては、医療機関による救護班及び神奈川DMA T*を確保し、主に以下の事項について考慮のうえ、優先順位を決定して実施する。

- ア. トリアージ*を実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。
- イ. 高齢者、乳幼児等身体抵抗力の弱い者を優先する。

- ウ. 同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、原則として災害現場付近を優先する。
- エ. 災害現場以外で同時に多数の救急・救助が必要となった場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

* 神奈川DMAT:(神奈川Disaster Medical Assistance Team)

災害の急性期(災害発生から48時間以内)に活動できる機動性を持ち、厚生労働省が実施する「日本DMAT 隊員養成研修」を受講した救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。概ね、医師、看護師、調整員の5人で編成。

* トリアージ:(Triage)

災害時等において、現存する限られた医療資源(医療スタッフ、医薬品等)を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

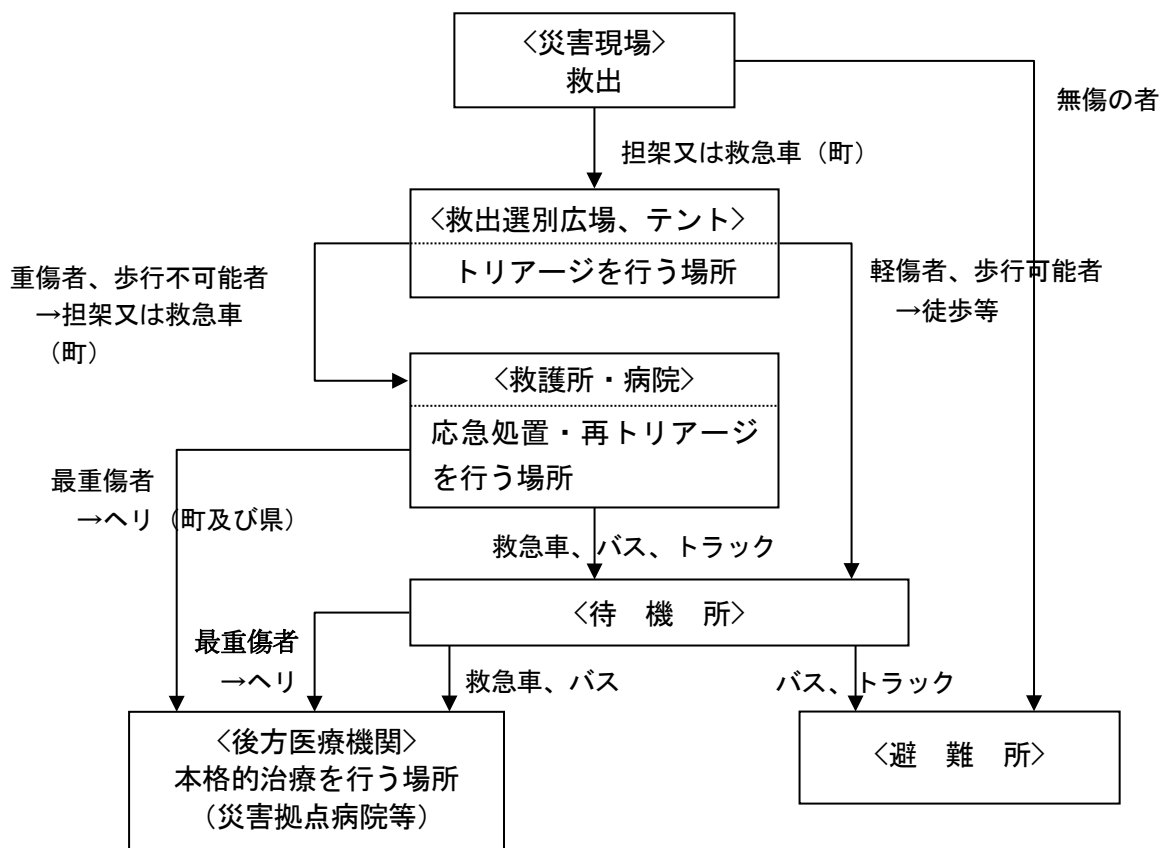
(2) 搬送体制

救護班の責任者は、医療救護を行った者のうちトリアージの実施結果を踏まえ、後方医療施設に收容する必要がある者の搬送を町長(本部長)又は知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療機関までの搬送は町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

また、県・町及び消防機関は救急患者の搬送に際し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。

■ 負傷者搬送の流れ及び内容



備考)

- ① 一時搬送（救護所、病院までの搬送）の方法
 - ・ 消防署救急車による搬送
 - ・ 庁用車、救護所が使用している自動車による搬送
 - ・ 救護所の班員、自治会、事業所職員の担架等による搬送
- ② 消防本部救急隊は、負傷者が多数の場合、災害現場で負傷者の負傷程度を判別し、一次搬送先を決定する。なお、一次搬送は、効率化を図るため、自主防災組織、自治会等の協力を得て行う。
- ③ 消防長は、神奈川県下消防相互応援協定書に基づき、区域内に災害が発生した場合、二次搬送の手段として横浜市消防局長（窓口：指令課）にヘリコプターの出動を要請することができる。

注) 「救護所」は、町内医療機関又は指定緊急避難場所に設置
 「待機所」は、指定避難所又は集会所等に設置

(3) 災害拠点病院

本町を含む県西医療圏での災害拠点病院は、次のとおりである。

■ 災害拠点病院（県西医療圏）

病 院 名	住 所	電 話
足柄上病院	足柄上郡松田町惣領866-1	0465-83-0351
小田原市立病院	小田原市久野46	0465-34-3175

町内の医療施設や県西医療圏での拠点病院で対応できない場合は、後方医療施設に搬送し、入院・治療を行う。

(4) 医療・衛生班の活動車両

医療・衛生班の出動及び活動のための車両等は町が所有する車両を主とし、必要車両を確保できない場合は、県への支援を要請する。

6. 医薬品・資器材の確保

(1) 救護班の対応

医療救護及び助産救護に必要な医療資器材等の使用、調達確保については、原則として次のとおり行う。

ア. 町長（本部長）の要請により出動した小田原医師会救護班等が使用する医療資器材等及び医薬品については、当該救護班が携行する医薬品等をもって対応する。

(2) 不足のときの調達方法

医療救護のために使用する医療器具が不足しているときは、県に応援を要請し、医薬品については薬局等との物資調達協定締結により町が調達する。なお、それでも不足する場合は県に要請する。

第2節 防疫等活動

活動方針

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、町は関係機関と協力し、災害応急対策を行うための活動体制、薬剤・資器材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

◆実施機関◆ 医療・衛生班、総務班

第1 活動体制

災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に基づき、町及び県が実施する。

なお、本町が行う防疫活動が実施不可能又は実施不十分である場合は、県だけではなく近隣市町及び関係機関に応援を要請する。

第2 災害防疫の実施方法

1. 防疫措置

防疫活動の実施主体は、以下のとおりであり、医療・衛生班は県が行う防疫活動に協力するとともに、必要な防疫活動を実施する。

■ 防疫活動の実施主体

活動内容	県	本町
積極的疫学調査及び健康診断	○	△
予防接種	△	○
消毒作業	△	○
ねずみ族、昆虫等の駆除	△	○
感染症患者の入院	○	

注) ○：実施主体、△：協力

2. 広報活動の実施

町は、被災地町民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

3. 消毒方法の実施

町は、感染症法第27条の規定により、感染症が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に消毒し、使用する薬剤、器具等については、速やかに整備拡充を図る。

■ 主たる消毒対象施設

①給水給食施設	③家屋	⑤渠
②便所	④ごみ溜	

4. 清潔方法の実施

- ア. 清潔方法の実施にあたっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。
- イ. 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、町は的確な指導あるいは指示を行う。
- ウ. 収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等衛生的に適切な処分をする。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

5. ねずみ族、昆虫の駆除

ねずみ族、昆虫の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

6. 予防接種の実施

県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時機を失しないように措置する。

第3 患者の入院

県は、感染症患者が発生した場合には、感染症法第19条の規定により、必要に応じ感染症指定医療機関への入院を勧告する。

第4 防疫用薬剤の確保

町は、防疫用薬剤が不足する場合は、県に要請して確保を図る。

第5 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

第3節 保健衛生対策活動

活動方針

町は町内外の医療機関等と連携して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

◆実施機関◆ 避難・援護班、医療・衛生班、県動物保護センター

第1 保健活動

1. 巡回健康相談の実施

小田原医師会、神奈川県精神医療センター等との連携の下に保健活動班を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。

2. 入浴情報の提供

被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

3. 食品衛生知識の普及

食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導の徹底を図る。

4. 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

被災者の心理的ケアに対応するため、町はかながわDPATや医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講ずる。「心のケア」や「PTSD」* に対するパンフレットを被災者に配付するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。

* PTSD: (外傷後ストレス障害) (Post Traumatic Stress Disorder)

PTSDはアメリカのベトナム戦争で大変なトラウマを経験してきた人達が、帰国後に社会に適応できず、さまざまな精神症状を呈したので、これをPTSDとしてまとめたもの。

トラウマ: 心理的刺激によって、心のバランスを失うほど情緒的なショックを与えられたとき、無意識のうちに心の中に残される傷痕。

第2 衛生活動

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。

第3 飲料水の安全確保対策

医療・衛生班は、地震の影響により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、総務班と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

第4 動物対策

神奈川県動物保護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄され、又は、逃げ出した場合には、(社)神奈川県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

第4節 行方不明者の捜索・死体の処理

活動方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ、死体の埋葬を実施する。

◆実施機関◆ 医療・衛生班、総務班、真鶴町国民健康保険診療所、小田原警察署、湯河原町消防本部、自衛隊、(消防団)

第1 活動体制

- ア. 行方不明者の捜索は町長（本部長）が、消防、警察、自衛隊等と協力して行う。
- イ. 死体の収容及び処理は、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿って、消防団、湯河原町消防本部、小田原警察署を中心に行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。
- ウ. 知事は、死体の捜索及び死体の埋葬については、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長（本部長）に救助を行わせることができる。

第2 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、町長（本部長）は検案医師等について、必要に応じて真鶴町国民健康保険診療所に出動を命じ、小田原医師会、小田原歯科医師会、日赤等に出動を要請するほか、県、他市町村に応援を求める。

第3 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の救助基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、同法の適用に至らない場合の応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施する。

第4 行方不明者の把握・捜索

1. 活動体制

総務班は、行方不明者を漏れがないよう正確に把握する。

2. 活動内容

避難・援護班は、被害の程度に応じて、庁舎に「行方不明者捜索相談窓口」を設置し、行方不明者の把握に努める。

(1) 相談窓口における捜索依頼の受付

- ア. 役場庁舎内に「行方不明者捜索相談窓口」を設置する。
- イ. 行方不明者の詳細情報を聞き取る。
住所、氏名、年齢、性別、着衣その他の特徴

(2) 行方不明者把握のための留意点

行方不明者は、住民基本台帳との照合等を基に、次のことにより正確に把握する。

- ア. 警察に届けられた捜索願による行方不明者の把握
- イ. 消防機関の救出情報及び搬送先医療機関情報との照合
- ウ. 避難所及び救護所における被災者収容情報との照合
- エ. 既収集の死亡確認情報との照合

第5 死体の処理等

1. 活動体制

町（医療・衛生班）は、遺体の処理については、適切な対応をとるため神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った柩の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

また、必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力する。

2. 遺体の処理方法

(1) 広報

町は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに警察署又は、直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底する。

(2) 通報

町は、遺体を取り扱った場合には、小田原警察署に通報する。

(3) 見分・検視

警察は、遺体の見分・検視を行う。

(4) 検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。また、検案後、町は必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(5) 遺体の収容

町（医療・衛生班）は、多数死体の発生が予想される場合は、真鶴聖苑を死体収容所・安置所として指定し、災害時には開設する。

(6) 身元不明遺体の処理

町は、身元の確認ができず警察から引渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬または火葬を行う。

(7) 身元確認、身元引受人の発見

町は、警察、自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(8) 遺体の引き渡し

警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を町に引き渡す。この際、町（医療・衛生班）と警察は遺体の引き渡し作業を協力して行う。

(9) 死体の埋葬（火葬）

町（医療・衛生班）は、災害により死亡した者に対しその遺族が混乱期のため火葬が困難な場合、死亡した者の遺族がない場合及び身元不明者の応急火葬を行う。

- ア. 真鶴聖苑が使用可能な場合は、真鶴聖苑で実施するが、多数の死者発生により火葬場の能力を越える場合は、広域火葬応援体制による町外の火葬場を使用するための措置をとる。
- イ. 縁故者の判明しない焼骨及び遺留品は、氏名札及び遺留品処理表を添付し保管場所に一時保管する。

■ 町内の火葬場

名 称	所 在 地	電 話	炉 数
真鶴聖苑	真鶴 1916 番地 1	0465-68-6481	3

第6 他の機関での計画

その他の機関の計画については、以下に示すとおりである。

1. 県警察における計画

(1) 死体の検視（見分）

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引き渡す。

(2) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は町長と緊密に連絡し、県、町の行う身元不明者の措置について協力する。

(3) 死体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索等に対し、必要な協力を行う。

2. 海上保安部における計画

- ア. 災害により真鶴港、岩漁港その他神奈川県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関に協力し、所属巡視船艇により搜索を実施する。
- イ. 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、搜索に当たる。
- ウ. 収容した死体は、知事又は町長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、災害による身元不明者については、警察がその身元確認に努め、知事又は町長の行う措置に協力する。

第7章 救 援 計 画

活動方針

震災時に町民の基本的な生活を確保するための、飲料水、食糧、生活必需品等の生活救援物資について、適切なニーズの把握を行うとともに、迅速な輸送活動の確立を得て救援・供給活動を行う。

備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給する。

第1節 応急給水

◆実施機関◆ 上下水道班、避難・援護班

第1 活動体制

- ア. 飲料水の供給は町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。
- イ. 町長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは救助に着手する。
- ウ. 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、町長（本部長）に救助を行わせることができる。
- エ. 町は、水道事業者に要請して飲料水の確保を行うとともに、自ら湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

第2 給水の実施

1. 飲料水供給の方法

応急給水は拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

2. 供給期間

災害発生の日から7日以内を目安とし、必要に応じて延長する。

3. 広 報

被災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について適切な広報活動を実施する。

第3 給水基準等

1. 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

2. 応急給水量

被災者に対する応急給水の目標量を次表に示す。

■ 一日当たりの給水目標

順位	内容	期 間	給水量 (ℓ/人)	水量の用途内訳
第1次給水		地震発生から3日間	3	生命維持のため最小限必要水量
第2次給水		4日から7日間	3~20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量
		8日から1ヶ月まで	20~100	最低の浴用、洗濯に必要な水量
第3次給水		1ヶ月から完全復旧まで	100~ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

参考)「災害応急対策計画運用マニュアル」(旧自治省消防庁防災課監修)

第4 活動内容

1. 応急給水需要の把握

上下水道班は、町民からの通報を基に断水区域を把握し、復旧に時間を要する場合は、直ちに応急給水を実施する。

2. 飲料水供給の方法

応急給水は、給水所を原則指定給水所とし、広報により町民に周知の上、給水車による給水を実施する。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮する。また、町は、給水が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

なお、道路網の寸断等のため給水車による給水が望めない場合は、緊急用水源を活用し給水を実施する。

また、状況により自宅残留被災者にも給水するよう努める。

(1) 応急給水活動

ア 一部の地域で断水が生じた場合

- ア. 給水タンク、ポリタンク等への水道水の注水、指定給水所への運搬
- イ. 指定給水所における町民への給水

イ 全面断水が生じた場合

- ア. 備蓄水、公共施設受水槽の保有水量の確認
- イ. 給水諸機器などの機能確認
- ウ. 受水槽等の水源から給水タンク、ポリタンク等への注水、及びこれらの指定給水所への運搬
- エ. 指定給水所における町民への給水
- オ. 民間井戸水提供者の募集

(2) 水道全面断水の場合の緊急用水源

- ア. ペットボトル等の備蓄水
- イ. 公共施設受水槽
- ウ. 民間井戸水

注) 民間井戸水を水源とする場合は、必要に応じて、保健所の協力を得て水質検査を実施する。

(3) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。町民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(4) 応急給水用資機材の確保

- ア. 運搬給水に関する給水車等の保有状況
- イ. その他資機材

【関連資料】

資料編 4 4-4 応急給水用機械器具一覧

(5) 応急飲料水以外の生活水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

第5 災害救助法による費用の範囲

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、給水及び浄水に必要な借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費、また、真にやむを得ない場合に限り水の購入費について、当該地域における通常の実費とする。

第2節 食糧の供給

◆実施機関◆ 避難・援護班、施設班、受け入れ班

第1 活動体制

- ア. 食糧の供給は、町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。
- イ. 町長（本部長）は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ウ. 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、町長（本部長）に救助を行わせることができる。ただし、災害時に自力

で食糧の調達が困難な町民に対する食糧の供給は、災害救助法適用の有無にかかわらず町長（本部長）が行う。

- エ. 町長（本部長）は、町単独での対応が不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第2 食糧の給与基準等

食糧の給与基準等は、以下のとおりとする。

1. 給与対象者

- ア. 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- イ. 住家が被害を受け、炊事が不可能な者で、他に食糧を得る手段のない者
- ウ. 来訪者で他に食糧を得る手段のない者
- エ. 災害応急活動従事者等で給与を必要とする者

2. 給食数量（一人当たりの給与数量）

1食当たりの精米換算、200グラム以内とする。

ただし、災害応急活動従事者等については、この限りではない。

第3 炊出しその他による食品給与の方法と調達

1. 炊出しその他による食品の給与

- ア. 炊出しその他による食品の給与は、米穀、乾パン又は一般食糧店等から購入した弁当、パン等により行い、給与にあたっては被災者が直ちに食することができる現物を給与する。
- イ. 米穀による炊出し給与は、町長（本部長）が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づき避難所に設置された炊出し設備等により炊飯して行う。
- ウ. 備蓄食料等を活用した食料品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した食料及び広域応援協定等により調達した食料や、全国からの支援物資等を被災者に供給し、又は応急給食を実施する。

ただし、本町のみで調達が不可能又は必要数量を確保できないときは、その補給について県に要請し、町長（本部長）に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

- エ. なお、政府所有米については、交通・通信の途絶により、県の指示が得られない場合、直接農林水産省（政策統括官付貿易業務課米穀業務班）に要請する。

【関連資料】

資料編 5 5 - 3 非常用食糧備蓄状況

第4 食糧等の集積及び輸送

施設班は、町において調達した食品及び県から給付を受けた食糧等を指定の集積地に集め、他班の応援を得て、開設避難所等へ輸送する。

なお、被害の状況等により、調達の業者に避難所等に輸送させる等の手段を考慮する。

第5 食糧等の給与に関する報告

町長（本部長）は、炊出し、食糧及びその他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合を含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

第3節 衣料・生活必需品等の供給

◆実施機関◆ 避難・援護班

第1 活動体制

- ア. 被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与は、町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。
- イ. 町長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。また、町単独での対応が不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- ウ. 町は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

第2 配布を受ける者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者

- ア. 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- イ. 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第3 生活必需品等の内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

第4 活動内容

1. 生活必需品の調達

避難・援護班は、避難収容者数等を基に、必要とする数量を把握し、これらを備蓄物資又は町内業者、及び広域応援協定等により確保、調達する。

2. 生活必需品の給与

生活必需品の給与は、避難・援護班が、食品の給与に準じて他班の応援等を得て行う。

第5 災害救助法による給与又は貸与の限度額

災害救助法による給与又は貸与の限度額は、神奈川県が定める「災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年9月10日告示第561号）」に規定する金額の範囲内とする。

第6 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内に給与、貸与を完了させる。

第7 給与又は貸与の方法

全壊（焼）、流出世帯と半壊（焼）床上浸水世帯について、それぞれの構成員に応じて配分する。

第4節 緊急輸送計画

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速、かつ円滑な輸送を図る。

◆実施機関◆ 施設班、総務班

第1 緊急輸送道路の確保

1. 緊急輸送道路

災害発生時には、「震災対策編 第1部、第2章、第5節 緊急輸送体制の整備」に掲げた緊急輸送道路の指定がされた道路の確保を行う。

- (1) 県指定緊急輸送道路1次路線
国道135号
県道739号（真鶴半島公園）
- (2) 県指定緊急輸送道路2次路線
県道740号（小田原湯河原）
真鶴町道真第1号線
- (3) 町内の主たる災害時連絡道路
次の指定要件を満たす道路

- ア. 町内で幹線道路となっている道路
- イ. 上記の(1)、(2)に示される道路以外で以下に示す各施設を結ぶ道路。

- ・ 町役場
- ・ 町の出先庁舎
- ・ 町の出先機関施設
- ・ 防災活動拠点
- ・ 指定避難所
- ・ 備蓄倉庫
- ・ 輸送の拠点となる施設
- ・ 臨時ヘリポート

2. 被害状況の把握

町は、町内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握する。緊急輸送道路については、町災害対策本部を通じて、県（くらし安全防災局災害対策課）又は県災害対策本部（設置された場合）に速やかに調査結果を報告する。

3. 緊急輸送道路の交通路確保の実施

緊急輸送道路の交通路確保は、施設管理者が作業にあたるが、町の災害応急対策実施上必要な場合は、施設管理者にその旨を通知したうえで、町内建設業協会等の協力を得て、施設班が実施する。

また、交通路の確保作業を行うときには、警察、消防機関及び占有工作物管理者等の協力を得て実施し、必要に応じて自衛隊の応援の要請を行う。

4. 主要道路の交通路確保

町は、町内建設業協会等の協力を得て、災害時連絡道路の交通路確保作業を優先して行い、順次その他の道路の交通路確保も実施する。

5. 障害物の除去

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項に基づき、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、区間を指定して当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者（以下、「車両の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動すること、その他必要な措置をとることを、書面の提示または口頭で命じることとする。

なお、車両の占有者等が不在時、命令に従わないとき等は道路管理者自ら移動の措置を行うこととする。また、やむを得ない場合は車両その他の物件を破損することで対応することとする。

第2 車両等の確保

1. 車両等の調達

- ア. 町は、災害対策にあたる町保有の全車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行う。
- イ. 町保有車両に不足が生じる場合は、近隣市町の運送業者等から車両を調達する。また、必要に応じて、県に対し車両の斡旋や調達を要請する。
- ウ. 借上げに要する費用は、町が当該運送業者等との団体もしくは当該業者等と協議して定める。
- エ. 町は、調達可能なガソリンスタンドの状況を把握し、町保有の全車両、借上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

2. 車両等の配車

災害時における各班の分掌事務が、効率的に行われるように対策本部施設班において、調達車両の配分、災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各部班に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

第3 緊急輸送

1. 範囲

町が行う緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ア. 被災者に支給する生活必需品、救急、防疫資機材等
- イ. 医療又は助産のための救護員
- ウ. 食糧、飲料水確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等
- エ. 被災者の救出及び救護のため必要な要員
- オ. その他町長（本部長）が必要と認めたとき

2. 道路による輸送

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する活動班に配車された車両で行う。

3. 鉄道による輸送の要請

自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

4. ヘリコプターによる輸送の要請

災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

また、ヘリコプター臨時離着陸場について防災関係機関等への周知徹底を図る。

5. 船舶による輸送の要請

陸路による緊急輸送が困難な場合においては、海路を利用して輸送する。その場合においては、漁業協同組合に組合及び組合員の持船による海上輸送の協力を要請する。

第8章 広域応援・自衛隊派遣要請計画

活動方針

大規模な地震が発生し被害が広範囲に及ぶなど、町の防災関係機関のみでは対応が困難な場合、町災害対策本部は関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき国・県への応援要請等により、他市町村、民間、自衛隊等の協力を得て災害応急対策の実施を行う。

第1節 広域応援要請

◆実施機関◆ 本部班、受け入れ班、湯河原町消防本部

第1 国・県に対する応援要請

1. 応援要請の実施

- ア. 町長（本部長）は、町内における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、県又は指定地方行政機関の職員の派遣及び必要物資の提供等についての斡旋を求める。
- イ. 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の後方支援を行うための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

2. 経費の負担

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

第2 市町村相互の応援

1. 応援要請の実施

町長（本部長）は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、あらかじめ締結した神奈川県内市町村間で締結した「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」（平成24年3月29日）に基づき、他の市町村に対して応援を要請する。また、他市町村長から応援を求められた場合は、特別の事情がない限り職員等を派遣する。

【「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」の応援種類】

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

2. 応援活動の体制

活動の体制は、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」によって定められた、活動のための「地域ブロック」「地域調整本部」「市町村応援本部」による体制を踏まえて行う。

3. 経費の負担

応援に要した費用は、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づき経費の負担を行う。

4. 他市町村への応援

町長（本部長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、自主的に応援を行う。

第3 消防機関の応援

湯河原町消防本部は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「神奈川県下消防相互応援協定書」に基づき、迅速な相互応援活動を実施する。

■ 消防機関の受け入れ拠点

名称	住所	電話	その他
まなづる小学校	真鶴町真鶴 543	0465-68-0261	—

第4 民間団体等に対する応援要請

町長（本部長）は、町内に災害が発生し応急措置の実施のため必要があると認めるときは、すでに締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

第5 資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害応急対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

第6 経費の負担

1. 国又は県、他市町村から町に職員派遣を受けた場合

前掲の、第1 1. 及び第2 3. による。

2. 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

第2節 自衛隊災害派遣要請

◆実施機関◆ 本部班、受け入れ班、湯河原町消防本部

第1 災害派遣要請依頼手続き

町長（本部長）は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づき、知事に対して次の要領で派遣の要請依頼を行う。ただし、自衛隊は、災害において特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

1. 知事への災害派遣要請の依頼

- ア. 知事に対する自衛隊の災害派遣の要請依頼は、原則として町長（本部長）が行う。緊急を要する場合は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出する。

■ 依頼要領

提出先	神奈川県くらし安全防災局災害対策課
提出部数	1部
記載事項	・災害の情况及び派遣を要請する事由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域、活動内容 ・その他参考となるべき事項 (連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等)

- イ. 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、もしくは通信の途絶などにより知事への依頼ができないときは、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

■ 緊急の場合の連絡先

担 任 部 隊		所 在 地	電 話 番 号 等	備 考
1	陸上自衛隊 第1高射特科大隊 第3係、第2係	御殿場市駒門 5-1	御殿場 0550-87-1212 内 430, 420, 449 FAX434 県防災行政通信網 9-636-9201 (第2係) 9-636-9209 (当直指令室) 衛星系 9-022-840-9106	※災害時真鶴町 派遣部隊
2	陸上自衛隊 第31普通科連隊 第3科	横須賀御幸浜 1-1	横須賀 046-856-1291 内 630, 634, 629 FAX690 県防災行政通信網 9-486-9201 (第3科) 9-486-9202 (当直指令室)	
3	陸上自衛隊 第4施設群 第3科	座間市	座間 046-253-7670 内 230, 233, 202 FAX235 県防災行政通信網 9-488-9201, 9209 (第2科)	

2. 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ、緊急を要し、やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■ 災害派遣要請の範囲

項 目	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難時の援助	避難者の誘導、輸送等による避難のえんじょ
3 遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業に優先して実施）
4 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
5 消防活動	利用可能な消防車、その他の防火器具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
6 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の破壊又は障害物がある場合の交通障害物除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
7 診療、防疫、病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は町が準備）
8 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
9 炊飯及び給水の支援	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

10 救援物資の無償貸付 または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」による。(ただし、譲与は、県、市町村その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。)
11 交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
12 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
13 予防措置	災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
14 その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

第2 自衛隊受入体制

1. 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長（本部長）は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的、かつ効率的に作業を分担する。

2. 作業計画の作成及び資材等の準備

町長（本部長）は、次の事項を明らかにするとともに、作業の実施に必要な資材を準備し、かつ諸作業に係る管理者の了解を得る。

■ 明らかにする事項

- | |
|------------------------|
| ① 作業箇所及び作業内容 |
| ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 |
| ③ 作業箇所別優先順位 |
| ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 |
| ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 |

3. 派遣部隊の受け入れ

町長（本部長）は、派遣された部隊に対し、次の施設等を設置できる場所を準備する。

■ 自衛隊受入施設

内 容	受 入 施 設
本部事務所	真鶴町役場庁舎内
活動拠点	真鶴中学校グラウンド
資機材置き場、炊事場、宿舍	荒井城址公園
駐車場	

第3 派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収要請は、知事を通じて行い、知事は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、町長及び派遣部隊の長と協議を行う。

第4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。ただし、その活動内容が他市町村にまたがった場合は、当該市町村と協議のうえ、負担割合を定める。

■ 経費の内容

- ① 派遣活動に必要な資器材（自衛隊装備に係わるものは除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱、水道、電話料及び入浴料等
- ④ 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- ⑤ その他負担区分に疑義が生じた場合は、自衛隊と協議

第3節 ボランティアの受け入れ

— 活動方針 —

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。このため、町は積極的にボランティアの協力を得られるように努める。

◆実施機関◆ 受け入れ班、社会福祉協議会

第1 ボランティアの活動分野

1. 活動体制

町は、ボランティアの需要状況の的確な把握に努め、必要なボランティアを募集する。

受け入れ班及び社会福祉協議会は、各種ボランティアを受付け、関係各部と協力して災害状況に応じた活動計画を作成する。

なお、ボランティアニーズが多く、志願者が多数になる場合は、真鶴町立体育館内に「真鶴町災害ボランティアセンター」を開設する。

2. ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

■ ボランティアの活動分野

◇ 一般分野	◇ 専門分野
(ア) 避難所の運営	(ア) 救護所等での医療救護活動
(イ) 炊出し、食糧等の配布	(イ) 被災建築物の応急危険度判定
(ウ) 救援物資や義援品の仕分け、輸送	(ウ) 被災宅地危険度判定
(エ) 高齢者や障がい者（児）等要配慮者の介護	(エ) 外国語の通訳、情報提供
(オ) 清掃	(オ) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
(カ) その他被災地における軽作業等	(カ) 被災者への心理治療
	(キ) 高齢者や障がい者（児）等要配慮者の看護、情報提供
	(ク) その他専門分野的知識、技能を要する活動

第2 ボランティアの募集

ボランティアの募集は、平常時より社会福祉協議会及び関係民間団体等と協力体制を確立しておき原則ここを通して募集する。

なお、一般分野や専門分野で不足する場合には、県と協力調整を図る。

県災害救援ボランティア支援センター及び関係窓口は、以下のとおりである。

■ ボランティアの分野と県等の窓口

分 野	県 の 窓 口
一般分野	災害救援ボランティア支援センター
専門分野	
医療救護	災害対策本部、保健福祉部医療救護本部班
応急危険度判定	県土整備部指令班、災害対策本部
高齢者支援	かながわ福祉救援ボランティアセンター
障がい者（児）支援	かながわ福祉救援ボランティアセンター
外国語通訳、翻訳、情報提供	災害対策本部、県民部国際情報班
一般ボランティア	神奈川災害ボランティアネットワーク、かながわ災害救援ボランティア支援センターサポートチーム、日本赤十字社神奈川県支部救護課

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は、次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

1. 個人

- ア. 被災地の町民
- イ. 被災建築物応急危険度判定士
- ウ. 被災宅地危険度判定士
- エ. その他

2. 団 体

- ア. 日本赤十字社神奈川県支部奉仕団
- イ. 神奈川県社会福祉協議会及び真鶴町社会福祉協議会
- ウ. 神奈川県災害救援ボランティア支援センター
- エ. 社団法人日本アマチュア無線連盟神奈川県支部
- オ. その他ボランティア活動団体

第3 真鶴町災害ボランティアセンターの開設

町、社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は被害状況等に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、真鶴町災害ボランティアセンターの開設を行う。

1. 災害ボランティアセンターの役割

町災害ボランティアセンターの役割を次のとおりとする。

- ア. ボランティアニーズ情報の収集・発信
- イ. 災害救援ボランティアの受け入れとコーディネート
- ウ. 災害救援ボランティアへの活動支援
- エ. 災害救援ボランティア関係機関・団体との連絡調整

2. 災害ボランティアの受付と活動拠点

(1) 災害ボランティアの受付

災害が発生し、災害ボランティアの支援が多数予想される場合には、災害ボランティアセンターに受付窓口を設置する。

ボランティアの受付窓口

真鶴町立体育館内真鶴町災害ボランティアセンター（受け入れ班）

(2) 活動拠点

災害ボランティアの活動拠点は、原則、町立体育館とする。

ボランティアの活動拠点

真鶴町立体育館

第4 ボランティアの受入れ体制

1. ボランティアの受入れ

町は、受入れに際しては、災害の程度、規模及び被害状況を把握し、応援状況を考慮の上決定する。受入れ決定後、災害の程度、場所、期間等について具体的に指示する。

町は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努める。

2. 資機材の提供

町は、ボランティアの活動拠点として提供した施設に、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材について可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

3. 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて、ボランティアを受入れる町が負担する。

4. 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町は、町内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の締結を進める。

第4節 労働力充足計画

活動方針

災害応急対策の実施にあたり、応急対策上必要な労働力の確保に努め、町民の生活等の回復、復旧に努める。

◆実施機関◆ 総務班、各活動部

第1 実施体制

災害対策上必要とされる労働力の確保は、原則として各部で行う。

第2 実施方法

- ア. 災害応急対策は、原則としてそれぞれ自己の保有する労働力で実施する。
- イ. 町は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、当該機関の所在地を管轄する公共職業安定所長に対し、求人申し込みにより人員の確保を図る。

第9章 生活関連施設等の応急復旧計画

第1節 公共施設

活動方針

不特定多数の町民が利用し、また災害時に防災拠点等の機能を果たす役場庁舎等施設及び道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共施設が損壊した場合は、日常生活及び応急活動に大きな支障を来すことから、町及び関係機関は相互に連携し、迅速な応急対策を実施する。

◆実施機関◆ 施設班、総務班、教育班、公共施設等の管理者

第1 公共建築物

1. 活動体制

役場庁舎、学校施設その他公共施設について、地震直後に当該施設の管理者が被害の調査を行う。

2. 活動内容

各施設管理者は、防災上の特性及び機能を考慮し、地震発生直後に被害調査を実施し、被害を確認した場合は、被災箇所について適切な応急復旧措置を講ずるものとする。

(1) 外来利用者の安全

施設管理者は、状況に応じて、来庁者の安全を確保するため、適切な避難誘導を実施する。また、建築物の安全性を調査し、落下物等による事故等の二次災害の防止を図る。

(2) 防災関連施設等の優先復旧

応急復旧については、防災上重要となる建築物及びその機械・電気・通信施設等の応急復旧を優先的に行う。

(3) 応援要請

応急措置を行うにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県その他関係機関に応援を要請する。

第2 道路・橋りょう

1. 活動体制

道路・橋りょう施設の被害について総務班がパトロールし把握する。

2. 活動内容

総務班は、道路及び橋りょうの被害を確認した場合は、原則として、緊急輸送道路となる道路を優先的に復旧するよう必要な措置を講ずるものとし、県管理道路については、県対策本部に通報し、応急復旧を実施するよう要請する。

また、被害の程度が大きく交通の安全を確保できない被災箇所については、小田原警察署へ通報するとともに、交通規制を実施するものとする。

3. 道路の確保

(1) 町の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

町の所管する道路、橋りょう等に被害が発生したときは、施設班は直ちに現場を確認し応急措置を講じ、交通の確保に万全を期す。また、応急措置のため、一時的に交通を遮断する場合は、警察等と綿密な連絡調整を図り、迂回路を確保するとともに、案内標識等を設置するなど、円滑な交通の確保に配慮する。

(2) 応急復旧

災害の状況により、緊急輸送路等の通行確保の緊急性の高い道路から、優先的に道路障害物の除去、道路施設及び橋りょうの応急復旧を実施する。

(3) 応援要請

被害状況を的確に把握して、被害が広範囲に及ぶ場合は、関係機関、団体、地域町民の協力のもとに実施するための応援要請を行う。

第3 その他の公共施設

1. 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

2. 漁港施設

地震、津波により漁港の基本施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

3. 砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第2節 ライフライン施設

活動方針

ライフライン施設は、町民生活の生命線であり、その障害は生活だけではなく避難生活そのものについても大きな影響を及ぼすものである。そのため、関係機関と協力し施設の復旧を最優先で実施し、各施設の機能回復を早急に図る。

◆実施機関◆ 総務班、上下水道班、(各ライフライン等の管理者)

第1 上水道

1. 活動体制

町は、災害により水道施設に被害が発生した場合は、上下水道班を中心とする所定の配備体制をとり、関係機関と連絡を保ちながら応急復旧を実施する。

なお、町のみでは処理不可能な場合は、「日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書」に基づき応援を要請する。

2. 活動内容

(1) 復旧の優先順位

ア. 取水、導水、浄水施設の復旧

イ. 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧、なお、必要に応じて消火栓の操作を行う。

(2) 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

(3) 人員の確保

応援協定等に基づき、水道事業体間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(4) 記録及び報告

復旧作業にあたっては、復旧状況の記録のため、写真撮影を行い、調書に所要事項を記載する。

3. 町民への広報

広報は、総務班の協力を得て応急対策の進捗に合わせて実施する。

ア. 地震発生直後は、できる限り速やかに人心の安定を図り、混乱を未然に防止するために行う。

イ. 応急対策開始時は、円滑な応急対策の実施を図るために行う。

ウ. 応急対策の進捗に伴う広報は、応急対策の実施状況や復旧見込み等を発表し、当機関の活動への町民の理解と協力を得るため行う。

第2 下水道

ア. 災害が発生した場合、上下水道班はあらかじめ定められた計画に基づき、要員を確保し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行うものとする。

イ. 施設の実状に即した応急対策用資材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、上水道管理者と協力した応急復旧を実施するものとする。

ウ. 施設の被害状況及び復旧見込み等について、町民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

第3 電力施設

- ア. 災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持する。
- イ. 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに市町村防災無線等を通じて広報する。
- ウ. 災害時には、原則として送電は維持するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。
- エ. 災害時における復旧資材は次により確保する。
 - ・ 現業機関において、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
 - ・ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行うが、不足する場合は、他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図る。
 - ・ 災害時には、復旧資材置場としての用地を確保する。
- オ. 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する。

第4 ガス施設

液化石油ガス業者は、それぞれの計画に基づき必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第3節 通信・放送施設等

活動方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関において、必要な応急復旧対策を迅速に実施する。

◆実施機関◆ (東日本電信電話株式会社神奈川事業部)、(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店)、(KDDI株式会社)、(放送機関)

第1 東日本電信電話株式会社の通信施設災害対策計画

1. 活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、その状況により神奈川事業部をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策を実施できる体制をとる。

(2) 情報連絡体制

震災の発生にともない情報連絡体制を確立し、情報の収集、伝達にあたる。なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される気象警報等の各種警報等について速やかに県に通報する。

2. 発災時の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、設備、資機材の点検を行う。

(2) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通の困難、通信の途絶等の場合にも、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。

(3) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- ア. 通信途絶、利用制限の理由と内容
- イ. 災害復旧措置と復旧見込み措置
- ウ. 災害用伝言ダイヤル「171」等の提供開始
- エ. 公衆電話の無料化
- オ. 特設公衆電話の設置場所の周知

(4) 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

第2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの通信施設災害対策計画

1. 震災時の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、神奈川支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策を実施できる体制をとる。この場合、県、町及び各防災機関と緊密な連絡を行う。

(2) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

2. 発災時の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

(2) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難であるなど、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するための応急措置を行う。

(3) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- ア. 通信途絶、利用制限の理由と内容
- イ. 災害復旧措置と復旧見込み措置
- ウ. 災害用伝言ダイヤル「171」等の提供開始
- エ. 公衆電話の無料化
- オ. 特設公衆電話の設置場所の周知

3. 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

第3 KDDI株式会社

- ア. KDDI株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と密接に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。
- イ. 災害の発生時には、局舎の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。
- ウ. 通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般住民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

第4 放送施設等

1. 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、町の要請による防災情報の伝達にあたる。

2. 郵便局株式会社、郵便事業株式会社

真鶴郵便局、岩郵便局、真鶴港郵便局が実施する災害時における郵便等の応急対策は、以下のとおりである。

- ア. 被災地における郵便の運送及び集配の確保又はその早期回復を図るため、災害の状況に応じて、運送又は集配の経路及び方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等の応急措置を講じる。
- イ. 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を行うため、被災により業務継続が不能となった郵便局の窓口についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便局等による臨時窓口の開設、窓口支払い資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱い日の変更等の措置を講じる。

- り。東日本電信電話株式会社等から委託を受けた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携により、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話株式会社等による応急復旧に協力する。

第4節 鉄道施設

活動方針

地震災害により、鉄道施設に被害を受けた場合は、当該施設の管理者は、町民の身体及び生命を保護するため全力を挙げて救出・救護に努めるほか、関係機関との緊密な連携のもとに、被災施設の早期復旧及び交通機能の早期回復を図る。

◆実施機関◆ （東日本旅客鉄道株式会社）

第1 災害時の活動体制

1. 災害対策本部の設置

震災が発生した場合、全機能を挙げて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

2. 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

第2 発災時の初動措置

東日本旅客鉄道株式会社の初動措置は次のとおりである。

1. 運転規制

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは、乗客、乗員の安全確保を第一とし、決められた災害時の運転規制に基づき、適切な措置を行うものとする。

2. 乗務員の対応

- ア. 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- イ. 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。
- ウ. 列車を停車させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

3. その他の措置

- ア. 旅客誘導のための案内放送
- イ. 駅員の配置手配
- ウ. 救出、救護手配
- エ. 出火防止
- オ. 防災機器の操作
- カ. 情報の収集

第3 乗客の避難誘導

1. 駅における避難誘導

- ア. 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。
- イ. 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに町があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

2. 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- ア. 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。
- イ. 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず降車させる場合は十分な安全策を講じる。

第4 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規制に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

第 10 章 被災地の応急対策計画

第 1 節 清掃及び障害物の除去

— 活動方針 —

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等、町民の生活に著しい衛生環境の悪化と混乱をもたらす。このため、災害時のごみ処理施設の被害状況、通信、交通の混乱等を十分考慮したうえで、大量の廃棄物処理、解体・がれき処理等を行い、生活環境の維持と復旧活動の迅速化を行っていく。

◆実施機関◆ 施設班、医療・衛生班、湯河原町真鶴町衛生組合

第 1 廃棄物の処理及び清掃

町は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）」に定めるところにより、町における廃棄物処理計画を策定し、迅速、かつ、適正な処理体制の確立を図る。

1. 活動体制

- ア. 被害時における被害地帯の清掃等は、町長（本部長）が実施する。
- イ. 廃棄物の処理及び清掃は、施設班及び医療・衛生班が、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」に基づき組織を指揮し他班の協力を得て行う。なお、災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正、かつ、円滑な処理にあたる。
- ウ. 町は、地震等による大量の廃棄物が発生し町独自で処理が困難な場合は、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」に基づき相互に援助協力を行う。
- エ. 建築物の解体に伴うがれき等の大量発生があった場合、施設班が民間事業者の協力を得て行う。

2. 活動内容

(1) 一般廃棄物処理

ア 優先収集ごみ

清掃の対象となる一般廃棄物の収集及び処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し処分する。

一般廃棄物の収集は、「可燃物」、「不燃物（カン、ビン、ペットボトル）」、「粗大ごみ」、「不燃物」、「その他（ダンボール、紙パック、新聞・雑誌）」として町民に周知し、腐敗性の高い「可燃ごみ」を処理施設等へ運搬する。

■ ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電 話	処理能力
湯河原町真鶴町衛生組合 湯河原美化センター	湯河原町吉浜 2021-95	0465-63-3472	70t/日 (35 t / 16 h × 2 基)

■ ごみ処理班編成基準 [1 個班の編成基準] (参考)

- ・ 運搬車（トラック 2 t 車） 1 台
- ・ 作業員 10 人
- ・ 所要器具：スコップ、とび口、ホーク、ほうき、作業衣類一式…作業員分
注）上記 1 個班の 1 日の処理能力：12t

イ 一般廃棄物仮置場の設置

処理施設での処理能力を超える大量の一般廃棄物が発生した場合は、施設班は、受け入れ班と連携して、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、一般廃棄物の仮置場を確保する。

(2) し尿処理

ア 優先処理

町は、避難場所の収容人数及び断水地域の在宅住民の人数等から、し尿収集対象発生量やごみの発生量を推計し、通常時のし尿やごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図る。し尿処理は、し尿くみ取り業者に委託して実施するものとし、避難所等の重要性の高い施設から優先的に行う。

イ 県への支援要請

なお、町内で処理が不可能な場合は、県に支援要請を行う。

■ し尿貯留施設

名 称	所 在 地	電 話	貯 留 能 力
真鶴町し尿貯留場	真鶴 21-1	0465-68-2918	約 450 キロリットル

■ し尿処理資料

[し尿処理量算出基準] (参考)

要総処理量 = (全壊戸数 + 流出戸数 + 床上浸水戸数 + 床下浸水戸数) × 75ℓ

[し尿処理班編成基準] (参考)

運搬車 (1.8t) 2 台

作業員 8 人

注) 上記 1 個班の 1 日の処理能力：8 キロリットル

ウ 仮設トイレの確保

断水や浄化槽の故障等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町は避難所に仮設トイレを確保する。なお、町の調達では不足する場合は、し尿収集の委託業者の備蓄分や、仮設トイレのリース業者からの調達を検討するとともに、県を通して調達する。

第2 障害物の除去

1. 活動体制

- ア. 障害物の除去は、町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。
- イ. 町長（本部長）は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。なお、障害物の除去について、本町のみでは処理できない場合は、支援内容を明確にし、県に対して要請する。

障害物の除去に関する実務は、民間業者の協力を得て施設班が行う。

注) ここでの「障害物」とは、災害救助法の救助対象となるものである（下記参照のこと。）

2. 対象障害物及除去対象者

(1) 対象障害物

災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木などで、日常生活に欠くことができない場所に運び込まれた障害物に限る（応急的除去）。

(2) 除去対象者

- ア. 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- イ. 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- ウ. 自らの資力をもってしても、障害の除去ができない者であること

3. 障害物除去の方法と経費等

(1) 障害物除去の方法

- ア. 町（災害救助法が適用された場合は知事）は、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する
- イ. 半壊又は床上浸水により日常生活に欠くことができない居室等に運び込まれた障害物の除去に限ること

(2) 経費の限度額等

ア 経費の限度額

障害物の除去に要する費用は、神奈川県が定める「災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年9月10日告示第561号）」に規定する金額の範囲内とする。

イ 障害物の除去の実施期間

災害発生の日から10日以内

4. 道路における障害物の除去

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、協力して交通の確保を図る。

5. 港湾・漁港の障害物の除去

港湾・漁港区域内での大規模で災害事業として対応が必要なことについては港湾・漁港管理者が、流入してきた塵芥、流木及び臨海道路上の塵芥等の小規模な除去は漁業組合が行う。

第3 災害廃棄物の処理

1. 活動体制

- ア. 被災した建物の解体工事及び運搬は、原則として、建物所有者が実施するものとし、町はこれらの廃棄物の処理場の確保及び処理・処分に関する情報の提供等を行うものとする。
- イ. 災害廃棄物の処理に関する実務は、民間業者の協力を得て施設班が行う。なお、本町のみでは処理できない場合は、支援内容を明確にし、県に対して支援を要請する。

2. 活動内容

(1) 災害廃棄物の処理場の確保

町は、災害廃棄物の処理場を確保する。

このため、施設班は、あらかじめ処理場を選定しておくものとする。

(2) 災害廃棄物処理量の算出

廃棄物処理量は、概ね次の方法により算出し、収集、処理の対策を講ずる。

[処理量の算定基準] (参考)

ア 全壊 (流失)	1戸につき	30t
イ 焼失	〃	20t
ウ 半壊	〃	15t
エ 床上浸水	〃	1t

$$\text{要総処理量} = \text{(全壊戸数)} \times 30\text{t} + \text{(焼失戸数)} \times 20\text{t} \\ + \text{(半壊戸数)} \times 15\text{t} + \text{(床上浸水戸数)} \times 1\text{t}$$

(3) 災害廃棄物の分別

災害廃棄物は、原則として、次により分別し処理を行う。

ア 木造家屋等から発生する木質系災害廃棄物

- ア. 柱材
- イ. 金属
- ウ. 不燃物等

イ ビル、マンション等から発生するコンクリート系災害廃棄物

- ア. コンクリート
- イ. 塊金属
- ウ. 可燃物

(4) 災害廃棄物の処分に関する情報の提供等

施設班は、町民等に対して、災害廃棄物の処分に関する情報の提供、助言、指導を行う。

(5) 障害物除去に伴う土砂等の処理

施設班は、障害物除去に伴う土砂等の処理に努める。

3. 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、施設班は環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第2節 応急仮設住宅の建設等

— 活動方針 —

地震災害により住宅に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者又は応急修理することができない者について応急仮設住宅を設置し、これを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施し、被災町民の生活の安定を図る。

◆実施機関◆ 施設班

第1 応急仮設住宅の提供等

1. 応急仮設住宅必要戸数の把握

町は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅などの戸数を調査する。

2. 公営住宅等への一時入居

町並びに県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用する。

第2 応急仮設住宅の建設

1. 活動体制

- ア. 応急仮設住宅の建設は、町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。
- イ. 町長（本部長）は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、応急仮設住宅の建設に着手する。
- ウ. 町長（本部長）は、本町のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- エ. 応急仮設住宅の建設に関する実務は、施設班が行う。

2. 災害救助法による援助

災害救助法を適用した場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 建設場所

建設場所については、保健衛生、交通、教育等を考慮して、学校グラウンド、公園等の公共用地を候補地とする。

本町の場合は、指定緊急避難場所を主とし、次表の場所を建設候補地とする。

■ 応急仮設住宅建設予定地

施設名	住所	現利用状況	敷地面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	その他
真鶴中学校	真鶴1855	中学校グラウンド	12,906	5,000	指定緊急避難場所 防災ヘリポート
まなづる小学校	真鶴543	小学校グラウンド	3,876	2,800	指定緊急避難場所
荒井城址公園	真鶴1789	公園	21,839	5,300	災害時自衛隊駐屯 予定地
琴ヶ浜広場	真鶴1158-3	オープンスペース	2,803	2,000	臨時駐車場
岩ふれあい館	岩706	グラウンド	4,268	2,000	指定緊急避難場所

なお、同候補地では、必要とする用地面積に満たない場合などは、私有地を利用するものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を行う。

(2) 建設戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、原則として全壊、全焼及び流出世帯数の3割以内とする。ただし、被害の程度、町民の経済的能力、住宅事情等による特別の場合にあっては、この限りではない。

(3) 建設住宅の型式、規模及び費用

- ア. 建設住宅は平屋建てとし、必要に応じこれと同程度の長屋建てとする。
- イ. 設置規模及び設置に要する費用（1戸当り）は、神奈川県が定める「災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年9月10日告示第561号）」に規定する範囲内とする。

ウ. 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

エ. 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、高齢者居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を仮設住宅として設置できる。

(4) 実施期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

3. 管理及び処分

(1) 入居基準

応急仮設住宅の入居基準は、災害時において現実に本町に居住していることが明らかで、以下に掲げる者であること。

ア. 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること

イ. 居住する家がない者であること

ウ. 自らの資力では、住家を確保することができない者であること

エ. 生活保護法の被保護者並びに要保護者

オ. 特定の資産のない失業者

カ. 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障がい者(児)世帯、病弱者等

キ. 特定の資産のない勤労者、小企業者

ク. 前号に準ずる経済的弱者等

(2) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

(3) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第3項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合においては、その期間)以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

4. 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮していくとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。また、高齢者、障がい者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第3 住宅の応急修理

地震災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

1. 活動体制

- ア. 住宅の応急修理は、町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。
- イ. 町長（本部長）は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ウ. 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、町長（本部長）に補助を行わせることができる。
- エ. 本町独自で処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 規模及び費用

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に最小限度の部分に対し、現物をもって行うこととし、1世帯あたりの修理に要する費用は、神奈川県が定める「災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年9月10日告示第561号）」に規定する金額の範囲内とする。

(2) 修理戸数

町内の半焼、半壊戸数の3割以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(3) 修理期間

災害発生の日から1か月以内とする。

第4 建築基準法での緩和及び減免

1. 建築確認等の制限の緩和

建築基準法第85条に基づき、被災区域等における建築物の応急修理工事等を行うものについての法的基準や建築確認等の申請を緩和することにより、応急仮設住宅建設、応急修理等の支援を行う。

2. 建築確認申請手数料の減免等

災害により住宅等を滅失もしくは破損したとき、これを建築もしくは大規模な修繕を行う場合、建築確認申請手数料を免除、又は減免する。

第5 資材の調達要請

町は、資材等が不足する場合は、県に要請し、調達の協力を求める。

第3節 応急危険度判定の実施

活動方針

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

◆実施機関◆ 施設班、受け入れ班

第1 活動体制

- ア. 応急危険度判定は、町長（本部長）が実施する。
- イ. 応急危険度判定に関する実務は、施設班が行う。

第2 活動内容

1. 実施体制の準備

町は、災害対策本部内に「応急危険度判定実施本部」を設置し、判定実施計画を策定するとともに、次の準備を行い、併せて県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

■ 危険度判定の準備内容

- ・ 担当区域の分担
- ・ 判定基準等のマニュアルの準備
- ・ 判定結果を表示する用紙の準備
- ・ 危険度判定実施方法等の説明会の開催

2. 応急危険度判定士の確保及び受入

(1) 応急危険度判定士の確保

施設班は、次の方法により応急危険度判定士の確保を図る。

- ア. 県への派遣要請
- イ. 他市町村への派遣協力要請
- ウ. 町内に在住・在勤する応急危険度判定士に対して協力を要請
- エ. 応急危険度判定士ボランティアの募集

(2) 応急危険度判定士の受入

応急危険度判定士の受入に際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

なお、個人等ボランティアの受け入れは、受け入れ班が行う。

3. 応急危険度判定実施の広報と実施

(1) 実施の広報

施設班は、判定を実施するときは、町民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線、チラシ等により周知を図る。

(2) 判定の実施

判定は2人以上のチームで目視点検により行う。なお、判定は避難所等になっている公共建物を優先する。また、判定は、「耐震建物等の被災度判定基準及び復旧技術指針、(財団法人日本建築防災協会)」に従う。

4. 判定による結果の表示

危険度の判定は、次の3区分で行う。判定結果については、被災建築物へ表示(判定別の3色判定ステッカーの貼付け)し、使用者等に注意を促す。

3段階による判定内容は、次のとおりである。

- ア. 危険(赤色)……建物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りが出来ない。
- イ. 要注意(黄色)……建物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
- ウ. 調査済(緑色)……建物の損傷が少ない場合である。

第3 被災建物の撤去・解体

被災建物の解体は、原則として建物の所有者の責任において行う。

ただし、大規模災害において特例措置として公費負担による解体を行う場合もあり、その手続きについては、国及び県の方針に従い実施する。

第4節 二次災害の防止活動

活動方針

余震または降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講ずる。

◆実施機関◆ 施設班

第1 水害・土砂災害対策

町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施する。また、土砂災害等の危険箇所の点検については、必要に応じ専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

さらに、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

第2 津波対策

町は、津波による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事を行う。なお、防潮門扉等の閉鎖業者等の安全確保に留意する。

また、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

第3 爆発物及び有害物質による二次災害対策

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うものとする。

また、爆発等のおそれが生じたときは、速やかに関係機関等に連絡するものとする。

さらに県は、町と協力して町内の工場等の立入調査を実施し、安全確認に努める。

県、町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第 11 章 応急教育計画

第 1 節 応急教育の実施

活動方針

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、町は、教育委員会等の関係機関とともに児童生徒の安全及び教育を確保する。

◆実施機関◆ 教育班、総務班

第 1 活動体制

災害時には、幼稚園長及び小・中学校長（以下、「校（園）長」という。）は、児童・生徒等の安全を確保するため対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

第 2 事前準備

- ア. 校（園）長は、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確に計画をたてておく。
- イ. 校（園）長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - ・ 計画的に防災関連施設・設備の点検整備を図る。
 - ・ 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - ・ 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を確立する。
 - ・ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

第 3 災害時の体制

1. 在校時の場合の措置

(1) 児童・生徒等の避難等

校（園）長は、必要に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。また、児童・生徒等、職員、学校施設及び学校施設周辺の被害状況を把握し、速やかに教育班（教育委員会教育課）へ報告する。教育班はさらに総務班へ報告する。

学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行う。

障がいのある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮する。

(2) 防災活動の実施

校長は、初期消火及び救護・救出活動等の防災活動を行う。

教職員は、児童・生徒等の安全を確保した後、校長の指示により対策本部の防災活動にあたる。

(3) 児童・生徒等の安全帰宅

震度5弱以上の場合は、保護者引き取りを原則とする。児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行う。引き渡しが一段落した時点で、残留児童・生徒等を集め、第2次避難場所や指定緊急避難場所等への誘導を行う。

遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

(4) 保護者との連絡

震度5弱以上の地震又は津波警報の発生時、学校は引き取りのための連絡網は流さない。町の防災行政無線や公共放送等を情報源とし、保護者の判断で迎えにくるものとする。

2. 在校時外の場合

(1) 被害状況の把握

休日、休業中に災害が発生した場合は、校（園）長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺の状況を把握し、速やかに教育班（教育課）へ報告する。教育班はさらに総務班へ報告する。

(2) 児童・生徒等の安否確認

非常招集した教職員は、児童・生徒等の安否を確認するために、収容施設避難所を巡回するとともに、必要に応じてオートバイ・自転車・徒歩等により家庭訪問を行う。

(3) 臨時休校等の措置

校（園）長は、被害の状況に応じ、教育班との連絡の上、臨時休校等の適切な措置を講ずる。

臨時休校を決定した場合には、学級連絡網等により保護者へ連絡する。なお、通信途絶時には、防災行政無線や広報車により周知する。

第4 学校施設の応急復旧

1. 活動体制

校（園）長、教育班及び施設班は、安全な教育活動ができるよう学校施設の応急復旧に努める。

2. 活動内容

(1) 学校施設の応急修理

学校施設が災害によりその一部が用途に供しなくなった場合は、校（園）長、教育班は、学校施設の安全点検を行い、学校運営及び安全管理上緊急に修繕する箇所について、応急修理又は補強し、学校教育に支障を及ぼすことのないよう万全を期す。

(2) 学校施設の緊急使用

校（園）長は、町長から避難勧告又は指示等の発令に伴い、避難所開設の通知を受けた場合は、速やかに安全点検等の必要な措置を講じ、町及び教育委員会職員が到着するまでは、施設管理者が避難所の管理を行う。

避難所に学校を提供することにより、学校が長期間使用不能の場合には、教育班及び総務班に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業の再開を期す。

第5 応急教育の実施

1. 活動体制

校（園）長、教育班は、速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等及び施設設備の被害状況を把握し、教育班へ報告するものとする。報告を受けた教育班は、被害状況等を整理し、県教育委員会へ報告する。

2. 活動内容

(1) 学校施設の確保

被災の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、学校施設の確保を図り、授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

なお、応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員・町民に対し、周知徹底を図るように指導する。

■ 被害程度と応急教育実施予定施設

被害の程度	応急教育実施予定施設
学校の一部の校舎が被害を受けた程度の場合	(1) 特別教室・避難所等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎が全部被害を受けた程度の場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接又は近隣の学校の校舎を利用する。
県内の大部分（広域において）について被害を受けた場合	(1) 避難先の最寄りの学校・公民館等施設を利用する。
特定の地区全体に相当大きな被害を受けた場合	(1) 町民避難先の最寄りの学校・災害を受けなかった最寄りの学校・公民館・公共施設等を利用する。 (2) 応急仮校舎を建設する。

(2) 教職員の確保

県教育委員会及び町教育班は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

ア. 臨時参集

教員は原則として各所属に参集するものとする。ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校（小・中・高・特別支援学校）に参集するものとする。

各学校において、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。また、教育班においては、取りまとめのうえ、県教育委員会に報告する。

イ. 退職教員の活用

災害により教員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

災害のため教員に欠員を生じた場合は、教育班は、県教育委員会に連絡し、不足教員の緊急派遣を要請する。

(3) 応急教育の開始

応急教育の開始に当たっては、校（園）長は教育班に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

第2節 学用品の調達及び給与

活動方針

災害により被災した児童・生徒等の学習を支援するために、教科書及び学用品の調達と支給の措置を行う。

◆実施機関◆ 教育班

第1 活動体制

- ア. 教材・学用品の給与は、町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。（教科書の調達・輸送は知事、調査・配分は町長が執行する。）。
- イ. 町長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、学用品の給与に着手する。
- ウ. 教科書等の給与に関する実務は、教育委員会（教育班）が行う。

第2 災害救助法による学用品の給与

災害救助法を適用した場合の学用品の給与は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりである。

1. 学用品の給与を受けるもの

- ア. 災害によって住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒であること。
- イ. 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）、高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒であること。
- ウ. 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

2. 学用品給与の方法

- ア. 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- イ. 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。
- ウ. 実施に必要なものだけに限り支給する。
- エ. 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

3. 学用品の品目

- ア. 教科書：教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定するもの
- イ. 文具類：ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- ウ. 通学用品：運動靴、傘、カバン、長靴等

4. 学用品給与の費用限度額

学用品の給与は、神奈川県が定める「災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年9月10日告示第561号）」に規定する範囲内とする。

5. 学用品の給与期間

教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

第3節 授業料の減免・給食の措置等

活動方針

町は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。また、給食に必要な物資の確保を行う。

◆実施機関◆ 教育班

第1 授業料の減免等

教育班は、被災した児童・生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

第2 給食の措置

災害の発生により学校給食の運営が困難となった場合、又は学校給食用物資に被害を生じた場合には、速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続して実施するよう措置する。

ただし、次のような事情が発生した場合は、給食を一時中止する。

- ア. 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想される場合
- イ. 給食物資の調達が困難な場合
- ウ. 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
- エ. その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第3 保健衛生、その他

1. 防疫、保健衛生

「第6章、第2節 防疫等活動」及び「第6章、第3節 保健衛生対策活動」に準じて各学校で行う。

2. 心身の健康の保持

被災した児童・生徒等に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持に配慮する。

3. その他

災害のため、児童・生徒等が他の地域に疎開した場合は、必要に応じて就学する学校を指定し、指導要録の取扱及び3学期においては卒業証書の取扱について、弾力的な対応を実施するように国、県に対し要請する。

第4節 応急保育の実施等

活動方針

保育所入所児の生命及び身体の安全を確保するため、必要な措置を講ずる。

◆実施機関◆ 避難・援護班

第1 活動体制

避難・援護班は、保育所入所児の生命及び身体の安全を確保するため、必要な措置を講ずる。

第2 活動内容

1. 災害時の対応

- ア. 保育所長は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- イ. 保育所長は、入所児、職員及び保育所施設の被害状況を把握するとともに、速やかに教育班へ報告する。
- ウ. 保育所長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行う等、災害状況に応じた措置を講ずる。

- エ. 応急保育計画については、避難・援護班に報告するとともに、決定次第速やかに保育所入所児及び保護者に周知する。

2. 応急復旧時の対応

- ア. 保育所長は、職員を掌握して保育所施設の被害状況及び入所児のり災状況を把握するとともに、避難・援護班に連絡し、復旧体制に努める。
- イ. 避難・援護班は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育所長は、その指示事項の徹底を図るものとする。
- ウ. 応急保育計画に基づき、受け入れ可能な入所児は、保育所において保育するとともに、り災により通所できない入所児については、地域ごとに実情を把握するよう努めるものとする。
- エ. 保育所長は、避難・援護班と緊密な連携を取り、必要な措置を講じて応急復旧を推進し、平常保育再開に努めるものとする。

第5節 文化財の保護

活動方針

文化財は地域及び国民の貴重な財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止に努める。

◆実施機関◆ 教育班

第1 実施体制

町は文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は関係機関と協力して、その状況を把握し応急対策を行う。町が管理する文化財が被害を受けた場合の応急対策は、教育班が行う。

第2 町の実施措置

教育班は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、町指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について必要に応じて県教育委員会に報告する。

第12章 帰宅困難者対策

活動方針

大規模な災害が発生した場合、交通機関の途絶により、観光客を主として、通勤・通学者等が、自力で帰宅することが極めて困難である状況が想定される。そのため、帰宅困難者に対し県及び防災関係機関と連携して、各種の対策を講じるものとする。

◆実施機関◆ 避難・援護班、小田原警察署

第1 帰宅困難者

「観光、通勤・通学等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩の帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

第2 帰宅困難者対策の実施

1. 基本的考え方

本町を含む西湘地域は、夏期の海水浴や施設観光などの人々が集まる環境の集積があり、また、東京・横浜地域への通勤・通学者の通過地域でもある。このため大規模災害時の帰宅困難者対策は重要であるとともに広域的な対応が不可欠である。

また、町としては観光客が多いことを考慮し、県と連携を図りながら検討を進める。

2. 町における対応

(1) 普及啓発

- ア. 帰宅困難者対策は、一人ひとりの心がけが大切であるところから、県との連携により観光客、通勤・通学者を中心にリーフレットやポスターによる普及啓発を行う。
- イ. 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図る。
- ウ. 観光宿泊施設や地元企業に対し、従業員や顧客（海水浴客等を含む）の混乱防止・誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施を要請する。
- エ. 船の利用や臨時バスの運行など多様な代替交通手段の確保について、県及び関係機関と協議・検討を進める。

(2) 情報提供

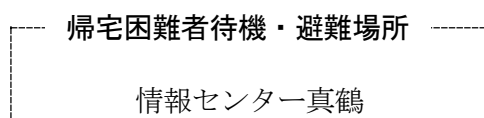
帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対して必要な情報を提供するため、インターネットによる情報提供のほか、後掲の「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」において情報提供を行う協定を関係事業者等の協力を得て進める。

(3) 徒歩帰宅者支援

県と連携し、やむを得ず徒歩で帰宅する人々のために、幹線道路等に所在するガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の施設を「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」として位置づけ、一時休息所として飲料水、トイレ及び情報提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結するなど帰宅経路における環境整備を行う。

(4) 一時待機・避難場所の提供

交通機関・移動手段の被害及び障害による帰宅困難な状況が長時間に亘る場合を想定し、町は帰宅困難者の一時待機・避難場所として、JR真鶴駅周辺の滞留者、一時帰宅困難者の退避場所は「情報センター真鶴」とする。また、帰宅困難者への開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行う。



一時待機・避難場所の運営にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努める。

また、やむを得ず避難場所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。

第3 防災関係機関等の役割

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政境を越える対応も必要となる。このため、帰宅困難者に関連するすべての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。

また、帰宅困難者になる可能性がある観光客、通勤・通学者についても、平常時からの一人ひとりの備えも重要である。

第4 企業・事業所の対応

- ア. 企業・事業所は、発災時に災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努める。また、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努める。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底する。
- イ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとする。

第 3 部 復旧・復興対策計画

第1章 復旧・復興への準備

— 計画方針 —

震災後の町民生活の再建、町の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するために、町民、地域社会や企業、県、町などの行政機関が協働して、復興対策に取り組む体制と準備を早急に確立する。

第1節 復興体制の確立

第1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

町は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部等）を庁内に設置する。

また、当該組織内における復興計画の策定を進める担当部署において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各課との調整を行う。

第2 人材の確保

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になり、また、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測される。特に人材を必要とする部門については、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。

1. 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受入れるものとする。

2. 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想される。そこで、県が締結している、「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、町が開催する相談会への相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家の支援を受入れる。

第2節 復興のための事前対策

第1 被災状況調査に関する事前対策

復旧・復興に係わる対策を迅速・的確に行うために、地域全体の被災状況、建築物・人的被害、市街地・都市基盤施設・経済的被害などの調査が必要となるので、町及び施設管理者は、被災状況調査の用途に応じて、把握すべきデータ及び項目を整理しておくものとする。

第2 市街地復興に関する事前対策

1. 市街地の復旧・復興の方向や方針基準の事前検討

町は被災の状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存計画における位置づけ、関係者の意向等から、市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する判断基準を事前に検討しておくものとする。

2. 各種データの整理及び保存

町及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整理及び保存に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ所管施設の資料の整理及び保存に努めるものとする。

第3 生活再建支援に関する事前対策

1. 災害廃棄物等の処理に関する事前対策

町及び県は、環境に配慮し、かつ迅速な災害廃棄物等の処理を進めるため、仮保管場所・最終処分適地、中間処理能力と人材等の確保策を検討し、収集・運搬から再利用・最終処分までの機能的なシステムの確立に向け、関係機関との調整を行うとともに、町・県・民間による処理体制の整備に取り組むものとする。

2. 被災証明に関する事前対策

家屋被害に対する義援金等の配分に必要な家屋の被害査定について、査定漏れや査定の追加などによる混乱が生じないように、事前に、町及び県は、被害査定の査定基準の明確化、査定要員の教育の徹底などを検討する。

3. 要配慮者の生活再建支援に関する事前対策

(1) 要配慮者への情報提供

町は、災害発生直後から復興期にかけて、高齢者、障がい者（児）等の要配慮者に対し適切にサービスが提供できるように、社会福祉施設等の管理者や、関係機関との情報の収集・提供に関する連携システムを強化する。

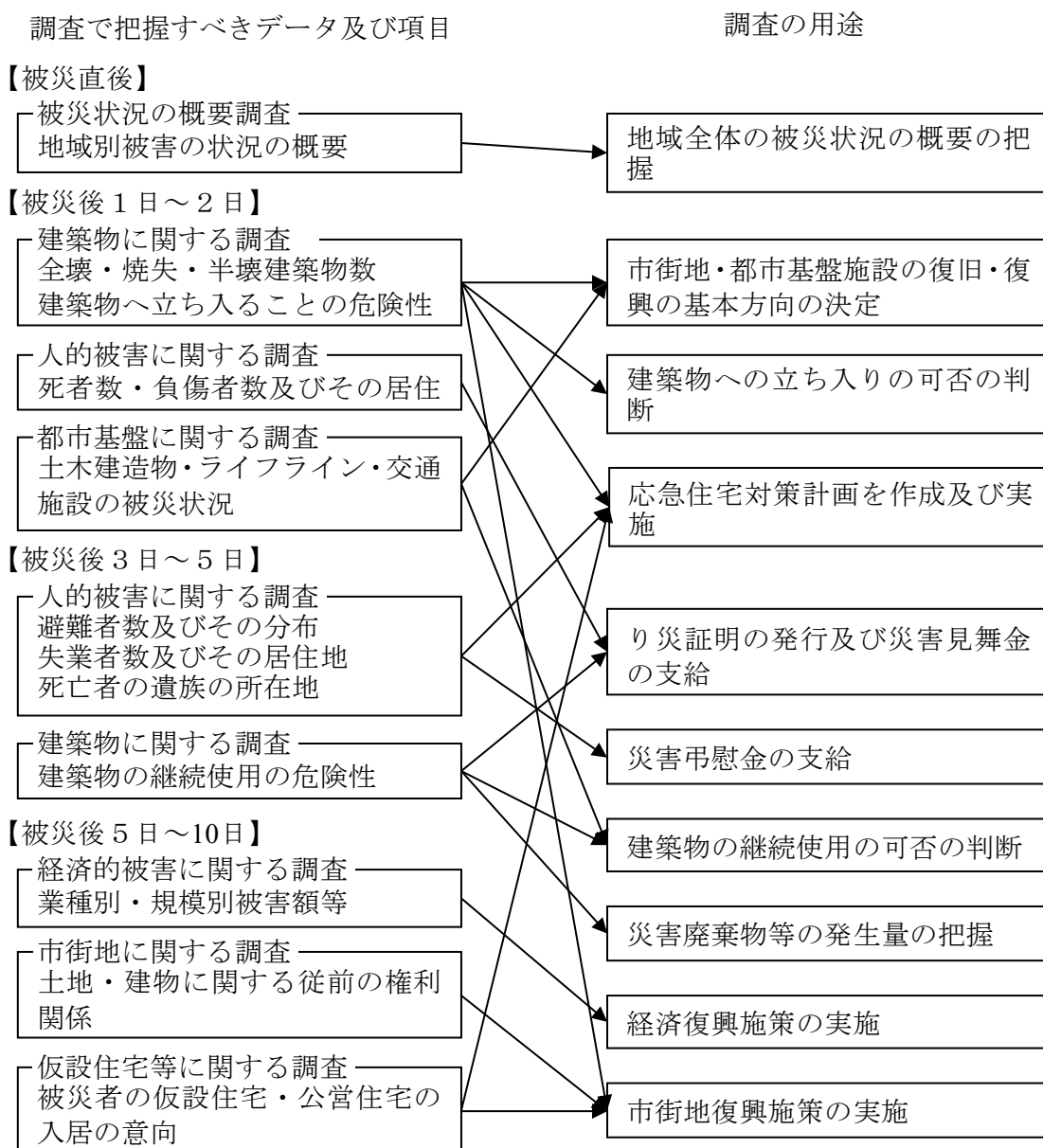
(2) 社会福祉施設の防災機能の強化

町は、高齢者、障がい者（児）等の要配慮者のため、社会福祉施設に避難所としての機能を持たせることができるよう施設の耐震化や受入れのための支援体制の整備に努める。

第3節 被害状況調査

震災応急対策計画において、被害状況等の情報の収集・伝達体制等について定めているが、さらに、詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定など、復興・復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、被災状況調査を行うものとする。

■ 被災状況調査の概要フロー



第1 市街地、都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

1. 建築物の被災状況の調査

町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事

項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努める。

県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行う。

2. 都市基盤復興に係る調査

(1) 公園・グラウンド等の被災状況調査

町、国、県は、広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公園・グラウンド等の被害状況を調査する。

(2) その他都市基盤復興に係る調査

町、国、県は、港湾・漁港・海岸・下水道・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行う。

3. 住宅の復興対策に関する調査

町は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。

県は、市町村でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、災害公営住宅の必要量及びその他必要となる住宅対策について把握する。

4. 生活再建支援に係る調査

(1) り災証明用住宅被災状況調査

町は、災害見舞金等を支給するために必要なり災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、り災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

なお、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。

(2) 震災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

(3) その他生活再建に係る調査

町及び県は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査する。

5. 地域経済復興支援に係る調査

町及び県は、被災地全体の概要の把握に努め、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

(1) 事業所等の被害調査

町は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被害について調査を行う。

(2) 地域経済影響調査

町は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

6. 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期に亘り、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

第2章 復旧・復興計画の策定

計画方針

地震災害により町が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくための内容とし、町民意見の反映に努めるものとする。

第1節 復興計画のプロセス等

第1 復興計画の規定事項

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされる。復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要となる。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりとする。

- ア. 復興に関する基本理念
- イ. 復興の基本目標
- ウ. 復興の方向性
- エ. 復興の目標年
- オ. 復興計画の対象地域
- カ. 個々の復興施策の体系（被災市街地・都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- キ. 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ク. 復興施策や復興事業の優先順位

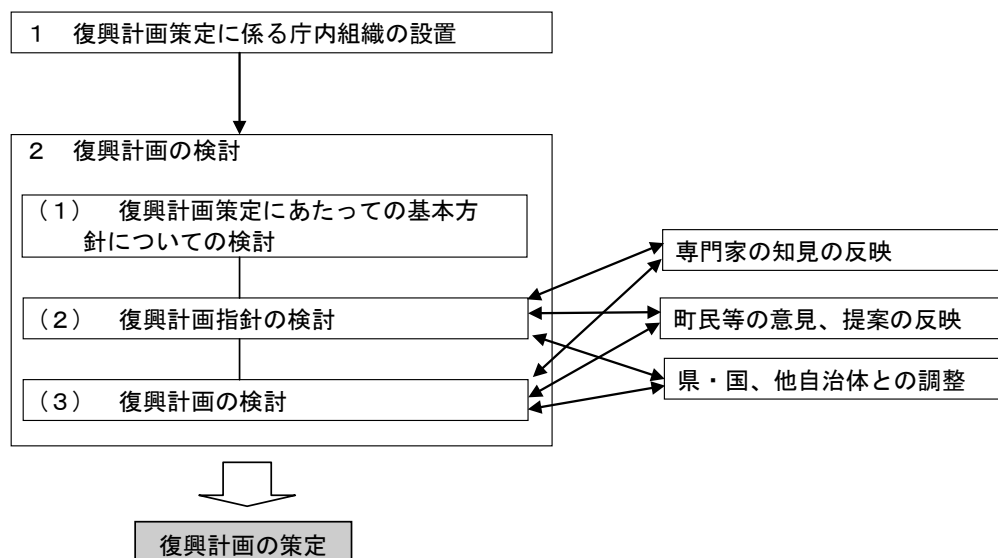
第2 策定のプロセス

- ア. 復興計画の策定にあたっては、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）の長は、震災復興専門委員会（仮称）を招集し、復興計画の理念等を諮問する。その後、震災復興専門委員会（仮称）の答申を踏まえ復興計画策定方針を作成し、関係部署において案を作成する。
- イ. 復興計画に町民の意見を反映するとともに、企業や関係機関に対しても意見を求める。その後、意見を集約し、分野別での計画等との整合を図り、復興計画案を策定する。
- ウ. 震災復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表する。

第3 計画の公表

町と町民等が協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、町広報誌等により復興施策を具体的に公表する。

■ 復興計画策定のフロー



第4 財源の確保

1. 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込の算定を行う。

また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行う。

2. 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を県及び国へ要望して行く。

第2節 市街地復興

市街地復興の決定にあたっては、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討する。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図る。

なお、津波による被害を受けた被災地については、津波に強いまちづくりを図る観点から、町民等の参加のもと、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を検討する。

■ 市街地復興のフロー

1 被災状況の調査

2 都市復興基本方針の策定及び復興整備条例の制定

3 復興対象地区の設定・調整及び建築制限の実施

4 都市復興基本計画の策定



市街地に係る復興事業の推進、住宅対策の推進

第1 被災状況の調査

町は、被災状況について概要調査を行うとともに、被害が大きい地区については被災状況の^{しつぱい}調査を行う。また、町民・地権者等の所在確認を早急に行う。

第2 都市復興基本方針の策定

町は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて復興方針を策定する。復興方針には、町・町民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を掲げる。

第3 復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定

町は、生活の基盤である市街地の復興について自治体の方針を宣言するものとして条例を定めるよう努める。条例には、町、町民・事業者の役割を明示するとともに、復興対象地区の地区区分等を明示する。

第4 建築制限の実施

町は、被災の程度や従前状況によって、都市計画・区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、必要に応じて区域を設定し、建築制限を実施する。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設する。

第5 都市計画案の作成、事業実施

町は、町民の意見の集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画の決定手続きに従い都市計画決定を行う。また、土地区画整理事業に関する特例が設けられており、これらの特例を活かした事業計画を作成し、事業を実施する。

第6 仮設市街地対策

町は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、町民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定する。

第7 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、県は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行う。また、公営住宅の入居対象外の町民に対して、町は民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

第3節 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられるが、それぞれの基本方向に沿って施策を実施する。

第1 被災施設の復旧等

被災施設の復旧にあたっては、可能な限り早期の応急復旧に努め、ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努める。

第2 応急復旧後の本格復旧・復興

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化などの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とする。

1. 道路

町は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し基本方向を決定する。

2. 公園・緑地

町は、管理する公園・緑地について、被害状況調査を行い、復興のパターンとして、既存公園の拡充、都市計画決定されている公園緑地整備の実施、新たに必要となる公園・緑地整備を行う。

3. 鉄道施設

基本的に、被害調査は鉄道事業者が行い、町及び県は被災状況及び被害調査結果を共有するよう努め、鉄道施設の復旧と関連する他の都市基盤施設や市街地復興と復旧スケジュール等の調整を行う。

4. ライフライン施設

施設管理者は、被害状況及び被害調査結果を共有し、調査が重複しないよう連携して調査を行い、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、整合性を図りながら基本方向を決定する。

また、復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定する。

5. 港湾施設

港湾管理者が中心となり、民間会社と協力し港湾施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し基本方向を決定する。

6. 災害廃棄物等

大規模地震により災害廃棄物が発生するが、特に津波被害が生じた場合は、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、迅速かつ適切に処理を進める必要がある。

(1) 災害廃棄物等処理基本方針等の策定

町は、建設業協会等の関係機関と協力して、基本方針等を基に災害廃棄物等処理実施計画を作成する。

(2) 災害廃棄物等の処理

町は県と協力して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

なお、家屋等の解体は原則として所有者が行い、国の補助が認められた場合には、町は県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行う。

第4節 生活再建支援

被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標であるが、そのためには、行政、町民、民間機関が連携し、協働することが大切である。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

第1 被災者の経済的再建支援

町は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等の総合相談窓口を設置し、被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及びり災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化する。また、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

1. 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的な生活再建が速やかに図れるよう、町は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。また、県は、これを受けて被災者生活再建支援金支給に関する事務を行う。

2. 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

町は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行う。

3. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は、災害による死亡者の遺族に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害弔慰金を支給する。

また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障害見舞金を支給する。

4. 義援物資の受入れ及び配分

(1) 民間企業や自治体等からの義援物資

町は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。町及び県は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行う。

(2) 個人等からの小口義援物資

町及び県は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとする。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び町のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請などを行う。

5. 義援金の受入れ及び配分

町及び県は、義援金の受入れ、配分に関して、町、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を、必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

6. 生活保護

町及び県は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行う。

7. 税の減免等

町及び県は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、自動車税、固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討する。

8. 社会保険関連

町は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。

第2 精神的支援

1. 被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談等の実施

町及び県は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して相談窓口等を設け、医師、保健師、精神保健福祉士等がこころの相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行う。

2. 被災者の精神保健支援のための地域拠点の設置

町及び県は、被災者のこころのケアに長期的に対応するための地域拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行う。

3. 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や県等が作成した冊子を配布する。

4. 被災児童・生徒等のこころのケア事業

町及び県は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施する。

第3 要配慮者対策

1. 高齢者、障害がい者（児）、児童への支援の実施

町及び県は、高齢者、障がい者（児）、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施する。

また、障がい害等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施する。

2. 外国人被災者への支援の実施

町は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じる。

3. 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

町及び県は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努める。

また、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施する。

4. 福祉サービス体制の整備

町及び県は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討する。

第4 生活環境の確保

1. 食品・飲料水の安全確保

町及び県は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行う。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行う。

2. 公衆浴場等の情報提供

町及び県は、公衆浴場や一般への浴場公開するホテル・旅館等、また、理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行う。

第5 教育の再建

1. 学校施設の再建、授業の再開

町及び県は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成する。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保する。

2. 児童・生徒等への支援

町及び県は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行う。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱う。

第6 社会教育施設、文化財等

町及び県は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定する。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進する。

第7 災害救援ボランティアの活動支援

1. 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復興期においては、高齢者や障がい者（児）、親を失った子ども達など要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには行政のみの対応では限界がある。

このため、県において町や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努める。

2. 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくために、県は、町等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組む。

第8 情報提供、県民相談

町及び県は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供する。また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。

第5節 地域経済復興支援

地域経済を復興するには、もといた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、町民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められる。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられる。

第1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

1. 産業復興方針の策定

県は、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、町・関係団体等と協力して、被災状況に応じ、県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定する。

2. 相談・指導体制の整備

町及び県は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備する。相談にあたっては、商工会など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を進める。

3. 商談会、イベント等の活用

町及び県は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致をめざす。

第2 金融・税制面での支援

1. 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者について、町及び県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請する。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請する。

2. 既存融資制度等の活用の促進

町及び県は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図る。

3. 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

町及び県は、震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されるので、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図る。

4. 新たな融資制度の検討

町及び県は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討する。

5. 金融制度、金融特別措置の周知

町及び県は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成する。

6. 税の減免等

町及び県は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討する。

第3 事業の場の確保

1. 仮設賃貸店舗の建設

町及び県は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討する。

2. 共同仮設工場・店舗の建設支援

町及び県は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、(公財) 神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行う。

3. 工場・店舗の再建支援

町及び県は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財) 神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討する。

4. 民間賃貸工場・店舗の情報提供

町及び県は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、町・県ホームページ等を活用して情報提供を行う。

5. 発注の開拓

町及び県は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図る。

6. 物流ルートに関する情報提供

町及び県は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努める。

7. 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

町及び県は、できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国に対して特例措置を要請する。また、道路等を利用した輸送を補完するため、海上を利用した輸送ルートについても検討する。

第4 農林水産業者に対する支援

1. 災害復旧事業等の実施

町及び県は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行う。

なお、津波災害は沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとする。

2. 既存制度活用の促進

町及び県は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進する。

3. 物流ルートに関する情報提供

町及び県は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努める。

第3章 激甚災害の指定に関する計画

計画方針

県及び町は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速、かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

◆実施機関◆ 本部班、総務班

第1 激甚災害の指定（本部班）

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速、かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

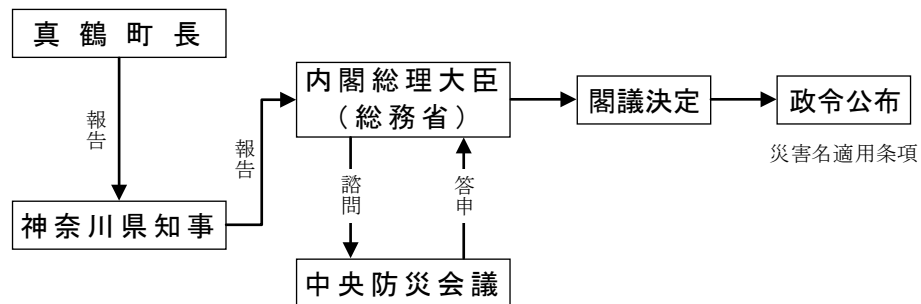
1. 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、神奈川県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行う。

■ 激甚災害指定の流れ



2. 激甚災害に関する調査報告

知事は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

このため町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
なお、主たる調査項目は、次のとおりである。

- ア. 災害の原因
- イ. 災害が発生した日時
- ウ. 災害が発生した場所又は地域
- エ. 被害の程度
- オ. 災害に対して執られた措置
- カ. その他必要事項

3. 特別財政援助額の交付手続き等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2 激甚災害に係る財政援助等（総務班）

激甚法により財政援助等を受ける事業は、次表のとおりである。

■ 激甚法により財政援助等を受ける事業

区 分	事 業 の 種 類
I	<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑨ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑪ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑫ 堆積土砂排除事業 ⑬ 湛水排除事業
II	<p>農林水産業に関する特別の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農地等の災害復旧事業 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業 ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業 ⑦ 共同利用小型漁船の建造 ⑧ 森林災害復旧事業
III	<p>中小企業に関する特別の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業 ③ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 ④ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付期間等の特例
IV	<p>その他の財政援助及び助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公立社会教育施設災害復旧事業 ② 私立学校施設災害復旧事業 ③ 感染症予防事業に関する負担の特例 ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ⑤ 水防資材費の補助の特例 ⑥ り災者公営住宅建設等事業 ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額へ算入） ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第 4 部 東海地震に係る事前対策計画

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項等を定め、真鶴町における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 節 基本方針

- (1) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し、又は軽減するため、町及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものとする。
- (2) この計画は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまでの間における事前応急対策を中心に作成するものとする。あわせて、平常時における教育、広報、訓練等の対策についても計画化するものとする。
- (3) この計画は、県及び防災関係機関等とともに、引き続き研究協議し、必要な補正整備を図り、計画内容の充実を期するものとする。
- (4) 関係機関は、この計画に基づいて、それぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策の実施に万全を期するものとする。

第3節 地震防災対策強化地域

大震法第3条の規定に基づき指定された神奈川県地震防災対策強化地域は、次の8市11町である。

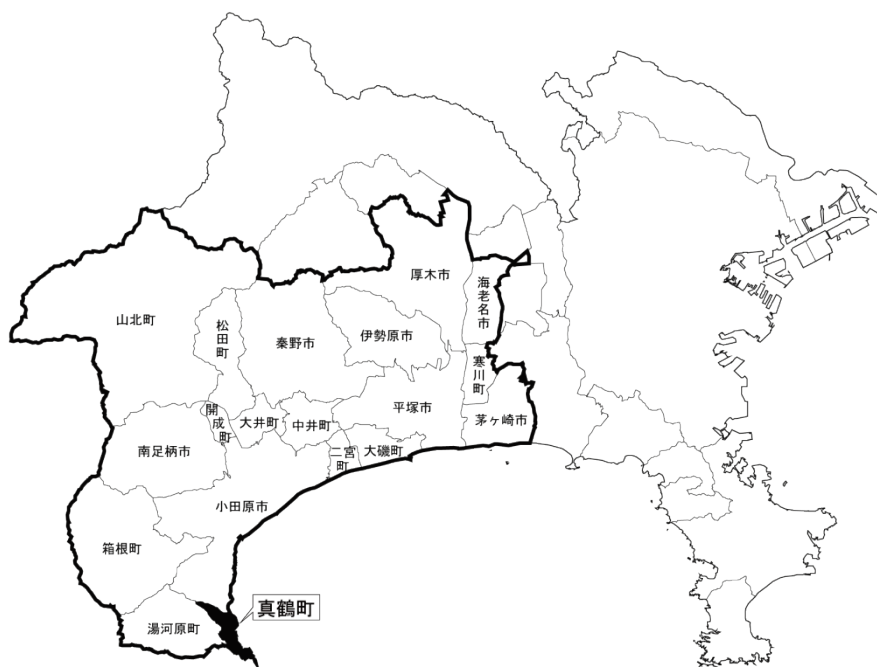
■ 神奈川県における地震防災対策強化地域

[市部]

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市（8市）

[郡部]

寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町（11町）



第2章 警戒宣言発令時の対策

活動方針

東海地震に係る警戒宣言の発令時において、地震発生における応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整える。また、被害の発生を最小限度に止めるため、災害規模に応じた以下の防災体制をとり、全力を尽くし防災業務の遂行にあたり、町民の身体・生命・財産の安全確保に努めるものとする。

第1節 東海地震に関する情報発表時の対応

◆担当部署等◆ 総務課、消防団、湯河原町消防本部、小田原警察署

町は、東海地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が行えるように次の体制をとる。

情報の種類	情報の内容	カラーレベル		配備体制
		発表	終了	
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	青	青	—
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地震におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	青	青	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い、人員を増員し、必要な対策が行える体制
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められたときに発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	黄	青	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	赤	青	事前の応急対策及び地震が発生したとき、災害対策が円滑に行える体制

第2節 地震災害警戒本部

◆実施機関◆ 本部会議、本部班、各対応活動部、消防団、湯河原町消防署真鶴分署、小田原警察署、(自主防災組織)

第1 真鶴町地震災害警戒本部の設置基準

1. 東海地震注意情報が発表された場合

東海地震注意情報が発表された場合は、地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）が設置できる体制（事前配備）をとる。ただし、注意情報の解除に係る情報が発表された場合はその体制を解除する。

2. 警戒宣言が発せられた場合

- ア. 町長は、大震法第16条の規定に基づき、直ちに警戒本部を設置する。
- イ. 警戒本部が設置されたときは、直ちに防災関係機関に通知する。
- ウ. 警戒本部が設置されたときは、町庁舎入り口に警戒本部の表示をする。
- エ. 本部長は、警戒宣言が解除された時、又は災害の発生するおそれなくなったと認められるときは、警戒本部を廃止する。
- オ. 大規模地震が発生し、災害対策基本法第23条第1項に規定する（本計画に規定する）災害対策本部を設置したときは、警戒本部は廃止するものとする。この場合、警戒本部の事務は自動的に災害対策本部に引き継がれ、警戒本部の行った決定は、引き続きその効力を有するものとする。

第2 警戒本部の業務

警戒本部は、次の業務を実施する。

- ア. 町民、観光客及び滞留者（以下「町民等」という。）への情報提供と呼びかけ
- イ. 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の受伝
- ウ. 防災関係機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整
- エ. 発災後における災害応急対策の事前準備
- オ. その他地震防災応急対策の実施

第3 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、真鶴町地震災害警戒本部条例（昭和54年真鶴町条例第17号）及び真鶴町地震災害警戒本部運営要綱に定めるところによる。

警戒本部の組織は、次のとおりである。

【警戒本部の組織構成図】

本部会議	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	総務課長、税務収納課長、町民生活課長、まちづくり課長、教育課長、小田原警察署真鶴駅前交番署員、東日本旅客鉄道(株)真鶴駅長、東日本電信電話(株)神奈川事業部設備部災害対策室課長、湯河原町消防署真鶴分署員

対応活動部名	対応活動班名	対応職・担当部局
統括部 部長：総務課長	本部班 班長：総務課長	町長／副町長／教育長／参事／企画調整課長／総務課長／会計課長／税務収納課長／町民生活課長／健康福祉課長／まちづくり課長／産業観光課長／議会事務局長／教育課長／総務課／議会事務局職員等
	総務班 班長：企画調整課長	企画調整課／総務課／（自主防災組織）
町民対応部 部長：町民生活課長	避難・援護班 班長：町民生活課長	町民生活課／健康福祉課／総務課／（社会福祉協議会）／（自主防災組織）
	医療・衛生班 班長：健康福祉課長	健康福祉課／町民生活課
	給水班 班長：まちづくり課長	まちづくり課／健康福祉課
応援対策部 部長：税務収納課長	緊急輸送班 班長：税務収納課長	税務収納課／産業観光課
	受け入れ班 班長：会計課長	会計課／税務収納課／企画調整課／（社会福祉協議会）
防災活動部 部長：まちづくり課長	防災班 班長：産業観光課長	産業観光課／総務課／（消防団）／（自主防災組織）
	施設班 班長：まちづくり課長	まちづくり課／産業観光課／総務課／（消防団）
教育部 部長：教育課長	避難所班 班長：教育課長	教育課／町民生活課／健康福祉課／（社会福祉協議会）
	教育班 班長：教育課長	教育課

第4 動員配備体制

1. 配備体制

区 分	配備基準	配備人員
事前配備	東海地震注意情報が発表されたとき。	真鶴町災害対策本部運営要綱に基づく配備基準の第2 配備人員
警戒配備	警戒宣言が発令されたとき。	町職員全員（第3 配備人員）

2. 職員の配備

職員は、警戒宣言、東海地震に関連する情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報又は警戒宣言発令の報道に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により定められた場所に参集するように努めるものとする。

3. 警戒本部の分担業務

■ 対応活動部・班の主な分担業務

1/3

部班名		分 担 業 務
統 括 部	本部班	1 災害対応に関する組織運営の決定と指示及び庶務に関すること（総括）。 2 防災会議委員その他関係防災機関との連絡調整に関すること。 3 避難の勧告、指示その他本部長命令の伝達に関すること。 4 災害救助法の適用に関すること。 5 報道機関等への発表内容に関すること。 6 防災行政無線の統制・運用に関すること。 7 県・国への応援要請、自衛隊派遣、隣接市町等との相互協力・応援並びに民間協力団体等への協力要請に関すること。 8 災害対策の連絡調整の総括に関すること。 9 緊急事項のための予備要員の配置に関すること。 10 被害対策に必要な現金の出納に関すること。 11 職員の安全確認に関すること。
	総務班	1 地震・津波情報の収集と伝達に関すること。 2 町内の被害情報等の収集と分析・評価（町内踏査を含む。）に関すること。 3 外部情報の収集（上位機関・防災関係機関、マスコミ等）に関すること。 4 職員の食事・宿泊・健康管理等及びバックアップに関すること。 5 要搜索者名簿の作成に関すること（警察への協力）。 6 被害状況の記録に関すること。 7 避難勧告や諸命令の実行に関すること。 8 ライフラインに関する被害、復旧等の情報に関すること。 9 上位機関／消防機関／関係機関（ライフライン関係を含む。）との連絡と対応調整に関すること。 10 災害に伴う町内秩序の維持及び警備（警察と協同）に関すること。
		11 町民への情報提供の実行に関すること。 12 災証明の発行に関すること。 13 緊急通行車両の標章及び確認証明書等に関すること。 14 災害対応機関及び団体の活動調整に関すること。 15 自主防災組織との連絡・調整に関すること。 16 避難民の避難所等の配分に関すること。 17 復旧に伴う作業員等の雇用に関すること。

住民 対	避難・援護 班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難指示（自主防災組織が先導）の実行に関する事。 2 避難所の管理・運営に関する事。 3 避難者の収容・世話に関する事。 4 帰宅困難者の対策に関する事。 5 飲料水・食料品調達と炊き出し（町民・自主防災組織、日赤奉仕団の役割調整）に関する事。 6 人的被害調査と被災者の名簿作成に関する事。 7 被災者の収容に関する事。 8 行方不明者等の捜索に関する事（警察への協力）。 9 生活用品・夜具・医療・薬品等の調達と配布に関する事。 10 通信手段（携帯電話、無線機）機器の確保に関する事。 11 町民の相談窓口の設置と相談に関する事。
	医療・衛生 班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所等における救護所の設置に関する事（医療・助産・救護を含む。）。 2 医療関係者（医者・看護師）の確保に関する事。 3 医療機関への連絡調整に関する事。 4 医療関係施設の被害調査と復旧に関する事。 5 重傷者の搬送に関する事。 6 要配慮者の避難援護、諸対応に関する事。 7 遺体の検視・保管・引き渡し・収容所及び安置所の開設等に関する事。 8 防疫・衛生に関する事。 9 仮設トイレの設置に関する事。
部	給水班	<ul style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保及び供給に関する事。 2 上下水道施設の調査及び応急復旧に関する事。
	緊急輸送 班	<ul style="list-style-type: none"> 1 輸送拠点の設置と運営に関する事。 2 応援・緊急車両の誘導・調整（警察と協同）に関する事。 3 交通規制（警察と協同）に関する事。 4 交通の安全に関する事。 5 移動手段の確保と運用に関する事。
策 部	受け入れ 班	<ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティア・自衛隊・他市町村応援等の受け入れ業務に関する事。 2 救援物資の受け入れと配給に関する事。 3 がれき、一般廃棄物等の処理活動に伴う施設、場所等の確保、調整に関する事。 4 義援金に関する事。

防 災 活 動 部	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 1 危険物貯蔵所等の安全処置に関する事。 2 危険地域・危険構造物等の判定（町内踏査）と立ち入り禁止処置に関する事。 3 二次災害防止全般に関する事。
	施設班	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設業者との連絡・調整に関する事。 2 緊急輸送路確保（障害物の除去等）に関する事（道路、橋りょう等の点検と緊急補修を含む。）。 3 避難路確保に関する事。 4 一般廃棄物、災害がれきの処理に関する事。 5 二次災害のおそれのある建築物・構造物への対応に関する事。 6 応急住宅の建設に関する事。 7 建設物の応急危険度判定に関する事。 8 人命救助用資機材調達に関する事。 9 防災行政無線等の通信機器の機能確保に関する事。 10 初動期以降の建物被害調査に関する事。
教 育 部	避難所班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の安全確認、解錠、開設に関する事。 2 避難所の運営協力に関する事。
	教育班	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校及び教育機関との連絡調整に関する事。 2 学校等の被害調査に関する事。 3 学校等の応急修理に関する事。 4 災害時の応急教育に関する事。 5 文化財の被害調査、応急修理に関する事。

第5 警戒宣言前の準備行動

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められたときに、国はその旨を公表する。町は、救急・救助、消火部隊等の受入れ、派遣準備や物資の点検、生徒等の帰宅、旅行の自粛など必要な準備行動等を行う。

なお、本情報の解除に係る情報が発表されたときは、国は、準備体制の解除を発表する。それに伴い、町は準備行動を終了する。

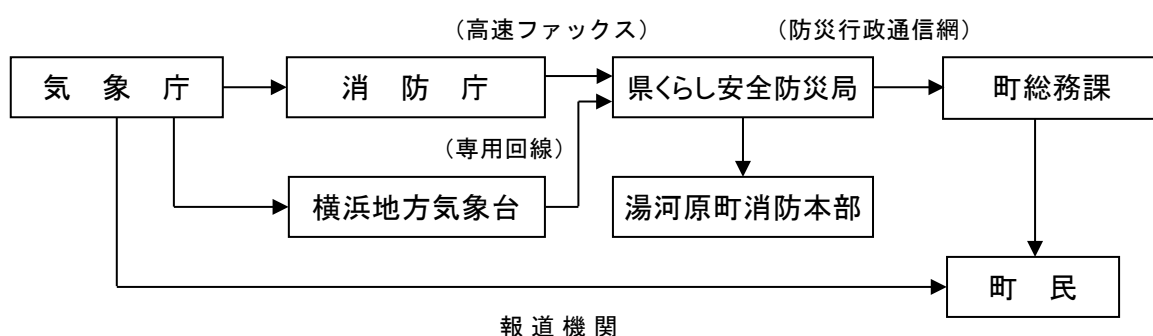
第3節 警戒宣言・東海地震に関連する情報等の伝達等

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震関連情報の内容その他これらに関連する情報の伝達等は、次の系統図により行う。

◆実施機関◆ 本部班、総務班、施設班、消防団、湯河原町消防署真鶴分署、小田原警察署、(各事業所等)、(自主防災組織)

第1 東海地震に関連する情報等の伝達

1. 勤務時間内

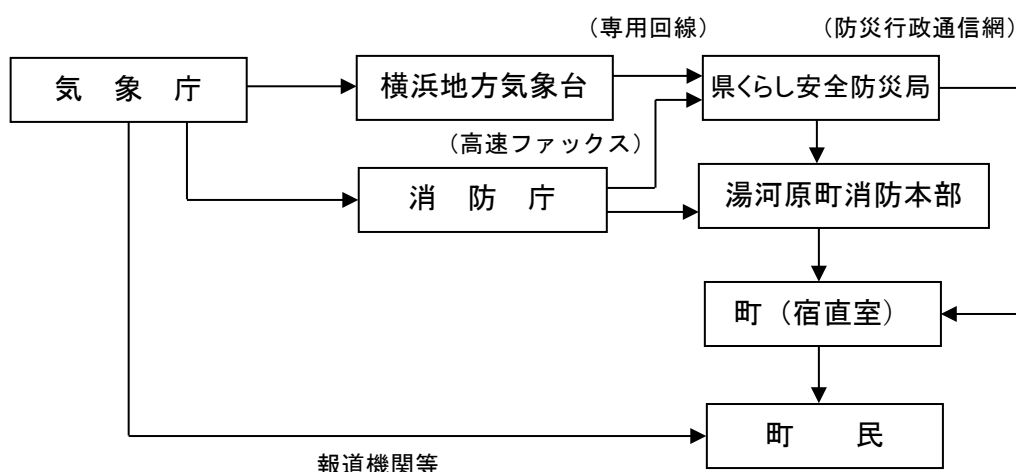


※町の組織内の伝達

本庁内………庁内放送による一斉放送により伝達する。

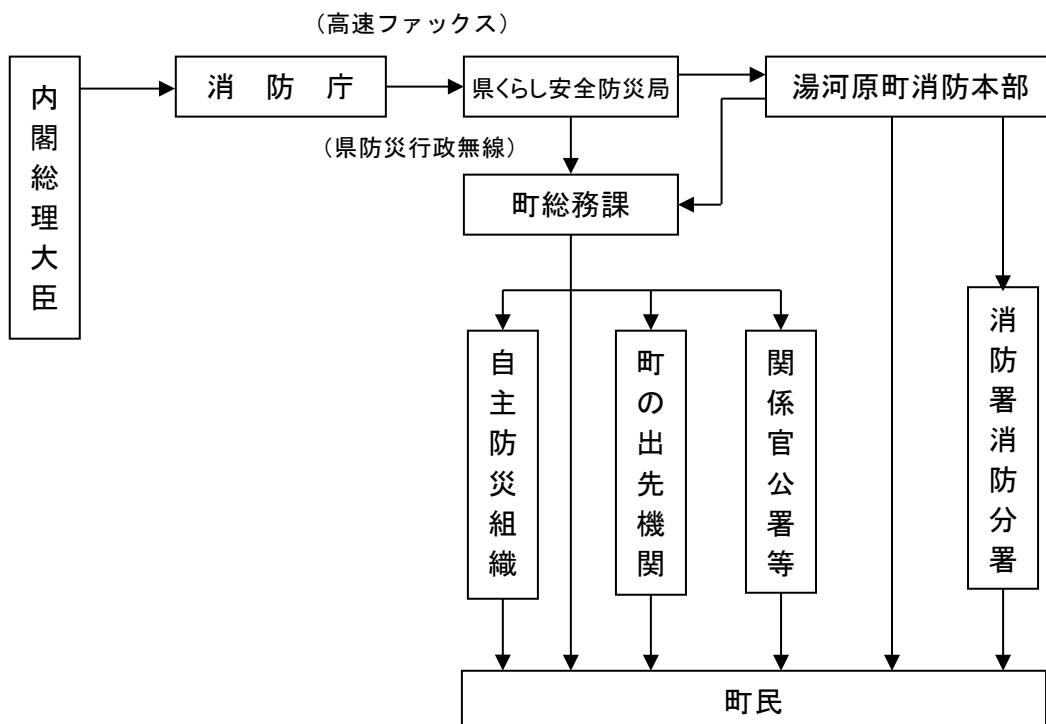
出先機関…担当各課及び教育委員会より有線電話で伝達する。なお、伝達系統は、別に定めておくものとする。

2. 勤務時間外・休日



町は、上記経路による情報伝達を円滑に行うため、勤務時間外、休日における内部伝達経路を確立しておくものとする。この場合において、職員の不在等を考慮して補助ルートについても考慮するものとする。

第2 警戒宣言の伝達



町は、上記経路による情報伝達を円滑に行うため、勤務時間外、休日における内部伝達経路を確立しておくものとする。この場合において、職員の不在等を考慮して補助ルートについても考慮するものとする。

第3 警戒宣言・東海地震に関連する情報等の町民等への周知

警戒宣言、地震予知情報等については、防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段をもって町民等に伝達するほか、総理府令による地震防災信号を活用し伝達するものとする。

警 鐘	 (5点の繰り返し)
サイレン	 (約 45 秒) (約 15 秒)

※警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続する。
 ※必要があれば警鐘及びサイレンを併用する。

第4節 広報対策

町は、東海地震注意情報もしくは東海地震予知情報の発表又は警戒宣言が発せられた場合の広報活動については、あらゆる広報機能を活用し、町民等に迅速かつ的確な情報を提供し、混乱の未然防止に努めるものとする。

また、要配慮者等情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、外国語による表示、冊子、放送のほか、広報誌、広報車、懸垂幕等により情報を提供するように努める。

◆実施機関◆ 総務班、避難・援護班

第1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の内容、特に町周辺の震度予想並びに本町における災害危険箇所及び避難対象地区の周知
- イ. 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- ウ. 交通規制の状況等地震防災対策の内容及び実施状況
- エ. そのほか、状況に応じて事業所又は町民等に周知すべき事項

第2 広報の重点事項

町は、東海地震注意情報もしくは東海地震予知情報の発表又は警戒宣言が発せられた場合、町民等に対して次の事項に留意して行動をとるべき旨、状況に応じて逐次、反復継続して呼びかけるものとする。

- ア. 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- イ. 冷静な行動をとること。
- ウ. 不要な火気の始末をすること。
- エ. 家具等屋内重量物の倒壊防止措置をとること。
- オ. テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- カ. 当座の飲料水、食糧等の持ち出しの準備をすること。
- キ. 自動車による移動を自粛すること。
- ク. 避難対象地区として町から指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること。
- ケ. 特に必要のない限り、食料品の買い出し等の外出は自粛すること。
- コ. 特に必要のない限り、電話の使用は自粛すること。
- サ. 東海地震に関する情報の内容
- シ. その他生活関連情報等、町民等が必要とする情報

第3 広報手段

防災行政無線、広報誌、広報車、地震防災信号、自主防災組織等あらゆる広報手段をもって広報の徹底を図り、その他必要に応じて県に対して協力を要請するものとする。

また、特に重要な広報は、あらかじめ定めた広報例文・広報方法により実施する。

第4 駅周辺等の混乱（パニック）防止対策

駅周辺等における不特定多数の町民等が情報の不足による不安、流言飛語等による混乱（パニック）を防止するため、町庁舎を当面の情報拠点として設定し、正確かつ迅速な情報の伝達を実施するものとする。

第5 町長の町民に対する呼びかけ

東海地震注意情報もしくは東海地震予知情報の発表又は警戒宣言が発せられた場合には、ラジオ、テレビを通じて県民に対する知事の呼びかけが行われるが、町長は、町民に対し、町民の対応行動について防災行政無線を通じて呼びかけるものとする。

第6 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

町は、警戒宣言が発せられた場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について県警戒本部長に報告する。

第5節 事前避難対策

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ予想される被害から町民の生命及び身体の安全を確保するため、事前避難の勧告又は指示を行うものとする。

◆実施機関◆ 本部班、総務班、避難・援護班、避難所班、消防団、湯河原町消防本部、小田原警察署、（自主防災組織）

第1 事前避難対象地区

町は、警戒宣言が発せられた場合において、がけ崩れ等による大きな被害が予想される地域を事前避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「避難対象地区」という。）として自主防災組織の協力のもとでの指定等を検討し、周知を図る。

第2 避難場所及び避難経路

事前避難対象者を収容する場所は次のとおりとし、その避難経路は自主防災組織等との協議の上安全性等を考慮し、定めておくものとする。

避難場所：真鶴中学校、まなづる小学校、岩ふれあい館、ひなづる幼稚園

第3 事前避難の実施

1. 避難の勧告・指示

避難対象地区の町民等に対して、大震法第26条の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

(1) 町長の措置

町長は、警戒宣言が発せられた時は、直ちに避難対象地区の町民等に対して、避難の勧告又は指示を行うものとする。

(2) 警察官の措置

警察官は、町長が(1)の措置を行ういとまがない時又は町長から要請があった時は、直ちに避難対象地区の町民等に対して、立ち退きを指示することができるものとする。

2. 避難の勧告・指示の伝達方法

ア. 町は、消防団等の協力を得て、防災行政無線、広報車等により避難の勧告又は指示を伝達するものとする。

イ. アに掲げる方法のほか、避難対象地区内の自治会防災部の長に、加入電話等を利用して避難の勧告又は指示を伝達するものとする。

3. 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告又は指示を行う場合は、次の事項を明確にして行うものとする。

- ア. 避難を要する理由
- イ. 避難勧告・指示対象地域
- ウ. 避難先とその場所
- エ. 避難経路
- オ. 注意事項

4. 県等への報告

町は、避難措置、避難状況等について県に報告するとともに、小田原警察署に避難誘導、交通規制及び治安維持等のための措置を依頼するものとする。

第4 避難場所における措置等

1. 避難所の開設

町は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに避難場所を開設し、職員を派遣して救護体制を整えるとともに、警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網を開設するものとする。

2. 避難者に対する措置

町は、避難場所において、避難者に対し次の措置をとるよう努めるものとする。

- ア. 東海地震予知情報の連絡
- イ. 地震防災応急対策実施状況の周知
- ウ. 飲料水、食糧、寝具等の供与
- エ. 避難施設の秩序維持
- オ. その他避難生活に必要な措置

3. 救護に対する措置

町は、2. に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。また、避難者に対して避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合は、その旨を明示する。

- ア. 卸売業者、小売店等が保有する流通在庫物資の放出等の要請
- イ. その他必要な事項

第5 事前避難体制の確立等

1. 事前避難体制の確立

避難にあたっては、警戒宣言が発せられた時から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。

- ア. 避難対象地区の町民等に対して、大震法第26条の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。
- イ. 自主防災組織を単位に、あらかじめ把握していた在宅の老人、乳幼児、心身障がい者（児）、病人、妊産婦等の要配慮者の避難にあたり、介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、介護担送の担当者を指定する等、円滑迅速な避難の実施に配慮するものとする。また、外国人、出張者及び旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施する。
- ウ. 町は、自主防災組織を通じて、介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- エ. 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外とするが、高齢者、子ども、病人等要配慮者の保護のため、国及び地方公共団体が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において避難生活を運営できるものとする。

2. 避難対象地区の町民等への周知

町は、避難対象地区の町民等に対して、広報、パンフレット、説明会の開催等により、あらかじめ次の事項について十分周知を図るものとする。

- ア. 避難対象地区の範囲
- イ. 想定される危険の種類
- ウ. 避難場所に至る避難経路
- エ. 避難の勧告又は指示の伝達方法
- オ. 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- カ. その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止）

3. 警戒区域の防火、防犯パトロールの実施

町は、警戒宣言が発せられた場合において、町民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、避難対象地区を中心として、警戒区域を設定し、消防団、自治会防災部の協力を得て防火、防犯パトロールを実施し、警戒区域の治安の維持に当たるものとする。

4. 避難計画の見直し

町は、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の結果等を踏まえ、避難計画を見直すものとする。

第6節 帰宅困難者（滞留者）対策

◆実施機関◆ 避難・援護班、小田原警察署

町は、帰宅困難者が発生した場合、市町村と協力して避難所等に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況など、必要な情報提供等を行い帰宅困難者対策に努める。

J R真鶴駅周辺の滞留者、一時帰宅困難者の退避場所は「情報センター真鶴」とする。

また、自宅等に徒歩で帰宅する者に対し、休憩所、救護所の開設等、必要な救護活動を実施するよう努めるものとする。

第7節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等

◆実施機関◆ 本部班、総務班、避難・援護班、小田原警察署

本町における警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集又は伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は、避難場所に無線携帯局を設置して行うものとする。

また、県警戒本部に対する避難状況、応急対策実施状況等の報告に掲げる事項及び時期は、次のとおりとする。

第1 避難状況の報告事項及び報告時期

1. 避難の経過に関する報告

避難に伴い危険な事態その他異常な事態が発生した場合における当該事態の状況、これに対して応急にとった措置その他当該事態に対処するため必要と認める措置に関する事項

2. 避難の完了に関する報告

収容場所、避難した者及び救護を要すると認められる者の数並びにこれらの者の救その他保護のため必要と認める措置に関する事項

3. 報告時期

1の報告は、危険な事態その他異常な事態が発生した後、直ちに行うものとする。

2の報告は、避難に係る措置が完了した後、速やかに行うものとする。

第8節 医療機関の対策

◆実施機関◆ 医療・衛生班、避難・援護班、真鶴町国民健康保険診療所、(小田原医師会)、(日本赤十字社等)

医療機関は、警戒宣言発令時対策を実施することにより、被害発生の防止を図るとともに、医療機能の維持に努める。

1. 警戒宣言発令の周知

医療機関は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対し周知徹底を図る。

2. 医療機関の防災措置

医療機関は、消火設備、避難設備、自家発電装置等の点検並びに医療機器、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施する。

3. 入院患者等の安全確保

医療機関は、入院患者等の安全確保措置を講ずる。手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については、緊急やむを得ない場合を除き延期する。

4. 診療

耐震性を有するなど安全性が確保されている病院については、診療を継続できるものとする。

5. 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食糧、燃料等の確保も併せて行う。

また、患者等の保護のため、施設の耐震性を考慮し、ほかの病院、病棟への搬送又は家族等への引き渡しを実施する。

第9節 文教対策

◆実施機関◆ 教育班、総務班

東海地震注意情報が発表された場合には、交通機関を利用する児童・生徒及び園児については、状況に応じて保護者へ引き渡す措置を講ずるものとする。

警戒宣言が発せられた場合には、学校、幼稚園、保育園においては、児童・生徒及び園児の生命、身体の安全に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速、的確に対応できる緊密な保護対策を講ずるものとする。特に、校長、園長等は、次の事項に十分留意した避難・誘導対策計画を具体的に定めるものとする。

- ア. 児童・生徒及び園児の生命、身体の安全を最優先した対策計画であること。
- イ. 町の地域防災計画等をふまえ、学校等の所在する地域の諸条件等を考慮した対策計画であること。
- ウ. 警戒宣言発令に迅速に対応できる対策計画であること。
- エ. 児童・生徒及び園児の行動基準並びに学校等や教師等の対処及び行動が明確にされていること。
- オ. 全職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。
- カ. 警戒宣言発令後においては、緊急連絡ができない事態を想定して、特に、児童・生徒及び園児の引き渡し等については、保護者に十分理解されている対策計画であること。

第1 学校等の対応

- ア. 校長、園長等は、警戒本部を設置し、東海地震予知情報のほか、必要な情報の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- イ. 留守家庭等のため帰宅できない児童・生徒及び幼児については、状況を判断し学校、園が保護する。
- ウ. 児童・生徒及び園児の引き渡しに当たっては、あらかじめ方法を明確にしておくものとする。
- エ. 学校及び幼稚園は町教育委員会へ、保育所は町健康福祉課へ、避難、誘導等の状況を速やかに報告する。
- オ. 児童・生徒及び園児の安全を確保した後、施設の保安措置をとり、初期消火、救護、救出活動等の防災活動体制をとるものとする。

第2 職員の対処・指導基準

- ア. 警戒宣言が発せられたとき、児童・生徒等を校庭の所定場所に避難させ、学級ごとに集合させる。
- イ. 避難、誘導に当たっては、氏名、人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ウ. 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ避難、誘導させる。
- エ. 障がいのある児童・生徒及び園児については、あらかじめ介助体制等の組織をつくるなど十分配慮する。
- オ. 児童・生徒及び園児の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。
- カ. 留守家庭等で帰宅できない児童・生徒及び園児については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- キ. 児童・生徒及び園児の安全を確保した後、本部の指示により防災活動に当たる。

第3 登下校時、在宅時に警戒宣言が発せられた場合の対策

- ア. 登校時に警戒宣言が発せられた場合は、状況を判断させ、学校が近ければ学校に、自宅が近ければ自宅に向かうように指導する。ただし、自宅が海岸に近い児童・生徒等については、津波のおそれがあるのでどこへ避難するのかをあらかじめ家庭で確認しておくように指導する。また、バス通学の児童・園児については、学校（園）からの指示により、スクールバス運転手とともに学校又は最寄りの避難場所に避難する。路線バス利用の児童については、路線バスが停止した場所から学校に向かう。
- イ. 在宅時は、登校（園）しないようにし、家族とともに行動するよう指導する。
- ウ. 登下校の途上にあるときは、自分の判断で行動することになるので、警戒宣言発令時の基本行動と、災害時の避難に関する基本行動をあわせ、特に具体的な指導を徹底するよう努めるものとする。

第10節 消防・水防・津波対策

◆実施機関◆ 消防団、湯河原町消防本部、（自主防災組織）、（町民等）

第1 消防機関の実施する措置

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震に伴う出火、混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- ア. 火災発生の防止、初期消火についての居住者等への広報
- イ. あらかじめ予想される火災危険地域について、消防職・団員及び資機材の事前配備
- ウ. 東海地震予知情報の収集、伝達及び周知体制の確立
- エ. 高所見張及び警戒巡視の実施
- オ. 迅速な応急救助のための体制確保
- カ. 火災、水災等の防除のための警戒
- キ. その他必要な措置

第2 動員、配備及び活動計画

前項（第2章、第10節、第1 消防機関の実施する措置）に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、次のとおりである。

- ア. 震災に対応すべき消防分署、消防団の組織体制の確立
- イ. 消防職・団員の招集及び編成
- ウ. 消防施設、資機材等の点検、整備、積載等の措置
- エ. 消防水利確保のための消火栓、防火水槽、自然水利等の点検、確認及び緊急水利措置
- オ. 消防車両に対する燃料の補給体制の確立
- カ. 消防職・団員等に対する食糧、飲料水等の補給体制の確立

- キ. 消防活動に対する関係機関の協力体制の確立
- ク. その他消防活動及び水防活動に必要な措置

第3 津波被害の防止

町は、警戒宣言が発せられた場合、津波による被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行う。

- ア. 要員の確保、配置
- イ. 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- ウ. 沿岸住民及び海浜利用者等に対する事前避難の勧告、指示
- エ. 防潮門扉等の施設の点検
- オ. 水防用資器材の点検整備及び緊急調達体制の確保
- カ. その他必要な措置

第11節 警備対策

◆実施機関◆ 小田原警察署、総務班

小田原警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る町民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、小田原警察署の総力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策等を実施することにより、町民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

第1 警備体制の確立

- (1) 東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報を受理した時は、直ちに小田原警察署に警察署長を警備本部長とする小田原警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、小田原警察署警備本部、真鶴町地震災害警戒本部は、必要に応じて所要の要員を相互に派遣し、協力・連携体制を強化する。
- (2) 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

第2 警戒宣言発令時対策等

警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

1. 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施する。

- ア. 真鶴町が行う東海地震に関連する情報の伝達への協力
- イ. 各種情報の収集・伝達
- ウ. 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡
- エ. 町民等への情報伝達活動

2. 広 報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施する。

- ア. 東海地震に関連する情報に関する正確な情報
- イ. 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ウ. 自動車運転の自粛及び自動車運転手のとるべき措置
- エ. 犯罪の予防等のために町民がとるべき措置
- オ. 不法事案を防止するための正確な情報
- カ. その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

3. 社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

- ア. 正確な情報の収集並びに伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- イ. 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り
- ウ. 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り
- エ. 避難に伴う混乱等の防止及び人命の保護
- オ. 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- カ. 自主防犯活動等に対する指導

第12節 交通対策

◆実施機関◆ 総務班、施設班、小田原警察署

町は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請するものとする。

警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、交通規制等の交通対策を実施する。

第1 交通規制措置

1. 基本方針

- ア. 強化地域内での一般車両の走行の抑制
- イ. 強化地域への一般車両の流入を制限
- ウ. 強化地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ. 避難路及び緊急交通路は、優先的にその機能を確保
- オ. 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置は、県公安委員会の定めるところにより実施

2. 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な規制を実施する。

(1) 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するため迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施する。

(2) 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定が想定される道路の中から、交通の状況に応じて確保する。

第2 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両は、次の要領により行動するものとする。
 - ア. 警戒宣言が発せられたことを知った時は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
 - イ. 車両において避難するときは、できる限り道路外に停車し、やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつ

けたまま窓を閉め、ドアはロックしないものとする。駐車する時は、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないものとする。

ウ. 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとるものとする。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

第13節 緊急輸送対策

◆実施機関◆ 総務班、施設班、県

第1 緊急輸送の実施

警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施する。

- ア. 警戒宣言発令時対策要員
- イ. 食糧、医薬品、防災資機材等の物資
- ウ. その他必要と認める人員、物資又は資機材

第2 緊急輸送路等の確保

町は、緊急輸送を実施するため、あらかじめ指定した緊急輸送路及び物資受入港を関係機関と協力して確保する。

緊急輸送路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段にも考慮する。

第3 緊急輸送車両等の確保

- ア. 町及び防災関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送車両等の確保を図るものとする。
- イ. 神奈川県トラック協会小田原地区支部と「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」に基づき協議するものとする。
- ウ. 町は、輸送手段の確保について県に対し要請することができる。

第4 緊急車両

1. 緊急輸送車両（確認対象車両）

緊急輸送車両は、大震法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア. 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示
- イ. 消防、水利その他の応急措置
- ウ. 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護
- エ. 施設及び設備の整備並びに点検
- オ. 犯罪の予防、交通の規制及び社会秩序の維持
- カ. 緊急輸送の確保
- キ. 地震災害が発生した場合の食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するために必要な体制の整備
- ク. そのほか、地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置

2. 緊急輸送車両に準ずる車両

1. の緊急輸送対象車両のほか、特に緊急を必要とする次の車両は、緊急輸送車両に準ずる車両とする。

- ア. 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 207 号）第 13 条に規定する緊急自動車
- イ. 道路交通法施行令第 14 条の 2 に規定する道路交通維持作業用自動車
- ウ. 医療行政及び感染症防疫のための車両
- エ. 報道機関の緊急取材のための車両
- オ. その他特に緊急を必要とする次の車両
 - ・ 郵便物の集配及び電報配達のための車両
 - ・ 金融機関の現金輸送のための車両
 - ・ 新聞の輸送のための車両
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃のための車両
 - ・ 道路交通法施行令第 26 条の 3 に規定する通学、通園バス

3. 緊急輸送車両の確認手続き

大震法第 24 条に規定する緊急輸送車両であることの確認並びに同法施行令第 12 条に規定する標章及び証明書の交付手続きは、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所等）で行う。

第14節 鉄道等の公共輸送対策

◆実施機関◆ （東日本旅客鉄道株式会社）

第1 鉄 道

警戒宣言が発せられた場合の運行に関する措置は、鉄道事業者の定める応急計画により行う。滞留者の保護は、鉄道事業者が措置するものとするが、滞留が長期化する場合、危険が見こまれる場合及び発災後における避難、収容、給食等については、町と鉄道事業者とで協議して措置する。

第2 バス

警戒宣言が発せられた場合の運行に関する措置は、各事業者の定める応急計画により行う。
また、通過旅客の保護対策は、運行責任者の要請に基づいて、前項「1. 鉄道」、に準じ町が措置する。

第15節 発災に備えた資機材・人員等の配備手配

◆実施機関◆ 本部班、総務班、施設班

第1 飲料水の確保

町は、警戒宣言発令と同時に各家庭において事前に必要量を貯水するよう警戒本部と調整し、町民に呼びかけるものとする。

また、町は居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処して十分な飲料水の供給を確保継続するものとする。この供給を確保するにあたり、まちづくり課は、取水施設をはじめ、送水施設及び配水設備の全稼働体制をとり、各配水池の貯水量の確保を図るものとする。

町は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水確保のための緊急貯水に応える体制をとるよう協力を要請する。

第2 食糧・生活必需品・医薬品等の確保

町は、警戒宣言が発せられた場合、地震発生後に実施する災害応急対策に必要な食糧、物資、医薬品等の円滑な供給のため、災害時協力協定を締結している関係機関及び業者に連絡をとり、食糧、物資、医薬品等の調達先、調達方法等の調達体制の確認並びにこれらの関係機関及び業者の放出可能な数量の把握に努めるとともに、町が備蓄する食糧等の保有数量の確認を実施するものとする。

第3 資機材・人員の配備

町及び防災関係機関は、地震が発生した場合における災害応急対策及び応急復旧対策を円滑に実施するため、必要な資機材の確保と点検整備を行うとともに、これに必要な人員の確保及び配備について、速やかに措置をとるものとする。

町は、警戒宣言が発せられた場合に、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第16節 電力確保対策

◆実施機関◆ (東京電力パワーグリッド株式会社)

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言発令時における地震防災応急対策を実施するために必要な電力を円滑に供給する体制を確保するため、「震災対策編、第2部、第9章 第2節、第3 電力施設」に準じ実施するものとする。

第17節 通信確保対策

◆実施機関◆ (東日本電信電話株式会社)

東日本電信電話株式会社は、警戒宣言発令時において、電気通信の確保を図るため、「震災対策編、第2部、第9章、第3節 第1 東日本電信電話株式会社の通信施設災害対策計画」に準じ措置を実施するものとする。

第18節 町が管理又は運営する施設に関する対策

◆実施機関◆ 施設班、総務班、教育班、公共施設等の管理者

地震災害発生時に予想される被害を防止するため、町が設置、管理又は運営する施設、設備について、警戒宣言が発せられた場合にとるべき応急的措置について定めるものとする。

第1 道路

道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通制限、工事中の道路における工事の中断等道路管理上必要な措置を実施するものとする。なお、緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については、別に定めるものとする。

第2 海岸及び港湾

町は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、港への立入禁止を、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。なお、緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については、別に定める。

第3 不特定多数の者が出入りする施設

町が設置、管理する庁舎、診療所、町民センター等において、警戒宣言が発せられた場合、地震の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため、次の措置を講ずるものとする

1. 施設・設備の点検

(1) 火気使用設備の点検

火気使用は極力制限し、防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した場合直ちに消火できるような措置を講ずる。

(2) 自家発電装置・可搬式発電機の点検

地震発生の際の停電に備えて、自家発電装置、可搬式発電機が使用可能な状態になるよう点検しておく。

(3) 消防用設備の点検

防火戸、火災報知装置、防火用水の点検及び消火器の点検を行う。

(4) 落下、倒壊危険性のある備品等の点検

屋内にある電灯、表示板及びロッカー等転落、転倒しやすい備品の落下・転倒防止及び固定の措置を講ずる。また、道路、避難路に面する施設等は、外部に対して具体的危険について警告措置を講ずるとともにガラスや落下しやすい重量物の落下防止の措置を行う。

(5) 受水槽等への緊急貯水

(6) その他管理する施設、設備等について必要な点検

管理する施設及び設備の持つ固有の特性及び機能について、必要な点検措置をあらかじめ定めておく。

2. 緊急にとるべき措置

(1) 防災活動上必要な資機材等の確保

防災活動に必要な最低限の食糧、飲料水、資機材（ラジオ、懐中電灯等）を確保する。

(2) 無線通信機等通信手段の確保

発災に備え、通信手段として、有線、無線その他の連絡手段を確保する。

(3) 指定緊急避難場所の安全確認

発災後の避難の実施に備えて、指定緊急避難場所の安全確保のための点検を行う。

第4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置

地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置を次のとおりとする。

- ア. 町警戒本部がおかれる庁舎の管理者は、「前項. 第3 不特定多数の者が出入りする施設」に掲げる措置をとるほか、緊急車両等の確保の措置をとるものとする。
- イ. この計画に定める避難場所又は応急救護所が置かれる施設の管理者は、「前項. 第3 不特定多数の者が出入りする施設」に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。なお、倒壊、落下等に対する補強、防止の措置を実施する。

第19節 金融機関の措置

◆実施機関◆ (民間金融機関)、(郵便局)

第1 民間金融機関

警戒宣言発令時における民間金融機関の業務について、それぞれ所掌事務に応じ次に掲げる措置をとる。

1. 警戒宣言が発せられた場合の措置

窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む）の払い戻しを除く全ての業務を停止する。なお、普通預金の払い戻しについても、来店中の顧客の払い戻しが終了次第停止する。

ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内でキャッシュサービス等(現金自動支払機等を含む)の営業を継続するよう努める。

手形交換所における内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止し、不渡処分猶予等の措置を講じる。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求める。

2. 警戒宣言が解除された場合等の措置

警戒宣言が解除された場合又は地震発生後の営業については、開店の準備が整い次第、可及的速やかに再開する。

第2 郵便局

警戒宣言が発せられた場合、郵便局における業務の取り扱いを停止する。ただし、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内で郵便貯金の払戻し窓口取扱い等を行う。また、郵便貯金自動預払機等については、可能な限り取り扱いを行う。

なお、警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後については、速やかに営業を再開する。

第20節 事業所等の措置

◆実施機関◆ (民間事業所)

第1 警戒宣言が発せられた時の事業所の対応

警戒宣言が発せられた時、事業所は次の対応を行う。

- ア. 防災管理者、保安管理者などを中心に地震災害を防止し、又は軽減するための体制の確立
- イ. テレビ、ラジオ等から情報を入手し、顧客、従業員等に迅速・正確に伝達
- ウ. 地震防災応急計画又は消防計画等に定められた分担に従い、地震災害を防止し、又は軽減するため次の措置を実施
 - ・ 火気使用設備等、地震発生により出火原因となるものについては、原則として使用を中止
 - ・ 建物の防火上、又は避難において重要な施設及び消防用設備等の点検
 - ・ 薬品類、危険物等の流出・漏えい防止
 - ・ 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒・落下防止
- エ. 地震防災応急計画又は消防計画等に定められた分担に従い、地震災害を防止し、又は軽減するため次の措置を実施
- オ. 火気使用店舗は、原則として営業を自粛
- カ. 飲料水、非常食糧、医薬品等の確保
- キ. その他必要と思われる措置

第2 事務所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とする。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄り駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認した上時差退社させる。

ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩又は自転車によるものとし、できるだけ交通機関の利用はしないものとする。また、自家用車による帰宅は行わないものとする。

なお、強化地域内では原則として鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者については、それぞれの事業所等において適切な措置を講ずる。

第3章 教育、広報及び訓練

計画方針

警戒宣言発令時における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、町はもとより防災関係機関、事業所、自主防災組織等それぞれの役割に応じた活動主体として、警戒宣言発令という事態を正しく理解し活動するため、町は、防災関係機関、事業所、自主防災組織等と協力し、地震防災上必要な教育、広報及び訓練を推進するものとする。

◆担当部署等◆ 総務課、企画調整課、政策課、町民生活課、消防団、湯河原町消防本部、小田原警察署、(自主防災組織)、(民間事業所)、(町民等)

第1節 防災知識の普及

第1 町職員に対する教育

町は、警戒宣言発令時における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、職員に対して必要な防災教育を実施するものとする。防災教育の内容は、次のとおりである。

- ア. 大規模地震対策特別措置法の概要
- イ. 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ウ. 予想される東海地震に関する知識
- エ. 東海地震に関連する情報が出された場合及び地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- オ. 職員が果たすべき役割
- カ. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ. 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 町民等に対する教育

町は、教育機関と協力して町民、事業所等に対し、地震に関する必要な防災教育、広報を実施するものとする。

1. 教育・広報の種類

- ア. 広報紙等による広報及び参考広報資料の配布
- イ. 地区集会等の開催
- ウ. 地域住民の自主防災活動に対する指導及び協力

2. 教育・広報の内容

- ア. 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の性格及び措置の内容
- イ. 予想される東海地震と被害の想定に関する知識
- ウ. 警戒宣言、東海地震に関連する情報の正確な情報の入手方法
- エ. 警戒宣言、東海地震に関連する情報が出された場合及び地震が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛及び注意事項等防災上とるべき行動
- オ. がけ地、崩壊危険地、避難場所及び避難経路に関する知識
- カ. 日ごろから備え、実施しうる生活必需品の備蓄、落下物の防止、ブロック塀倒壊防止等の対策の内容
- キ. 町及び防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

第3 児童・生徒等に対する教育

町、町教育委員会、学校等は、警戒宣言発令時における児童・生徒等に対する避難、保護等の措置をはじめ、地震防災応急対策及び地震災害発生後の災害応急対策等に係る事項について、関係職員、児童・生徒等に地震防災教育を実施するとともに、保護者に対する周知を図るものとする。なお、幼稚園、学校等で実施する防災訓練において、警戒宣言に伴う具体的行動を取り入れること等により防災教育の徹底に努めるものとする。

第4 警戒宣言発令時における町民の心得

■ 警戒宣言が発せられた場合の強化地域の状況（予想）

- 1 電気、ガス、水道は、継続供給される。
- 2 鉄道、バスは、運行が停止される。
- 3 電話は、ほとんど通じない。
- 4 主要道路は、原則として全面交通規制。また、規制がなくても大渋滞となる。
- 5 百貨店、スーパーマーケット等では、店を閉めるものが多い。ただし、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は営業を継続する。
食糧品、日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う小売店は、地域の日常的需要に応えるため、できるだけ営業を継続するよう努める。
- 6 学校は、授業を中止する。

1. 家庭での心得

(1) 正しい情報の把握

テレビやラジオのスイッチは、常にいれておく。町役場や消防署、警察署等からの情報には、絶えず注意する。

(2) 家庭の防災会議の開催

警戒宣言は急にやってくる。そのとき、家にいる人の仕事の分担と段取りを決めておく。

(3) 家の中での安全確保

とりあえず身をおく場所を確かめる。重い家具を壁にとめ、高いところから重い物やガラス類を降ろす。特に、重いもので固定していないものは、丈夫なロープで上下2箇所を柱にしばりつけ、ガラス戸のついた食器棚やサイドボードの中のものをなるべく外に出す。

(4) 火の取り扱い

地震で恐ろしいのは火災であり、やむを得ず火を使うときは、そばに人がいるようにするか地震時に自動的に消えるものにする。

(5) 危険物などの安全確保

灯油、ベンジン、食用油など燃えやすいものは、安全な容器に移す。

(6) 水や消火器の用意

万一の火災のために消火器やバケツを用意する。消火器は使い方を確かめておく。

(7) 身軽で安全な服装

水、食糧、ラジオ、懐中電灯、医薬品など非常持ち出し品を確かめる。非常持ち出し品はふだんから用意しておく。

(8) 避難場所などの確認

家が、万一つぶれたときの出口を確保。避難場所や避難経路などを確認する。特に、事前避難対象地区では指定緊急避難場所に避難する。

(9) 隣近所の扶助と協同

いざというとき、みんなで助け合って初期消火や避難ができるよう互いに連絡を取りあう。自主防災組織ではいつでも出動できるよう装備を点検し準備する。

(10) 自動車・電話の自粛

警戒宣言が発せられてから自動車は使わない。多数の者が車で逃げようとするれば交通渋滞でどの車も動けなくなる。緊急車等のじゃまになるし、火災を広げるおそれがある。

運転中に警戒宣言を知った人は、その場にいる警察官の指示に従う。また、みんなが一斉に電話すると結局誰もかからなくなる。あわてて電話しないで済むよう、ふだんから家族などと話し合っておく。

2. 職場での心得

(1) すぐ職場の防災会議

防災管理者・保安責任者などを中心に、すぐ職場の防災会議を開き、決められた分担に従い、できるだけ手を打つ。

(2) 職場での安全確保

とりあえず身をおく場所を確かめる。重い機械や設備類、ロッカー等をできるだけ固定し、窓ガラスが飛び散らないようにガムテープを張り、ブラインドを下ろす。

(3) 火元を絞る

火元はできるだけ少なくし、火を落とせる職場では落とす。また、機械や装置の圧力を下げる、減速する、感震自動停止装置、消火装置を点検、必要な保安措置を講じる。

(4) 危険物の保安と危険箇所の点検

あらかじめ、消防計画、予防規程などで定められていることを中心に注意し、点検する。

- (5) **職場の自衛消防の出動を準備**
消防設備、消防水利、自家発電装置などを点検する。自衛消防組織は、いつでも出動できる体制で待機する。
- (6) **非常持出品の確認**
重要書類、有価証券などの非常持出品を確かめ、いつでも持ち出せるようにしておく。
- (7) **安全な場所での待機**
職場が耐震、耐火建築ならそのまま待機し職場の条件と状況に応じ、すばやく方針を決めて対応する。
- (8) **入場者のいる職場では避難を最重点**
多くの人が入り出す職場では、まず入場者の安全確保を第一に考える。
避難させる場合は、混乱が起きないように適切に誘導する。
- (9) **正しい情報の把握**
- (10) **近くの職場同士での協力と連携**

第2節 大規模な地震に係る防災訓練計画

第1 総合防災訓練

町及び防災関係機関は、「東海地震対策」の熟知と防災体制の強化を図るため、地域住民の参加を含めた総合防災訓練を少なくとも年1回以上実施するものとする。

なお、この訓練は、警戒宣言、東海地震に関連する情報等の受理伝達、本部の運営等、各種地震防災応急対策の実施に係る内容を組合せ一体的に実施するよう努めるものとする。

第2 防災訓練

1. 通信訓練

警戒宣言、東海地震に関連する情報等をはじめとする各種情報の受理伝達を迅速かつ正確に行うため、通信情報訓練を実施する。

2. 動員・参集訓練

夜間、休日等における職員の動員、参集行動が迅速に行えるよう、動員参集訓練を実施する。

3. 緊急初動訓練

警戒宣言発令という緊急な事態に対応するため、勤務時間内及び勤務時間外における情報伝達訓練、職場における安全点検等を実施する。

- (1) **勤務時間内における訓練**
東海地震注意情報に係る伝達訓練
職場安全点検訓練
- (2) **勤務時間外における訓練**
東海地震注意情報に係る伝達訓練
職員参集訓練

第4章 地震防災上重要な施設等の整備推進

計画方針

大規模地震時において、町民の安全及び減災に資する施設、資材等の整備・充実を町の諸状況と特性に基づき、法律及び国の方針に従って進めるものとする。

◆担当部署等◆ 総務課、企画調整課、政策課、まちづくり課

第1節 政令指定事業の推進

町は、大震法施行令（以下「施行令」という。）第2条に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、その整備推進に努める。

- ア. 避難場所の整備
- イ. 避難路の整備
- ウ. 消防用施設の整備
- エ. 緊急輸送確保のため必要な道路の整備
- オ. 通信施設の整備
- カ. 医療施設の整備
- キ. 学校施設の整備

第2節 政令指定外事業の推進

町は、施行令第2条に定める地震防災上緊急に整備すべき施設以外の震災対策関連事業について、その整備推進に努めるものとする。

- ア. がけ崩れ等防止施設の整備
- イ. 防災資機材の整備
- ウ. その他必要な施設の整備

第5章 地域防災体制の整備推進

計画方針

警戒宣言が発せられた場合、国、県、町等の防災関係機関の対策の推進とあわせて、町民、各種事業所等の積極的な協力を得て、地域と一体的対応措置を実施する必要がある。

このため、町は、自主防災組織の育成を進めるとともに、町民等の指導強化に努め、地域防災体制の整備推進を図る。

◆担当部署等◆ 総務課、企画調整課、政策課、町民生活課、（自主防災組織）、（民間事業所）、（町民等）

第1節 自主防災組織の育成指導

- ア. 町は、地域防災活動の推進を図るため、自治会を中心とした自主防災組織（自治会防災部）の育成を推進するものとする。
- イ. 町は、地域リーダーを対象に自主防災組織の育成に必要な研修会、討論会等を開催し地震に対する意識の啓発及び地震に関する知識の普及に努める。

第2節 自主防災組織の組織、運営及び活動基準

自主防災組織の組織、運営及び活動基準は、自治会防災部規程（準則）を参考に、各地域の実情を考慮し定めるものとする。

風 水 害 等 対 策 編

第 1 部 災害予防計画

第1章 地域防災力の向上

計画方針

町は、「自分の生命・財産は自分自身が守る」という防災に対する基本的姿勢から、町民等に対し防災知識の普及、啓発活動と防災意識の高揚を図り、町の防災力の向上を進める。さらに、町民・民間事業所の防災活動が十分に発揮できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

■ 対 策

第1節 防災意識の高揚

第2節 防災訓練の充実

第3節 自主防災組織等の育成強化

第4節 要配慮者の安全確保

第1節 防災意識の高揚

「震災対策編、第1部、第1章、第1節 防災意識の高揚」を準用する。

第2節 防災訓練の充実

災害時の防災活動の円滑な遂行を期するため、防災関係機関相互及び地域住民との協力体制の確立に重点を置く防災訓練を実施し、町民及び事業所の防災意識の高揚に努める。

また、訓練後は訓練の評価を行い、課題等を明らかにしてその改善を図るものとする。

◆担当部署等◆ 総務課、企画調整課、政策課、町民生活課、健康福祉課、湯河原町消防本部、小田原警察署、(消防団)、(自主防災組織)、(民間事業所)、(町民等)

第1 総合防災訓練

町は、大規模災害の発生を想定して、災害時の応急復旧対策を含む総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

1. 訓練の実施の時期及び回数

国が定めた「防災の日」等、訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

2. 訓練の実施方法

町の主催又は神奈川県及び周辺他市町との共催により、防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て以下のような内容で実施する。

■ 防災訓練の内容

◇ 町が行う防災訓練	◇ 自主防災組織・町民が行う防災訓練
① 災害対策本部等の設置運営訓練	① 初期消火訓練
② 災害情報の伝達収集・広報訓練	② 応急救護訓練
③ 災害現地調査訓練	③ 炊き出し訓練
④ 避難誘導訓練	④ 巡回点検訓練
⑤ 指定避難所・救護所運営訓練	⑤ 高齢者・身体障がい者（児）等の安全確保訓練
⑥ 応援派遣受け入れ訓練	⑥ 避難訓練
⑦ 道路応急復旧訓練	⑦ 避難誘導訓練
⑧ 水防訓練	⑧ その他
⑨ 自主防災組織等の活動支援訓練	
⑩ その他	

第2 町及び防災関係機関が実施する訓練

町及び防災関係機関は、災害時の対策活動を迅速かつ的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し、実施する。

1. 消防訓練

消防機関は、町民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害を想定した実践的な訓練を実施する。実施方法は、消防職員、消防団員を中心とし、必要に応じて関係機関の協力を得るものとする。

2. 避難救助訓練

災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、町が中心となり警察、消防及びそのほか関係機関の参加のもと、自主防災組織及び町民の協力を得て毎年1回以上実施する。実施場所は、役場庁舎、町情報センター、町民センター、学校、社会教育施設、病院、民間事業所等、収容人員の多い場所など訓練効果のある場所とする。なお、訓練のための避難誘導マニュアル等の作成を行う。

3. 災害通信連絡訓練

災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期すため、災害に関する警報の通知及び伝達、被害状況報告及び災害応急措置についての報告・連絡等について通信連絡訓練、非常無線通信訓練等の災害通信連絡訓練を行う。

4. 非常招集訓練

各防災関係機関は、災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに、災害時の即応体制の強化に努める。また、非常招集訓練と同時に、災害対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練もあわせて実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び町民の訓練

災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日ごろから町民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。そのため、民間事業所、自主防災組織及び町民は、平常時からの訓練をとおして関連する防災機関との連携を高めるものとする。

1. 事業所の訓練

学校、病院、事業所等、そのほか消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、町及び地域の防災組織の実施する防災訓練に積極的に参加する。

2. 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関連機関との連携を図るため、町及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火、避難、通報、救護などのほか、それらを組み合わせた総合防災訓練とする。

また、防災関係機関は、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3. 町民の訓練

町民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

第4 水防訓練

梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、以下に示す内容で水防訓練を実施する。

1. 実施の時期及び方法

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

2. 実施場所

水防訓練場所に適した場所とする。

3. 訓練種目

水防訓練は次の訓練の一部又は全部について実施する。

- ア. 水防工法訓練
- イ. 避難誘導訓練
- ウ. 水防資材輸送訓練
- エ. 通信、情報連絡訓練
- オ. 非常招集訓練
- カ. 広報訓練
- キ. そのほか水防上必要な訓練

第3節 自主防災組織等の育成強化

「震災対策編、第1部、第1章、第3節 自主防災組織の育成強化」を準用する。

第4節 要配慮者の安全確保

「震災対策編、第1部、第1章、第4節 要配慮者の安全確保」を準用する。

第2章 防災体制の確立

計画方針

台風・豪雨等による大規模な災害に対して、迅速、的確かつ柔軟に対応するために、過去の災害からの教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的及び一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

◆担当部署等◆ 総務課、企画調整課、政策課、教育課、湯河原町消防本部、小田原警察署、(消防団)、(自主防災組織)

■ 対策

- 第1節 災害活動体制の整備
- 第2節 情報連絡体制の整備
- 第3節 消防・救援体制の整備
- 第4節 災害時医療体制の整備
- 第5節 緊急輸送体制の整備

第1節 災害活動体制の整備

「震災対策編、第1部、第2章、第1節 災害活動体制の整備」を準用する。

第2節 情報連絡体制の整備

「震災対策編、第1部、第2章、第2節 情報連絡体制の整備」を準用する。

第3節 消防・救援体制の整備

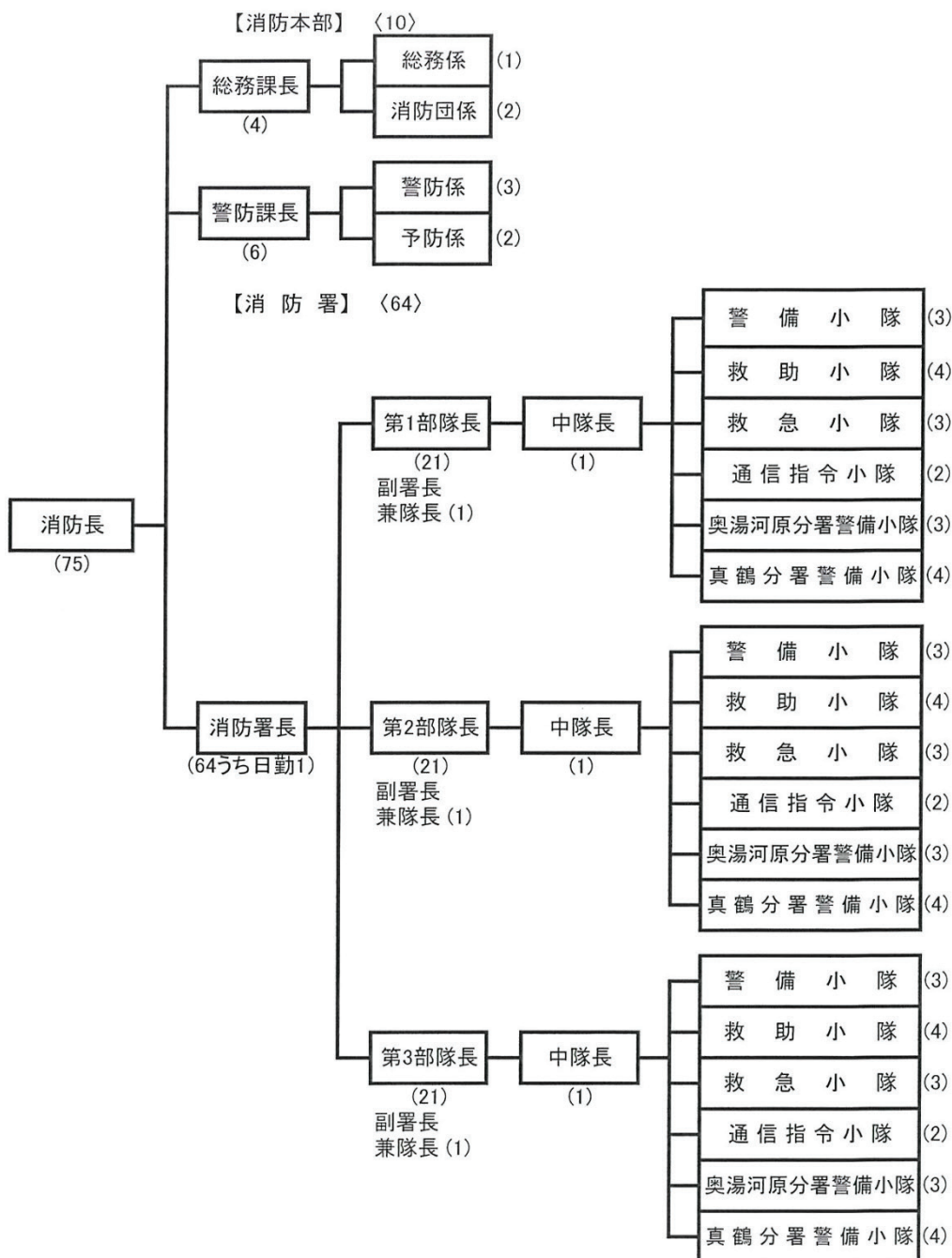
台風・豪雨・火災等の災害に対し、町及び湯河原町消防本部（以下、「消防本部」という。）は、防災関係機関と連携を図り、災害対応及び救急・救援に万全を期するとともに、そのための体制・資機材等の整備を推進するものとする。

第1 消防救急体制の現状

1. 常備消防

真鶴町を管轄区域とする常備消防は、湯河原町消防署で、町内には真鶴分署が設けられ、同消防署の第1部隊、同第2部隊、同第3部隊の各部隊に真鶴分署警備小隊が置かれ、隊員は各小隊4名、合計12名が配置されている。

■ 湯河原町消防本部組織図



■ 湯河原町消防署真鶴分署主要装備

装 備		数 量 (台)
ポンプ車	ポンプ自動車	1
その他車両	高規格救急車	1
	赤バイ (オフロード)	1
無線機	車載無線機	2
	携帯無線機	1

出典：湯河原町消防本部

2. 消防団

非常備消防である真鶴町消防団は、4 個分団によって構成され、平成 31 年 2 月末の団員は 79 名で条例定員数 93 名に達していない。

主要装備はポンプ自動車 5 台のほか、消火用の小型動力ポンプ 4 台を要し、携帯無線機は 13 台となっている。

■ 消防団の組織概要

項目	内容	備考
消防団名	真鶴町消防団	—
消防団所管	真鶴町総務課	—
所在地	足柄下郡真鶴町 真鶴515-1	団本部
電話 FAX	0465(68)0613	団本部
支団数(団)	0	—
分団数(団)	4	—
団員条例定数(人)	93	—
団員実数(人)	79	—

出典:町資料

■ 消防団の主たる装備

	装 備	数量(台)
ポン プ 車	ポンプ自動車	5
	小型動力ポンプ 付き積載車	4
	小型動力ポンプ	1
	その他	—
無 線 機	車載無線機	—
	携帯無線機	13
	受令機	—

出典:町資料

第 2 消防力の強化

常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、災害による被害を軽減するため、以下に示す計画を推進する。

1. 消防活動体制の整備

地域構造の複雑化と生活様式の高度化によって、大規模かつ多様化する災害時の救助、救急需要に対応するため、消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急車の整備及び救急救命士の養成と併せ、救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種消防訓練を実施し、警防、救助、救急体制の強化を図る。

2. 消防水利施設の整備

大規模火災時での消火栓以外の消防水利の充実を図る。また、耐震性貯水槽は管理、利用の面から避難所に整備していくものとする。

3. 特殊車両、資機材の整備

災害時に機動力を発揮する電源照明車、小型動力ポンプ付き水槽車等の特殊車両の整備に努める。消防施設の増強とともに、救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防・救援力の強化充実を図る。

4. 消防団の活動力の強化

災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防隊との連携及び自主防災組織等との協力体制の充実を図る。

また、災害時に常備消防隊と一体となって活動する地域の消防拠点としての消防団器具・車庫の整備及び火災、人命救助事案の多発に対処するため、簡易救助資機材の増強を図り、地域における消火等の災害対応、救助救援活動の充実を図る。

また、消防団員確保のため、次のことに留意する。

[消防団員の確保のため町の留意すべき事項]

- ア. 消防団に関する町民意識の高揚
- イ. 処遇の改善
- ウ. 消防団の施設・装備の改善
- エ. 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- オ. 機能別団員・分団の充実の推進

第4節 災害時医療体制の整備

町内において大規模災害が発生し、多数の死傷者が出た場合、町内の医療機関ではこれらの負傷者全てに対応するのは不可能であり、また、医薬品の不足なども予想される。このため、災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

◆担当部署等◆ 総務課、健康福祉課、湯河原町消防署真鶴分署、真鶴町国民健康保険診療所、湯河原町消防署、(小田原医師会)、(消防団)、(自主防災組織)

第1 初期医療体制の整備

1. 医療救護班の要請

被災によって医療処置が必要な場合、町長が小田原医師会、県等に対して医療救護班の出動を要請する体制準備を整えておく。

2. 救護所の設置

町は、医療救護班による応急医療救護を実施するための救護所の設置場所を、医療施設又は指定緊急避難場所とし、必要な資機材の備蓄と環境整備を整える。

3. 救急医療機関の指定

町は、災害時の初期救急医療機関を、小田原医師会等と協議しあらかじめ指定しておく。

4. 医薬品等の備蓄・整備

町は、医療救護活動に必要な医薬品、資機材等の備蓄をしておくとともに、薬局等との物資調達協定締結により不足に備える。

第2 後方医療体制の整備

重傷者や特殊医療を要する患者については、後方医療施設に搬送して治療を実施する必要があることから、重傷者等を後方医療機関へ搬送する体制の整備を推進する。

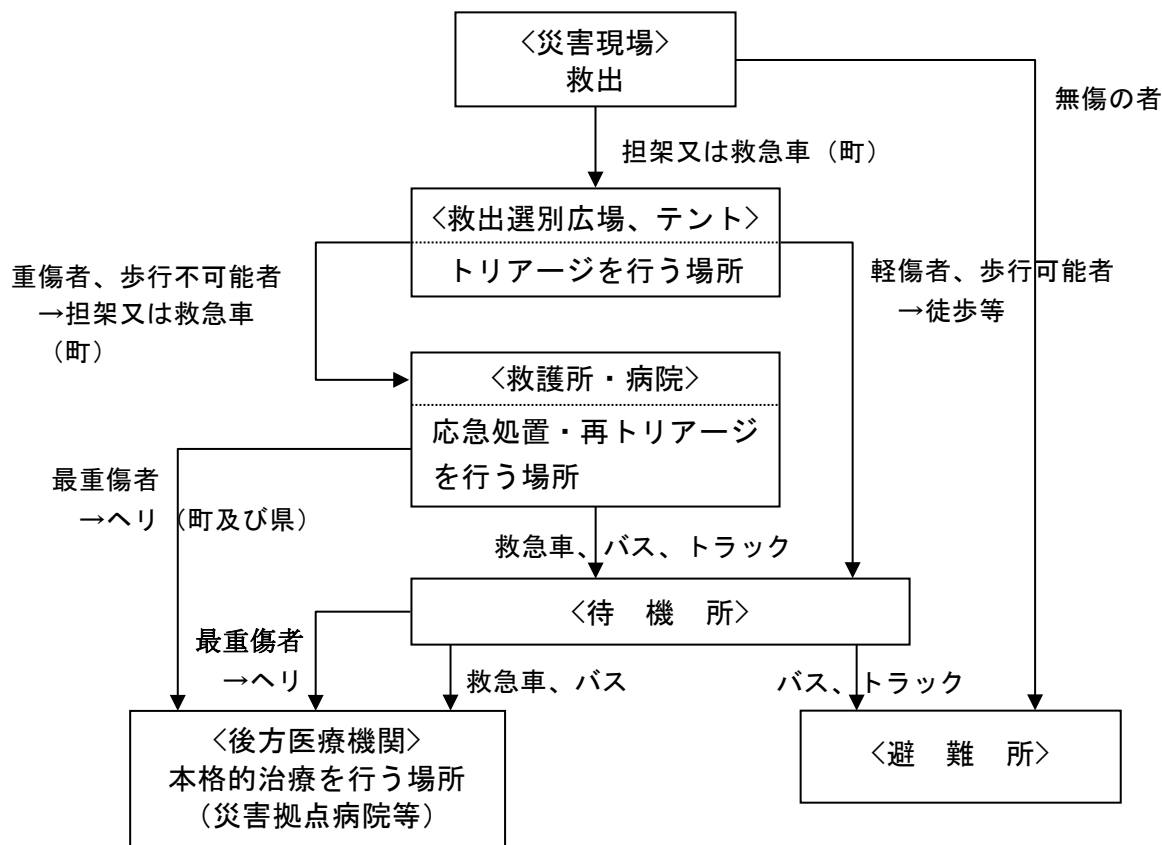
1. 後方医療支援体制の確立

町は、災害により救護所や救急医療機関では対応できない重症患者や、高度救命措置が必要な患者等が発生した場合、県に災害医療拠点病院等への搬送を要請する。

2. 搬送体制の整備

救護所等から最寄りの救急医療機関への負傷者の搬送、あるいは町外への広域搬送が必要な負傷者を想定して、庁用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図るものとする。

■ 大規模災害時における負傷者の取り扱い



注)「救護所」は、町内医療機関又は指定避難所に設置

「待機所」は、指定避難所又は集会所等に設置

3. 臨時ヘリポートの整備

負傷者の緊急搬送に供する臨時ヘリポートの整備を行う。なお、現在町が定めた臨時ヘリポートは次のとおりである。

■ 真鶴町の災害用臨時ヘリポート一覧

施設名	所在地	電話番号	施設代表者	備考
真鶴中学校	真鶴 1855	0465-68-2195	学校長	町の指定

第3 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災町民の心身に様々な影響を与え、なかでも、寝たきりの高齢者、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、傷病者等の要配慮者への影響は特に大きいものと考えられる。

このため、町は、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐため、要配慮者に対する医療対策の推進に努める。

1. 在宅療養者への対策

(1) 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進する。

(2) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

2. メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災町民に大きなストレスを与えることとなるため、被災町民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

3. 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受け入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、小田原医師会等関係機関と協議を行い、整備を図る。

第5節 緊急輸送体制の整備

「震災対策編、第1部、第2章、第5節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第3章 防災まちづくりの推進

計画方針

災害時における町民の生命、身体及び財産の保護を図り、安心して住めるまちを実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちの実現を目指す。

また、要配慮者等の視点も踏まえながら防災まちづくり計画を策定し、加えて比較的建物密度の高い市街地での細かな防災対策を含めた総合的な防災対策を推進する。

■ 対策

第1節 防災からの市街地整備

第2節 建築物等の安全性の確保

第3節 ライフライン等の防災対策

第4節 道路施設の安全化

第5節 孤立化の対策

第1節 防災からの市街地整備

◆担当部署等◆ まちづくり課、企画調整課、政策課

第1 市街地整備

市街地の同時多発的な火災等への対応策として、比較的密集度の高い木造建築による市街地等への延焼拡大を防止するため、道路、公園などの面的な都市基盤施設の整備により防災上危険な市街地を解消し、安全なまちづくりを進める。

また、要配慮者等の視点も踏まえた避難路、避難所等の整備や配置に留意する。

第2 防災空間の整備・拡大

1. 公園、緑地の整備

平常時には身近な憩いの場となる公園、緑地は、延焼防止帯、防災拠点や避難場所等として災害時の活動拠点となる。このように多目的に活用できる公園、緑地等の整備を推進する。

また、これらの公園においては、耐震性貯水槽や備蓄倉庫などの災害応急対策施設の整備を行うことにより、防災機能の充実を図る。

2. 道路整備の推進

道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、緊急輸送のルート等の機能を有している。

そのため、幹線道路や地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を次のとおり推進する。

- ア. 主要幹線道路の安全性等の整備を進める。
- イ. 街路樹を設置し、延焼遮断等の防災効果を高める。

第2節 建物等の安全性の確保

担当部署等◆ まちづくり課、企画調整課、政策課、教育課、湯河原町消防本部

第1 建築物の不燃化対策

建築物の不燃化対策としては、建築基準法に基づくもののほか、木造建築物の延焼防止策、耐火建築の促進を図る。

第2 公共建物の防火対策

本町における公共建物で比較的大規模のものは、耐火又は準耐火構造となっているが、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定に基づいて建築物の安全性を確保するため公共建築物の定期検査を実施し、防火対策等を図る。

第3 文化財の災害予防対策

文化財に指定されている建造物等からの火災の発生や延焼を未然に防ぐため、日ごろから適切な防火管理を行い、防火責任者を定め防火管理計画、消火訓練計画等の具体的な消防計画を作成しておく。もし火災が発生した場合には、その被害を最小限にとどめるため初期消火活動を行い、消防機関への通報を速やかに行うような体制を整える。

第4 塩害対策

海岸沿いの建造物にあっては、風に伴う塩害への対策が重要である。通信や道路施設等の公共施設の建設又は改修に際しては、塩害に強い資材の導入をする等の塩害対策に十分な配慮をする。また、民間建造物にあっては塩害を考慮に入れた対策を講じるよう啓発する。

第5 浸水対策

大雨等による建築物への浸水防止対策を推進する。

第6 応急対策上重要な施設の安全確保

町及び施設管理者は、劇場、地下街、駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設、医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

第3節 ライフライン等の防災対策

◆担当部署等◆ まちづくり課、湯河原町消防署真鶴分署、（各事業所）、（各施設管理者）

「震災対策編、第1部、第3章、第6節 ライフライン等の防災対策」を準用する。

第4節 道路施設の安全化

◆担当部署等◆ まちづくり課、県

第1 道路、橋りょうの現況と防災対策

本町の国・県道は、全線舗装済みであり、一般的維持については、舗装の経年老化と近年急増する重交通のための破損からの修繕と維持に努めている。

防災対策としては、丘陵地での県道については大雨時に土砂災害、道路欠壊等の危険が予想される区間があるので、危険箇所を指定する。

また、町道については、排水施設の整備に努める。

第2 災害発生時の措置

豪雨、地震等の異常気象時において、まちづくり課は管内道路を絶えず巡回し被災を発見したときは速やかに道路交通に支障のないよう応急措置をとる。

第3 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等での道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行い、また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

第5節 孤立化の対策

◆担当部署等◆ 総務課、まちづくり課、企画調整課、政策課

「震災対策編、第1部、第3章、第8節 孤立化の対策」を準用する。

第4章 火災予防計画

計画方針

火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実、火災の予防、救急体制の整備等を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民等による初期消火、自主防災組織における被災者の救出及び応急手当能力の向上を図る。

◆担当部署等◆ 湯河原町消防本部、まちづくり課、企画調整課、政策課、(消防団)、(自主防災組織)

■ 対 策

第1節 火災予防査察

第2節 一般住宅等の防火対策の徹底

第3節 保安林に対する火災予防

第1節 火災予防査察

3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に湯河原町消防本部が、消防法第4条及び第16条の5の規定により消防対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は消防対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

【予防査察の主眼点】

- ア. 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・そのほか消火活動上必要な施設が消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているか。
- イ. 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているか。
- ウ. こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱い状況が、消防法令どおり確保されているか。
- エ. 病院・旅館・飲食店などの防災防火対象物で使用するカーテン、床敷物等は防災物品であるか。また、裸火の使用が適切であるか。
- オ. 指定数量以上の危険物及び指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が、消防法令に違反していないか。
- カ. そのほか残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているか。

第2節 一般住宅等の防火対策の徹底

第1 一般住宅及び事業所防火対策

火災被害の大部分を占める住宅火災の予防と事業所火災の低減を図るため、町は、湯河原町消防本部等と連携し、防災機器の設置、普及・促進に努める。

- ア. 消防法に基づき住宅用火災警報器の設置が義務づけられたため、すべての住宅(寝室、階段、台所等)に設置するように指導する。
- イ. 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化を指導する。
- ウ. 事業所での危険物、薬品等による出火の防止のための保管適正化を指導する。
- エ. 住宅用防災機器の展示による啓発
- オ. 広報紙、町ホームページ、回覧版、パンフレット等による啓発
- カ. 講演会等の開催

第2 火災予防についての啓発

毎年3月1日から3月7日を春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までを秋季火災予防運動期間とし、火災予防思想の普及のため次のような啓発活動を実施する。

【火災予防運動】

- ア. 消防団による夜間防火広報巡回
- イ. 防火座談会・講演会、防火映画会等の開催湯河原町消防本部、各分署及び消防施設において、防火ポスター・防火看板の掲出
- ウ. 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- エ. 商店街、小学校、保育所、病院等での消火・避難訓練指導等

第3 初期消火の徹底

- ア. 町及び消防機関は家庭、職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- イ. 町、消防機関及び県は、町民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織における初期消火活動の訓練を指導する。

第3節 保安林に対する火災予防

第1 啓発と広報宣伝

消防本部及び真鶴分署は林野火災防止に関する広報宣伝を、防災行政無線、広報紙、回覧板等を利用して行い、町民の注意を喚起する。

また、町は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等を通して、小中学校の児童生徒に対して林野火災予防を理解させるための普及指導を行う。

第2 予防施設の設置

保安林で作業する林業労働者に対して、携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。また、林内の遊歩者に対しては、立て看板などにより火災予防を喚起するよう努める。

第5章 土砂災害予防計画

計画方針

土砂災害（がけ崩れ、土石流）を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に把握し、当該土地の状況に適した土地利用を行う必要がある。このことから、災害危険度の高い場所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）（以下「急傾斜地法」という。）」、「砂防法（最終改正：平成22年3月31日法律第20号）」に基づく災害防除のための対策を実施して住民の生命、財産の保全に努める。

◆担当部署等◆ まちづくり課、総務課、湯河原町消防本部

■ 対策

第1節 危険箇所の調査把握

第2節 急傾斜地崩危険区域の対策

第3節 砂防指定地の対策

第4節 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

第5節 宅地造成地災害対策

第6節 警戒避難体制の整備

第7節 防災知識の普及・啓発

第1節 危険箇所の調査把握

町は、県や防災関係機関と連携し、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査、把握し、関係町民に周知するとともに警戒避難体制の整備等を行う。また、必要に応じて点検・パトロール等を行う。

真鶴町土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は68区域268斜面（平成27年12月27日現在）、土石流危険箇所は5箇所ある（平成26年3月28日現在）。

■ 土砂災害警戒区域（急傾斜地 68 区域 268 斜面）

区 域	区域数	斜面数
東	3	7
西	3	9
土肥道	4	12
丸山	4	10
岩中央	3	17
城口	4	13
城北	6	25
みさき	18	78
山ゆり	23	97
計	68	268

注)平成 27 年 12 月 27 日現在

■ 土砂災害警戒区域（土石流）・
土砂災害特別警戒区域（土石流）

指定状況	区域の名称	所在地
土砂災害警戒区域	第 1 岩村水無川	岩
	新島沢	岩
	岩沢	岩
	第 2 岩村水無川	真鶴・岩
	細山沢	岩
土砂災害特別警戒区域	第 2 岩村水無川	真鶴町岩
	細山沢	

注)平成 26 年 3 月 28 日現在

第2節 急傾斜地崩壊危険区域の対策

「急傾斜地崩壊危険区域」は、急傾斜地で崩壊のおそれがあるため一定の行為の制限を必要となる区域で、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和4年7月1日施行）」により県知事が指定する。指定区域では、切土、盛土、立ち木の伐採等の行為を行う場合は、県知事の許可が必要となる。

真鶴町の急傾斜地崩壊危険区域は5区域ある（平成24年4月1日現在）。

■ 急傾斜地崩壊危険区域（5区域）

危険区域	指定面積	指定年月日
磯崎地区	0.85ha	昭和47年3月14日 平成13年3月30日 平成14年9月20日
真崎地区	0.25ha	昭和47年3月28日
宮ノ前地区	4.73ha	昭和49年10月1日
三枚畑地区	0.35ha	昭和61年3月28日
清水澤地区	1.34ha	平成22年7月2日

注)平成24年4月1日現在

第3節 砂防指定地の対策

「砂防指定地」は、砂防法第2条に基づき指定され、土石流や山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐための砂防えん堤などの工事や宅地造成など土地の形状を変える行為をする場合に許可が必要となる区域である。真鶴町内には1溪流（岩沢川）が指定されている。

第4節 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

第1 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害警戒区域とは、土砂災害防止法第6条第1項において指定する区域で、急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、地域住民に対して危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

第2 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害防止法第8条第1項において指定する区域で、急傾斜地の崩壊や土石流の発生に伴う土石等の移動等により建物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることの出来る力を上回る区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

第5節 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質等の地域の実情を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

第6節 警戒避難体制の整備

町は、台風期及び豪雨時での土砂災害の発生が予想される箇所等について、地域住民の警戒避難体制の確立を図る。

第1 警戒避難体制

町職員及び消防団員は危険区域の警戒巡視を実施し、自治会長及び自主防災組織等との連絡を密にするとともに、町民等に対し避難準備を行うよう町防災行政無線、広報車、インターネット等により広報するほか、必要に応じて災害対策基本法第56条に規定する警告、第59条に規定する事前措置及び第60条に規定する避難の勧告、指示等の措置を講じる。また、警戒避難体制確立においては、要配慮者に十分配慮し、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項について定めるものとする。

第2 警戒措置

土砂災害警戒情報等により、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流による被害の発生が予想される場合、警戒体制を整え、必要に応じて町長は避難について指示するものとする。

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるように神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する。

第3 土砂災害警戒情報等の住民への伝達

土砂災害警戒情報や避難情報を、迅速かつ正確に住民に伝達する体制を整備する。土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

第7節 防災知識の普及・啓発

町は県と協力し、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時での応急対策を迅速に行うため、各種防災訓練の実施に努める。

なお、県は土砂災害を未然に防ぐ、あるいは、被害を最小限に抑えるため、土砂災害危険箇所を県のホームページで開示している。

第6章 水害予防計画

計画方針

大雨や洪水、高潮による家屋等への浸水、山崩れや農作物等の被害を軽減するための河川改修や治山・砂防対策を行うとともに、農作物に対する予防策を講じる。

◆担当部署等◆ まちづくり課、総務課、湯河原町消防本部、県、(消防団)

■ 対策

第1節 浸水対策

第2節 高潮対策

第1節 浸水対策

町は、浸水により相当な被害が生ずるおそれがある区域に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項をあらかじめ定め、地域住民に周知する。

第1 安全性に配慮した行政指導の実施

町は、県と協力し、土地造成を伴う各種の開発事業等において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制、盛土の抑制など、事業対象地の特性を考慮した対策を実施するよう事業者を指導する。

第2節 高潮対策

第1 海岸高潮対策

本町の海岸保全区域は、水尻(南防波堤)から琴ヶ浜海岸字里地の南端までであるが、当該区域の高潮対策としては、県が平成5年度から護岸改良や離岸堤の設置を実施している。

第2 自衛体制の整備

1. 住民等への情報伝達体制の確立

高潮が予知又は発生した時は、あらゆる広報媒体(有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等)や消防団、自主防災組織等を活用し、高潮情報の迅速な伝達に努める。

2. 避難体制の確立

(1) 避難勧告等の指示

気象官署が発表する高潮・津波予報を基本とし、海面監視、地域住民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合判断のもとに、早期に避難勧告等の指示ができる組織体制を確立する。

(2) 避難誘導

同報系無線、広報車、サイレン等による指示誘導を基本とし、自治会や地域住民等の自主避難と連動し、迅速的確に実施ができる体制を確立するとともに、自主避難等を容易にするため、避難場所案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

また、自力避難の困難な高齢者、障がい者（児）などの実態を把握し、これら要配慮者を考慮した避難場所を確保するとともに、迅速、かつ、的確な避難誘導を行うため、防災関係機関、自主防災組織、近隣居住者等と協力してその体制整備に努める。

(3) 地域住民等の自主避難

自治的活動をする団体（自治会等）、自主防災組織等は地域住民等の避難誘導を行い、行政機関と連動し、早期に自主的な避難ができる体制を整える。

(4) 防災知識の普及・啓発

住民に対し広報紙等により、高潮に関する知識の普及と防災意識の啓発を図る。

第3節 下水道整備

町は、汚水排除施設の整備とバランスのとれた雨水排除施設等の整備を促進するとともに、排水施設等の拡充や河川改修事業との連携を図りながら、さらに安全度を向上させるよう努める。

町は、現在、既に都市の集積等により浸水被害が生じている地域はもとより、今後集積度が高まり雨水の流出量が増加すると予想される地域に対しても浸水被害の解消に向けて、排水施設等の整備の推進に努める。

また、排水施設の整備、マンホール等の浮上・飛散防止等の対策を推進する。

第4節 水害予防施設の維持補修

町は、農地・農業施設及び周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修や補強工事のほか、ハザードマップの作成・配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保に努めるほか、パトロールなどで明らかになった工作物の小破損等について速やかに維持改修を行い、施設の機能を保つ。

(1) 農業用施設等の整備、改修

町は、脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進する。また、流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入が生じる地域において、排水整備工事を計画的に実施する。河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設について整備補強工事を計画的に実施する。

(2) 農地保全施設等の整備、維持補修

町は、急傾斜地帯の農地において、降雨による侵食等の被害防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施する。

(3) 農業用施設、漁港施設、林道施設の整備、維持補修

町は、広域農道、港湾、漁港、海岸、林道、治山の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を行う。

第7章 風害予防計画

計画方針

強風による農作物の被害や各種施設の被害を防ぐため、風害が予想される気象情報の早期入手や防風林等の整備により被害の低減を図る。

◆担当部署等◆ まちづくり課、産業観光課、県

■ 対策

第1節 農作物等の風害防止対策

第2節 気象（風等）の観測

第1節 農作物等の風害防止対策

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、そのほかフェーン現象や降雹に伴う局地的な強風などがある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食すなわち風食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没したりして被害を与える。

本町における農作物はほとんどが果樹（みかん）であり、予防対策を以下に示す。

第1 風害の恒久的対策

1. 防風林の設置

(1) 設置場所

防風林は、北側（冬季の季節風）や南西又は南東側（暴風雨、台風対策のため）、傾斜地では山背風の流入を防ぐために設置するが、両側面に設置すればより効果的である。

(2) 幅員及び樹高

幅員は通常 20～30m が望ましい。樹高は一般に高い方が防風効果も高い。

(3) 樹種と選定条件

防風林用の樹種としては、その土地に適し、成長が早く枝条や葉が密生する樹種、耐風性があるほかに耐寒性等の伴う樹種が望ましい。

最適＝スギ、サワラ、ヒノキ、カシ類、イヌマキ、クロマツ、アカマツ

適＝クス、タブ、ツバキ、クヌギ、シイ類、サンゴジュ

■ 防風林の防風効果

防風林からの距離	10倍	15倍	20倍	25倍	30倍
密閉度 約30%	75	85	90	95	100
50	25	50	60	75	100
100	65	80	85	95	100

備考：防風林からの距離は樹高倍数、表中の数字は防風林からの距離が30倍の地点における値に対する比である。

■ 防風林の効果範囲

種類	効果範囲	備考
国有保安林	13倍～15倍	樹高12m、林の幅72m、クロマツ14
耕地防風林	10倍	樹高4m 2列植 14
耕地防風林	20倍	樹高7m 3列植 14
うつぎ防風林	20倍	樹高1.8m 15
ヤマダチ・ヤナギの植列	12倍～15倍	樹高4m 15
カラマツ防風林	20倍以上	樹高約9m 15

第2 果樹に対する風害対策

1. 防風垣の設置

- ア. 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。
- イ. 幅員及び高さ
 - 1列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離そのほか管理に万全をつくすこと。

2. 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥等を防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、みかん等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第2節 気象（風等）の観測

「風水害等対策編、第2部、第2章、第3節、第2 気象予報・警報等の情報」による。

第8章 防災施設等の整備計画

計画方針

町は防災関係機関と協力し、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施し、町民の安全と生活の確保を行うための活動拠点となる諸施設の整備の促進を図る。

◆担当部署等◆ 総務課、企画調整課、政策課、まちづくり課、健康福祉課、教育課、湯河原町消防本部、(消防団)

■ 対 策

第1節 防災拠点施設の整備

第2節 避難施設の整備

第3節 非常用物資の備蓄

第4節 水防用資機材の整備

第1節 防災拠点施設の整備

「震災対策編、第1部、第4章、第1節 防災拠点施設の整備」を準用する。

第2節 避難施設の整備

「震災対策編、第1部、第4章、第2節 避難施設の整備」を準用する。

第3節 非常用物資の備蓄

「震災対策編、第1部、第4章、第3節 非常用物資の備蓄」を準用する。

第4節 水防用資機材の整備

水防用資機材の整備は、豪雨時の浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できる内容とし、今後とも整備に努める。

第 2 部 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制

第1節 活動体制の確立

活動方針

町及び防災関係機関は、町内及び周辺に台風、豪雨等による災害が発生した場合、応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、町民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努める。また、被害の発生を最小限度に止めるため、災害規模に応じた防災体制をとり、町民の身体・生命・財産の安全確保に努める。

◆実施機関◆ 本部会議、統括部本部班、各対応活動部・班、湯河原町消防署真鶴分署、小田原警察署、(消防団)、(自主防災組織)

第1 動員基準及び配備体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準により災害対策配備体制を整える。

■ 体制の種別及び配備体制

配備体制	配備基準	配備内容	配備職員
警戒配備体制	第1配備 次の警報が1以上発令されたとき。 ・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（浸水害） ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ・波浪警報 ・高潮警報	災害の要因が発生した場合において、情報の収集及び警報の伝達等に備えて活動する体制	・真鶴町非常配備編成表による。
	第2配備 次の警報が1以上発令され、町長が必要と認めたとき。 ・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（浸水害） ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ・波浪警報 ・高潮警報 ・土砂災害警戒情報	・情報の収集及び伝達 ・危険個所の巡回 ・被害個所の応急対策を円滑に行い、速やかに災害対策本部を設置できる体制	・真鶴町非常配備編成表による。
対策本部体制	第3配備 局地的又は大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合等で町長が第3配備の必要があると認めたとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長が定める。	・全職員

第2 災害対策本部設置前の初動体制

1. 大雨・高潮・洪水注意報、大雨・暴風・高潮・洪水警報の1つ以上が町を対象に発表された場合、又は災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたときは、あらかじめ定められた職員は、町役場内所定の場所に参集し、次の措置を講じる。
 - ア. 気象に関する情報の収集及び伝達
 - イ. 被害状況の把握及び報告

2. 総務課長は被害情報をつとりまとめ、速やかに町長に報告する。また、必要に応じ、県に報告又は通報を行う。

第3 災害対策本部

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町内各地域における災害応急対策を円滑に行うため、災害対策基本法第23条の2に基づき真鶴町災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織及び編成は、次のとおりである。

【町災害対策本部の組織構成図】

本部会議	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	企画調整課長、総務課長、会計課長、税務収納課長、町民生活課長、健康福祉課長、まちづくり課長、産業観光課長、議会事務局長、教育課長、政策課長

対応活動部名	対応活動班名	対応職・担当部局
統括部 部長：総務課長	本部班 班長：総務課長	町長／副町長／教育長／各所属長
	総務班 班長：総務課長	総務課
	広報・財政班 班長：企画調整課長	企画調整課
町民対応部 部長：町民生活課長	医療・衛生班 班長：町民生活課長	町民生活課
	避難・援護班 班長：健康福祉課長	健康福祉課／（社会福祉協議会）／（自主防災組織）
	被害調査班 班長：税務収納課長	税務収納課
	受け入れ班 班長：政策課長	政策課／会計課／（社会福祉協議会）
応急活動部 部長：まちづくり課長	産業・観光班 班長：産業観光課長	産業観光課
	上下水道班 班長：まちづくり課長	まちづくり課
	施設班 班長：まちづくり課長	まちづくり課
教育部 部長：教育課長	避難所班 班長：教育課長	教育課
	教育班 班長：教育課長	教育課
議会対策部 部長：議会事務局長	議会対策班 班長：議会事務局長	議会事務局

1. 災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部会議及び対応活動部をもって構成する。

2. 本部会議

- ア. 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- イ. 本部会議は、災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針、そのほかの重要事項について審議決定する。
- ウ. 本部会議は町役場本庁舎内に設置する。
- エ. 本部会議と各部との連絡方法
本部長又は本部会議で決定した事項は、統括部本部班の担当者が各対応活動部に連絡する。
各部で収集した情報又は各部で決定した事項のうち、本部会議又は各部が承知しておく必要がある事項は、本部員及び統括部本部班担当者が各部及び本部長に連絡する。
- オ. 関係機関に対する要請等
本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講じるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のため必要があるときは職員の派遣を要請する。

3. 災害対策本部の設置及び廃止

- (1) 町長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。
 - ア. 真鶴町及び周辺で局地的な災害や大規模災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合で町長が必要と認めたとき
- (2) 設置後、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため災害対策本部を設置しておく必要がないと町長が認めたときは、廃止する。
- (3) 災害対策本部の設置及び廃止の手続きは次のとおりとする。
 - ア. 町長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「真鶴町災害対策本部」の標識で公示するとともに町防災行政無線等によって町民への周知を図る。
 - イ. 災害対策本部を設置した場合、町長は速やかに町防災会議を構成する各機関の長に電話又はそのほかの方法により通知する。また、知事（災害対策課）に報告する。
 - ウ. 本部を廃止した場合もア、イと同様の手続きを行う。

4. 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は町長とし、事務を総括する。副本部長は副町長、教育長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故ある時は、副町長、教育長の順でその職務を代理する。

本部員（各課長）に事故あるときは、部員のうち各課の上席のものが代理する。

5. 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合（例えば町役場本庁舎被災時）を除き、町役場本庁舎内に設置するものとし、設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておく。

また、町役場本庁舎が損壊等により使用が不可能になった場合には、第2順位として町民センター内、第3順位として真鶴町国民健康保険診療所内に災害対策本部を設置する。

■ 対策本部設置の場所

優先順位	指 定 場 所
第1順位	真鶴町役場本庁舎内
第2順位	真鶴町民センター
第3順位	真鶴町国民健康保険診療所

6. 災害対策本部対応活動部・班の分担業務

■対応活動部・班の分担業務

1/3

部班名		分 担 業 務
統 括 部	本部班	1 災害対応に関する組織運営の決定と指示及び庶務に関すること。 2 防災会議委員その他関係防災機関との連絡調整に関すること。 3 避難準備情報・避難勧告・避難指示（緊急）発令に関すること。 4 災害救助法の適用に関すること。 5 報道機関等への発表内容に関すること。 6 防災行政無線の統制・運用に関すること。 7 県・国への応援要請、自衛隊派遣、隣接市町等との相互協力・応援並びに民間協力団体等への協力要請に関すること。 8 災害対策の連絡調整の総括に関すること。 9 緊急事項のための予備要員の配置に関すること。 10 被害対策に必要な現金の出納に関すること。
	総務班	1 地震・津波情報の収集と伝達に関すること。 2 町内の被害状況等の収集と分析・評価に関すること。 3 外部情報の収集（上位機関・防災関係機関、マスコミ等）に関すること。 4 職員の食事・宿泊・健康管理等及びバックアップに関すること。 5 被害状況の記録に関すること。 6 避難準備情報・避難勧告・避難指示（緊急）発令の実行に関すること。 7 ライフラインに関する被害、復旧等の情報に関すること。 8 上位機関／消防機関／関係機関（ライフライン関係を含む。）との連絡と対応調整に関すること。 9 災害に伴う町内秩序の維持及び警備（警察と協同）に関すること。 10 町民への情報提供の実行に関すること。 11 緊急通行車両の標章及び確認証明書等に関すること。 12 災害対応機関及び団体の活動調整に関すること。 13 自主防災組織との連絡・調整に関すること。 14 避難民の避難所等の配分に関すること。 15 復旧に伴う作業員等の雇用に関すること。
	広報・財政班	1 報道機関等への対応に関すること。 2 災害対策の予算に関すること。 3 情報通信機器の復旧に関すること。 4 義援金品の受領及び配布に関すること。

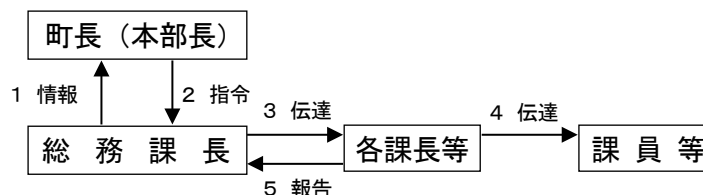
町 民 対 応 部	医療・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の収集に関する事。 2 仮設トイレに関する事。 3 遺体安置所の開設に関する事。 4 清掃及びし尿処理に関する事。 5 身元不詳死亡者に関する事。 6 医療機関への連絡調整に関する事。 7 医療関係施設の被害調査と復旧に関する事。 8 湯河原町真鶴町衛生組合との連絡調整に関する事。 9 医師会との連絡調整に関する事。 10 薬剤師会との連絡調整に関する事。
	避難・援護班	<ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者に関する事。 2 福祉避難所に関する事。 3 飲料水・食料調達・生活用品等の調達と配布に関する事。 4 被災者の収容に関する事。 5 被災者の生活再建支援に関する事。 6 日赤活動との連絡調整に関する事。 7 応急仮設住宅の入居に関する事。 8 避難所等における救護所の設置に関する事。 9 防疫に関する事。
	被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災証明に関する事。 2 被害の調査に関する事。 3 被害調査の集計に関する事。
	受け入れ班	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資に関する事。 2 災害ボランティアの受入及び活動活動内容等の調整に関する事。 3 義捐金の受理及び配布に関する事。

応 急 活 動 部	産業・観光 班	1 観光施設の被害状況の確認及び応急措置に関する事 2 農道及び漁港の被害状況の確認及び応急措置に関する事 3 観光客の避難誘導に関する事 4 一時帰宅困難者に関する事
	上下水道 班	1 上下水道施設の被害調査。 2 応急給水に関する事。
	施設班	1 町内被害状況の調査・障害物の除去。 2 通行支障箇所の情報収集及び関係機関への通報に関する事。 3 建設業組合との連絡調整に関する事。 4 緊急輸送路等の確保。 5 応急仮設住宅の建設に関する事。
教 育 部	避難所班	1 指定避難所の被害状況の確認及び解錠に関する事。 2 被災者の収容確保に関する事。 3 社会教育施設の安全確保に関する事。
	教育班	1 学校施設の被害状況の確認に関する事。 2 園児・児童・生徒の安全避難に関する事。 3 教育委員、教育機関との連絡調整に関する事。 4 応急教育に関する事。 5 臨時給食施設に関する事。
議 会 対 策 部	議 会 対 策 班	1 議会議員との連絡調整に関する事。 2 議会の応急対策に関する事。

第4 配備指令の伝達及び対応

【平常時執務時の配備指令伝達及び対応】

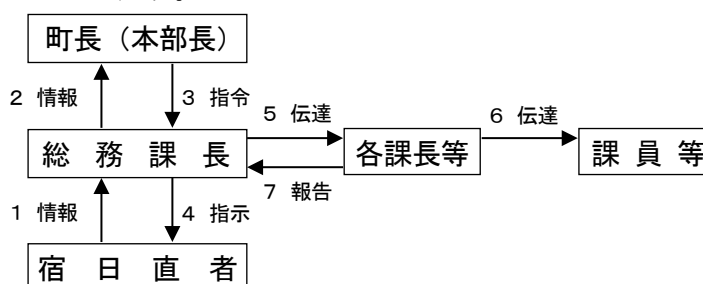
○庁内放送、電話等により行う。



※各課において、いつでも出動できる態勢で待機する。

【休日又は夜間の配備伝達及び対応】

○電話などにより行う。



※宿日直者の職務

宿日直者は、次に掲げる情報を察知したときは、総務課長に連絡し、その指示を受けて併せて関係職員に連絡する。

- ・災害発生のおそれのある気象情報が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
- ・災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
- ・災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき

第5 自主登庁又は自主参集

勤務時間外に風水害が発生し、電話等による伝達が不可能な場合の自主登庁又は自主参集は、次の方法による。

1. 自主参集基準

ラジオ、テレビ、防災行政無線等で町内に係る災害関連情報が流されたとき又は、自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無にかかわらず職員は自主的に参集し、真鶴町防災動員体制マニュアルに定められた所定の体制をとる。

2. 登庁時の注意

災害時の登庁について、災害応急活動に備えるよう次の事項に留意する。

- ア 登庁時の手段 …… 可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。
- イ 服 装 …… 応急活動に便利で安全な服装とする。
- ウ 持 参 物 …… 災害初動マニュアル、職員証、食糧、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、そのほか必要と思われるものを持参する。
- エ 情報収集 …… 登庁経路での被害状況をメモし、その状況を対策本部又は、総務課に報告する。

3. 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において災害事故等に遭遇した時は、人命の救助を第一として付近の町民に協力するとともに、消防本部等へ通報する。

4. 登庁が不可能な場合

交通等の断絶により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を災害時特設電話等により所属長に連絡し、自宅待機とする。その後、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

第6 初動期災害情報の収集

湯河原町消防本部、小田原警察署及びそのほか防災関係機関と密接な連携を図りながら、風水害等による被害発生状況など初動対応に必要な情報収集を行う。

第7 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、町長（本部長）は知事を補助し、法に基づく救助事務を行う。

第8 県・国の現地対策本部との連携

町長（本部長）は、県の現地災害対策本部（設置された場合）又は国の非常（緊急）災害現地対策本部（設置された場合）との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第2節 災害救助法の手続き等

活動方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令等の定めるところによるが、必要と認めるときは、町長（本部長）は知事に対し速やかに所定の手続きを行う。

◆実施機関◆ 本部班

「震災対策編、第2部、第1章、第2節 災害救助法の手続き等」を準用する。

第2章 情報の収集・伝達計画

活動方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町は、速やかに連絡体制を確立し、迅速な応急対策を実施するために、災害の状況、被害の状況を的確、かつ、迅速に把握し、町民及び防災関係機関等に伝達するための体制を早期に確保する。また、被災者に対しては苦情、要望等を聴取しその早期解決を図るための、災害時における各種情報の収集伝達を進める。

◆実施機関◆ 本部班、総務班、施設班、各活動班、湯河原町消防署真鶴分署、小田原警察署、(消防団)、(自主防災組織)、(各事業所等)

第1節 情報連絡体制の確立

「震災対策編、第2部、第2章、第1節 情報連絡体制の確立」を準用する。

第2節 災害情報通信連絡系統

「震災対策編、第2部、第2章、第2節 災害情報通信連絡系統」を準用する。

第3節 初動期災害情報収集体制

第1 情報収集体制の確立

「震災対策編、第2部、第2章、第3節、第1 情報収集体制の確立」を準用する。

第2 気象予報・警報等の情報

横浜地方気象台は、異常気象等によって神奈川県内の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、気象警報・気象注意報を発表し、関係機関に通知する。

総務班は、神奈川県防災行政通信網等により上記の情報を的確に受報し、適切な応急活動に役立てる。

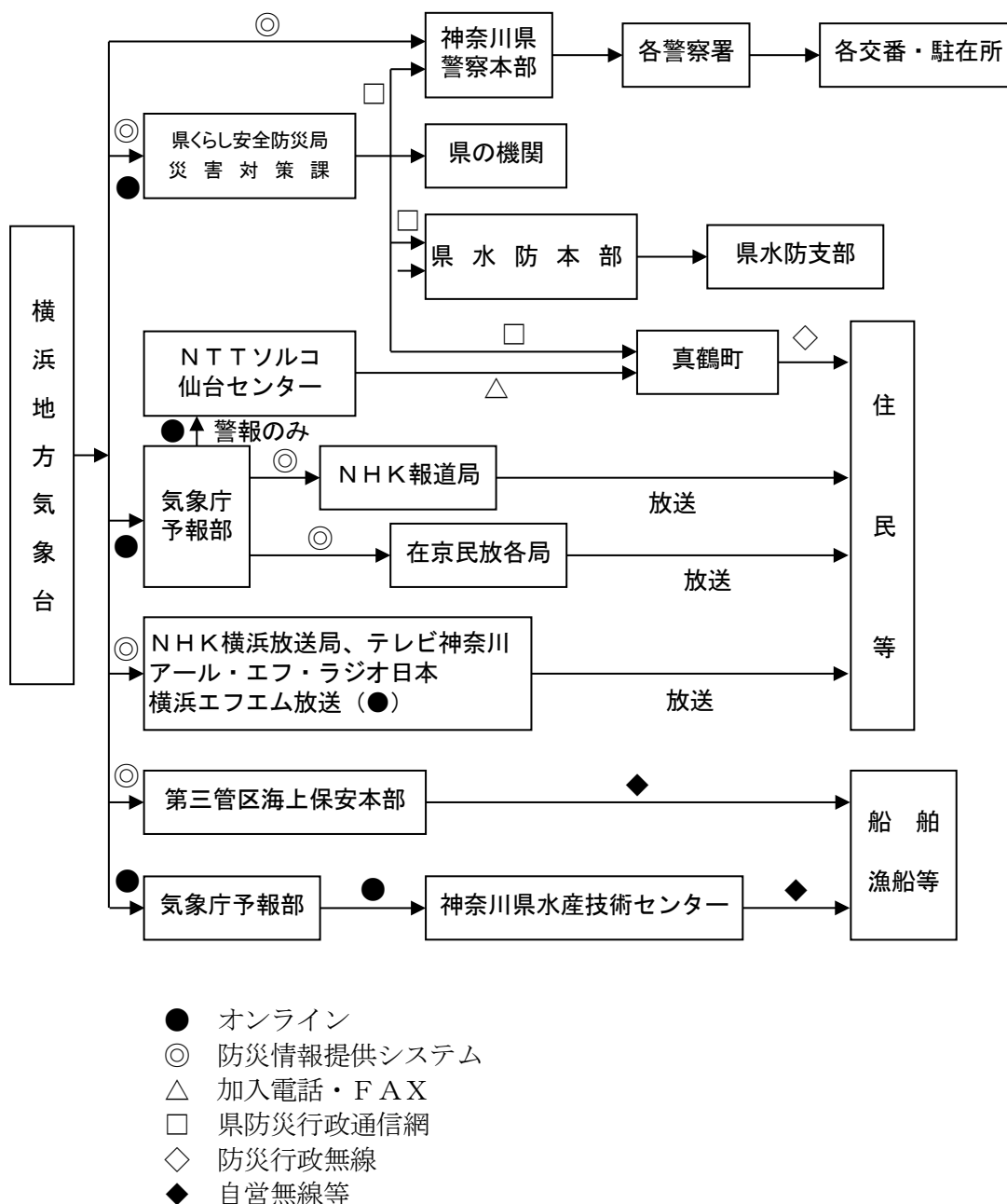
■ 警報・注意報発表基準一覧表

平成30年5月30日現在
発表官署 横浜地方気象台

真鶴町	府県予報区	神奈川県			
	一次細分区域	西部			
	市町村等をまとめた地域	西湖			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	161	
	洪水		流域雨量指数基準	水無川流域=8.9	
			複合基準*1	-	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波浪	有義波高	5.0m			
高潮	潮位	1.3m			
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11	
			土壌雨量指数基準	96	
	洪水		流域雨量指数基準	水無川流域=7.1	
			複合基準*1	-	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	12m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	1.1m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最少湿度35% 実効湿度55%			
なだれ					
低温	夏期：最低気温16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下				
霜	最低気温4℃以下				
	発表期間は原則として4月1日～5月20日				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。
る。

■ 気象警報・注意報等の伝達系統図



第3 水防に関する巡視

気象の悪化が予想されるときは、消防団は、区域内の河川、海岸等の巡視活動を実施する。

第4 火災に関する情報

「震災対策編、第2部、第2章、第3節、第3 火災に関する情報」を準用する。

第4節 被害情報等の収集・報告

「震災対策編、第2部、第2章、第4節 被害情報等の収集・報告」を準用する。

第5節 県への被害情報等の報告

「震災対策編、第2部、第2章、第5節 県への被害情報等の報告」を準用する。

第6節 災害時の広報

「震災対策編、第2部、第2章、第6節 災害時の広報」を準用する。

第3章 消防・救急救助・危険物等対策計画

第1節 応急消防活動

活動方針

火災時には、町民の生命、身体及び財産の被害軽減を基本とし、延焼の拡大防止、早期鎮圧と全機能をあげた救助・救急活動を実施する。

◆実施機関◆ 総務班、湯河原町消防本部、(消防団)、(自主防災組織)、(住民)

「震災対策編、第2部、第3章、第1節 応急消防活動」を準用する。

第2節 救急救助活動

活動方針

災害時において関係機関の活動方針によるほか、医療機関、日本赤十字社等との協力連絡体制を確保し、救助活動及び救護所の開設、医療機関への搬送等、迅速かつ的確な救助・救護活動を実施し、町民の生命及び身体の安全の確保を行う。

◆実施機関◆ 医療・衛生班、施設班、湯河原町消防本部、自衛隊、小田原警察署、真鶴町国民健康保険診療所等、(消防団)

「震災対策編、第2部、第3章、第2節 救急救助活動」を準用する。

第3節 危険物等の対策

活動方針

火災等による危険物等災害を最小限に止めるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺町民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

◆実施機関◆ 総務班、湯河原町消防本部、(消防団)、(各施設管理者)

「震災対策編、第2部、第3章、第3節 危険物等の対策」を準用する。

第4章 水防活動計画

活動方針

大雨、台風等による河川の氾濫や洪水による土地の冠水及び建物の浸水等の被害をできる限り軽減するため、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を地域住民、自主防災組織等の協力のもとに実施する。

◆実施機関◆ 総務班、湯河原町消防本部、(消防団)、(自主防災組織)

第1節 関係機関の措置

第1 町及び水防管理団体の措置

台風・豪雨等による災害発生時に、河川での洪水の発生が予想されるため、水防管理者(町長)は、神奈川県水防計画に準じて通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

また、水防活動にあたって総務班及び消防機関は、河川・堤防等の施設管理者、警察、消防の各機関及び自主防災組織等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

第2 施設管理者の措置

河川・堤防等の管理者は、災害発生後直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する。

第3 水防警報の周知

県から水防警報が発せられたときは、「風水害等対策編、第2部、第2章 情報の収集・伝達計画」に基づいて、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。

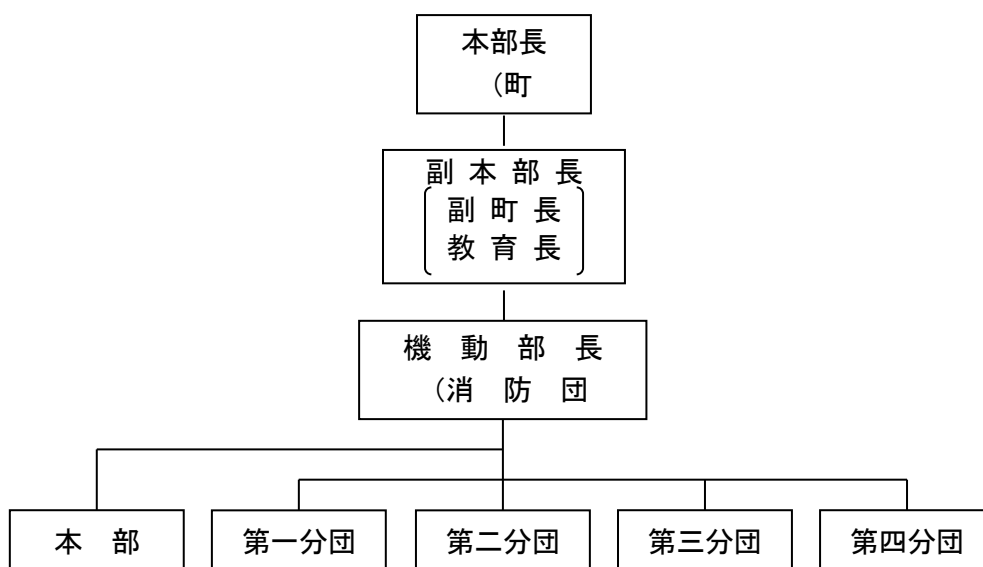
第2節 危険区域の監視・警戒

第1 活動体制

町は、管内において浸水被害のおそれがある場合は、次頁に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒にあたる。

- ア. 水防組織の統轄は、水防管理者である町長が行う。
- イ. 水防の実務は、消防団が行う。
- ウ. 水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がある程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。
- エ. 災害の規模に応じ、別途計画により非常招集及び参集を行う。

■ 水防活動での活動体制（水防組織）



第2 活動内容

水防組織等の活動は、県水防計画に定めるもののほか、概ね次のとおりである。

1. 常時監視

水防管理者（町長）は、随時、区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して、必要な措置を求める。

2. 非常警戒

水防管理者（町長）は、気象の悪化が予想されるときは、区域内の河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じる。

3. 町民の避難・救出

水防活動にあたっては、堤防等の施設管理者、警察、消防の各機関及び自主防災組織等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

第3 水防信号

1. 定義

■ 定義

水防警報	水防法に基づき、国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定する河川、海岸又は湖沼において洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣の指定する河川等については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川等については知事が、水防の必要を認めて発する警報
水防情報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項を関係機関に提供する情報

2. 種類・内容・発表基準

■ 種類・内容・発表基準

種類	発表基準	内容
待機	気象予報、警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を報告するもの
準備	雨量、水位、流量そのほかの河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	洪水注意報等により、警戒水位を超えるおそれがあるとき又は水位流量等、そのほか河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
指示	洪水警報等により、又は既に警戒水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。	水位、滞水時間そのほか水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂そのほか河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの
解除	警戒水位以下に下降したとき又は警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解消する旨を通告するもの

3. 水防信号の区分（昭和24年10月6日神奈川県水防信号規則）

水防団員（消防団員）の出動を知らせるため及び町民の立ち退き等を知らせるため、次の区分により水防信号を用いる。

- ア. 信号は、適當の時間繼續する。
- イ. 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- ウ. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

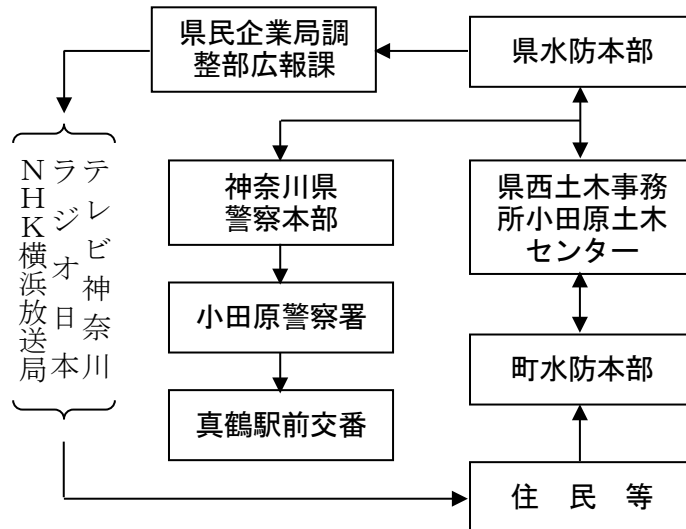
■ 水防信号

第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの
第2信号	水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

4. 水防警報の伝達

水防警報の伝達は、県水防計画によるものとし、その伝達系統は次のとおりである。

■ 水防警報の伝達系統（概要）



第3節 避難勧告・指示

「震災対策編、第2部、第4章、第1節、第2 実施体制と内容」を準用する。

第4節 公費負担

水防法第21条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア. 必要な土地の一時使用
- イ. 土石、竹木そのほか資材の使用
- ウ. 車両そのほか運搬具又は器具の使用
- エ. 工作物そのほか障害物の処分

- 備考：1. 公用負担の権限を行使する者は、公費負担権限証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
2. 町は公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第5章 避難計画

第1節 避難活動

活動方針

町民の生命又は身体を災害から保護するとともに、そのほか災害の拡大を防止するため、町長（本部長）は、町民の避難に関する勧告・指示を行い、安全に誘導して人的被害を未然に防止する。また、必要に応じて避難所に収容し、その保護を図るため避難計画を定める。

なお、高齢者、障がい者（児）そのほかの要配慮者の安全避難については特に留意する。

◆実施機関◆ 本部班、総務班、避難・援護班、避難所班、湯河原町消防本部、小田原警察署、（消防団）、（自主防災組織）

「震災対策編、第2部、第4章、第1節 避難活動」を準用する。

第2節 避難所の開設と運営

活動方針

被災者の安全と心の落ち着きを確保するために、迅速な避難施設の開設と安心した避難生活を送れるようプライバシー、避難生活環境を確保するとともに、高齢者、障がい者（児）そのほかの要配慮者に配慮した運営に留意する。

◆実施機関◆ 本部班、避難所班、総務班、避難・援護班、医療・衛生班、小田原警察署、自衛隊、（自主防災組織）

「震災対策編、第2部、第4章、第2節 避難所の開設と運営」を準用する。

第6章 警備・交通規制計画

活動方針

災害発生時には、様々な社会的混乱が予想される。このため町民の救助、避難誘導、犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施し、町民の生命、身体、財産の保護を図り、社会秩序の安定について万全を期するとともに、応急活動の円滑化を図る。

◆実施機関◆ 総務班、施設班、小田原警察署、湯河原町消防本部、自衛隊、第三管区海上保安本部

「震災対策編、第2部、第5章 警備・交通規制計画」を準用する。

第7章 医療救護・防疫等活動計画

第1節 医療救護活動

活動方針

大規模災害の発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護活動を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携のもとに迅速な医療救護活動を行う。

◆実施機関◆ 医療・衛生班、避難・援護班、総務班、真鶴町国民健康保険診療所、(小田原医師会)、(日本赤十字社等)

「震災対策編、第2部、第6章、第1節 医療救護活動」を準用する。

第2節 防疫等活動

活動方針

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、町は県と協力し、災害応急対策を行うための活動体制、薬剤・資器材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

◆実施機関◆ 真鶴町国民健康保険診療所

「震災対策編、第2部、第6章、第2節 防疫等活動」を準用する。

第3節 保健衛生対策活動

活動方針

町は町内外の医療機関等と連携して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

◆実施機関◆ 避難・援護班、医療・衛生班、県動物保護センター

「震災対策編、第2部、第6章、第3節 保健衛生対策活動」を準用する。

第4節 行方不明者の捜索・死体の処理

活動方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ、死体の埋葬を実施する。

◆実施機関◆ 医療・衛生班、総務班、真鶴町国民健康保険診療所、小田原警察署、湯河原町消防本部、自衛隊、(消防団)

「震災対策編、第2部、第6章、第4節 行方不明者の捜索・死体の処理」を準用する。

第8章 救 援 計 画

活動方針

大規模な災害時に生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、町民の基本的な生活は確保されなければならない。

このため、飲料水、食糧、生活必需品等の生活救援物資について、適切なニーズの把握を行うとともに、迅速な輸送活動の確立を得て救援・供給活動を行う。

◆実施機関◆ 上下水道班、避難・援護班、受け入れ班、施設班、総務班

「震災対策編、第2部、第7章 救援計画」を準用する。

第9章 広域応援・自衛隊派遣要請計画

活動方針

大規模な災害が発生し被害が広範囲に及ぶなど、町の防災関係機関のみでは対応が困難な場合、町災害対策本部は関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき国・県への応援要請等により、他市町村、民間、自衛隊等の協力を得て災害応急対策の実施を行う。

◆実施機関◆ 本部班、受け入れ班、湯河原町消防本部

第1節 広域応援要請

「震災対策編、第2部、第8章、第1節 広域応援要請」を準用する。

第2節 自衛隊災害派遣要請

「震災対策編、第2部、第8章、第2節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3節 ボランティアの受け入れ

「震災対策編、第2部、第8章、第3節 ボランティアの受け入れ」を準用する。

第4節 労働力充足計画

「震災対策編、第2部、第8章、第4節 労働力充足計画」を準用する。

第 10 章 生活関連施設等の応急復旧計画

活動方針

役場等の公共施設、上水道等のライフライン施設、通信・放送塔の施設は、生活を行う上で不可欠な施設であり、その障害は生活だけではなく避難生活そのものについても大きな影響を及ぼすものである。そのため、台風・豪雨等によるこれらの施設に大きな被害が生じた場合、関係機関と協力し施設の復旧を最優先で実施し、各施設の機能回復を図る。

◆実施機関◆ 施設班、総務班、教育班、公共施設等の管理者、上下水道班、（各ライフライン等の管理者）、（東日本電信電話株式会社神奈川事業所）、（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店）、（KDD I 株式会社）、（放送機関）、（東日本旅客鉄道株式会社）

「震災対策編、第 2 部、第 9 章 生活関連施設等の応急復旧計画」を準用する。

第 11 章 清掃及び障害物の除去

活動方針

洪水による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生は、町民の生活に著しい衛生環境の悪化と混乱をもたらす。このため、災害時のごみ処理施設の被害状況を十分考慮したうえで、大量の廃棄物処理、解体・がれき処理等を行い、地域住民の生活環境の維持と復旧活動の迅速化を行う。

◆実施機関◆ 施設班、医療・衛生班、湯河原町真鶴町衛生組合

「震災対策編、第 2 部、第 10 章、第 1 節 清掃及び障害物の除去」を準用する。

第 12 章 応急教育計画

第 1 節 応急教育の実施

— 活動方針 —

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、町は、教育委員会等の関係機関とともに児童生徒の安全の確保と教育の早期再開を図る。

◆実施機関◆ 教育班、総務班

「震災対策編、第 2 部、第 11 章 応急教育計画」を準用する。

第 13 章 帰宅困難者対策

活動方針

大規模な災害が発生した場合、交通機関の途絶により、観光客を主として、通勤・通学者等が、自力で帰宅することが極めて困難である状況が想定される。そのため、帰宅困難者に対し県及び防災関係機関と連携して、各種の対策を講じるものとする。

◆実施機関◆ 避難・援護班、小田原警察署

「震災対策編、第 2 部、第 12 章 帰宅困難者対策」を準用する。

第 3 部 復旧・復興対策計画

第1章 復旧・復興への準備

「震災対策編、第3部、第1章 復旧・復興への準備」を準用する。

第2章 復旧・復興計画の策定

「震災対策編、第3部、第2章 復旧・復興計画の策定」を準用する。

第3章 激甚災害の指定に関する計画

「震災対策編、第3部、第3章 激甚災害の指定に関する計画」を準用する

大規模事故対策編

第 1 章 大規模火災対策計画

計画内容

多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について、必要な事項を定める。

◆実施機関◆ まちづくり課、総務課、避難・援護班、医療・衛生班、湯河原町消防本部、(消防団)、(自主防災組織)、(町民)

第 1 節 災害予防計画

第 1 大規模火災に対応するまちづくり

1. 計画的な土地利用と市街地整備の推進

- ア. 町は、県と協力し神奈川県国土利用計画等に基づき防災に配慮した総合的かつ計画的な土地利用を推進する。
- イ. 火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。
- ウ. 防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進する。
- エ. 大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、街区内に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図る。

2. 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

町、県及び事業者は、多数の人が出入りする事業所の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

町及び事業者は、多数の人が出入りする事業所の建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施する。

第2 災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡

町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 情報連絡体制の整備」を準用する。

2. 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 消火活動

ア. 消防組織の強化

消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図る。

イ. 消防施設等の整備・強化

総務省消防庁が定めた「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画をたて、消防施設等の整備に努め、その強化を図る。

(3) 医療救護活動

ア. 町及び県は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努める。

イ. 救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 消防・救援体制の整備」及び「第4節 災害時医療体制の整備」を準用する。

3. 避難誘導

ア. 避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日ごろから町民への周知徹底に努める。

イ. 高齢者、障がい者（児）等の自力避難が困難な者の避難誘導及び搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て迅速かつ安全に行えるよう努める。

その他、「震災対策編、第1部、第4章、第2節 避難施設の整備」を準用する。

4. 建築同意制度の活用

総務省消防庁が定めた消防法の規定による「消防同意」を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

第3 防災知識の普及

1. 一般家庭に対する指導

- ア. 町は、一般家庭に対する火災防止思想の普及に努める。
- イ. 広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図る。
- ウ. 町は、自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。

その他、「震災対策編、第1部、第1章、第1節 防災意識の高揚」を準用する。

2. 防火管理者等の指導・教育

- ア. 学校・病院・工場等消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を設置するよう指導する。
- イ. 防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検、火気の使用等について十分指導する。また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導の指導を行う。

3. 予防査察等による指導

- ア. 不特定多数の者を収容する施設（防災対象物定期点検報告制度対象施設）を対象として予防査察時に防火安全対策について適切な指導をする。
- イ. 消防対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期すよう指導する。

第2節 災害時の応急活動計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1. 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第3節 初動期災害情報収集体制」及び「第4節 被災情報等の収集・報告」並びに「第5節 県への被害情報等の報告」を準用する。

2. 応急対策活動情報の連絡

- ア. 町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、状況が切迫し大規模災害に至ることが予想される場合、応援の必要性等を連絡する。
- イ. 町、県及び防災関係機関が行う情報の伝達又は被害状況の収集報告その他の応急対策に必

要な指示・命令等については、防災行政無線、防災行政通信網等を利用して速やかに行う。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第2節 災害情報通信連絡系統」を準用する。

第2 活動体制の確立

1. 町の活動体制

- ア. 災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。
- イ. 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは災害対策本部を設置する。
- ウ. 災害対策本部が設置された場合、県にその設置状況等を報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第1章、第1節 活動体制の確立」を準用する。

2. 広域的な応援体制

特に必要があると認めるときは、町長は知事を通じて他市町村長に応援を要請する。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第1節 広域応援要請」を準用する。

3. 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第2節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

1. 救助・救急活動

町、警察及び消防本部は、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第2節 救急救助活動」を準用する。

2. 消火活動

- ア. 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- イ. 必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- ウ. 真鶴町以外が被災した場合には、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第1節 応急消防活動」を準用する。

3. 医療救護活動

町は必要に応じて、県、医師会及び歯科医師会に対し、医療救護班等の派遣及び負傷者の応急処置を依頼する。

その他、「震災対策編、第2部、第6章、第1節 医療救護活動」を準用する。

第4 避難活動

発災時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難準備（要配慮者避難）情報の発表又は避難の勧告、指示を行う。

その他、「震災対策編、第2部、第4章、第1節 避難活動」を準用する。

第5 災害広報の実施

町、県及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第6節 災害時の広報」を準用する。

第2章 林野火災対策計画

計画内容

火災による広範囲の林野の焼失等による林野火災に対する対策について、必要な事項を定める。

◆実施機関◆ まちづくり課、産業観光課、総務課、避難・援護班、医療・衛生班、湯河原町消防本部、(消防団)、(自主防災組織)、(町民)

第1節 災害予防計画

林野火災は、発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災である。

このため、町は県、関係機関及び林業関係者等と、連携を図りながら総合的な林野火災対策を推進する。

第1 林野災害への備え

1. 情報の収集・連絡

町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 情報連絡体制の整備」を準用する。

2. 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 消火活動

ア. 防火水槽、自然水利利用施設、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の整備強化を図る。

イ. ヘリコプターによる情報収集及び消火活動が円滑に行われるよう活動拠点の整備及び資機材の整備に努める。

(3) 医療救護活動

ア. 町及び県は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努める。

イ. 救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 消防・救援体制の整備」及び「第4節 災害時医療体制の整備」を準用する。

3. 避難誘導

- ア. 避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日ごろから町民の周知徹底に努める。
- イ. 高齢者、障がい者（児）等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て迅速かつ安全に行えるよう努める。

その他、「震災対策編、第1部、第4章、第2節 避難施設の整備」を準用する。

4. 広域応援体制の拡充

林野火災が隣接市町村、隣接都県に及ぶ場合があるため、隣接市町村と協議して、林野火災発生時の広域応援体制の整備を図る。

第2 防災活動の促進

町は県、他市町村と共同し、関係機関、地域住民、林業関係者等の参加のもと林野火災訓練を実施する。

第2節 災害時の応急活動計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1. 林野火災発生による被害の情報等の収集・連絡

火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第3節 初動期災害情報収集体制」及び「第4節 被災情報等の収集・報告」並びに「第5節 県への被害情報等の報告」を準用する。

2. 応急対策活動情報の連絡

- ア. 町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、その状況によって応援の必要性等を連絡する。
- イ. 町、県及び防災関係機関が行う情報の伝達又は被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線、防災行政通信網等を利用して速やかに行う。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第2節 災害情報通信連絡系統」を準用する。

第2 活動体制の確立

1. 町の活動体制

- ア. 災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。
- イ. 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは災害対策本部を設置する。
- ウ. 災害対策本部が設置された場合、県にその設置状況等を報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第1章、第1節 活動体制の確立」を準用する。

2. 広域的な応援体制

特に必要があると認めるときは、町長は知事を通じて他市町村長に応援を要請する。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第1節 広域応援要請」を準用する。

3. 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第2節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

1. 救助・救急活動

町、警察及び消防本部は、救出、救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第2節 救急救助活動」を準用する。

2. 消火活動

- ア. 町は、消防本部、林業組合及び林業関係者と連携しながら、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- イ. 自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。
- ウ. 必要に応じ消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請、火災状況調査及び空中消火活動のため、ヘリコプターの出動要請を行う。
- エ. 大規模火災の場合又は大規模火災のおそれがある場合には、緊急消防援助隊及び自衛隊の出動要請を行う。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第1節 応急消防活動」を準用する。

3. 医療救護活動

町は必要に応じて、県、医師会及び歯科医師会に対し、医療救護班等の派遣及び負傷者の応急処置を依頼する。

その他、「震災対策編、第2部、第6章、第1節 医療救護活動」を準用する。

第4 避難活動

発災時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難準備（要配慮者避難）情報の発表又は避難の勧告、指示を行う。

その他、「震災対策編、第2部、第4章、第1節 避難活動」を準用する。

第5 災害広報の実施

町、県及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第6節 災害時の広報」を準用する。

第3章 危険物等災害対策計画

計画内容

危険物、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生又は火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定める。

◆実施機関◆ まちづくり課、産業観光課、総務課、避難・援護班、医療・衛生班、湯河原町消防本部、(消防団)、(自主防災組織)、(当該事業所)

第1節 災害予防計画

町及び県、防災関係機関等は、災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り予防対策を実施する。安全対策については、以下の関係法令等により規制・指導を行うが、法令に規制されない未規制化学物質による災害防止対策も推進する。

〔関係法令〕

危険物……消防法

高圧ガス…高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

火薬類……火薬類取締法

毒劇物……毒物及び劇物取締法

第1 危険物等に対する安全対策

1. 施設等の安全対策

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、町及び県は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査及び移動車両に対する路上立入検査を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

2. 自主保安体制の整備

町及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備するものとする。

- ア. 危険物等事業所の防災設備及び資機材の整備充実
- イ. 危険物等事業所の保安管理体制及び緊急時の応急体制の充実
- ウ. 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実
- エ. 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等の安全管理に対する関係団体の組織の育成

第2 災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡

町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 情報連絡体制の整備」を準用する。

2. 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 消火活動

- ア. 危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤の備蓄及び管理を受託し、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一次的には町長が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたしたときは受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用するものとする。
- イ. 化学消防自動車等の整備及び化学消防力の強化を図る。
- ウ. 平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(3) 医療救護活動

- ア. 町及び県は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努める。
- イ. 救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 消防・救援体制の整備」及び「第4節 災害時医療体制の整備」を準用する。

3. 危険物等の大量流出時における防除活動

町及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

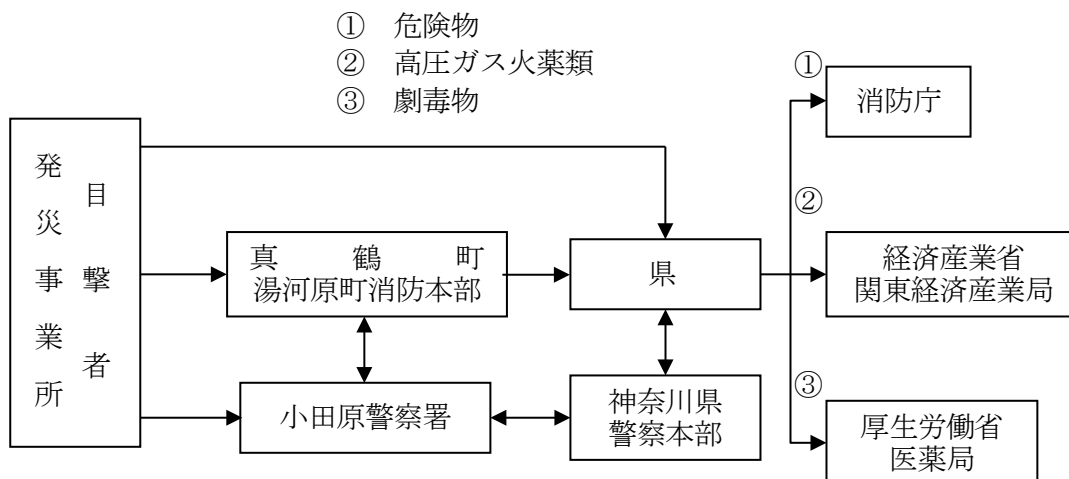
第2節 災害時の応急活動計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1. 危険物等事故情報等の収集・連絡

ア. 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められているが、原則は次のとおりである。

■ 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図



イ. 危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに県、警察及び市町村に連絡する。

2. 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

町は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県又は国へ報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第3節 初動期災害情報収集体制」及び「第4節 被災情報等の収集・報告」並びに「第5節 県への被害情報等の報告」を準用する。

3. 応急対策活動情報の連絡

ア. 県に応急対策等の活動状況を報告し、その状況によっては応援の必要性等を連絡する。

イ. 町、県及び防災関係機関が行う情報の伝達又は被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線、防災行政通信網等を利用して速やかに行う。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第2節 災害情報通信連絡系統」を準用する。

第2 活動体制の確立

1. 町の活動体制

- ア. 災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。
- イ. 町長は、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。
- ウ. 災害対策本部が設置された場合、県にその旨を報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第1章、第1節 活動体制の確立」を準用する。

2. 広域的な応援体制

特に必要があると認めるときは、町長は知事を通じて他市町村長に応援を要請する。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第1節 広域応援要請」を準用する。

3. 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第2節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

1. 救助・救急活動

町、警察及び消防本部は、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第2節 救急救助活動」を準用する。

2. 消火活動

- ア. 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- イ. 必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- ウ. 真鶴町以外が被災した場合には、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第1節 応急消防活動」を準用する。

3. 医療救護活動

町は、必要に応じて、県、医師会及び歯科医師会に対し医療救護班等の派遣及び負傷者の応急処置を依頼する。

その他、「震災対策編、第2部、第6章、第1節 医療救護活動」を準用する。

第4 避難活動

発災時には、人命の安全を第一に必要なに応じて避難準備（要配慮者避難）情報の発表又は勧告、指示を行う。

その他、「震災対策編、第2部、第4章、第1節 避難活動」を準用する。

第5 危険物等の流出に対する応急対策

- ア. 危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行う。
- イ. 危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

第6 災害広報の実施

町、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第6節 災害時の広報」を準用する。

第4章 鉄道災害対策計画

計画内容

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について、必要な事項を定める。

◆実施機関◆ 避難・援護班、医療・衛生班、湯河原町消防本部、鉄道事業者、(消防団)

第1節 災害予防計画

第1 災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡

鉄道事業者、町及び県は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 情報連絡体制の整備」を準用する。

2. 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

事故災害発生直後における旅客の避難等のため鉄道事業者は、体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(2) 消火活動

鉄道事業者は、火災発生による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(3) 医療救護活動

ア. 町及び県は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努める。

イ. 救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 消防・救援体制の整備」及び「第4節 災害時医療体制の整備」を準用する。

3. 鉄道事業者の措置

鉄道事業者の災害予防対策の基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 保安対策

橋りょう、高架橋、ずい道等構造物の点検補修を行うほか、CTC装置（PRC付加）を取り入れ運転保安度の向上を行う。また、踏切道の立体化を推進するとともに、次の保安装置等を装備することにより、事故の未然防止に努める。

ア 自動列車停止装置（ATS）

信号機が停止信号の場合、接近する列車の運転台に警報を表示し、自動的に列車が停止する機能である。

イ 自動列車制御装置（ATC）

走行列車の位置によって、後続列車の運転台に速度信号が表示され、自動的に速度を制御できる機能である。

ウ 列車無線装置

走行中の列車と地上で運行管理をしている輸送指令室及び駅と無線で連絡できるもので、列車の安全運行に必要な情報を相互に連絡・収集できる。

エ 障害物検知装置

踏切内に列車の進行を妨げる障害物があると、発光信号により、運転士に危険を知らせる。

(2) 事故対策訓練の実施

年1回事故想定訓練を実施するほか、車両火災予防運動、全国交通安全運動等各種運動期間中、各職場ごとに防災対策に必要な訓練を実施する。

(3) 防災広報の充実

災害発生に伴う混乱を防止し輸送力を確保するため、「防災の日」等を重点に、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により随時広報に努める。

(4) 体制の整備

鉄道事業者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備する。

第2節 災害時の応急活動計画

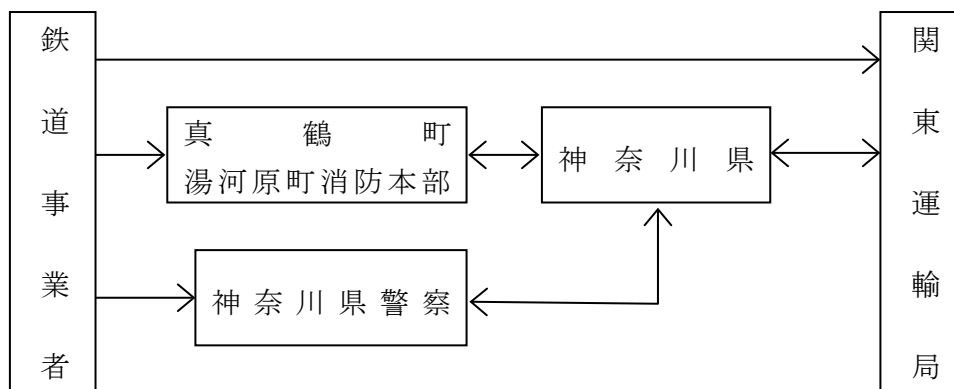
第1 発災直後の情報の収集・連絡

1. 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道事故情報等の連絡

大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関東運輸局、県警察及び町等に連絡し、町は県に、県は関東運輸局に連絡する。

■ 鉄道の事故発生時の連絡系統図



(2) 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡

- ア. 鉄道事業者は、被災状況を関東運輸局、県警察及び町等へ連絡する。
- イ. 町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び関係機関に報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第3節 初動期災害情報収集体制」及び「第4節 被災情報等の収集・報告」並びに「第5節 県への被害情報等の報告」を準用する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア. 鉄道事業者は、関東運輸局に応急対策等の活動状況を連絡する。
- イ. 県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。
- ウ. 町、県及び防災関係機関が行う情報の伝達、被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線、防災行政通信網等を利用して速やかに行う。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第2節 災害情報通信連絡系統」を準用する。

第2 活動体制の確立

1. 町の活動体制

- ア. 災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。
- イ. 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。
- ウ. 災害対策本部が設置された場合、県にその旨を報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第1章、第1節 活動体制の確立」を準用する。

2. 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、災害が広範囲にわたり、その他異常事態が発生した場合は、事故対策本部を設置し、状況に応じて現地対策本部置き、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止する。

3. 広域的な応援体制

特に必要があると認めるときは、町長は知事を通じて他市町村長に応援を要請する。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第1節 広域応援要請」を準用する。

4. 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第2節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

1. 救助・救急活動

- ア. 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速・的確に行う。
なお、必要により警察及び消防機関に出動、救援を要請する。
- イ. 町、警察及び消防本部は、救出、救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第2節 救急救助活動」を準用する。

2. 消火活動

- ア. 鉄道事業者は、事故災害発生直後における災害の発生において、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- イ. 速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

ウ. 必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第1節 応急消防活動」を準用する。

3. 医療救護活動

町は、必要に応じて、県、医師会及び歯科医師会に対し医療救護班等の派遣及び負傷者の応急処置を依頼する。

その他、「震災対策編、第2部、第6章、第1節 医療救護活動」を準用する。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力するよう努める。

第5 災害広報の実施

ア. 鉄道事業者は、利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに、誘導案内の徹底を図り秩序の維持に努める。

また、社会的影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報する。

イ. 町、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第6節 災害時の広報」を準用する。

第5章 道路災害対策計画

計画内容

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定める。

◆実施機関◆ 道路管理者、避難・援護班、医療・衛生班、湯河原町消防本部、
(消防団)

第1節 災害予防計画

第1 道路の安全確保

1. 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2. 道路施設等の整備

- ア. 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- イ. 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ウ. 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

第2 災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡

町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 情報連絡体制の整備」を準用する。

2. 救助・救急、医療救護活動

(1) 救助・救急活動

救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療救護活動

- ア. 町及び県は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努める。
- イ. 救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 消防・救援体制の整備」及び「第4節 災害時医療体制の整備」を準用する。

第2節 災害時の応急活動計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1. 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省に連絡する。

2. 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

- ア. 道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡する。
- イ. 人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

3. 応急対策活動情報の連絡

- ア. 道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- イ. 県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。
- ウ. 町、県及び防災関係機関が行う情報の伝達、被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線、防災行政通信網等を利用して速やかに行う。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第2節 災害情報通信連絡系統」を準用する。

第2 活動体制の確立

1. 町の活動体制

- ア. 災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。
- イ. 町長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。
- ウ. 災害対策本部設置時においては、その旨を県に報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第1章、第1節 活動体制の確立」を準用する。

2. 道路管理者の活動体制

- ア. 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。
- イ. 道路管理者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制をとる。

3. 広域的な応援体制

特に必要があると認めるときは、町長は知事を通じて他市町村長に応援を要請する。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第1節 広域応援要請」を準用する。

4. 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第2節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

1. 救助・救急活動

- ア. 道路管理者は、町及び警察と連携し、迅速かつ的確な救助・救急活動の初期活動を行う。
- イ. 救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第2節 救急救助活動」を準用する。

2. 消火活動

- ア. 道路管理者は、消防本部と連携し、迅速・的確な初期消火活動を行う。
- イ. 速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- ウ. 必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- エ. 発災現場が町外の場合は、発災現場の自治体からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の実施に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第1節 応急消防活動」を準用する。

3. 医療救護活動

町は必要に応じて、県、医師会及び歯科医師会に対し、医療救護班等の派遣及び負傷者の応急処置を依頼する。

その他、「震災対策編、第2部、第6章、第1節 医療救護活動」を準用する。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講じる。

第5 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行う。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次被害の防止に努める。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- ア. 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
- イ. 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第7 災害広報の実施

町、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第6節 災害時の広報」を準用する。

第6章 海上災害対策計画

計画内容

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定める。

◆実施機関◆ 海上保安庁、国土交通省、避難・援護班、医療・衛生班、湯河原町消防本部、(当該民間事業者)、(消防団)

第1節 災害予防計画

第1 船舶の安全確保

1. 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努める。

2. 船舶の安全確保

- ア. 国土交通省は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図る。
- イ. 国土交通省は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
- ウ. 国土交通省は、船舶の構造設備等に係る海難事故防止の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）の実施を積極的に推進する。

3. 海上防災思想の普及

第三管区海上保安本部は、海事関係者等に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、又は船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

4. 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行う。

- ア. 海上交通の輻輳する海域における巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- イ. 港湾における航行制限
- ウ. 港内における工事、作業等についての規制
- エ. 危険物積載船舶等に対する規制

第2 災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡の強化

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

第三管区海上保安本部は、関係機関への迅速かつ的確な情報提供体制を確立する。

(2) 通信手段の確保

災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的
に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等
との連携による通信訓練に積極的に参加する。

2. 救出・救助、救急、消火及び医療救護活動

(1) 搜索、救助・救急活動

第三管区海上保安本部は、搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水
器材等の資機材の整備に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職
員の育成に努める。

(2) 消火活動

第三管区海上保安本部及び沿岸消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努
める。

(3) 医療救護活動

町及び県は、関係機関と協議のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた
医療救護活動体制の確立及び救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

その他、「震災対策編、第1部、第4章、第2節 避難施設の整備」を準用する。

3. 訓練の実施

第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに、災害が発生したときの職員の呼集、警
報等の伝達、海難救助、火災消火、排出油等の防除及び人員・物資の緊急輸送等に関する訓練を
年1回以上実施し、逐年その内容を高度なものにするよう努める。

第2節 災害時の応急活動計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1. 船舶事故情報の連絡

第三管区海上保安本部は、大規模な船舶事故が発生した場合、事故情報を県及び関係機関へ連
絡する。

2. 大規模な船舶事故発生による被害情報の収集・連絡

町は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握で
きた範囲から直ちに県へ報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第3節 初動期災害情報収集体制」及び「第4節 被災
情報等の収集・報告」並びに「第5節 県への被害情報等の報告」を準用する。

3. 応急対策活動情報の連絡

ア. 町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

イ. 町、県及び防災関係機関が行う情報の伝達、被害状況の収集報告その他の応急対策に必要

な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線、防災行政通信網等を利用して速やかに行う。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第2節 災害情報通信連絡系統」を準用する。

第2 活動体制の確立

1. 第三管区海上保安本部の活動体制

第三管区海上保安本部は、災害の状況に応じて速やかに必要な職員を参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

2. 町の活動体制

- ア. 災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。
- イ. 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。
- ウ. 災害対策本部が設置された場合、県にその設置状況等を報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第1章、第1節 活動体制の確立」を準用する。

3. 広域的な応援体制

特に必要があると認めるときは、町長は知事を通じて他市町村長に応援を要請する。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第1節 広域応援要請」を準用する。

4. 自衛隊の災害派遣

- ア. 海上保安庁長官、第三管区海上保安本部長及び知事は、船舶災害の規模及び収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣要請する。
- イ. 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第2節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

1. 捜索活動

第三管区海上保安本部、警察、消防機関等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。

2. 救助・救急活動

- ア. 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行う。

イ. 町、警察及び消防本部は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第2節 救急救助活動」を準用する。

3. 消火活動

町及び第三管区海上保安本部は、船舶の火災を覚知した場合は、海上保安部と消防機関との業務協定に基づき、相互に直ちにその旨を通報し、協力してその機能を発揮し、消火活動を最も効果的に行う。

4. 医療救護活動

第三管区海上保安本部及び町は、必要に応じて県、医師会及び歯科医師会に対し、医療救護班等の派遣及び負傷者の応急処置を依頼する。

その他、「震災対策編、第2部、第6章、第1節 医療救護活動」を準用する。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第三管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

第5 災害広報の実施

町、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第6節 災害時の広報」を準用する。

第6 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部は、船舶災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

第7 その他第三管区海上保安本部の措置

1. 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

2. 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。

3. 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

4. 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその検索救助を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、船舶禁止措置又は避難勧告を行う。

5. 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

6. 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、寝具その他の生活必需品を災害による被害者等に対して無償貸付けし又は譲与する。

7. 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援する。

8. 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請する。

9. 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努める。

10. 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

11. 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

12. 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航空制限又は禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行う。

第7章 油流出等対策計画

計画内容

船舶からの大規模な油等・危険物流出による著しい海洋汚染・大規模な火災等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定める。

◆実施機関◆ 海上保安庁、国土交通省、避難・援護班、医療・衛生班、湯河原町消防本部、(消防団)、(当該民間事業者)

第1節 災害予防計画

第1 船舶の安全確保対策

1. 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努める。

2. 船舶の安全確保

- ア. 国土交通省は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図る。
- イ. 国土交通省は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
- ウ. 国土交通省は、船舶の構造設備等に係る海難事故防止の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）の実施を積極的に推進する。

3. 海上防災思想の普及

第三管区海上保安本部は、関係者及び国民に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会の開催及び船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

4. 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行う。

- ア. 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- イ. 港湾における航行制限
- ウ. 港内における工事・作業等についての規制
- エ. 危険物積載船舶等に対する規制

第2 災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

第三管区海上保安本部は、関係機関への迅速・的確な情報提供体制を確立する。

(2) 通信手段の確保

災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的
に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等
との連携による通信訓練に積極的に参加する。

2. 救助、救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

第三管区海上保安本部は、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等
の資機材の整備に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育
成に努める。

(2) 消火活動

第三管区海上保安本部及び沿岸消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努
める。

(3) 医療救護活動

町及び県は、関係機関と協議のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた
医療救護活動体制の確立及び救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第4節 災害時医療体制の整備」を準用する。

3. 防除資機材の整備

第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに、防除資機材の充実に努める。

4. 訓練の実施

第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに、災害が発生したときの職員の呼集、警
報等の伝達、海難救助、火災消火、排出油等の防除、人員・物資の緊急輸送等に関する訓練を年
1回以上実施し、逐年その内容を高度なものにするよう努める。

第2節 災害時の応急活動計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1. 災害情報の収集・連絡

(1) 油流出等海上事故情報等の連絡

ア. 第三管区海上保安本部は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するお
それがある場合、事故情報を県及び関係機関へ連絡する。

イ. 海上保安庁は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある
場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、
警察庁、防衛省、消防庁等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。

(2) 大規模な油流出等海上事故の発生による被害情報の収集・連絡

町は、流出及び被害の状況等の情報を収集するとともに、流出及び被害規模に関する概括
的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第3節 初動期災害情報収集体制」及び「第4節 被災情報等の収集・報告」並びに「第5節 県への被害情報等の報告」を準用する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア. 町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。
- イ. 町、県及び防災関係機関が行う情報の伝達、被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線、防災行政通信網等を利用して速やかに行う。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第2節 災害情報通信連絡系統」を準用する。

第2 活動体制の確立

1. 第三管区海上保安本部の活動体制

第三管区海上保安本部は、災害の状況に応じて速やかに、必要な職員を参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

2. 町の活動体制

- ア. 災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。
- イ. 油等が大量に流出し、又は大量流出のおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、必要と認められるときは、被害が発生する前の警戒段階から警戒本部等を設置して、県及び関係機関と連携して迅速・的確な対応ができる体制をとる。
- ウ. 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。
- エ. 県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第1章、第1節 活動体制の確立」を準用する。

3. 広域的な応援体制

特に必要があると認めるときは、町長は知事を通じて他市町村長に応援を要請する。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第1節 広域応援要請」を準用する。

4. 自衛隊の災害派遣

- ア. 海上保安庁長官、第三管区海上保安本部長及び知事は、船舶災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請する。
- イ. 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第2節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3 油等の大量流出に対する応急対策

1. 防除措置

- ア. 第三管区海上保安本部は、海上事故により油等が流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、流出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命じる。
- イ. 第三管区海上保安本部は、大量の油等の流出等があった場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。

2. 応援体制

- ア. 第三管区海上保安本部は、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講ずることを要請するとともに、油等防除体制の整備に必要な情報を提供する。
- イ. 町及び県は、必要に応じて、排出された油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油の処理を行う。
- ウ. 町は、油等防除活動を行うために必要な油等防除資機材の調達を県へ要請し、県は、これを受けて、他の市町村及び都道府県等に資機材の提供を求め、調整を行うとともに、回収油等の一時保管場所の調査協力を行う。

第4 救助・救急、消火及び医療救護活動

1. 救助・救急活動

- ア. 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行う。
- イ. 町、警察及び消防本部は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第2節 救急救助活動」を準用する。

2. 消火活動

第三管区海上保安本部又は町は、海上の火災を覚知した場合は、海上保安本部と消防機関との業務協定に基づき、相互に直ちにその旨を通報し、海上部の火災の場合は、町は海上保安本部の要請に基づき、沿岸部等の火災の場合は、協力してその機能を発揮し、消火活動を最も効果的に行う。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第1節 応急消防活動」を準用する。

3. 医療救護活動

町は、必要に応じて県、医師会及び歯科医師会に対し、医療救護班等の派遣及び負傷者の応急処置を依頼する。

その他、「震災対策編、第2部、第6章、第1節 医療救護活動」を準用する。

第5 避難活動

油流出等海上災害の発生時、町、第三管区海上保安本部及び警察は、人命の安全を第一に必要なに応じて避難準備（要配慮者避難）、情報の発表又は避難の勧告又は指示を行う。

その他、「震災対策編、第2部、第4章、第1節 避難活動」を準用する。

第6 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第三管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

第7 災害広報の実施

町、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第6節 災害時の広報」を準用する。

第8 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部は、油流出等事故により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。また、事故を発生させた船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

第9 その他第三管区海上保安本部の措置

1. 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けたとき、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたとき及び船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報及び標識の掲揚並びに船艇、航空機による巡回等により速やかに周知する。

2. 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに関係機関等と密接な情報交換等を行う。

3. 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

4. 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその検索救助を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、船舶禁止措置又は避難勧告を行う。

5. 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

6. 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、寝具その他の生活必需品を災害による被害者等に対して無償貸付けし、又は譲与する。

7. 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援する。

8. 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請する。

9. 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努める。

10. 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

11. 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

12. 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航空制限、禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行う。

第 8 章 航空機災害対策計画

計画内容

航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定める。

◆実施機関◆ 国土交通省、自衛隊、避難・援護班、医療・衛生班、湯河原町消防本部、(消防団)、(当該民間事業者)

第 1 節 災害予防計画

第 1 災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡

町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

その他、「震災対策編、第 1 部、第 2 章、第 2 節 情報連絡体制の整備」を準用する。

2. 捜索及び医療救護活動

(1) 捜索活動

第三管区海上保安本部及び消防本部は、捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器機等の資機材の整備並びに救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

(2) 医療救護活動

町及び県は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づく医療救護活動体制の確立及び救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

その他、「震災対策編、第 1 部、第 2 章、第 4 節 災害時医療体制の整備」を準用する。

第 2 節 災害時の応急活動計画

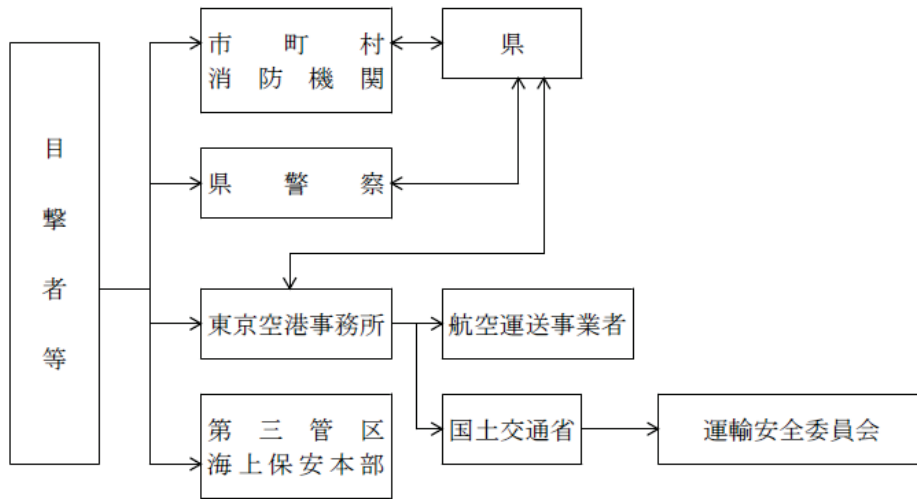
第 1 発災直後の情報の収集・連絡

1. 情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報の連絡

ア 民間航空機事項発生時の連絡系統は以下のとおり。

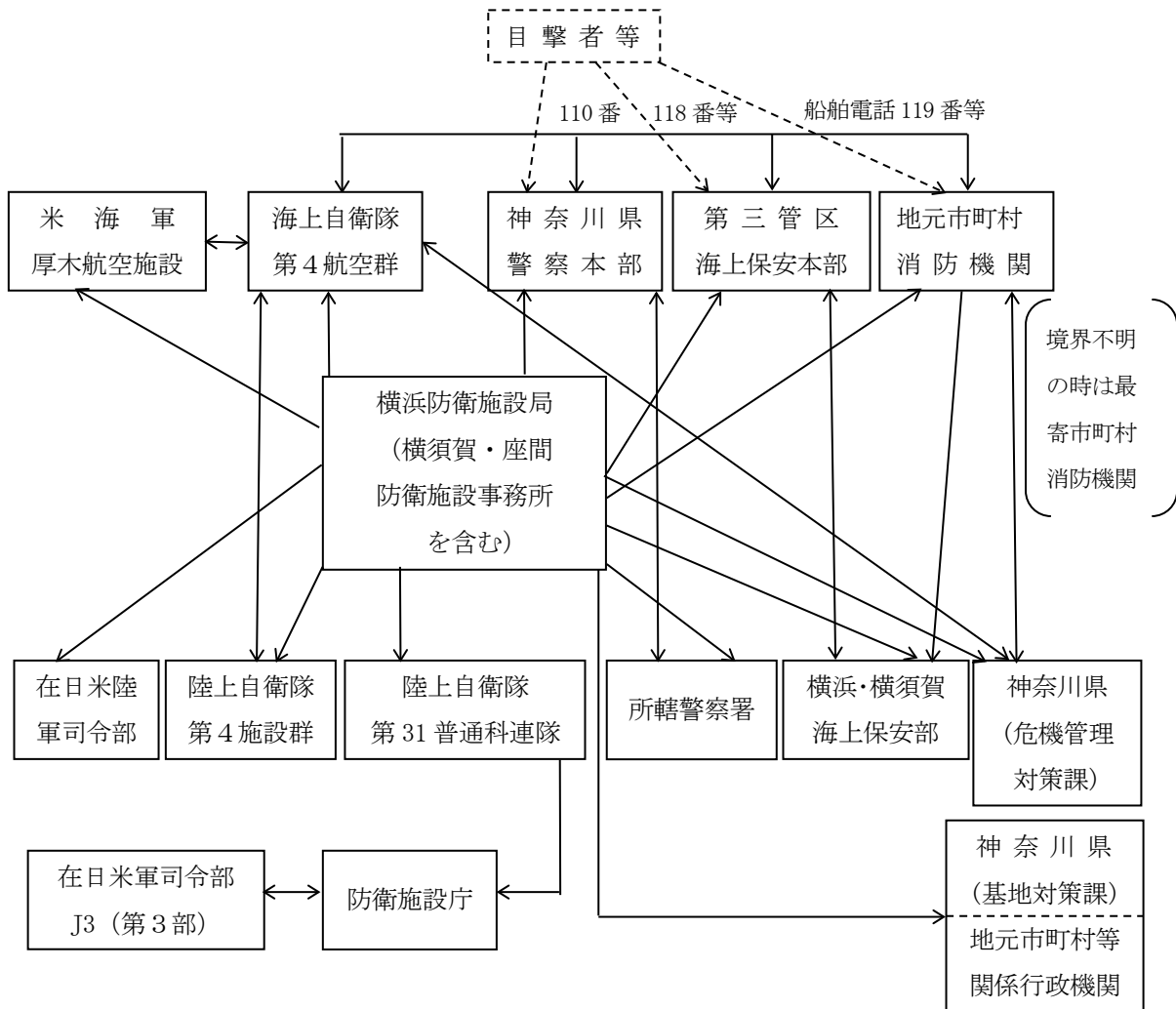
【民間航空機の事故発生時の連絡系統図】



イ 米軍機又は自衛隊機事故発生時の連絡系統は以下のとおり。

【米軍機又は自衛隊機の事故発生時の連絡系統図】

(「航空事故等に係る緊急措置要領」航空事故等連絡協議会)



(2) 航空事故発生による被害情報の収集・連絡

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第3節 初動期災害情報収集体制」及び「第4節 被災情報等の収集・報告」並びに「第5節 県への被害情報等の報告」を準用する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア. 町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

イ. 町、県及び防災関係機関が行う情報の伝達、被害状況の収集報告、その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線、防災行政通信網等を利用して速やかに行う。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第2節 災害情報通信連絡系統」を準用する。

第2 活動体制の確立

1. 町の活動体制

ア. 災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

イ. 町長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

ウ. 県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第1章、第1節 活動体制の確立」を準用する。

2. 広域的な応援体制

特に必要があると認めるときは、町長は知事を通じて他市町村長に応援を要請する。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第1節 広域応援要請」を準用する。

3. 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第2節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

1. 捜索、救助・救急活動

町、警察及び消防本部は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第2節 救急救助活動」を準用する。

2. 消火活動

- ア. 消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- イ. 必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- ウ. 真鶴町以外が被災した場合には、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第1節 応急消防活動」を準用する。

3. 医療救護活動

東京航空事務所、海上自衛隊第4航空群及び町は、必要に応じて県、医師会及び歯科医師会に対し、医療救護班等の派遣及び、負傷者の応急処置を依頼する。

その他、「震災対策編、第2部、第6章、第1節 医療救護活動」を準用する。

第4 災害広報の実施

町、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第6節 災害時の広報」を準用する。

第9章 放射性物質災害対策計画

計画内容

放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定める。

なお、原子力災害対策については、町は、原子力災害における地域防災計画策定の基準としている原子力災害対策重点区域（UPZ）に入っていないことから、この計画においては位置づけていない。

◆実施機関◆ 厚生労働省、（当該民間事業者）、避難・援護班、医療・衛生班、湯河原町消防本部

第1節 災害予防計画

第1 安全のための指導・協定締結・教育等

1. 指導放射性物質取扱事業者等に対する指導

町は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者・運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導する。

- ア. 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- イ. 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- ウ. 自主防災体制の強化
- エ. 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- オ. その他必要な事項

2. 安全確保に関する協定等の締結

町は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努める。

- ア. 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- イ. 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- ウ. 事故発生時等の応急措置に関する事項
- エ. その他必要な事項

3. 放射性物質に関する教育及び知識の普及

(1) 消防防災担当職員の教育

町は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、県及び国その他関係機関と連携して、関係職員に対し次の事項について教育を実施する。

- ア. 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ウ. 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- エ. その他必要と認める事項

(2) 町民に対する知識の普及・啓発

- ア. 町は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国、県及びその他関係機関と協力して、町民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努める。
- イ. 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- ウ. なお、防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

■ 普及・啓発の内容

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ③ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ④ その他必要と認める事項

第2 災害応急対策への備え

1. 放射性物質災害に対する防災体制の整備

(1) 防災体制の整備

町及び県は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努める。

(2) 放射性物質取扱事業所等の把握

町は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努める。

2. 情報伝達体制の充実強化

町は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から県及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努める。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 情報連絡体制の整備」を準用する。

3. 広報体制の整備

(1) 広報手段の整備

町は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺町民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、要配慮者に対し、災害情報が迅速かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努める。主な広報方法・手段は、次のとおりである。

- ア. 放送機関への放送要請による広報
- イ. 報道機関を通じての広報
- ウ. 防災行政無線の同報系無線による広報
- エ. 広報車等による広報

(2) 広報手段の内容

- ア. 災害等の状況及び今後の予測
- イ. 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ. 避難場所、避難方法
- エ. 町民のとるべき措置及び注意事項
- オ. その他必要な事項

その他、「震災対策編、第1部、第1章、第1節 防災意識の高揚」を準用する。

4. 放射能観測の実施

町は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

5. 救助・救急、消火及び医療救護活動

町、県及び警察は、救助・救急、医療活動に必要な資機材等の把握・整備に努める。
主な資機材は、次のとおり。

- ア. 体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材
- イ. 内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材
- ウ. 救急救助用資機材
- エ. 医療資機材

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 消防・救援体制の整備」及び「第4節 災害時医療体制の整備」を準用する。

6. 避難誘導

町は、避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から町民への周知徹底に努める。

その他、「震災対策編、第1部、第4章、第2節 避難施設の整備」を準用する。

7. 訓練の実施

町、県、県警察及び関係機関は、連携しながら放射性物質に係る事故を想定した訓練の実施を検討する。

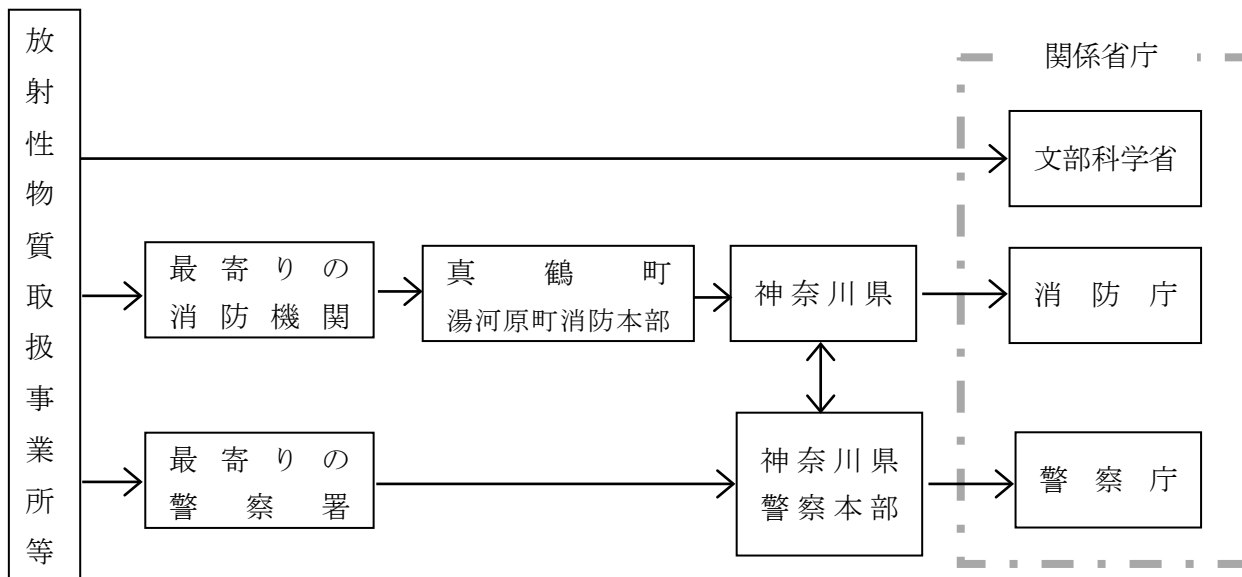
第2節 災害時の応急活動計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1. 災害情報の収集・連絡

事故発生時における連絡系統を、次図に示す。

■ 放射性物質災害の連絡系統図



(1) 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

町は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第3節 初動期災害情報収集体制」及び「第4節 被災情報等の収集・報告」並びに「第5節 県への被害情報等の報告」を準用する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

- ア. 県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。
- イ. 町、県及び防災関係機関が行う情報の伝達、被害状況の収集報告、その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線、防災行政通信網等を利用して速やかに行う。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第2節 災害情報通信連絡系統」を準用する。

第2 活動体制の確立

1. 町の活動体制

- (1) 町は、放射性物質の漏洩等による事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制をとる。

(2) 町は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。

- ア. 救出救助・救急活動
- イ. 消火活動
- ウ. 医療救護活動
- エ. 周辺町民等に対する災害広報
- オ. 警戒区域の設定
- カ. 周辺町民等に対する屋内退避又は避難の勧告、指示、避難誘導
- キ. 避難所の開設、運営管理
- ク. その他必要な措置

(3) 町は、災害対策本部が設置された場合、その旨を県に報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第1章、第1節 活動体制の確立」を準用する。

2. 広域的な応援体制

特に必要があると認めるときは、町長は知事を通じて他市町村長に応援を要請する。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第1節 広域応援要請」を準用する。

第3 災害時の町民等への指示広報

1. 町の措置

町は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺町民等に対して、次の事項に対して迅速に広報及び必要な指示を行う。

- ア. 災害状況及び今後の予測
- イ. 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ. 避難場所、避難方法
- エ. 町民のとりべき措置及び注意事項
- オ. その他必要な事項

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第6節 災害時の広報」を準用する。

2. 町民等からの問い合わせに対する対応

町及び県は、関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに町民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第1節 情報連絡体制」を準用する。

第4 放射線測定体制の強化

町は、県の協力を得て放射能測定資機材の整備と運用に努める。

第 10 章 火山災害対策計画

計画内容

箱根山又は富士山が噴火した時に、被害を軽減するため、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等について必要な事項を定める。

◆実施機関◆ 国土交通省、気象庁、本部班、避難・援護班、医療・衛生班、湯河原町消防本部、小田原警察署、(消防団)、(当該民間事業所)

第 1 節 災害予防計画

第 1 火山情報の伝達体制等

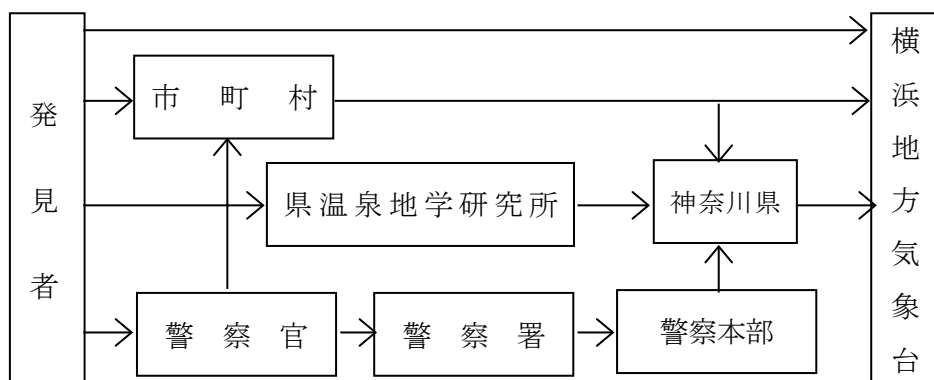
1. 異常現象発見の通報義務

活動火山に関して、下記(1)に記す通報を要する異常現象を発見した者は、ただちに最寄りの市町村又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市町村長に、市町村長は関係機関に速やかに伝達する。

(1) 通報を要する異常現象

- ア. 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流(熱雲))及びそれに伴う降灰砂等
- イ. 火山地帯での火映、鳴動の発生
- ウ. 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- エ. 火山地帯での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ. 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化
- カ. 火山地帯での涌泉の新生又は潤濁、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ. 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大又は移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク. 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 異常現象の通報系統図



2. 噴火警報等の発表と伝達

(1) 噴火警報等の種類と発表

ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

(7) 噴火警報・予報の種類

[噴火警報]

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

[噴火予報]

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

(イ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や町民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものである。

富士山及び箱根山の噴火警戒レベルを次表に示す。

■ 噴火警戒レベル表

	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴 火 警 報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生、あるい は切迫している状態にあ る。
				レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生すると 予想される(可能性が高ま ってきている)。
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大 な影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に 危険が及ぶ)噴火が発生、 あるいは発生すると予想 される。
				レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴 火が発生、あるいは発生す ると予想される。
噴 火 予 報	噴火予報	—	火口内等	レベル1 (活火山であるこ とに留意)	火山活動は静穏。火山活動 の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等が見られ る(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)。

■ 富士山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む。） 2012年8月現在の状態

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

■ 箱根山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に大きな被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 小規模噴火が発生し、火口から2 km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示（緊急）を発令。	<ul style="list-style-type: none"> 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備。	<ul style="list-style-type: none"> 想定火口域を超えて噴石が飛散するような噴火の発生。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏 一時的な地震の増加

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

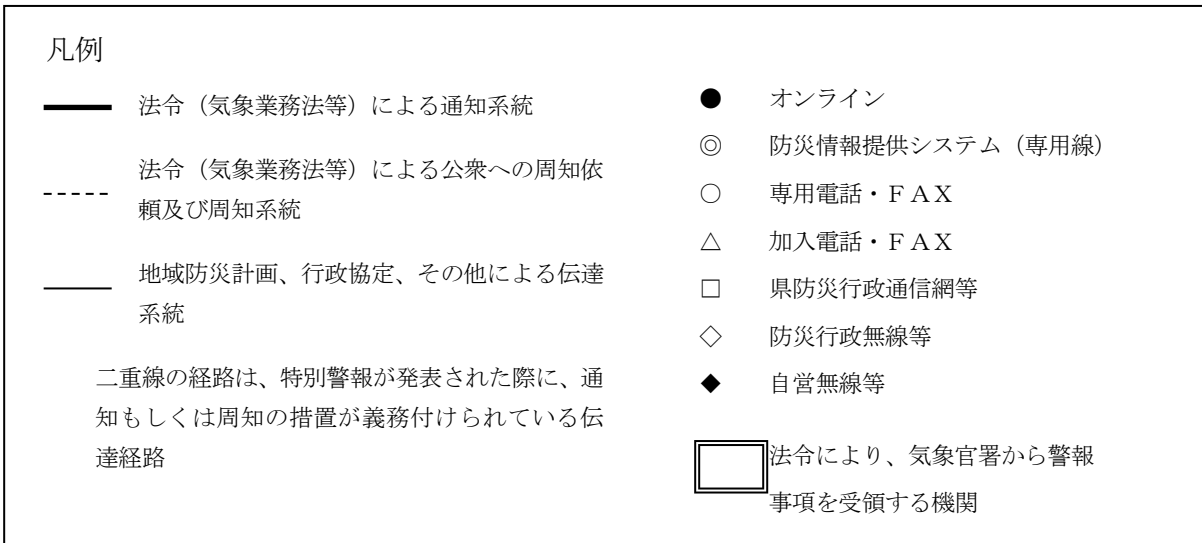
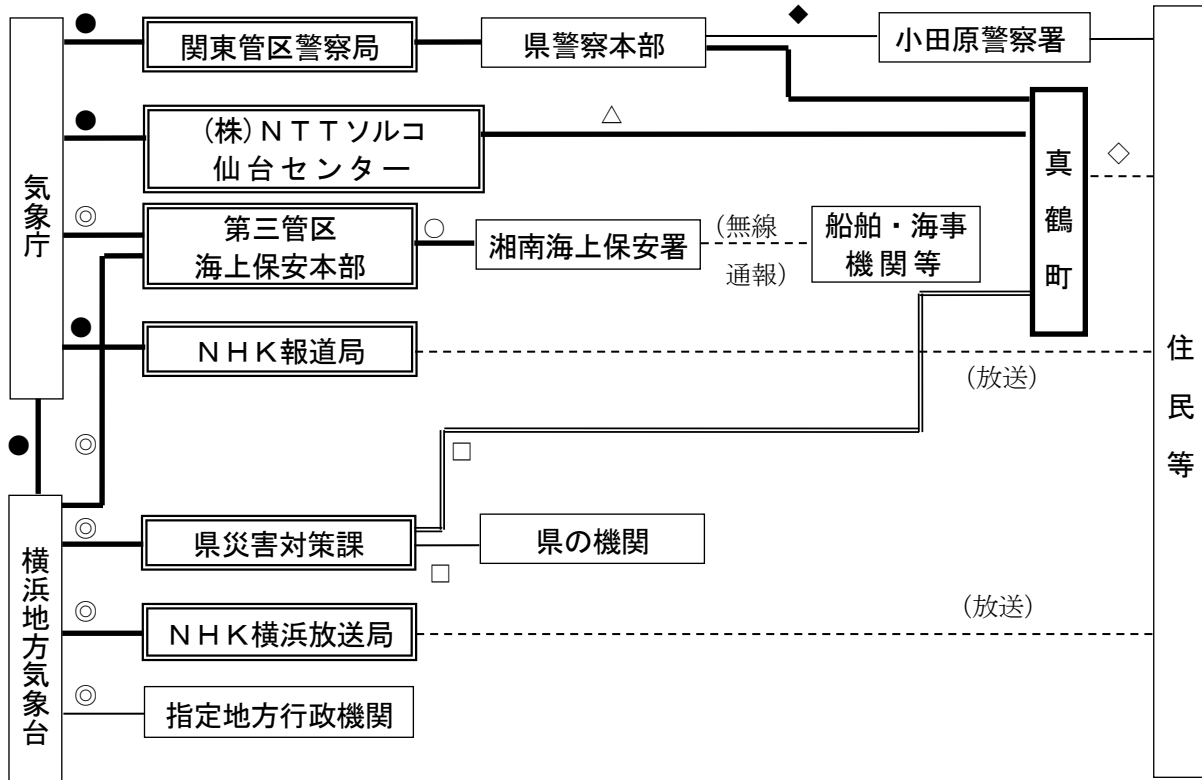
イ 降灰予報

区分	目的	内容
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生の有無によらず定期的(3時間ごと)に発表。 ・噴火が発生したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間ごと18時間先までお知らせする。
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5~10分程度)発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせする。
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20~30分程度で発表する。 ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせする。

ウ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況等を取りまとめたもの	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめたもの	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況を取りまとめた資料。現状及び今後の防災上の留意事項も記載	毎週金曜日
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火の時刻や噴煙高度等の情報	噴火が発生した場合直ちに発表

(2) 噴火警報等の通報及び伝達体制



出典：神奈川県地域防災計画—第3編 火山災害対策編—（平成29年7月）

第2 災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡

災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的
に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等
との連携による通信訓練に積極的に参加する。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 情報連絡体制の整備」を準用する。

2. 救助、救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

町は、消防ポンプ車、救急車その他応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

(2) 消火活動

ア. 町は、平常時から消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努める。

イ. 町は、防火水槽、自然水利利用施設、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材の整備強化を図る。

(3) 医療救護活動

ア. 町及び県は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努める。

イ. 町の医療機関は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

その他、「震災対策編、第1部、第2章、第2節 消防・救援体制の整備」及び「第4節 災害時医療体制の整備」を準用する。

3. 避難誘導

ア. 町は、避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日ごろから町民や観光客等への周知徹底に努める。

イ. 町及び施設の管理者は、高齢者、障がい者（児）等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。

その他、「震災対策編、第1部、第4章、第2節 避難施設の整備」を準用する。

4. 防災知識の普及

(1) 町民等への防災知識の普及

ア. 町は、県及び国と連携して、火山災害について町民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努める。

イ. 町及び県は、被害の及ぶ範囲や避難場所・避難路等防災関係施設の位置、災害時に対応すべき事項等を総合的に表示した火山に関するハザードマップの作成に努めるとともに、地域の実情にあった啓発を行う。

(2) 観光客等への防災知識の普及

町は、観光協会等の関係機関と連携して、溶岩流や火砕流、降灰及び降灰後の降雨による土石流災害等に関する火山防災知識の普及啓発に努める。

(3) 児童・生徒等への防災知識の普及

学校は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。

その他、「震災対策編、第1部、第1章、第1節 防災意識の高揚」を準用する。

第2節 災害時の応急活動計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1. 災害発生による被害情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

2. 応急対策活動情報の連絡

ア. 県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

イ. 町、県及び防災関係機関が行う情報の伝達又は被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線、防災行政通信網等を利用して速やかに行う。

その他、「震災対策編、第2部、第2章、第3節 初動期災害情報収集体制」及び「第4節 被災情報等の収集・報告」並びに「第5節 県への被害情報等の報告」を準用する。

第2 活動体制の確立

1. 町の活動体制

ア. 災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、警戒区域の設定など必要な措置を講じる。

イ. 町長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

ウ. 災害対策本部が設置された場合、その旨を県に報告する。

その他、「震災対策編、第2部、第1章、第1節 活動体制の確立」を準用する。

2. 広域的な応援体制

特に必要があると認めるときは、町長は知事を通じて他市町村長に応援を要請する。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第1節 広域応援要請」を準用する。

3. 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

その他、「震災対策編、第2部、第8章、第2節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

1. 町の救助・救急活動

町、警察及び消防本部は、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第2節 救急救助活動」を準用する。

2. 消火活動

- ア. 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- イ. 必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- ウ. 真鶴町以外が被災した場合には、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

その他、「震災対策編、第2部、第3章、第1節 応急消防活動」を準用する。

3. 医療救護活動

町は必要に応じて、県、医師会及び歯科医師会に対し、医療救護班等の派遣及び負傷者の応急処置を依頼する。

その他、「震災対策編、第2部、第6章、第1節 医療救護活動」を準用する。

第4 避難活動

発災時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難情報の発表又は避難の勧告、指示を行う。

その他、「震災対策編、第2部、第4章、第1節 避難活動」及び「第2節 避難所の開設と運営」を準用する。